

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 6月16日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市山田東3丁目15番6号

商号又は名称 株式会社久保造園土木 吹田支店

代表者氏名 支店長 久保 可奈子

印

21003380

1 委 託 業 務 名	吹田市立豊津第一小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立豊津第一小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 6月17日 から 令和 3年 7月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	8	5	2	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	3	2	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立豊津第一小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立豊津第一小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
カイズカイブキ	C=46~60cm	剪定	28本	道路側の交通標識・電線付近まではみ出した徒長枝及び運動場フェンス内側30cm内の高木の強剪定 図面①
	C=61~80cm	剪定	15本	
	C=81~100cm	剪定	6本	

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年6月17日から令和3年7月30日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

## 5 その他

交通誘導員の配置及び道路使用許可手続きに係る費用については受託者の負担とする。





収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 6月30日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市五月が丘南17番7号

商号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店

代表者氏名 支店長 前田 智恵子

印

21003706

1 委 託 業 務 名	吹田市立千里第二小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立千里第二小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 7月 1日 から 令和 3年10月31日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	4	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	0	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立千里第二小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立千里第二小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
グミ	H=3.0m C=0.3m W=2.0m	伐採	1本	地際以下 図面①
	H=4.0m C=1.0m W=5.0m	伐採	1本	地際以下 図面②
ネズミモチ	H=3.5m	伐採	1本	地際以下 図面③
クスノキ	H=3.5m	伐採	1本	地際以下 図面④
カシ株立	H=5.0m	伐採	3本	地際以下 図面⑤⑥⑦
トベラ	H=1.5m	伐採	1本	地際以下 図面⑧
実生木	約 50 m <sup>2</sup>	撤去	1式	図面⑨

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

4 作業時期

令和3年7月1日から令和3年10月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

5 その他

枝の一部が学校と隣接する民家の敷地内まで伸びているため、事前に民家とも調整のうえ業務を行うこと。



収入  
印紙

# 請書

令和 3年 7月 5日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市山田東3丁目15番6号

商号又は名称 株式会社久保造園土木 吹田支店

代表者氏名 支店長 久保 可奈子

印

21003804

1 委託業務名	吹田市立佐竹台小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立佐竹台小学校														
3 履行期間	令和 3年 7月 6日 から 令和 3年 8月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	7	4	9	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	5	9	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立佐竹台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立佐竹台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=190cm	剪定	1本	剪定する枝は学校と要調整 図面①
サクラ	C=153cm	伐採	1本	地際以下 図面②

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

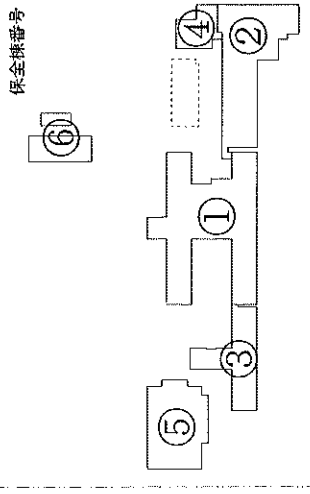
## 4 作業時期

令和3年6月00日から令和3年8月00日までとする。

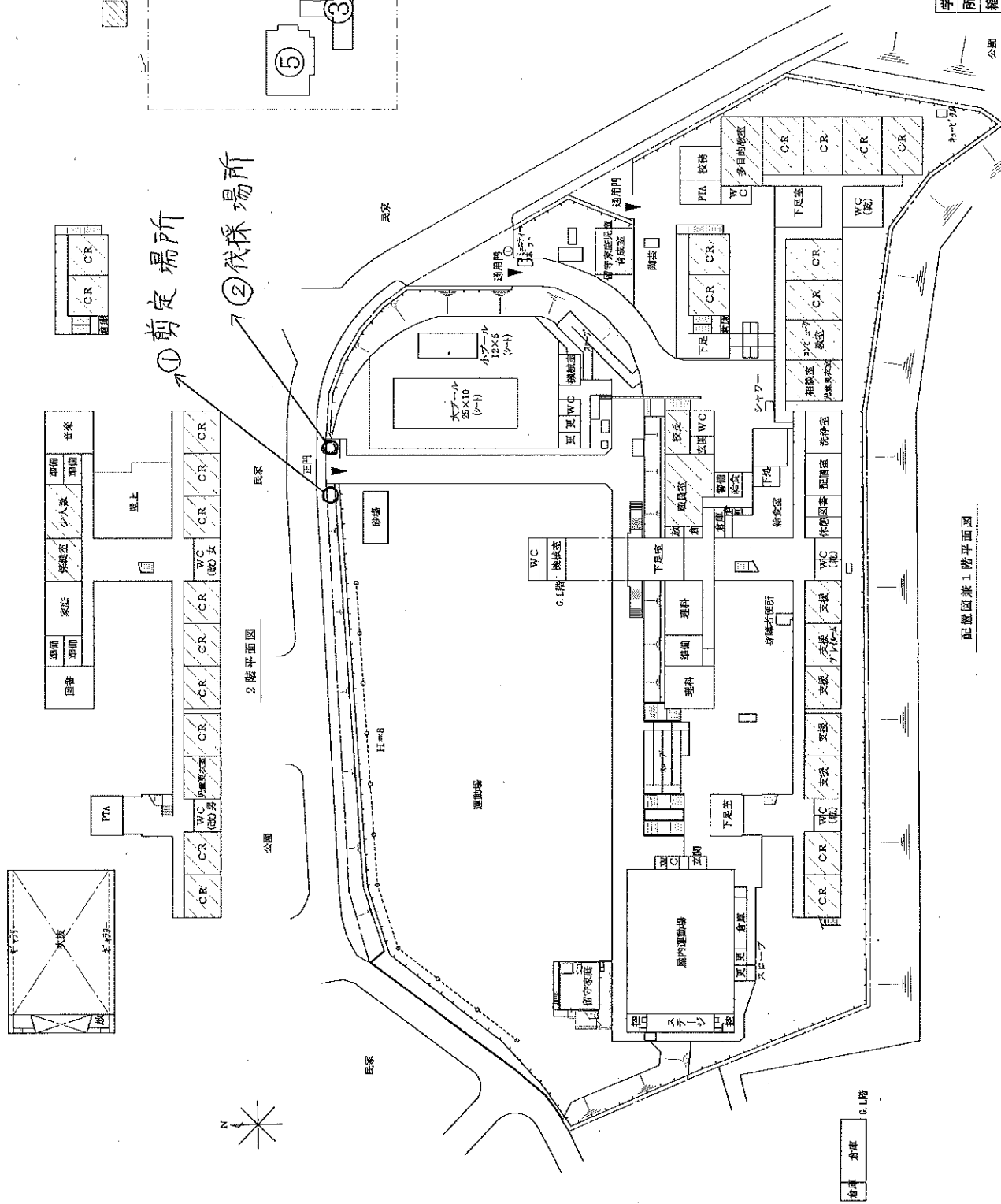
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

- ( ) 内は台帳採番号
- ① (1-1~1-6)
  - ② (4-1~4-2)
  - ③ (2-1~2-2)
  - ④ (3-1~3-2)
  - ⑤ (12/13)

エアコン設置教室



① 剪定場所  
② 伐採場所



2階平面図

配置図兼1階平面図

学校名	吹田市立佐竹台小学校
所在地	吹田市佐竹台4丁目12番1号
縮尺	番号 29

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 7月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市山田東3丁目15番6号

商号又は名称 株式会社久保造園土木 吹田支店

代表者氏名 支店長 久保 可奈子

印

21003905

1 委 託 業 務 名	吹田市立津雲台小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立津雲台小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 7月 9日 から 令和 3年 9月10日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	8	2	2	7	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	6	5	7	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



## 吹田市立津雲台小学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立津雲台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ネムノキ	C=110cm	剪定	1本	強剪定（ツルも除去） 図面①
ポプラ	C=30cm	伐採	1本	地際以下 図面②
セイヨウバクチノキ		剪定	2本	剪定（フェンスから出ている部分のみ50cm中で） 図面③⑤
サクラ ひこばえ		除去	2本	ひこばえ除去 図面④⑥
ネズミモチ等		伐採	1式	フェンス付近の実生（中木）などすべて伐採 図面⑦
ヤマナラシ	C=65cm	伐採	1本	隣接保育園倉庫上に枝あり 図面⑧

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

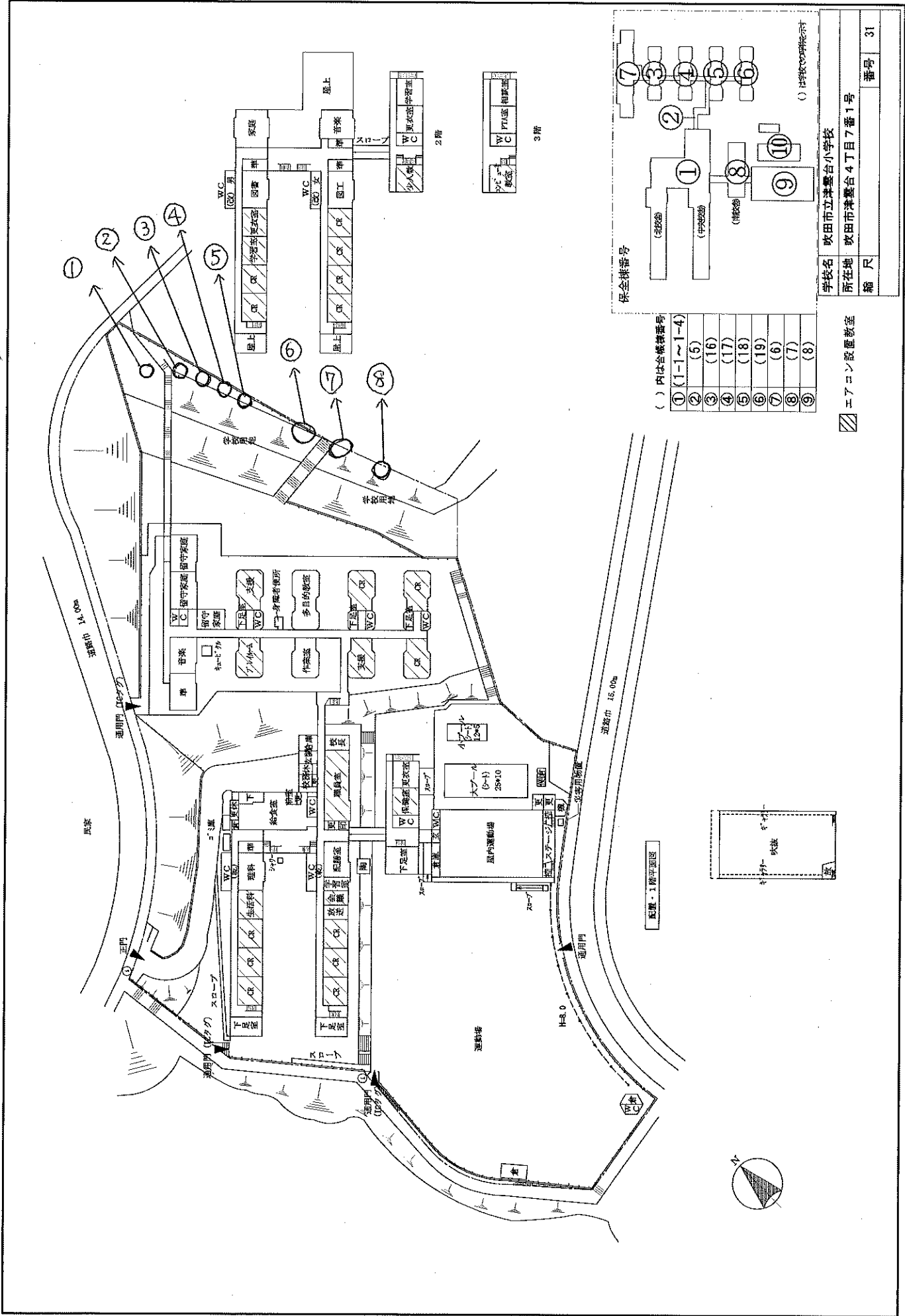
4 作業時期

令和3年7月9日から令和3年9月10日までとする。

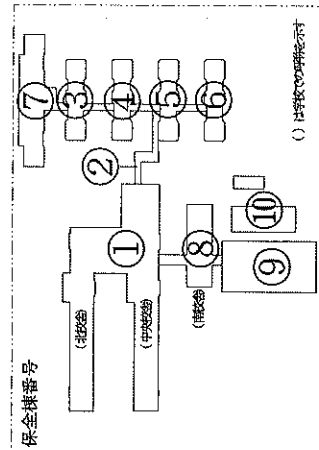
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

5 その他

学校と隣接する保育園及び老人保健施設の運営等に支障をきたさないよう、事前に調整のうえ作業を行うこと。

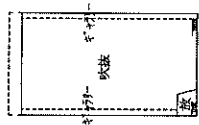


- ( ) 内は合帳番号
- ① (1-1~1-4)
  - ② (5)
  - ③ (16)
  - ④ (17)
  - ⑤ (18)
  - ⑥ (19)
  - ⑦ (6)
  - ⑧ (7)
  - ⑨ (8)

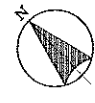


学校名	吹田市立津雲台小学校
所在地	吹田市津雲台4丁目7番1号
縮尺	
番号	31

エアコン設置教室



風庫-1階平面図





# 吹田市立豊津第一小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立豊津第一小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

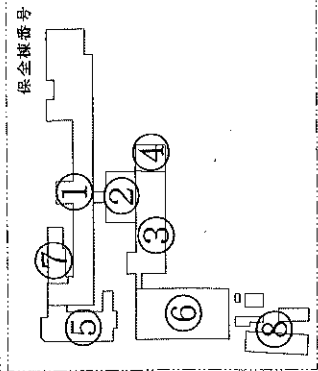
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
キョウチクトウ	H=2.0m	伐採	5本	図面①②③④⑤
ムクゲ	H=2.0m	伐採	1本	図面⑥
カイズカイブキ	C=0.48～ 0.56m	伐採	4本	図面⑦⑧⑨⑩

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

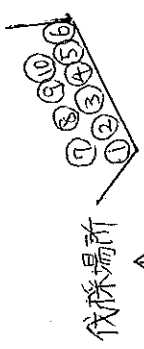
## 4 作業時期

令和3年6月30日から令和3年7月30日までとする。

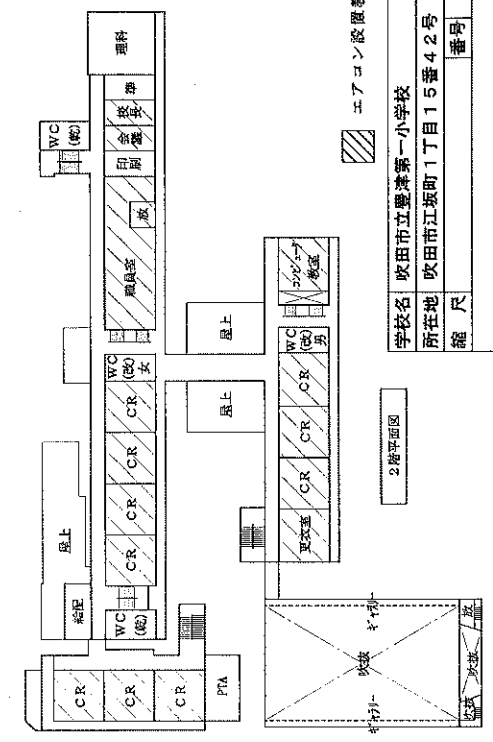
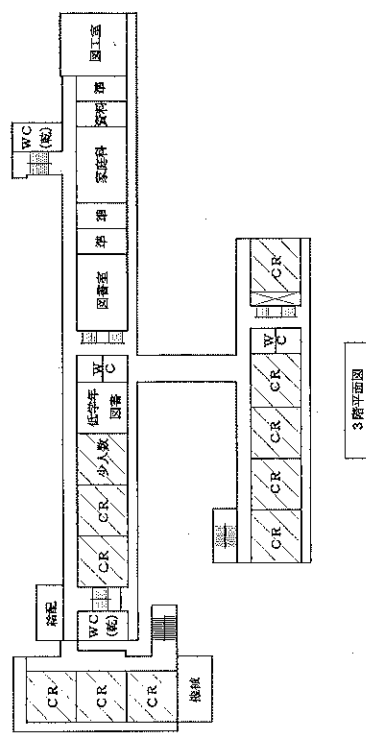
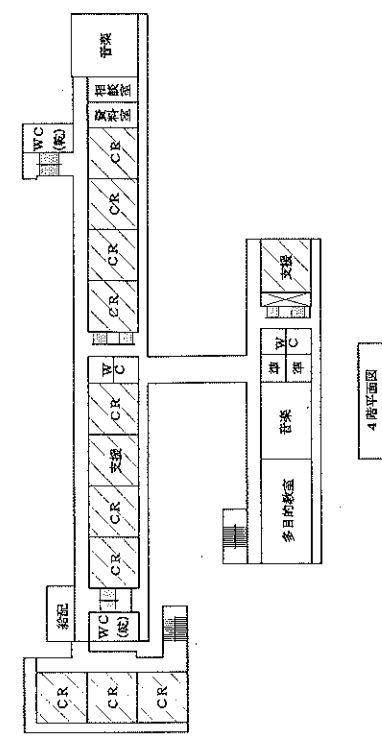
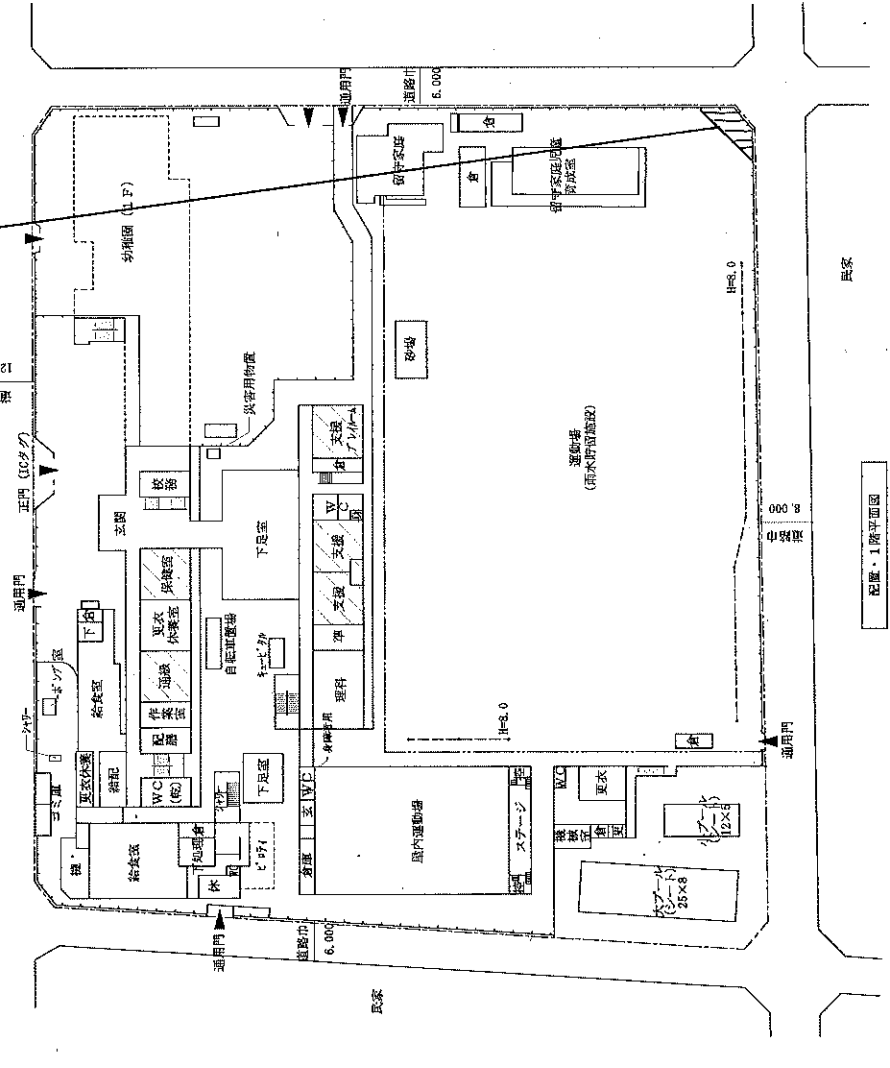
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



- 係全棟番号
- ( ) 内は各棟番号
- ① (11-1~11-2/11-7)
  - ② (12-1~12-2)
  - ③ (13-1~13-3)
  - ④ (18)
  - ⑤ (21)
  - ⑥ (14)
  - ⑦ (19)



伐採場所



エフコロン仮履教室

学校名 吹田市立豊津第一小学校  
所在地 吹田市江坂町1丁目15番42号  
縮尺 番号 15

配置・1階平面図



# 請書

令和 3年 6月 4日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号

商号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店

代表者氏名 支店長 諸藤 延由



21003095

1 委託業務名	吹田市立吹田東小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立吹田東小学校														
3 履行期間	令和 3年 6月 7日 から 令和 3年 7月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	7	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	4	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立吹田東小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立吹田東小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
サクラ	C=147cm	伐採	1本	地際以下 図面①
プラタナス	C=85cm	伐採	1本	地際以下 図面②

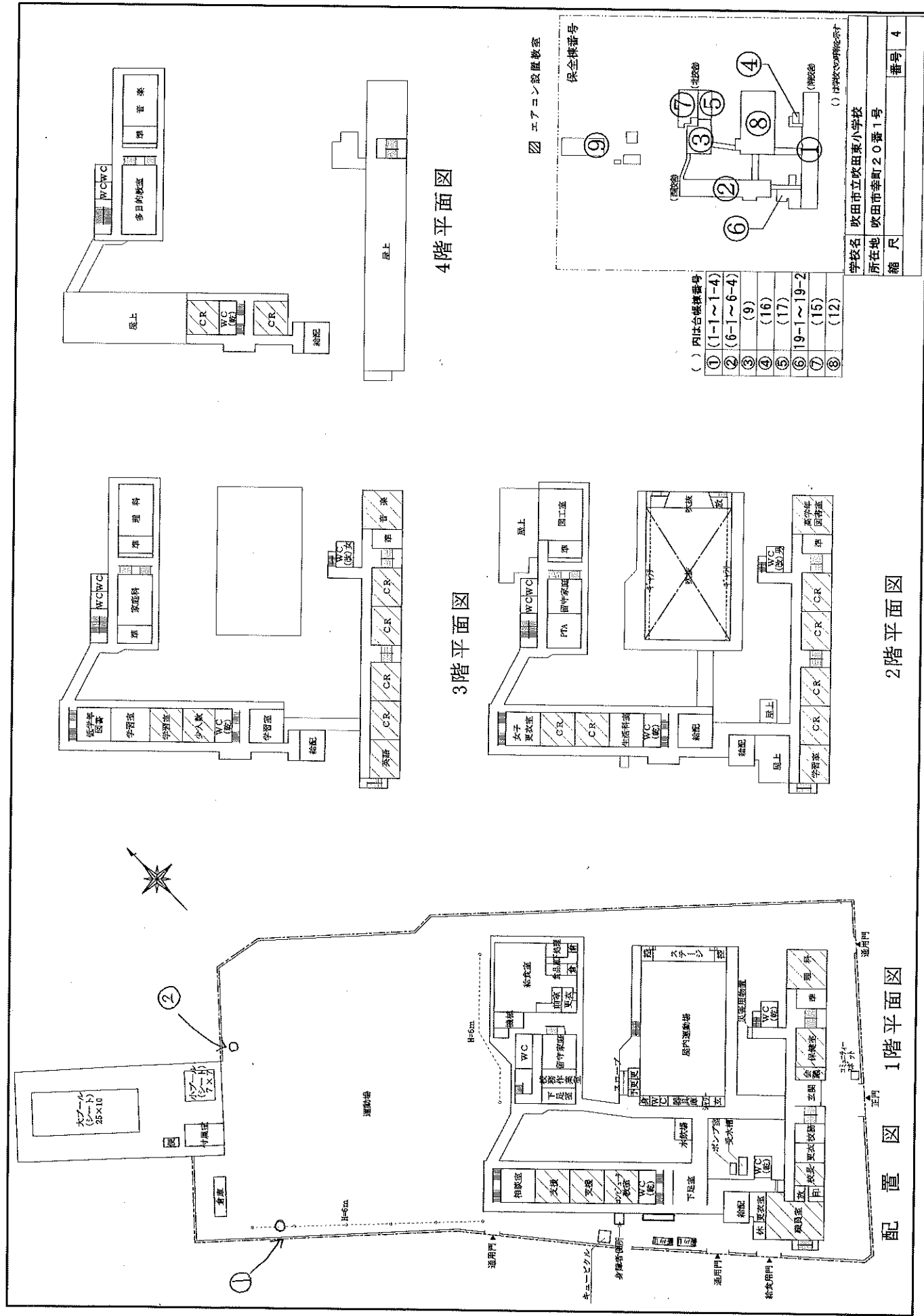
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年6月7日から令和3年7月30日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。





配置図 1階平面図

2階平面図

3階平面図

4階平面図

- ( ) 内仕台帳番号  
 ① (1-1~1-4)  
 ② (6-1~6-4)  
 ③ (9)  
 ④ (16)  
 ⑤ (17)  
 ⑥ 19-1~19-2  
 ⑦ (15)  
 ⑧ (12)
- ( ) 内仕台帳番号  
 ⑨ エアコン設置教室  
 保安棟番号

学校名	吹田市立吹田東小学校
所在地	吹田市幸町20番1号
箱尺	番号 4

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 6月 4日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号

商号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店

代 表 者 氏 名 支店長 諸藤 延由



21003097

1 委 託 業 務 名	吹田市立吹田南小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立吹田南小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 6月 7日 から 令和 3年 7月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	9	0	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	5	5	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立吹田南小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立吹田南小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

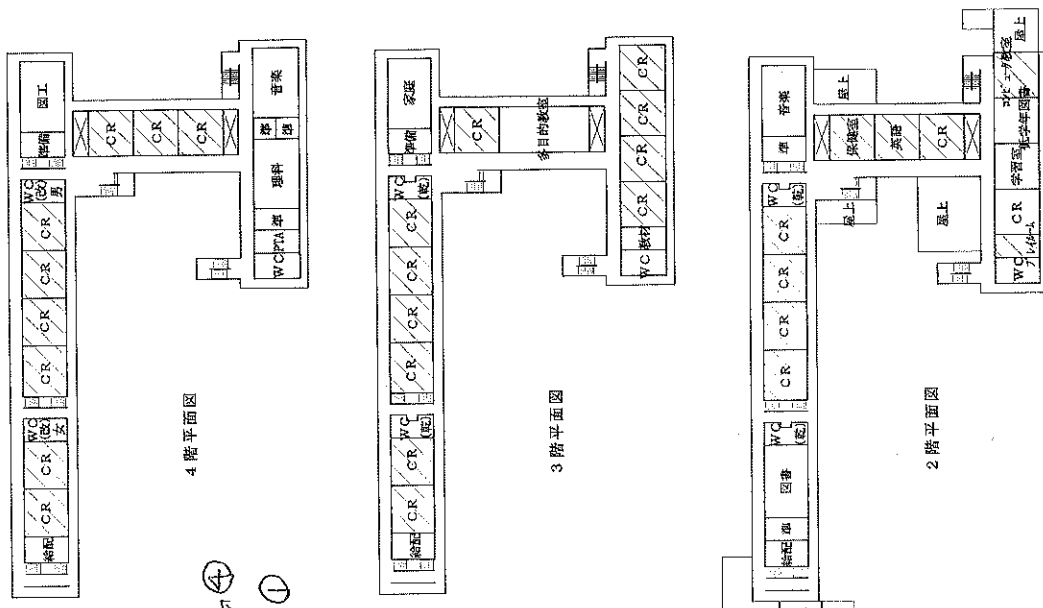
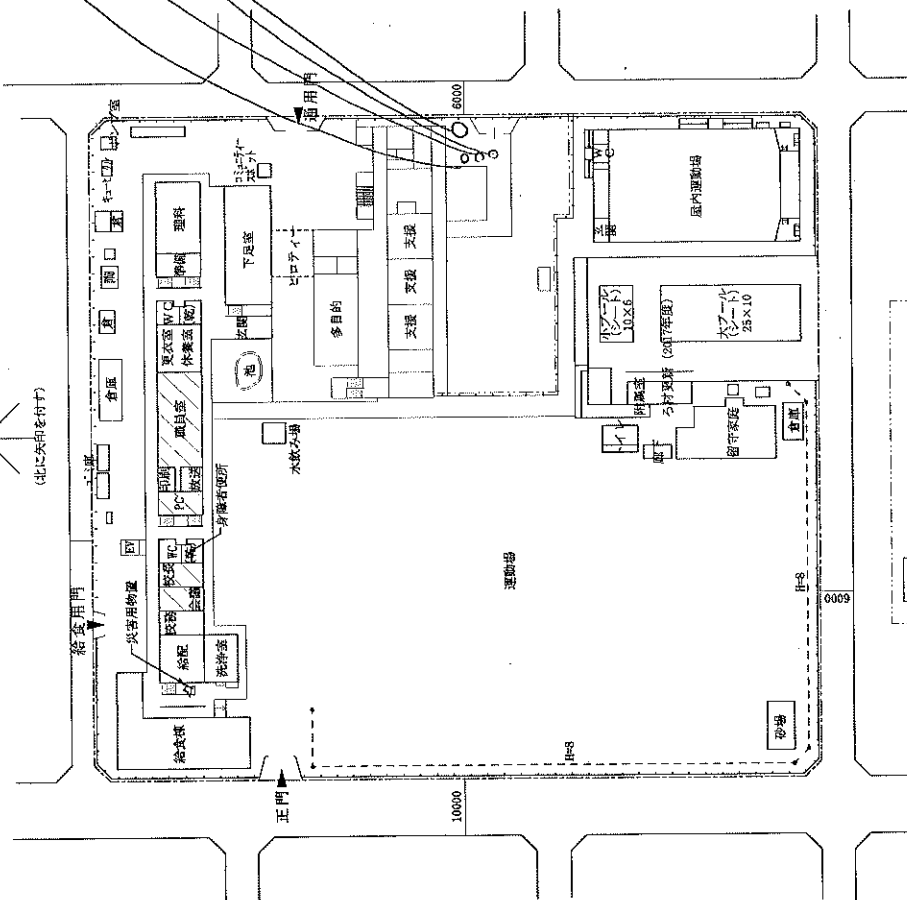
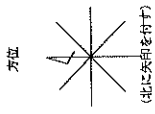
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=155cm	伐採	1本	地際以下 図面①
シュロ	C=50cm	伐採	1本	地際以下 図面②
	C=50cm	伐採	1本	地際以下 図面③
	C=35cm	伐採	1本	地際以下 図面④

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年6月7日から令和3年7月30日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



エエエエエエエエエエ

- ( ) 内は台帳様番号
- ① (1-1~1-4)
  - ② (9-1~9-2)
  - ③ 12-1~12-2
  - ④ (13)
  - ⑤ (8)

供え供え供え

学校名	吹田市立吹田南小学校
所在地	吹田市南吹田5丁目12番1号
縮尺	番号 5

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 7月 5日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市内本町 3丁目 19番 9号

商号又は名称 株式会社北大阪ガーデン

代表者氏名 代表取締役 砂子 滋

印

21003801

1 委 託 業 務 名	吹田市立山手小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立山手小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 7月 6日 から 令和 3年 8月31日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	6	6	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	2	4	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立山手小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立山手小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

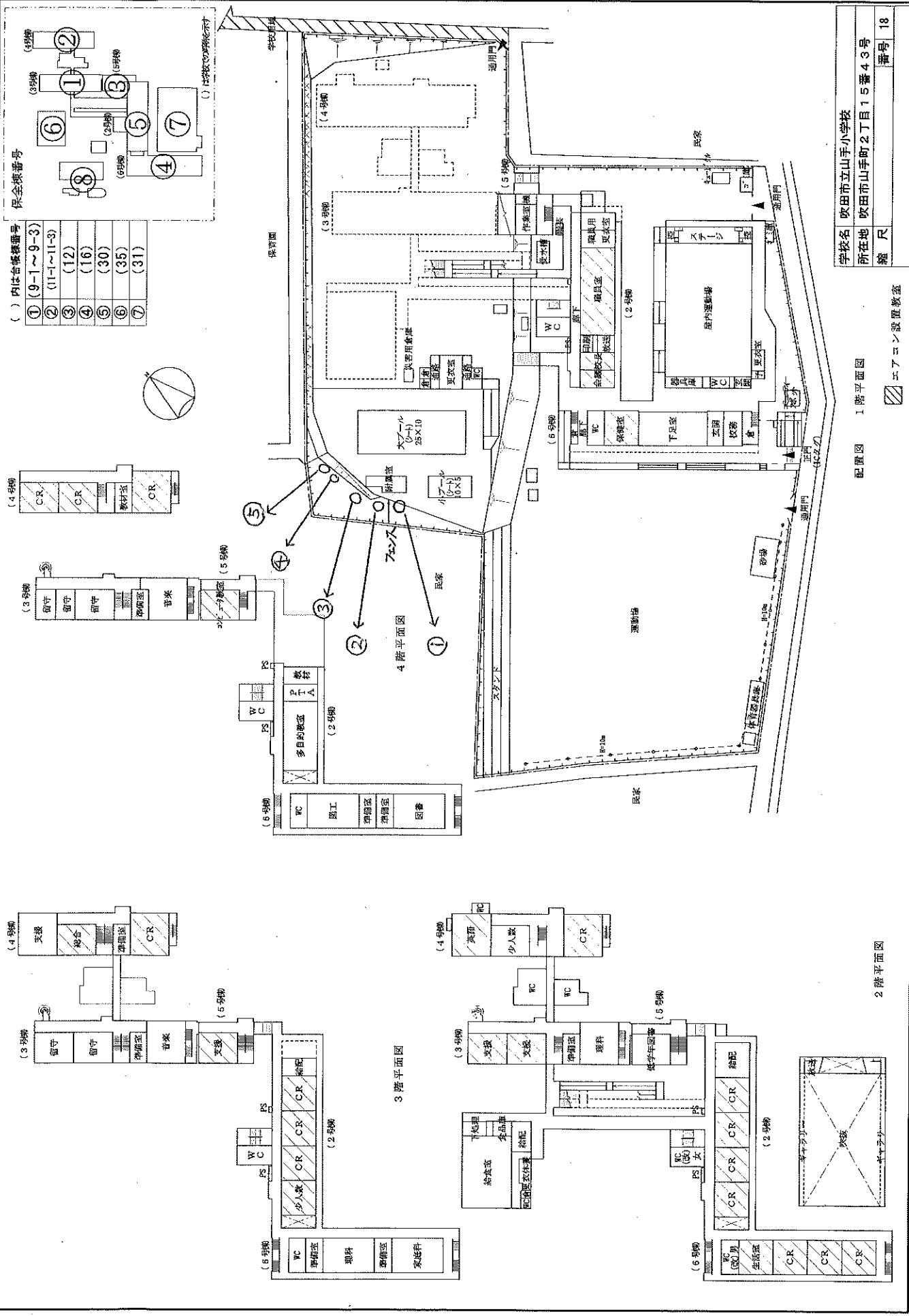
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ネズミモチ	C=95cm	伐採	1本	地際以下 図面①
クスノキ	C=67cm	伐採	1本	地際以下 図面②
クスノキ	C=130cm	伐採	1本	地際以下 図面③
シュロ	C=45cm	伐採	1本	地際以下 図面④
クスノキ	C=65cm	伐採	1本	地際以下 図面⑤

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年7月6日から令和3年8月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



内仕台帳番号

①	(9-1~9-3)
②	(11-1~11-3)
③	(12)
④	(16)
⑤	(30)
⑥	(35)
⑦	(31)

安全棟番号

①	(3号棟)
②	(2号棟)
③	(5号棟)
④	(6号棟)
⑤	(7号棟)
⑥	(8号棟)
⑦	(9号棟)

( ) は教室の増設を示す

学校名 吹田市立山手小学校  
 所在地 吹田市山手町2丁目15番43号  
 縮尺 番号 18

配置図 1階平面図  
 ① エレクトロニクス設置教室

2階平面図

3階平面図

4階平面図



# 請書

令和 3年 7月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代表者氏名 代表取締役 虎谷 コイ子



21003894

1 委託業務名	吹田市立岸部第一小学校樹木剪定等業務															
2 場所	吹田市立岸部第一小学校															
3 履行期間	令和 3年 7月 9日 から 令和 3年 9月10日 まで															
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
											¥	6	6	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	6	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立岸部第一小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立岸部第一小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

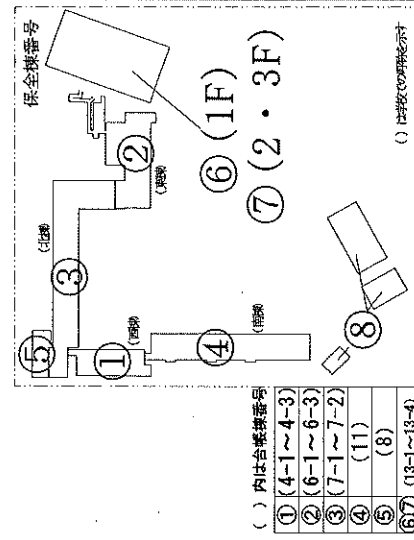
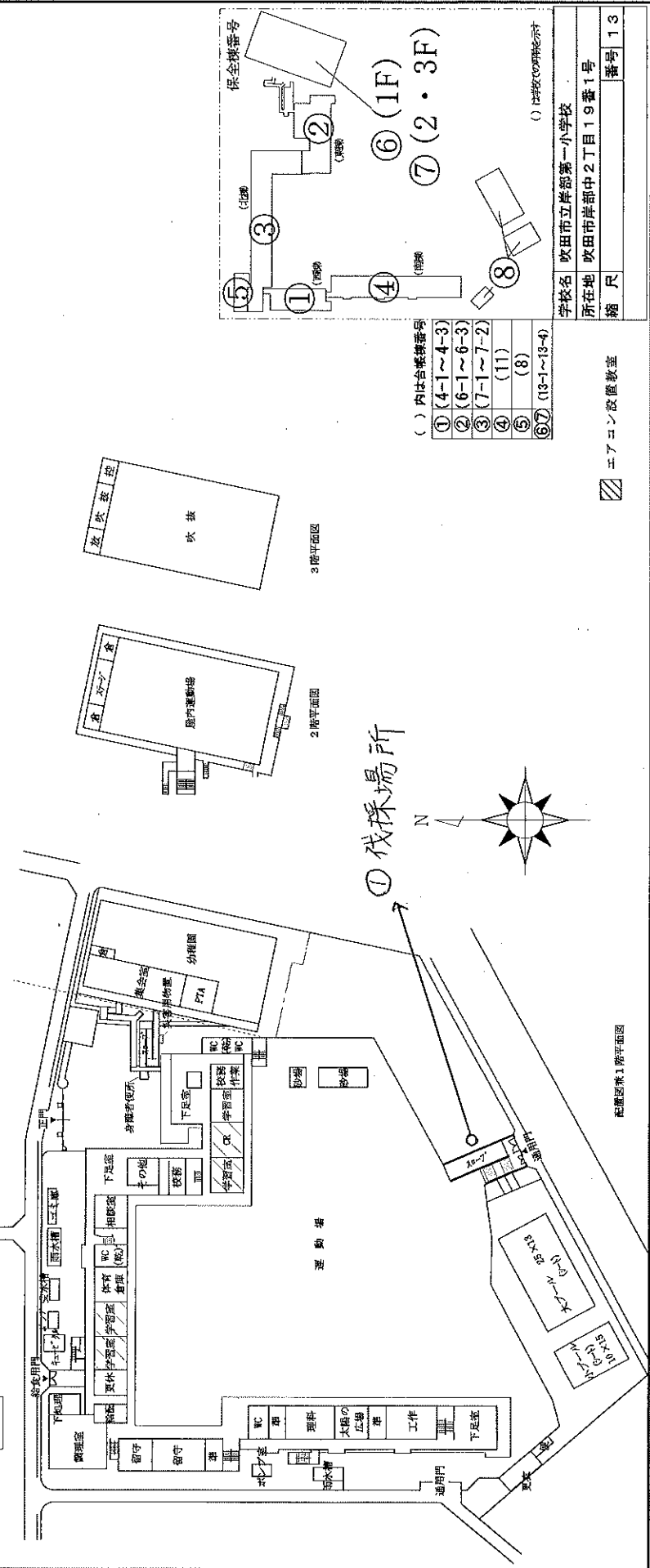
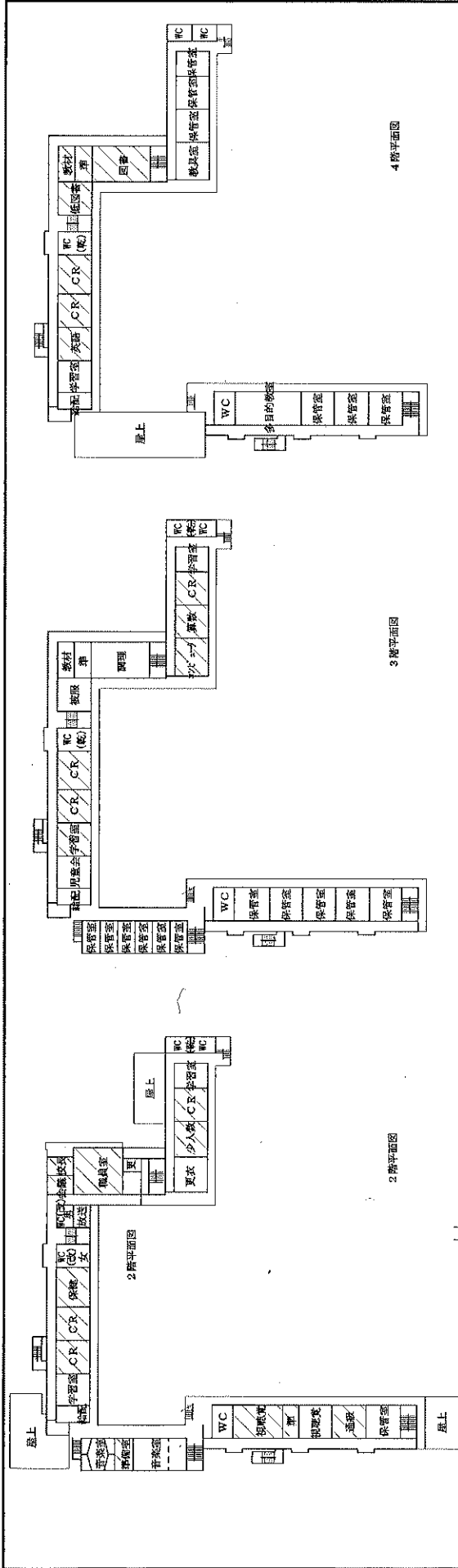
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
サクラ	C=81cm	伐採	1本	地際以下 図面①

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年7月9日から令和3年9月10日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



- ( ) 内は台帳機番号
- ① (4-1~4-3)
  - ② (6-1~6-3)
  - ③ (7-1~7-2)
  - ④ (11)
  - ⑤ (8)
  - ⑥⑦ (13-1~13-4)

( ) 出校の場所を示す

学校名	吹田市立岸部第一小学校
所在地	吹田市岸部中2丁目19番1号
縮尺	番号 1:3

エアコン設置教室

配置図第1階平面図



# 請書

令和 3年 7月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代表者氏名 代表取締役 虎谷 コイ子



21003900

1 委託業務名	吹田市立吹田第三小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立吹田第三小学校														
3 履行期間	令和 3年 7月 9日 から 令和 3年 9月10日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立吹田第三小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立吹田第三小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=205cm C=200cm C=170cm C=214cm	剪定	4本	強剪定 図面①②③④
マキ	C=58cm C=64cm	剪定	2本	図面⑤⑥
エノキ	C=87cm	伐採	1本	地際以下 図面⑦
ビワ	C=73cm	剪定	1本	強剪定 図面⑧

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年7月9日から令和3年9月10日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



収入  
印紙

# 請書

令和 3年 7月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市春日2丁目2番16号

商号又は名称 株式会社寺前造園

代表者氏名 代表取締役 寺前 昭二郎

印

21003903

1 委託業務名	吹田市立千里第三小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立千里第三小学校														
3 履行期間	令和 3年 7月 9日 から 令和 3年 9月10日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	7	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	4	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立千里第三小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立千里第三小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
カイズカイブキ	C=62~77cm	伐採	1 本	地際以下 図面①
ケヤキ	C=170cm	剪定	1 本	強剪定 天止め 図面②
	C=140cm	剪定	1 本	強剪定 天止め 図面③
サクラ	C=150cm	伐採 剪定	1 本	民家側伐採 学校側剪定 図面④
サクラ	C=120cm	伐採 剪定	1 本	民家側伐採 学校側剪定 図面⑤
ヒマラヤスギ		撤去	2 本	防球ネットに引っかかっている枝の撤去 図面⑥

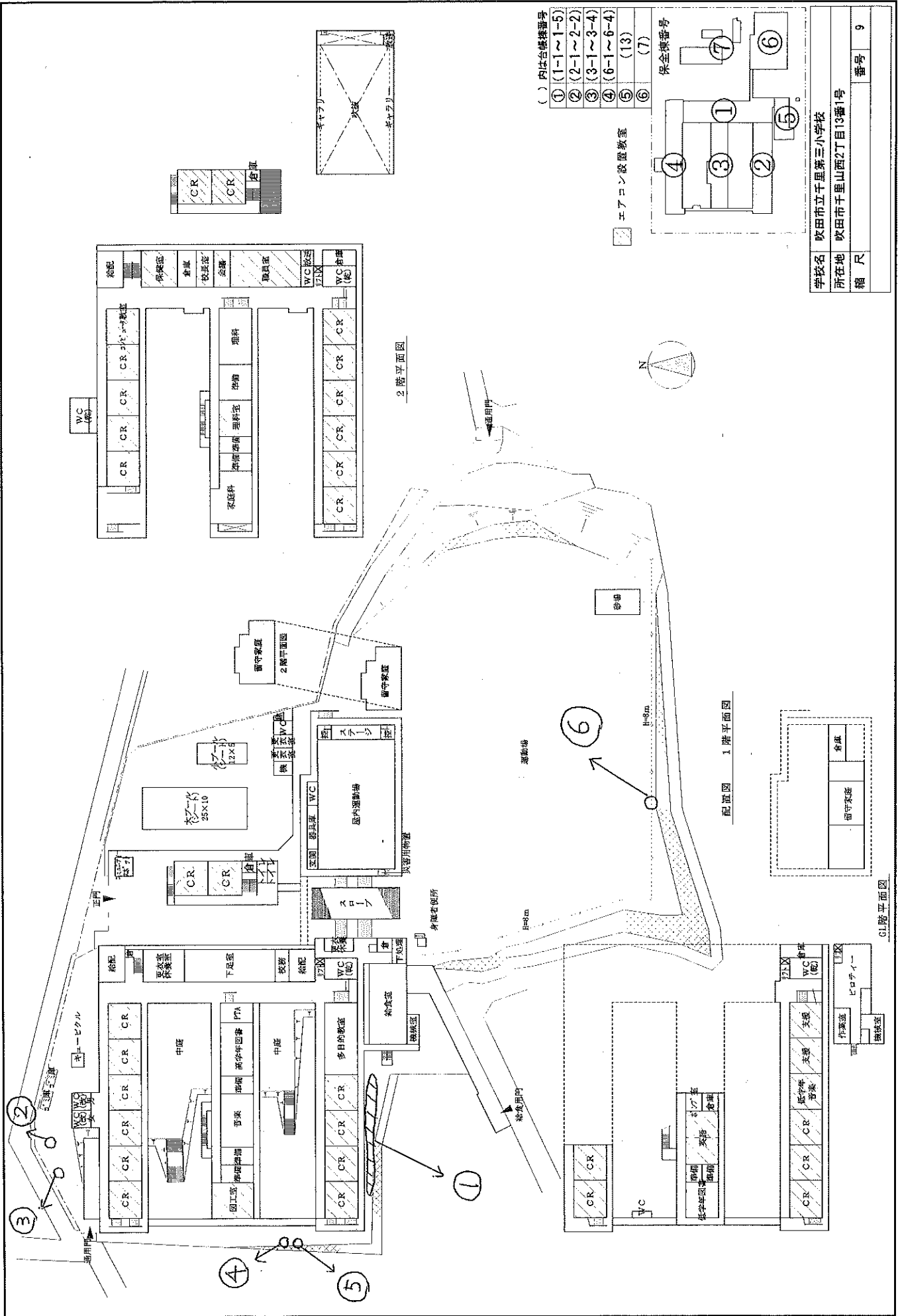
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

#### 4 作業時期

令和3年7月9日から令和3年9月10日までとする。

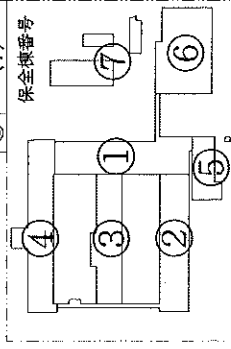
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。





- ( ) 内は台帳標番号
- ① (1-1~1-5)
  - ② (2-1~2-2)
  - ③ (3-1~3-4)
  - ④ (6-1~6-4)
  - ⑤ (13)
  - ⑥ (7)

エフエコー設置教室



学校名	吹田市立千里第三小学校
所在地	吹田市千里山西2丁目13番1号
箱尺	番号 9

2階平面図

配置図 1階平面図

G1階平面図



# 請書

令和 3年 8月31日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市藤が丘町34番5号

商号又は名称 グリーンワークス株式会社

代表者氏名 代表取締役 久保 俊恵



21004719

1 委託業務名	吹田市立片山小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立片山小学校														
3 履行期間	令和 3年 9月 1日 から 令和 3年10月29日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	5	9	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	4	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立片山小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立片山小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

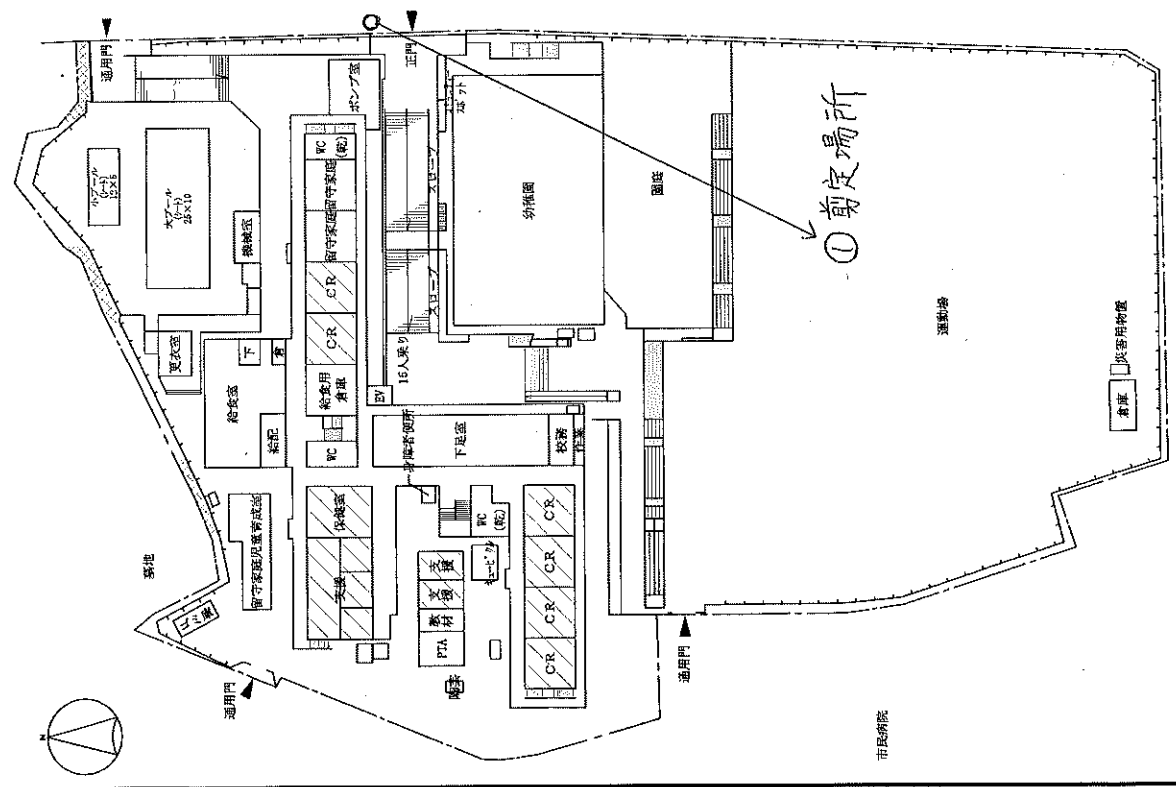
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
センペルセコイア	C=230cm	剪定	1本	北側電柱の高さに天止めかつ樹種にあった剪定 図面①

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

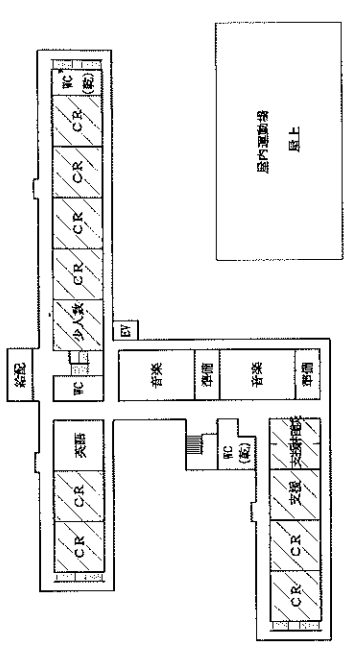
## 4 作業時期

令和3年9月1日から令和3年10月29日までとする。

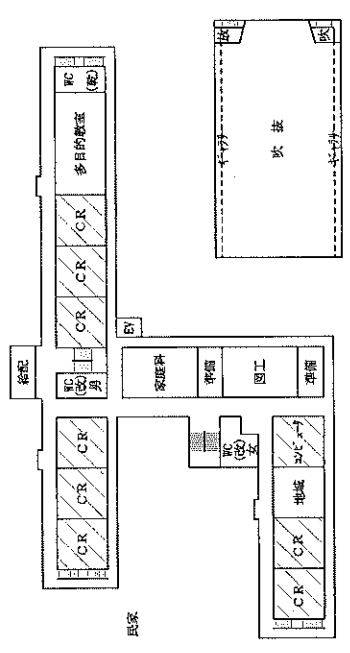
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



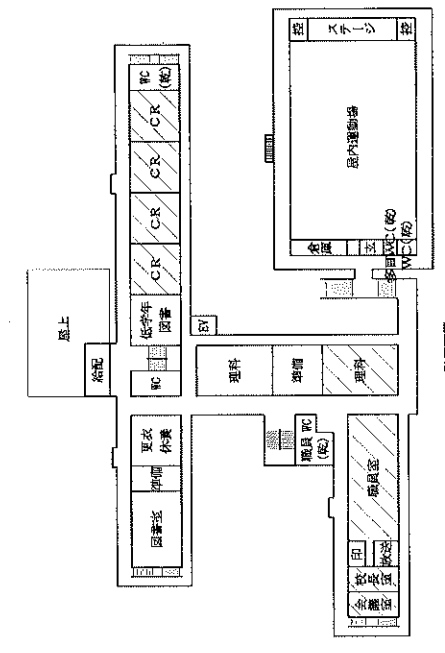
配膳図 1階平面図



4階平面図



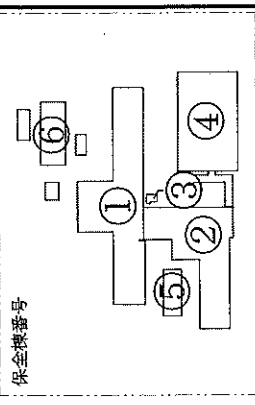
3階平面図



2階平面図

エアコン設置教室

- ( ) 内は台帳棟番号
- ① (1)
  - ② (4)
  - ③ (11)
  - ④ (2)
  - ⑤ (9)



保安棟番号

学校名 吹田市立片山小学校  
 所在地 吹田市朝日が丘町16番1号  
 縮尺 \_\_\_\_\_ 番号 19

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 8月 2日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代 表 者 氏 名 代表取締役 虎谷 コイ子

印

21004248

1 委 託 業 務 名	吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立藤白台小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 8月 3日 から 令和 3年10月29日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	6	1	9	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	2	9	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立藤白台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

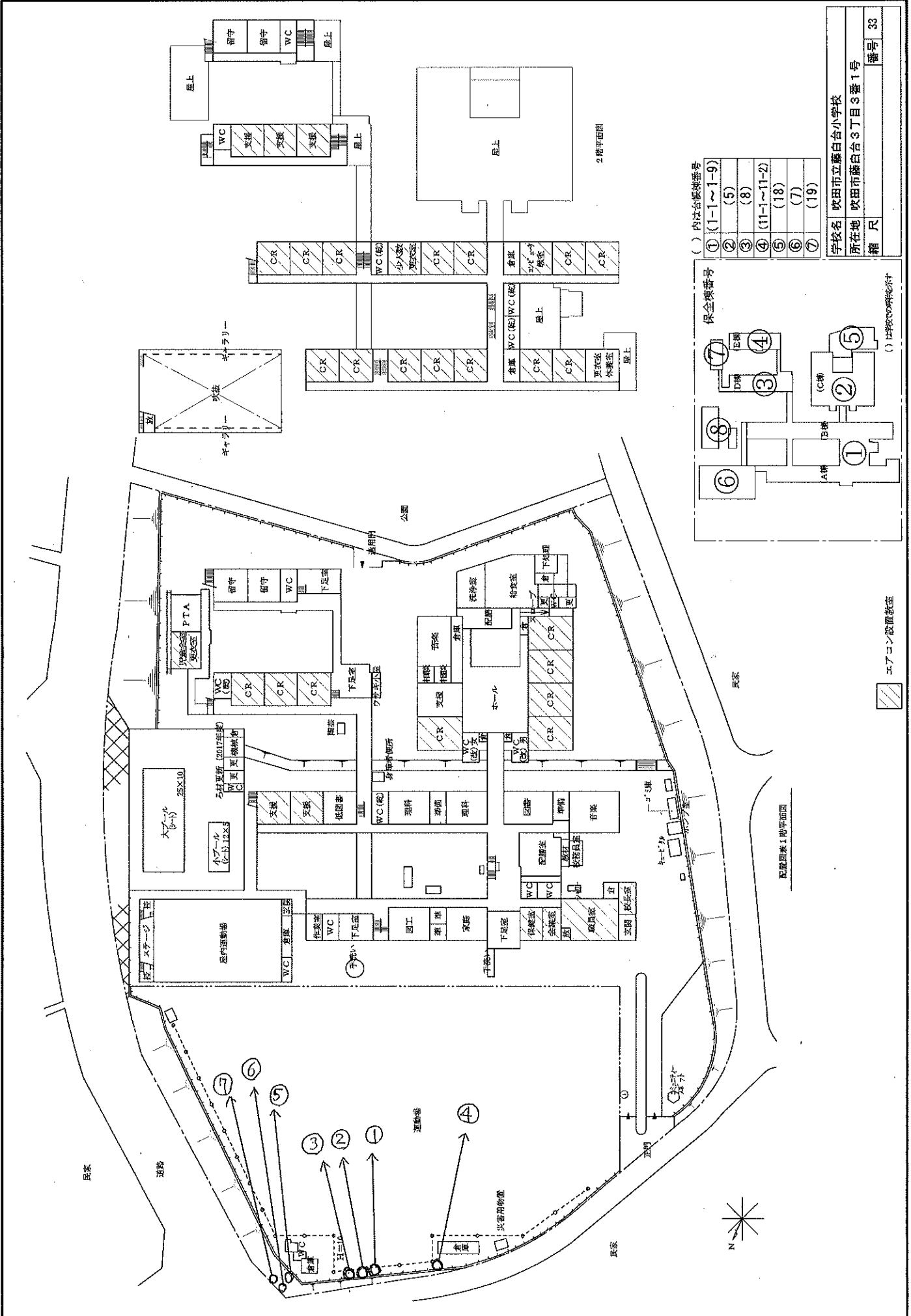
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
スダジイ	C=210cm	剪定	1本	樹勢にあった剪定を基本とし、混み合っている枝やフェンスから出ている枝も切る。 図面①②③
	C=140cm		1本	
	C=160cm		1本	
サクラ	C=222cm	剪定	1本	強剪定かつ、フェンスから出ている枝をフェンス内側から切る。 図面④
	C=112cm		1本	強剪定 図面⑤
	C=87cm		1本	天止めかつ、道路側へ出ている枝を切る。 図面⑥⑦
	C=47cm		1本	

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

#### 4 作業時期

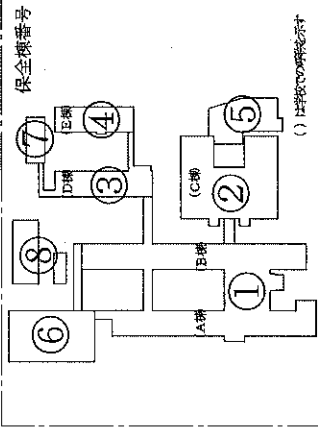
令和3年8月3日から令和3年10月29日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



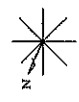
( ) 内は台帳別番号

- ① (1-1~1-9)
- ② (5)
- ③ (8)
- ④ (11-1~11-2)
- ⑤ (18)
- ⑥ (7)
- ⑦ (19)



学校名	吹田市立藤白台小学校
所在地	吹田市藤白台3丁目3番1号
箱尺	番号 33

エアコン設置箇所



配線図兼1階平面図

2階平面図





# 請書

令和 3年 9月30日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市竹谷町6番17号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代表者氏名 代表取締役 虎谷 コイ子



21005536

1 委託業務名	吹田市立千里たけみ小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立千里たけみ小学校														
3 履行期間	令和 3年 9月30日 から 令和 3年10月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	8	2	6	7
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	2	9	7	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立千里たけみ小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立千里たけみ小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	寸法など	作業区分	本数	備考
ヒラドツツジ	H=190cm 15 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面①
ヒラドツツジ	H=190cm 13 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面②
ヒラドツツジ	H=130cm 3 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面③
ヒラドツツジ	H=160cm 9 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面④
ヒラドツツジ	H=190cm 15 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面⑤
ヒラドツツジ	H=190cm 15 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面⑥
ヒラドツツジ	H=220cm 11 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面⑦
クチナシ	H=210cm 10 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面⑧
ヒラドツツジ	H=220cm 18 m <sup>2</sup>	伐採	1本	地際以下 図面⑨

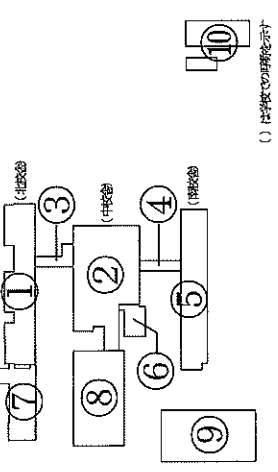
ヒラドツツジ	H=130cm 3 m <sup>2</sup>	伐採	1 本	地際以下 図面⑩
クチナシ	H=160cm 10 m <sup>2</sup>	伐採	1 本	地際以下 図面⑪
ヒラドツツジ	H=130cm 9 m <sup>2</sup>	伐採	1 本	地際以下 図面⑫
ヒラドツツジ	H=150cm 5 m <sup>2</sup>	伐採	1 本	地際以下 図面⑬
アキニレ	C=100cm	伐採	1 本	地際以下 図面⑭
アキニレ	C=51cm	伐採	1 本	地際以下 図面⑮
アキニレ	C=52cm	伐採	1 本	地際以下 図面⑯
アキニレ	C=42cm	伐採	1 本	地際以下 図面⑰
サンゴジュ	C=65cm	伐採	1 本	地際以下 図面⑱

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

#### 4 作業時期

令和3年9月30日から令和3年10月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



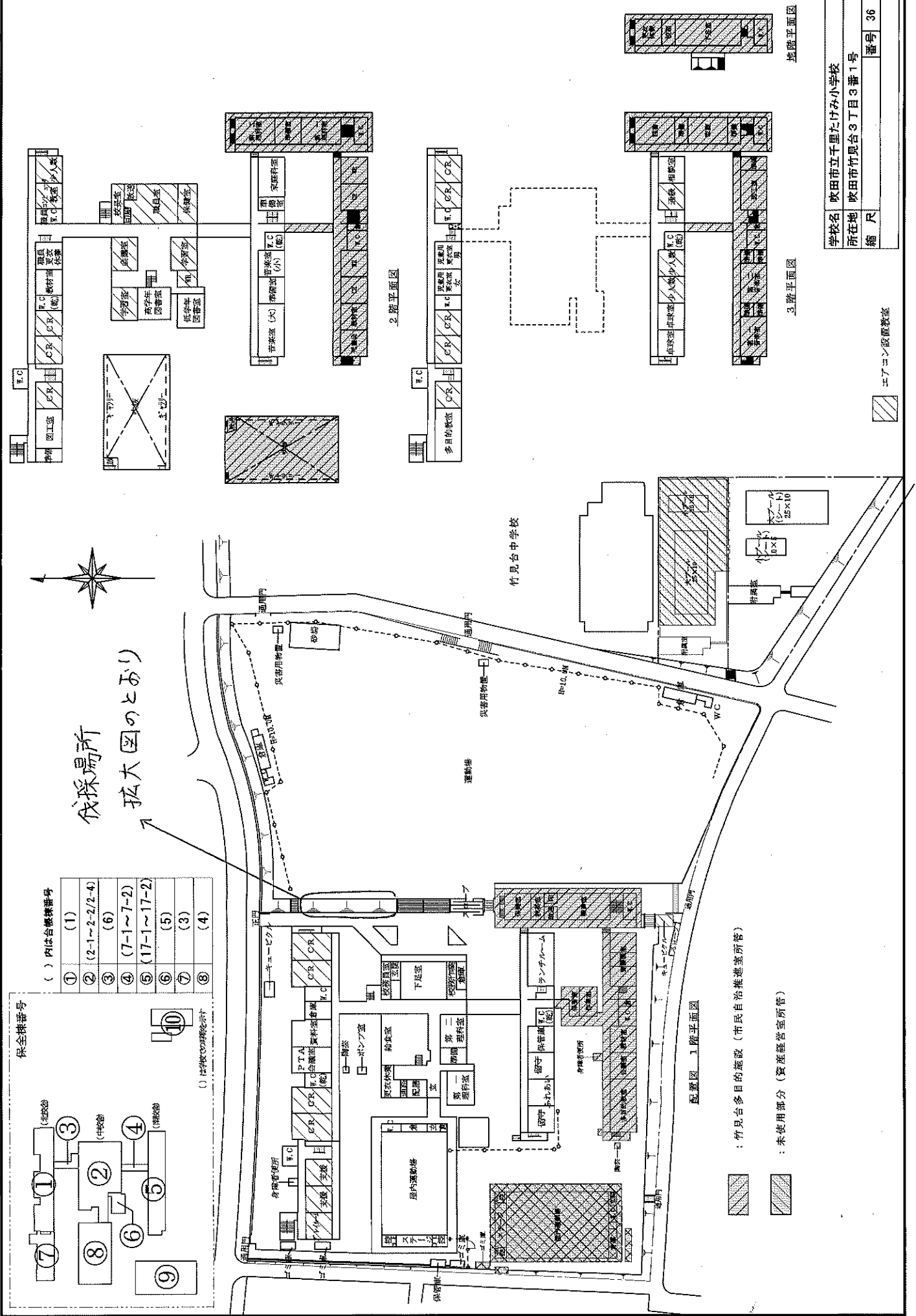
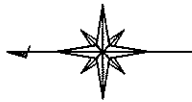
保全棟番号

( ) 内は台帳番号

①	(1)
②	(2-1~2-2/2-4)
③	(6)
④	(7-1~7-2)
⑤	(17-1~17-2)
⑥	(5)
⑦	(3)
⑧	(4)

( ) は校舎の階数を示す

伐採場所  
拡大図のとおり



学校名	吹田市立千里大けみ小学校
所在地	吹田市竹見台3丁目3番1号
箱尺	番号 36

エアコン設置数



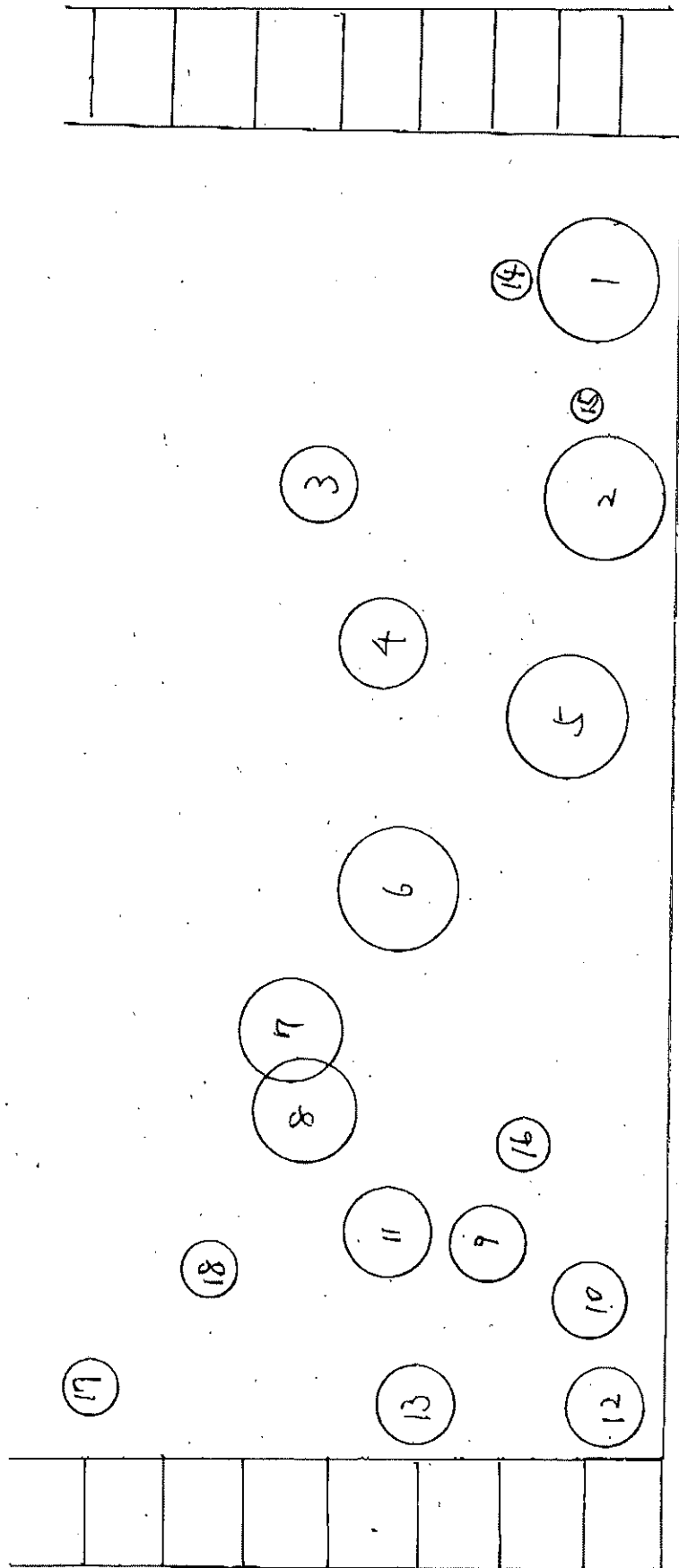
配膳図 1階平面図  
2階平面図  
3階平面図  
地階平面図

正門



千里たけみ小学校樹木剪定等業務

伐採場所拡大図



階段

運動場

階段



# 請書

令和 3年 9月15日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市原町2丁目54番16-309号

商号又は名称 株式会社ティエムケイ

代表者氏名 代表取締役 金森 宣生



21005007

1 委託業務名	吹田市立豊津第二小学校樹木剪定等業務															
2 場所	吹田市立豊津第二小学校															
3 履行期間	令和 3年 9月15日 から 令和 3年11月14日 まで															
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
											¥	7	2	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	6	6	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立豊津第二小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立豊津第二小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了確認書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ナンキンハゼ	C=140cm	剪定	1本	強剪定 天止め約5m 図面①
ナンキンハゼ	C=105cm	剪定	1本	強剪定 天止め約5m 図面②

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

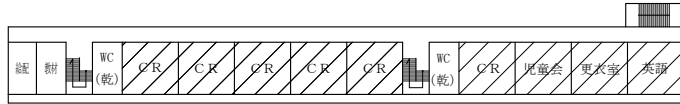
令和3年9月15日から令和3年11月14日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

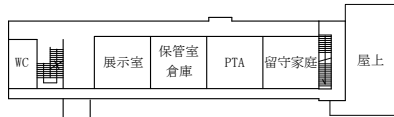
# 吹田市立豊津第二小学校樹木剪定等業務



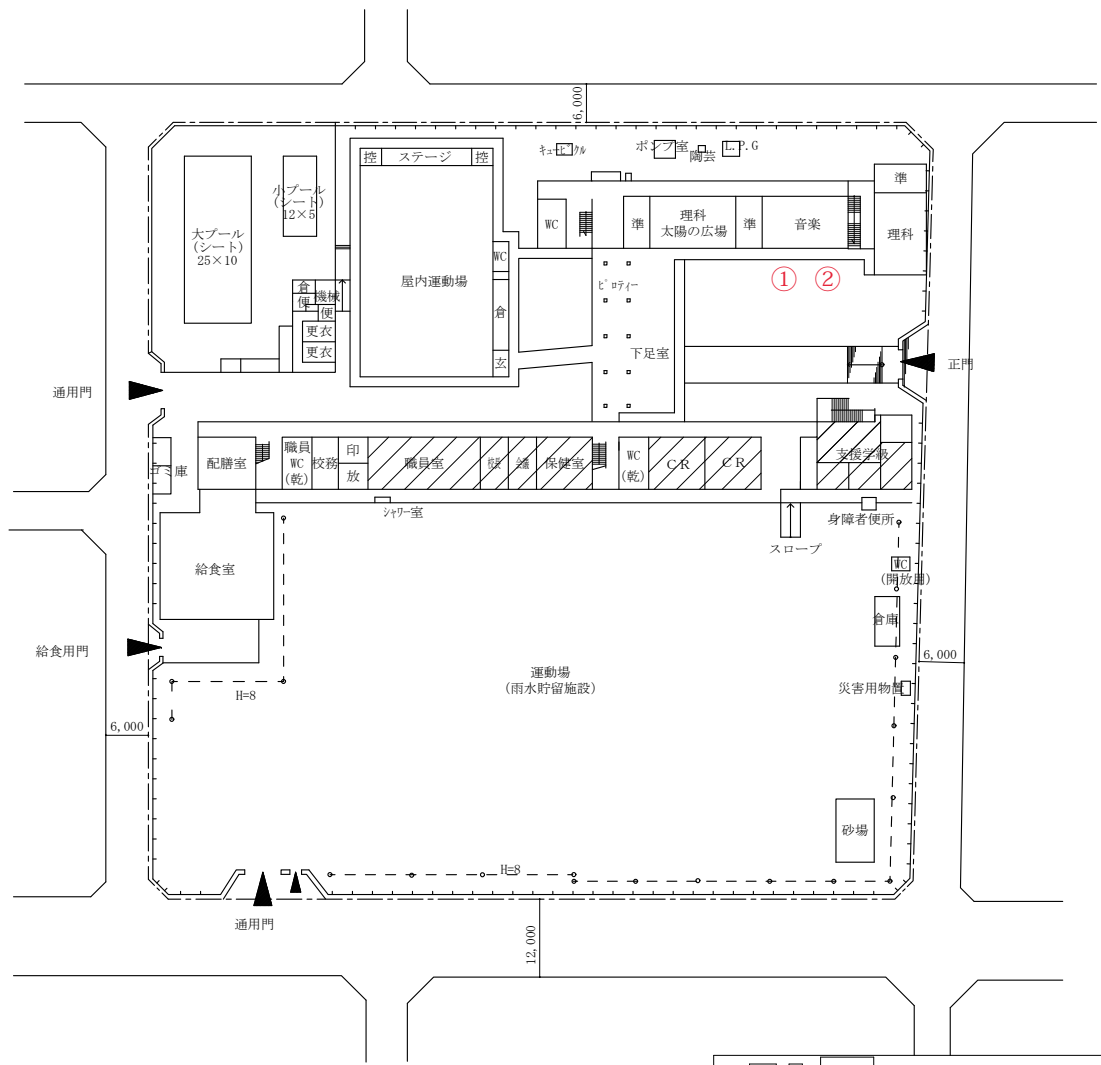
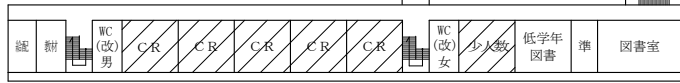
4階平面図



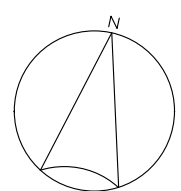
3階平面図



2階平面図



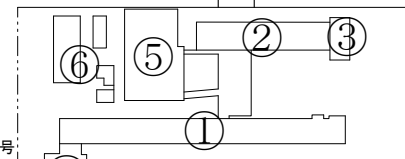
配置図兼1階平面図



エアコン設置教室

( ) 内は台帳棟番号

- ① (1-1~1-4)
- ② (2-1~2-3/2-5~2-6)
- ③ (4)
- ④ (16)
- ⑤ (9)



学校名	吹田市立豊津第二小学校	保全棟番号	
所在地	吹田市江坂町2丁目5番1号	番号	16



# 業務委託契約書

21005878

1 委託業務名	吹田市立北山田小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立北山田小学校														
3 履行期間	令和 3年10月25日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	2	1	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	6	5	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月25日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号  
称号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店  
代表者氏名 支店長 諸藤 延由

Ⓜ

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立北山田小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立北山田小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
マツ	H=15m C=95cm	伐採	1本	地際以下 図面①
マツ	H=15m C=125cm	伐採	1本	地際以下 図面②
マツ	H=15m C=110cm	伐採	1本	地際以下 図面③
マツ	H=12m C=100cm	伐採	1本	地際以下 図面④

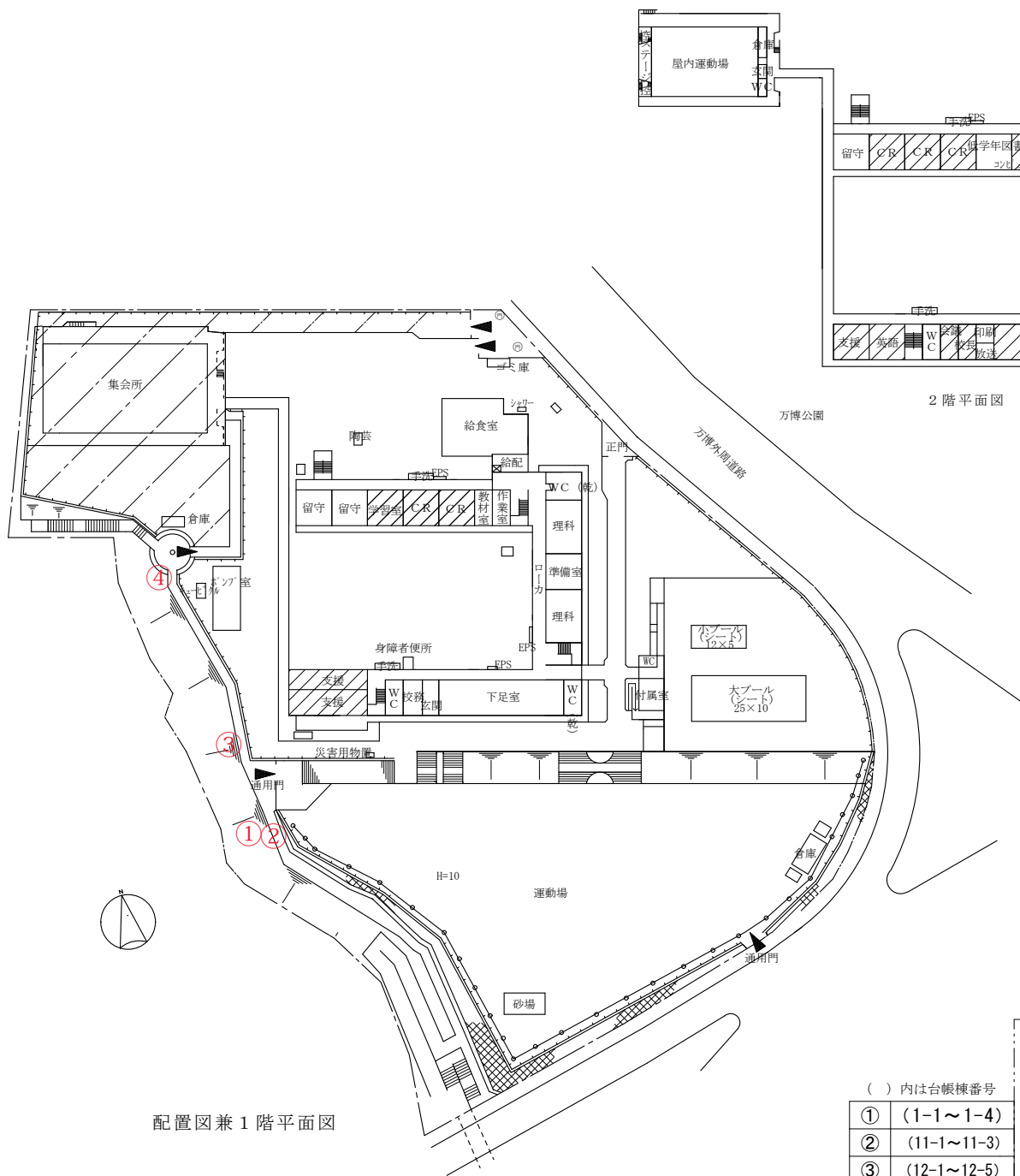
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

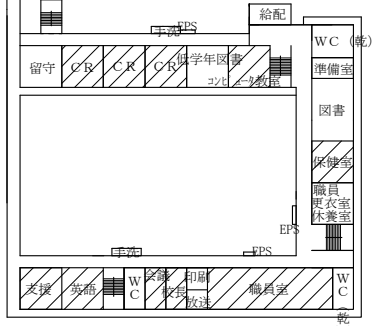
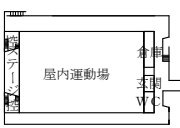
令和3年10月25日から令和3年12月28日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

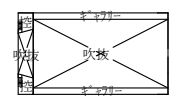




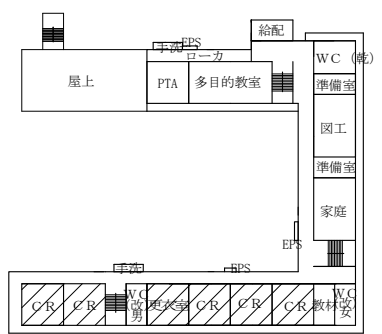
配置図兼1階平面図



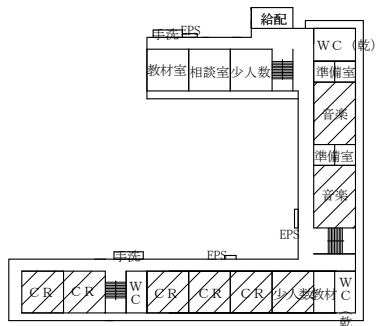
2階平面図



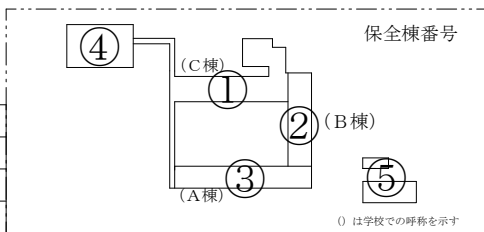
3階平面図



3階平面図



4階平面図



( ) 内は台帳棟番号

①	(1-1~1-4)
②	(11-1~11-3)
③	(12-1~12-5)
④	(2-1)

学校名	吹田市立北山田小学校		
所在地	吹田市山田北1番1号		
縮尺		番号	27

( ) は学校での呼称を示す

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年11月 1日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号

商号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店

代 表 者 氏 名 支店長 前田 智恵子

印

21006044

1 委 託 業 務 名	吹田市立山田第二小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立山田第二小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年11月 1日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立山田第二小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立山田第二小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
メタセコイヤ	C=220cm	強剪定	1本	図面① 天止め、全体を剪定
クスノキ	C=160cm	強剪定	1本	図面② 学校敷地外へはみ出し、民家に接近、電線に干渉している枝を剪定

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年11月1日から令和4年1月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



収入  
印紙

# 請書

令和 3年10月19日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市藤が丘町34番5号

商号又は名称 グリーンワークス株式会社

代表者氏名 代表取締役 久保 俊恵

印

21005752

1 委託業務名	吹田市立吹田南小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立吹田南小学校														
3 履行期間	令和 3年10月19日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	4	8	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	3	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立吹田南小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立吹田南小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

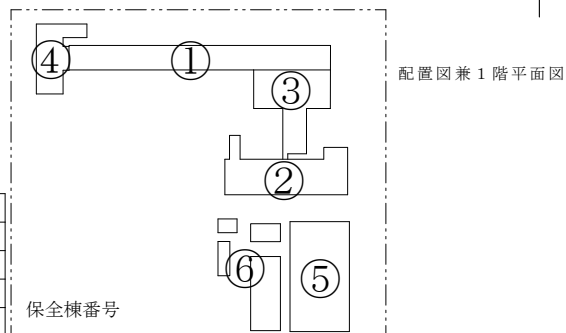
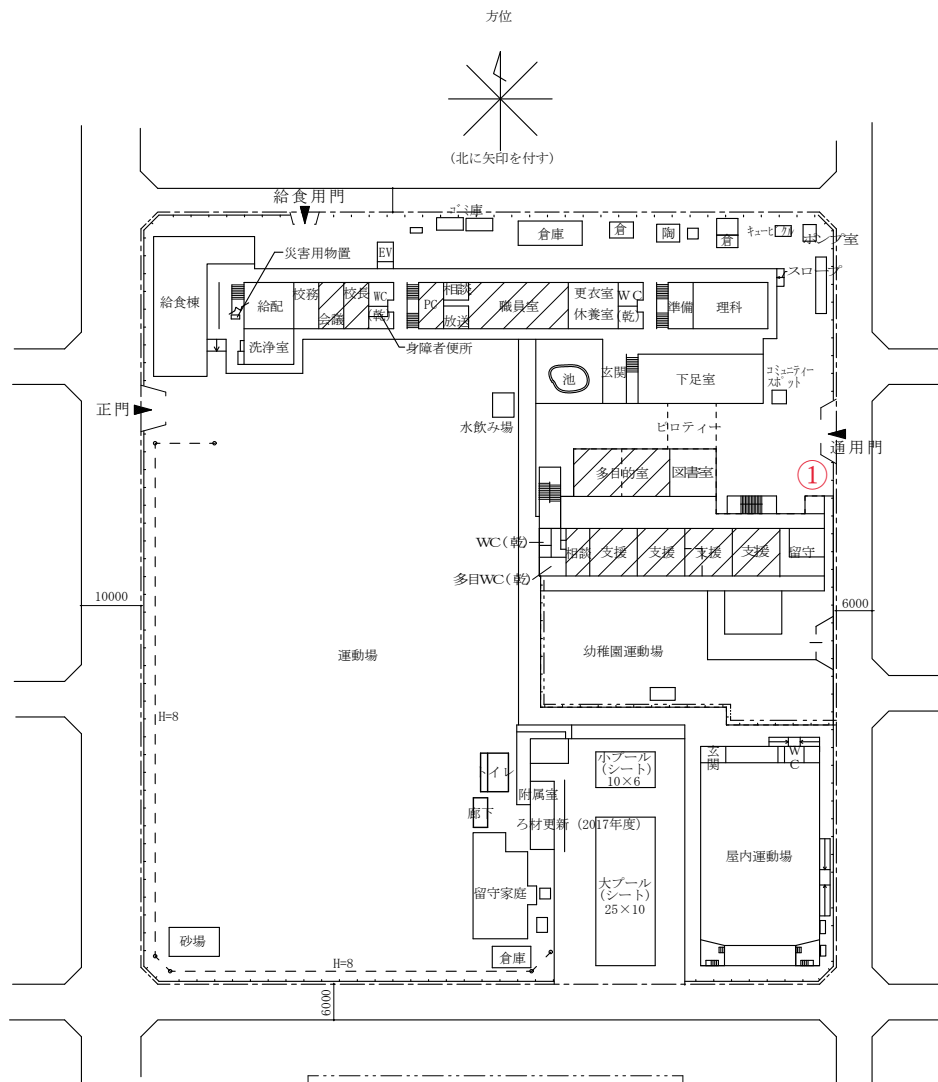
## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
サクラ	C=275cm	伐採	1本	地際以下 図面①

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月19日から令和3年12月28日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

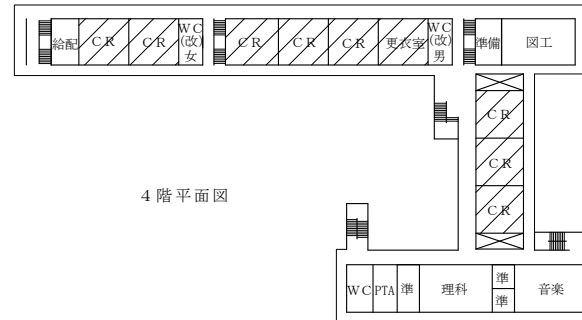


( )内は台帳棟番号

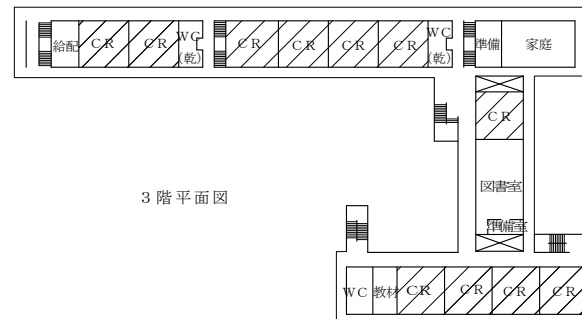
①	(1-1~1-4)
②	(9-1~9-2)
③	12-1~12-2
④	(13)
⑤	(8)

保全棟番号

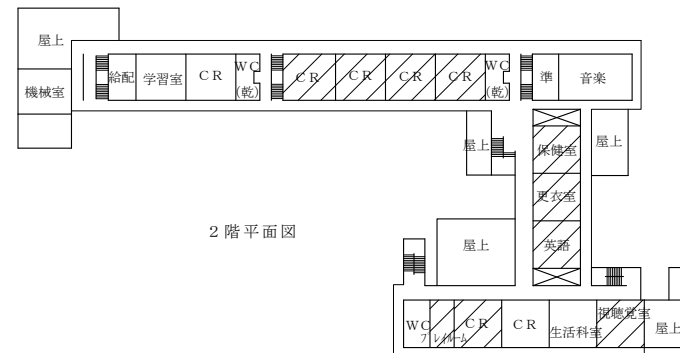
4階平面図




3階平面図



2階平面図



 エアコン設置教室

学校名	吹田市立吹田南小学校		
所在地	吹田市南吹田5丁目12番1号		
縮尺		番号	5

# 業務委託契約書

21005903

1 委託業務名	吹田市立山手小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立山手小学校														
3 履行期間	令和 3年10月25日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	1	9	3	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	6	3	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月25日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所 在 地 吹田市藤が丘町 3 4 番 5 号  
称 号 又 は 名 称 グリーンワークス株式会社  
代 表 者 氏 名 代表取締役 久保 俊恵

Ⓜ



(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立山手小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立山手小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

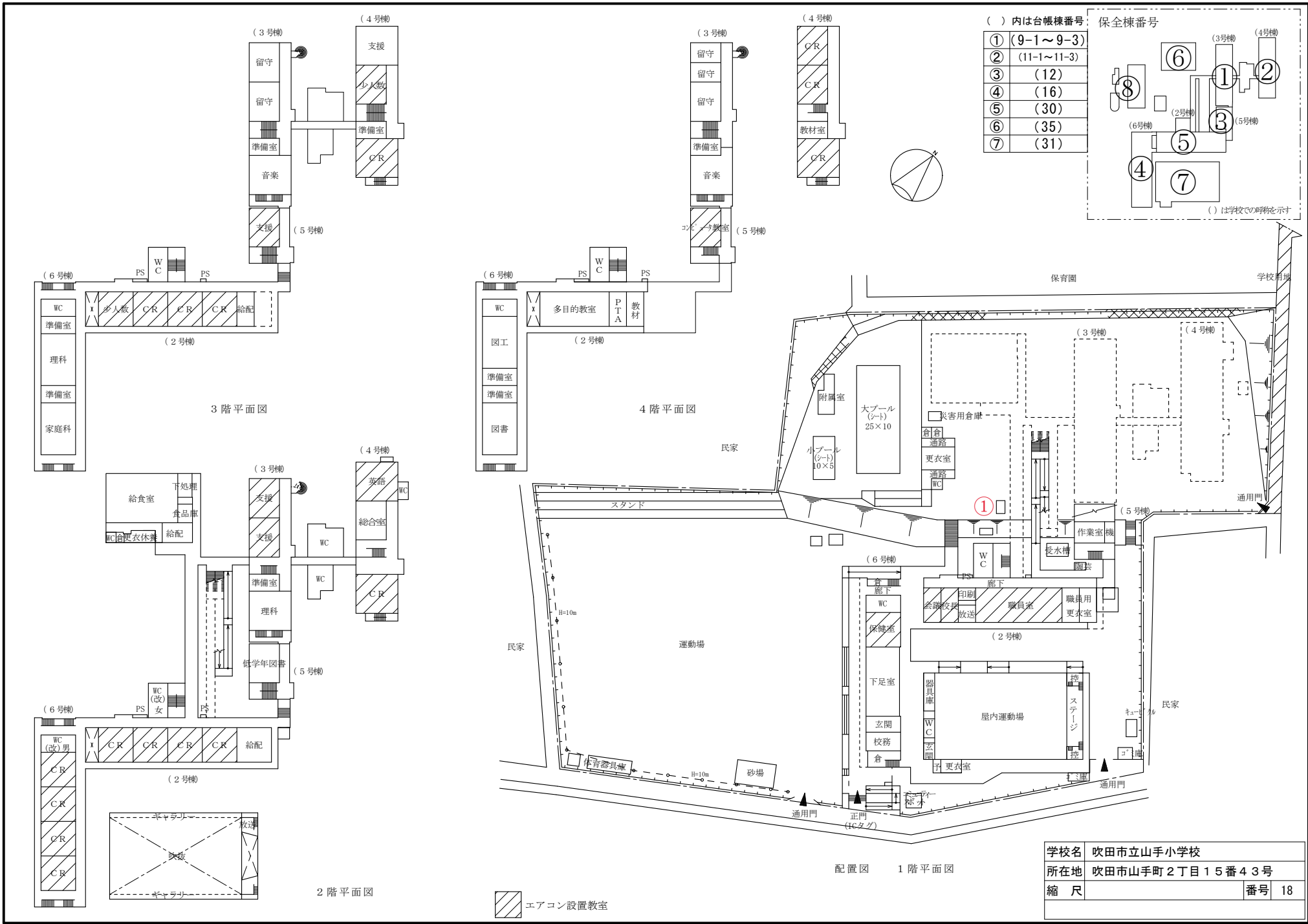
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
フェニックス	C=200cm	伐採	1本	地際以下 図面①

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

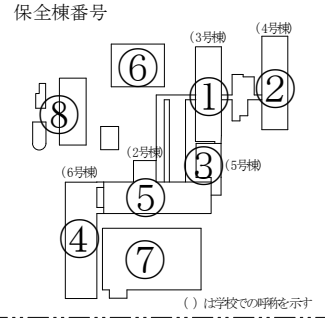
令和3年10月25日から令和3年12月28日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



( ) 内は台帳棟番号

①	(9-1~9-3)
②	(11-1~11-3)
③	(12)
④	(16)
⑤	(30)
⑥	(35)
⑦	(31)



学校名	吹田市立山手小学校
所在地	吹田市山手町2丁目15番43号
縮尺	番号 18

配置図 1階平面図

エアコン設置教室

2階平面図

3階平面図

4階平面図

配置図 1階平面図





# 請書

令和 3年12月14日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市春日2丁目2番16号

商号又は名称 株式会社寺前造園

代表者氏名 代表取締役 寺前 昭二郎



21006824

1 委託業務名	吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立藤白台小学校														
3 履行期間	令和 3年12月14日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	6	5	3	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	2	3	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立藤白台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
枯マツ	C=93 cm	伐採	1本	図面①地際以下
枯マツ	C=76 cm	伐採	1本	図面②地際以下
枯マツ	C=90 cm	伐採	1本	図面③地際以下
ポプラ	C=125 cm	伐採	1本	図面④地際以下

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

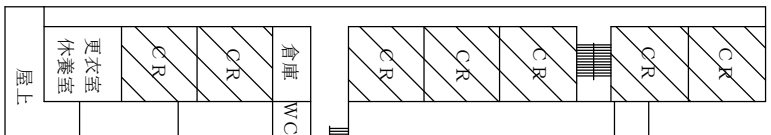
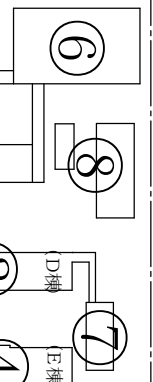
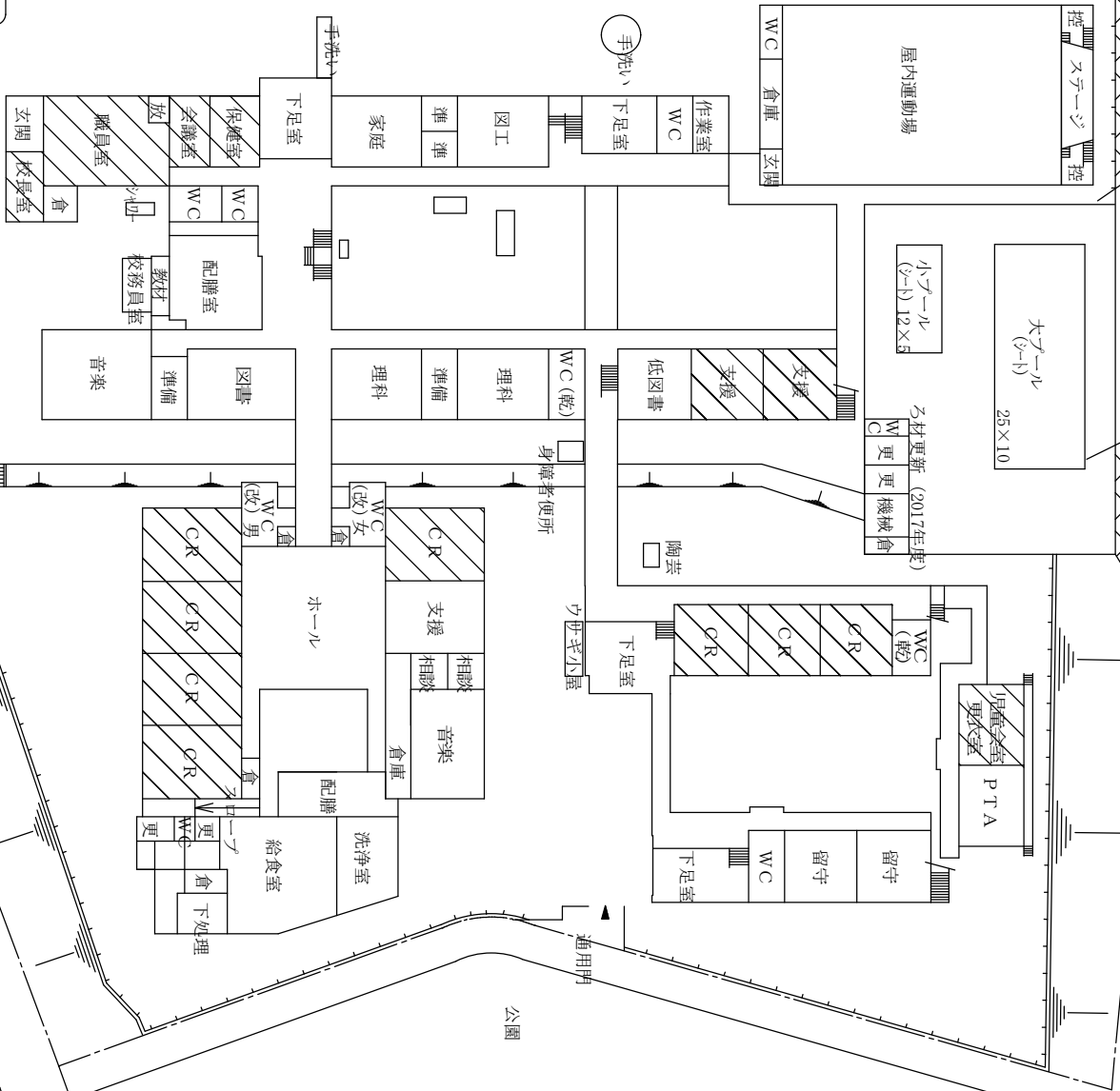
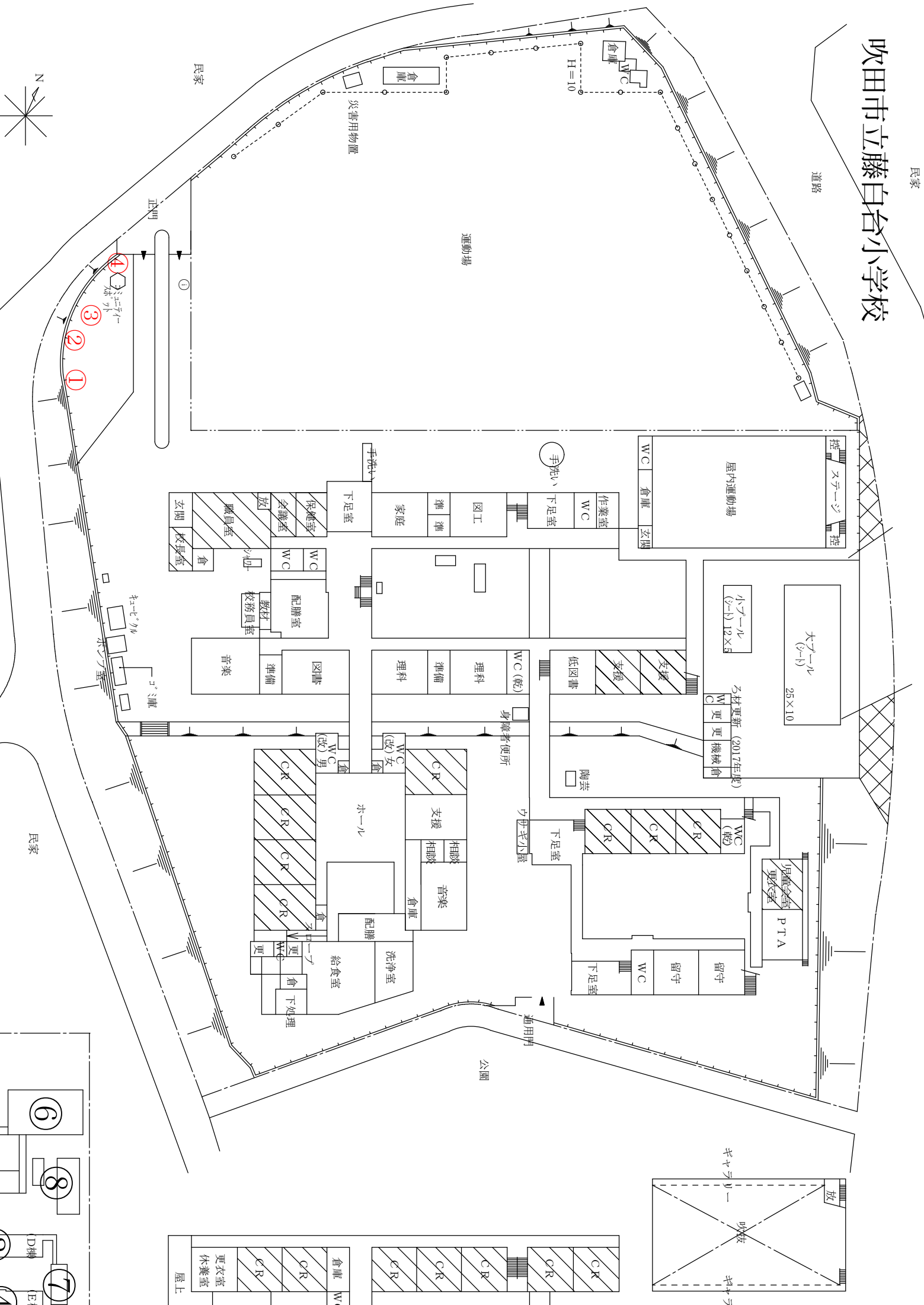
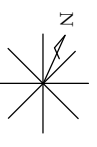
令和3年12月14日から令和3年12月28日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

# 吹田市立藤白台小学校

民家

道路

民家



# 業務委託契約書

21006279

1 委託業務名	吹田市立岸部第一小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立岸部第一小学校														
3 履行期間	令和 3年11月22日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	6	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	6	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年11月22日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号  
称号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店  
代表者氏名 支店長 前田 智恵子

印

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は



暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立岸部第一小学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立岸部第一小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
サクラ	C=190cm	剪定	1本	図面① 全体を剪定
	C=41 cm	伐採	1本	図面① 枯れ枝
サクラ	C=216cm	剪定	1本	図面② 全体を剪定
	C=21～30 cm	剪定	2本	支障枝撤去 図面②
サクラ	C=314 cm	剪定	1本	図面③ 全体を剪定
	C=31～40 cm	剪定	2本	支障枝撤去 図面③
サクラ	C=288 cm	剪定	1本	図面④ 全体を剪定
	C=31～40 cm	剪定	2本	支障枝撤去 図面④

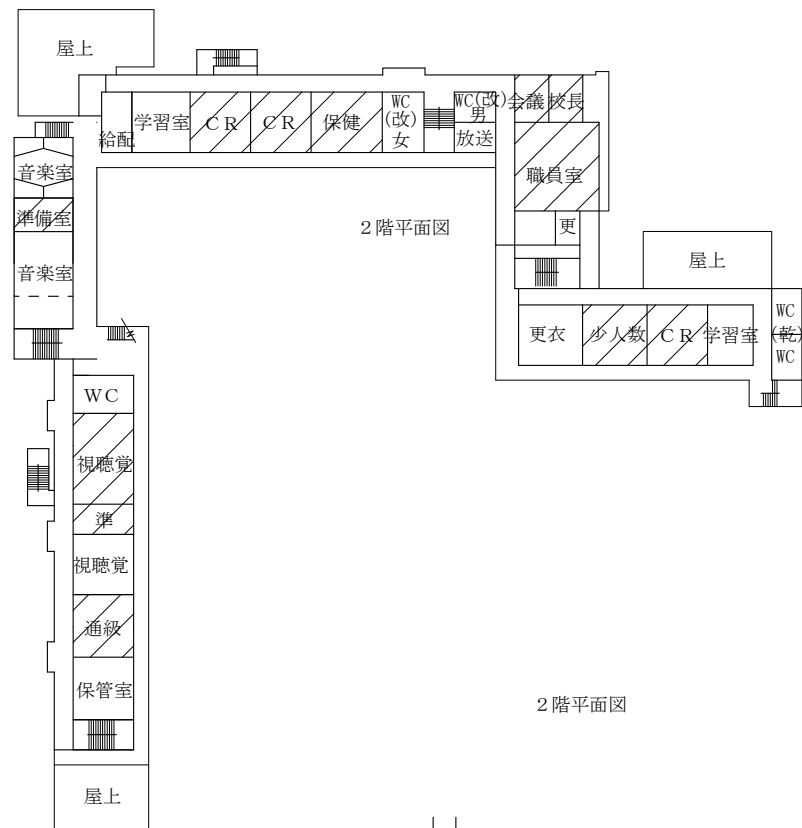
サクラ	C=186 cm	剪定	1 本	図面⑤ 全体を剪定
	C=119 cm	伐採	1 本	図面⑤ 枯れ枝
サクラ	C=21~40 cm	剪定	2 本	支障枝撤去 図面⑥
メタセコイヤ	C=117 cm	剪定	1 本	図面⑦ 学校敷地外へはみ出し、電線に干渉している枝を剪定かつ天止め

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

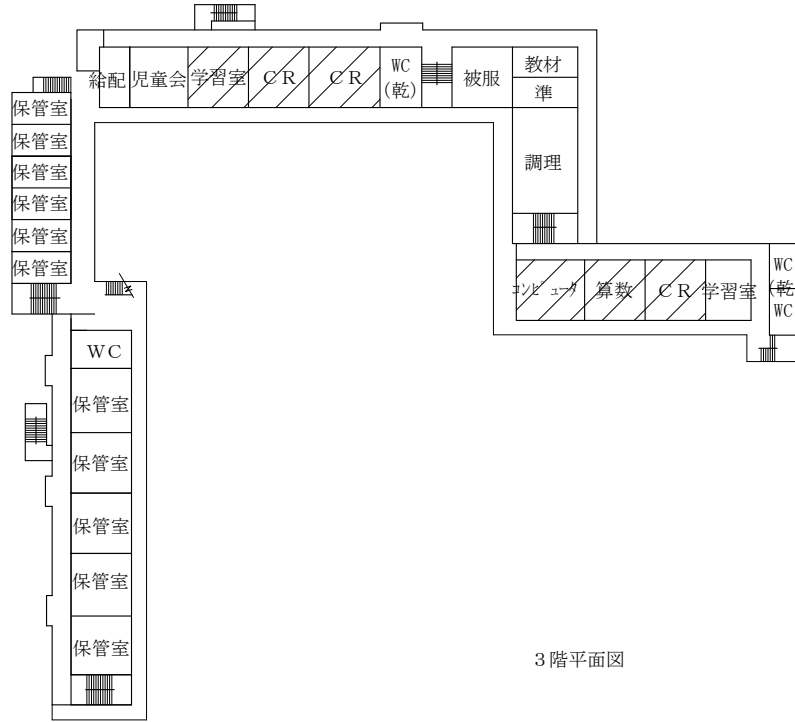
#### 4 作業時期

令和3年11月22日から令和4年1月31日までとする。

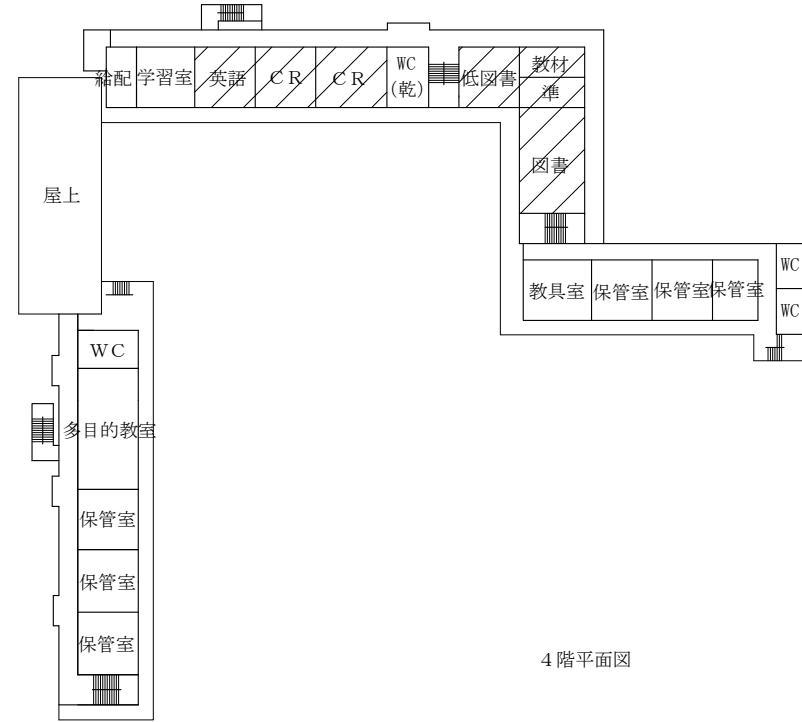
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



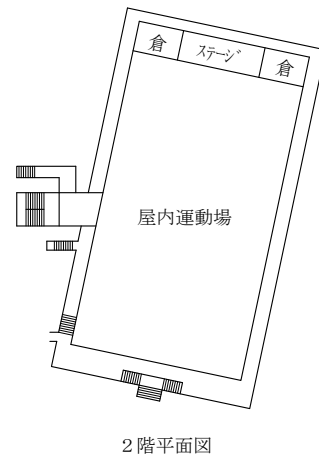
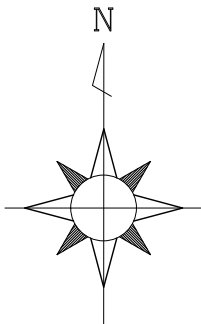
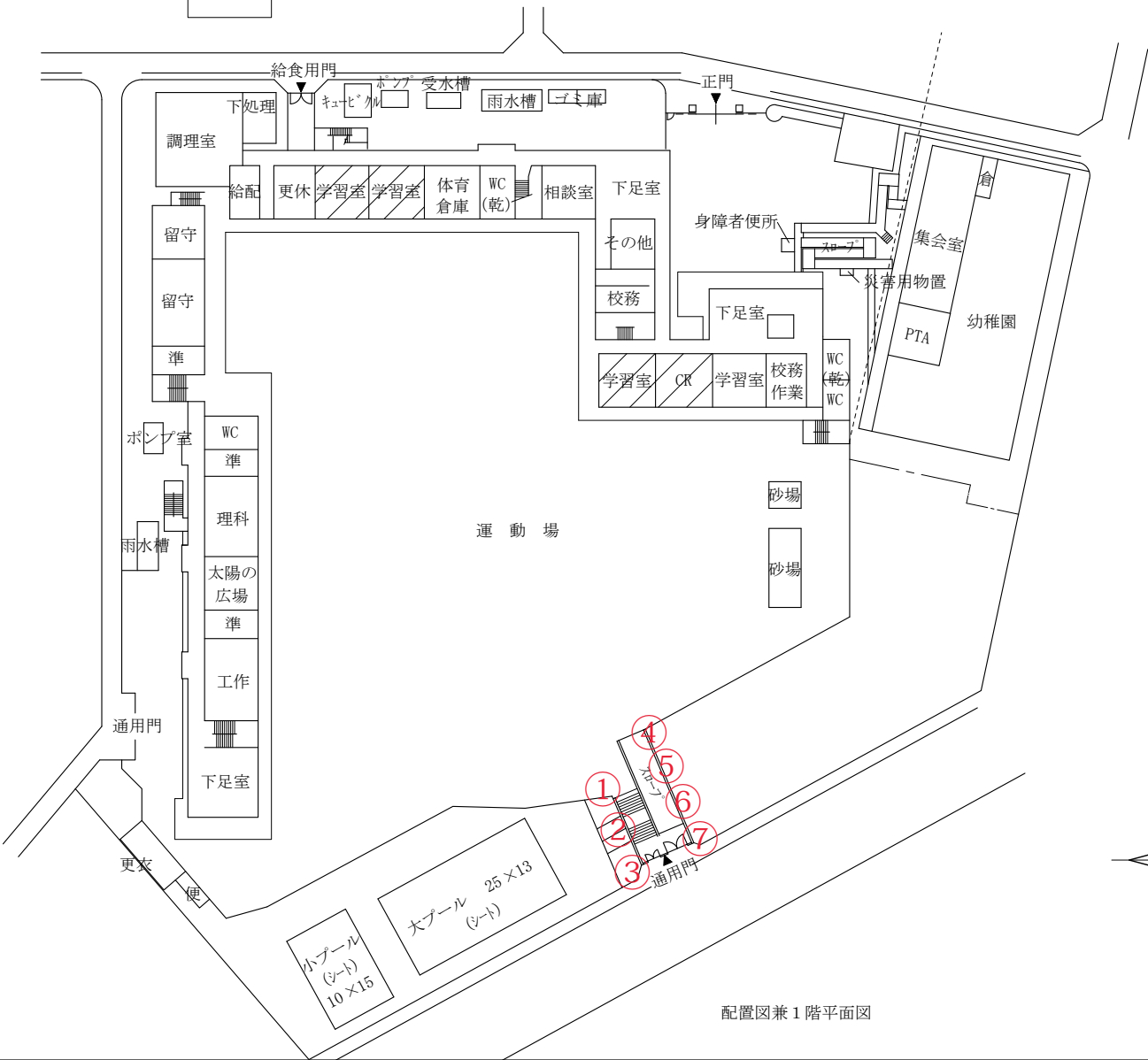
2階平面図



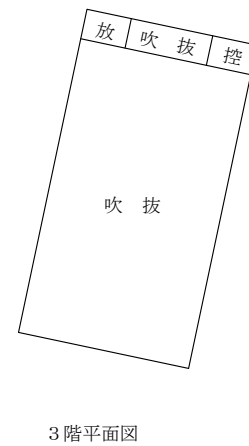
3階平面図



4階平面図



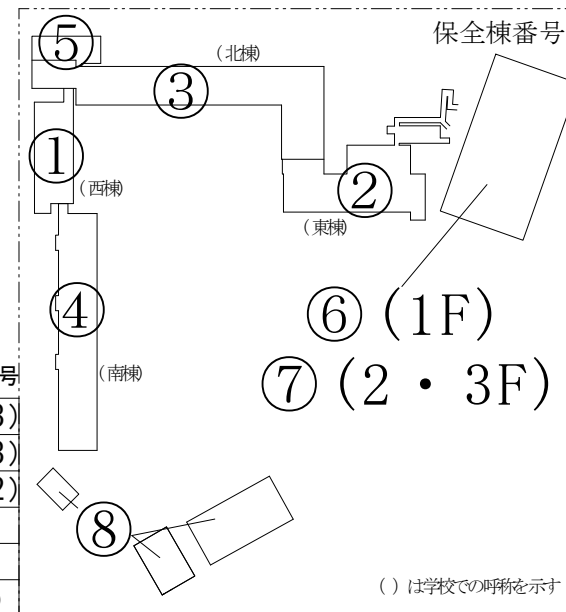
2階平面図



3階平面図

( ) 内は台帳棟番号

- ① (4-1~4-3)
- ② (6-1~6-3)
- ③ (7-1~7-2)
- ④ (11)
- ⑤ (8)
- ⑥⑦ (13-1~13-4)



エアコン設置教室

学校名	吹田市立岸部第一小学校		
所在地	吹田市岸部中2丁目19番1号		
縮尺		番号	13



# 請書

令和 3年11月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市幸町12番1号

商号又は名称 株式会社中野造園

代表者氏名 代表取締役 中野 和雄



21006147

1 委託業務名	吹田市立江坂大池小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立江坂大池小学校														
3 履行期間	令和 3年11月 8日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	8	0	8	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	2	8	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立江坂大池小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立江坂大池小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ケヤキ	C=90cm	剪定	1本	強剪定 図面①
クスノキ	C=220cm	剪定	1本	強剪定 図面②
サクラ	C=120cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面③
サクラ	C=35cm	剪定	1本	枯枝撤去のみ 図面④
サクラ	C=150cm	剪定	1本	枯枝撤去のみ 図面⑤
サクラ	C=95cm	剪定	1本	支障枝撤去のみ 図面⑥
ウメ	C=35cm	伐採	1本	図面⑦
サクラ	C=170cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑧
サクラ	C=80cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑨

サクラ	C=110cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑩
サクラ	C=140cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑪
サクラ	C=117cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑫
サクラ	C=165cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑬
サクラ	C=115cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑭
サクラ	C=156cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑮
ヒマラヤスギ	C=135cm	剪定	1本	図面⑯
サクラ	C=125cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑰
サクラ	C=55cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑱
サクラ	C=137cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑲
サクラ	C=132cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面⑳
ナンキンハゼ	C=170cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面㉑
サクラ	C=63cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面㉒
サクラ	C=71cm	剪定	1本	支障枝撤去・枯枝撤去のみ 図面㉓
モミジ	C=23cm	剪定	1本	図面㉔
モミジ	C=38cm	剪定	1本	図面㉕
ナンキンハゼ	C=130cm	剪定	1本	図面㉖
枯木（立ち枯れ）	C=61cm	伐採	1本	図面㉗
枯木（倒木）	C=57cm	伐採	1本	

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

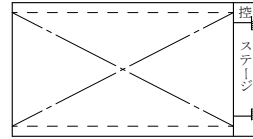
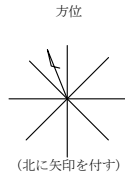
※サクラとナンキンハゼ（図面㉑）は支障枝（フェンス・防球ネット越え・電線・遊具等）撤去と枯枝撤去。その他の樹木は全体の剪定・伐採。



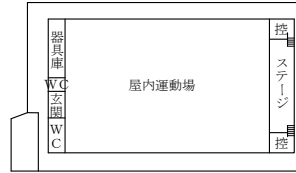
#### 4 作業時期

令和3年11月8日から令和4年1月31日までとする。

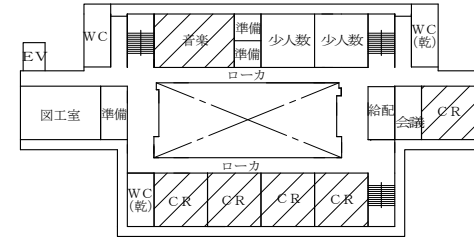
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



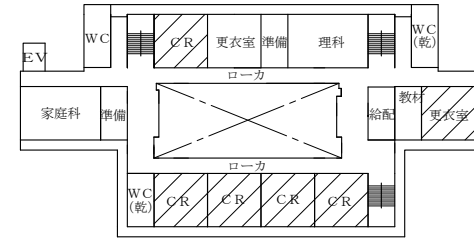
3階平面図



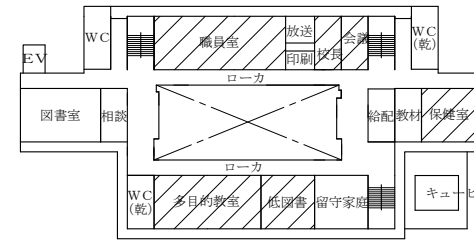
2階平面図



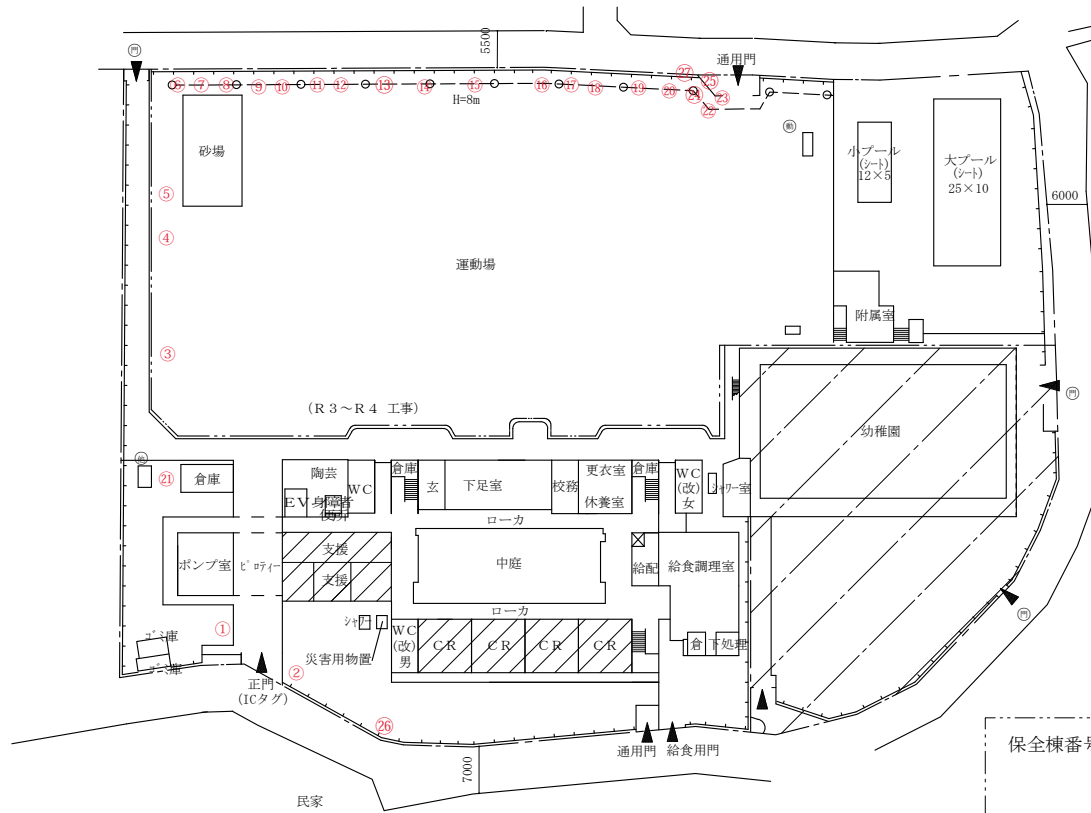
4階平面図



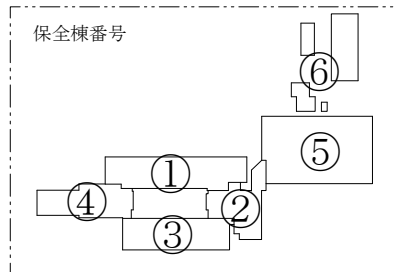
3階平面図



2階平面図



配置図兼1階平面図



( )内は台帳棟番号

- ① (1-1~1-2)
- ② (8-1~8-2)
- ③ (9-1~9-2)
- ④ (10-1~10-2)
- ⑤ (2)

エアコン設置教室

学校名	吹田市立江坂大池小学校		
所在地	吹田市江坂町3丁目13番1号		
縮尺		番号	17

# 業務委託契約書

21006277

1 委託業務名	吹田市立古江台小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立古江台小学校														
3 履行期間	令和 3年11月22日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	7	4	9	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	5	9	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年11月22日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所 在 地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号  
称 号 又 は 名 称 株式会社虎谷造園土木  
代 表 者 氏 名 代表取締役 虎谷 コイ子

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5



に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立古江台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立古江台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
メタセコイア	C=117 cm	剪定	1本	図面① 天止め
	C=121 cm	剪定	1本	図面② 天止め
	C=102 cm	剪定	1本	図面③ 天止め
	C=98 cm	剪定	1本	図面④ 天止め
	C=83 cm	剪定	1本	図面⑤ 天止め
	C=89 cm	剪定	1本	図面⑥ 天止め
	C=95 cm	剪定	1本	図面⑦ 天止め
サクラ	C=61 cm	剪定	1本	図面⑧
	C=21~30 cm	支障枝撤去	2本	剪定後、道路側にはみ出した枝の撤去
	C=55 cm	剪定	1本	図面⑨
	C=21~30 cm	支障枝撤去	1本	剪定後、道路側にはみ出した枝の撤去
サクラ	C=62 cm	伐採	1本	図面⑩
	C=68 cm	伐採	1本	図面⑪

	C=96 cm	伐採	1本	図面⑫
シラカシ	C=87 cm	強剪定	1本	図面⑬
サクラ	C=59 cm	伐採	1本	図面⑭
	C=68 cm	伐採	1本	図面⑮
ヒマラヤスギ	C=99 cm	剪定	1本	図面⑯
サクラ	C=170 cm	伐採	1本	図面⑰ (※)
	C=190 cm	伐採	1本	図面⑱ (※)
	C=210 cm	伐採	2本	図面⑲⑳ (※)
	C=66 cm	伐採	1本	図面 21
クスノキ	C=177 cm	強剪定	1本	図面 22 2/3の高さで天止め 道路側は側溝を越え ないように剪定
サクラ	C=85 cm	伐採	1本	図面 23

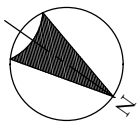
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

※図面⑰～⑳は、伐採後枝葉を払い、長さ4mの丸太にして学校指定の場所（体育館付近）に置いておくこと。4mに満たない場合は最大の長さの丸太に処理すること。

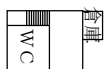
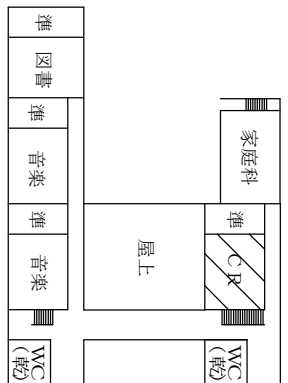
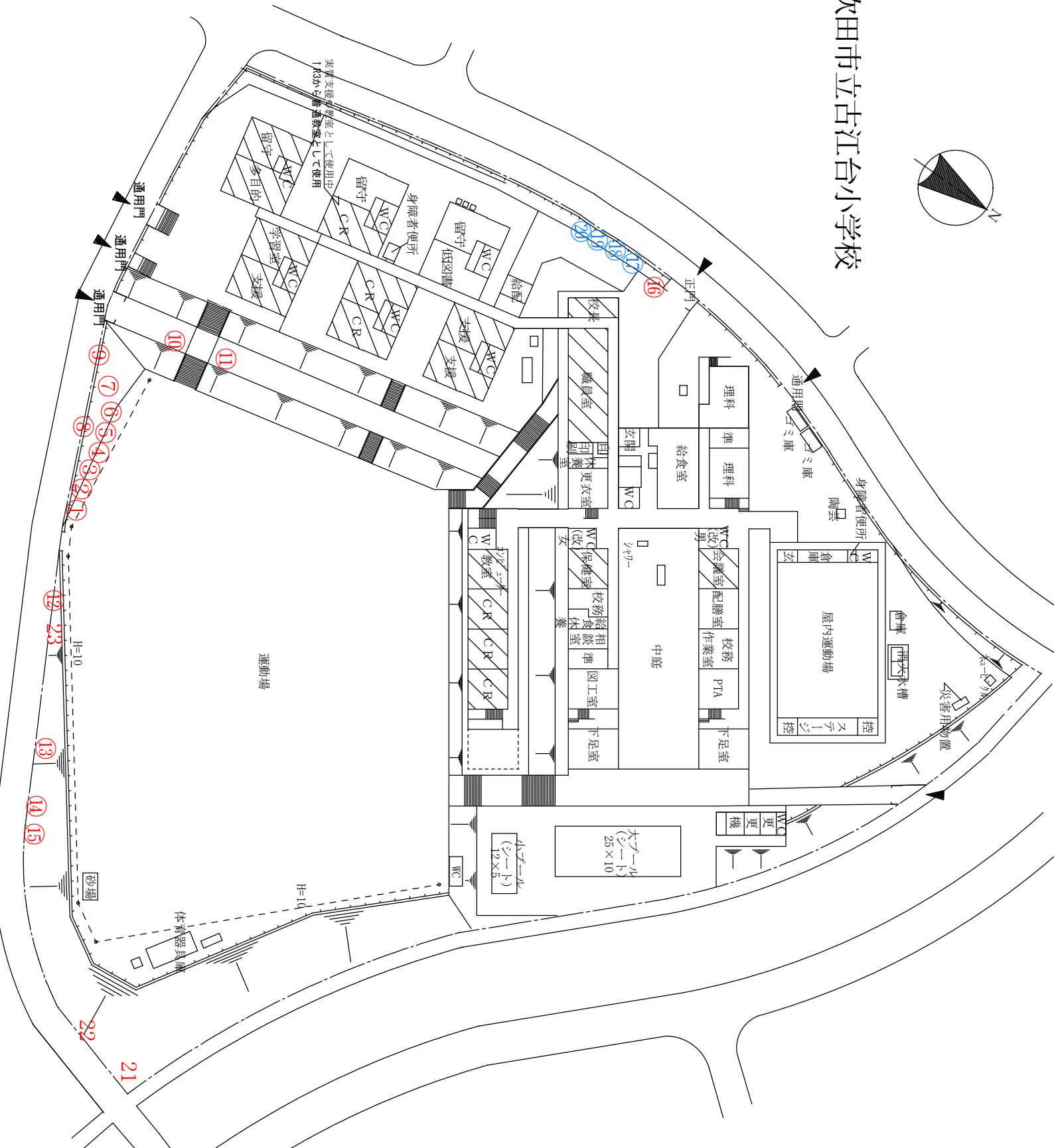
#### 4 作業時期

令和3年11月22日から令和4年1月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



# 吹田市立古江台小学校



( ) 内1台

- ① ( )
- ② 2-1 ( )
- ③ 3-1 ( )
- ④ ( )
- ⑤ ( )
- ⑥ ( )
- ⑦ ( )
- ⑧ ( )
- ⑨ 6-1 ( )

# 業務委託契約書

21006250

1 委託業務名	吹田市立桃山台小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立桃山台小学校														
3 履行期間	令和 3年11月22日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	0	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	5	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年11月22日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市春日1丁目8番3号  
称号又は名称 川西造園株式会社  
代表者氏名 代表取締役 川西 秀次 (印)

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立桃山台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立桃山台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

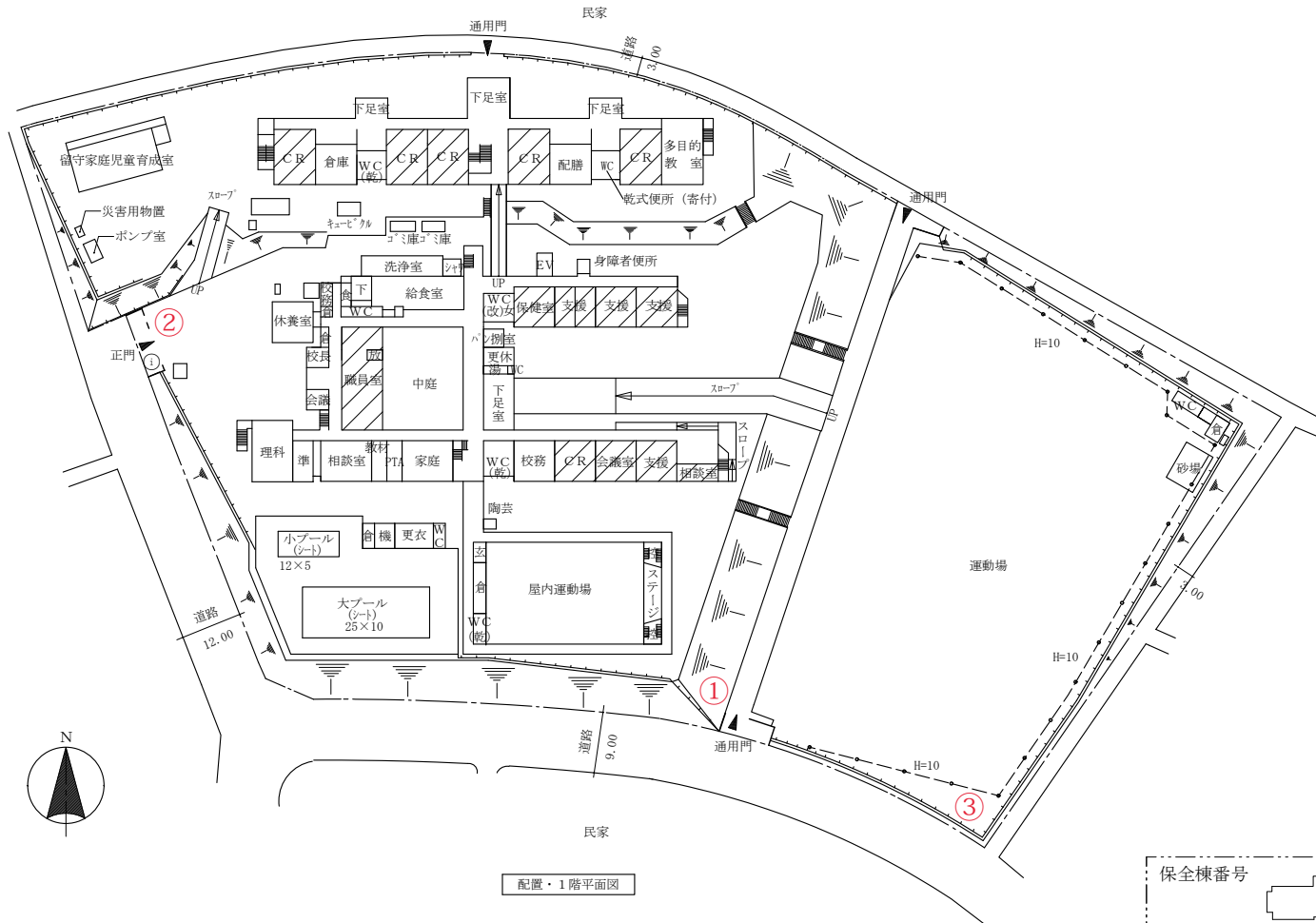
## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
マツ	C=120cm	伐採	1本	図面① 地際以下
アカマツ	C=126cm	伐採	1本	図面② 地際以下
ヒマラヤスギ	C=87cm	伐採	1本	図面③ 地際以下

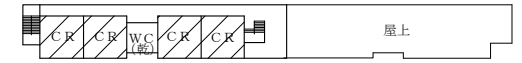
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

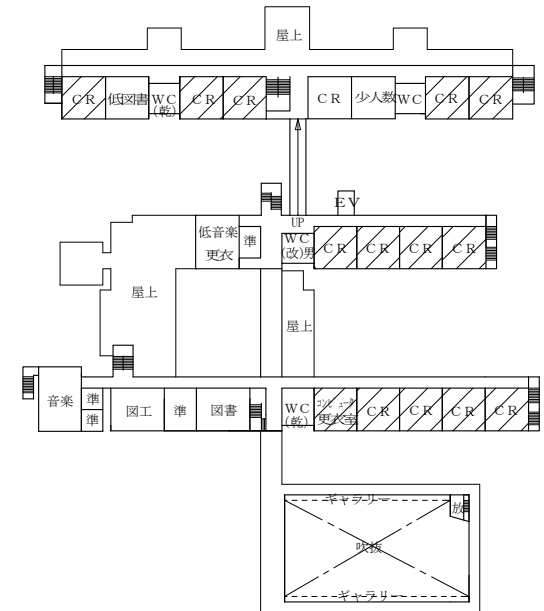
令和3年11月22日から令和4年1月31日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



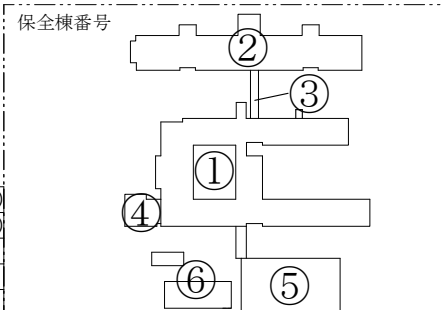
配置・1階平面図



3階平面図



2階平面図



( ) 内は台帳棟番号

①	(1-1~1-7)
②	(6-1~6-4)
③	(8)
④	(2)
⑤	(7)

学校名	吹田市立桃山台小学校		
所在地	吹田市桃山台1丁目5番1号		
縮尺		番号	35

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年12月20日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市竹谷町6番17号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代表者氏名 代表取締役 虎谷 コイ子

印

21006831

1 委 託 業 務 名	吹田市立古江台小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立古江台小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年12月20日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立古江台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立古江台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クヌギ	C=31~40 cm	支障枝撤去	3本	図面①(※)
	C=41~60 cm		18本	
	C=61~80 cm		3本	
	C=64 cm	伐採	1本	
	C=101~120 cm		2本	

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

※当業務における「目通周など」は、1本のクヌギ(C=205 cm)から分岐した枝の径である。

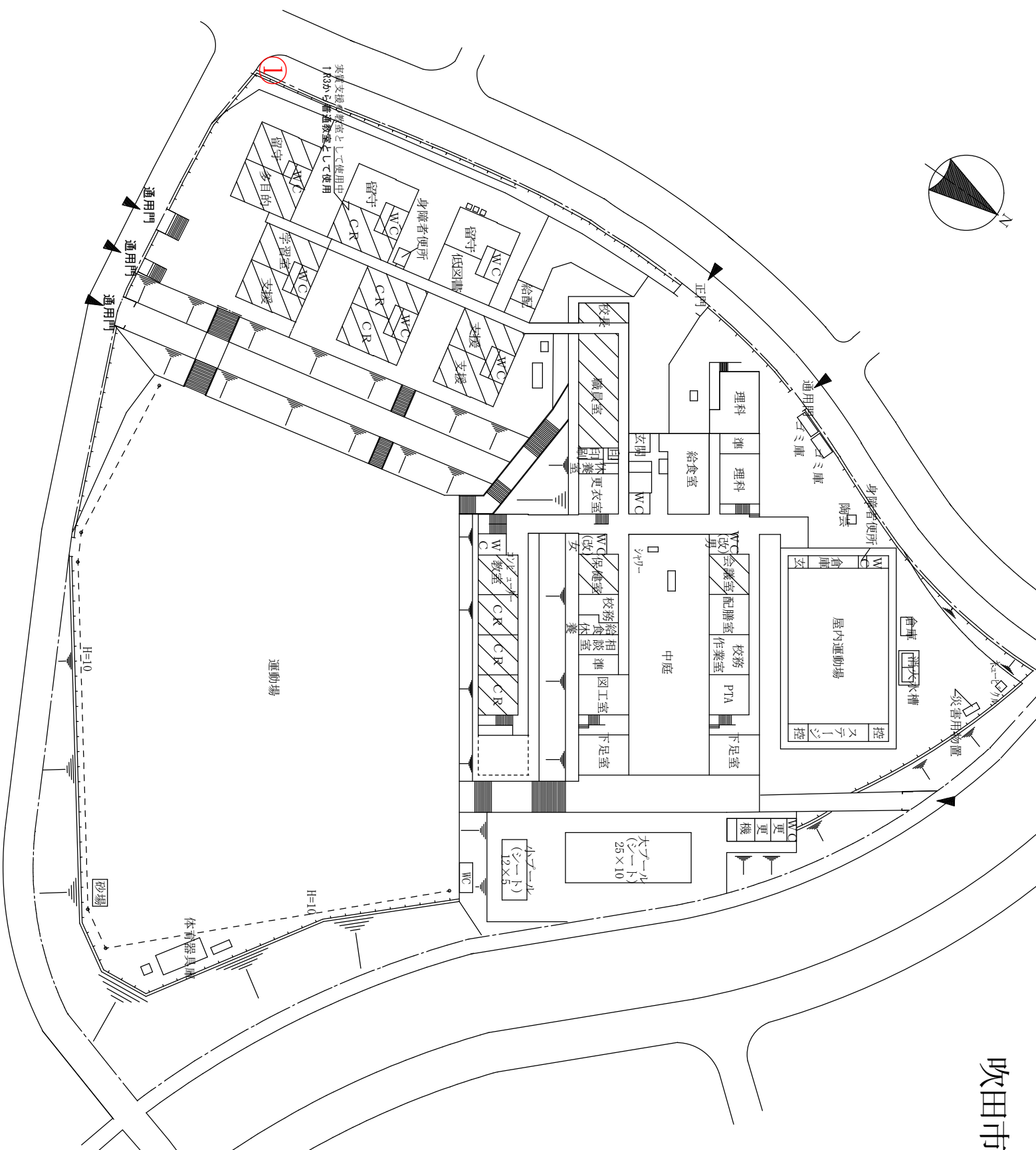
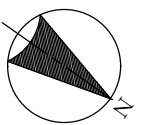
また、支障枝撤去は、樹高及び樹形を現状の2分の1程度に整えるために支障となる枝の撤去のことであり、伐採は、歩道にはみ出している枝をフェンス上部で伐採することを指す。

## 4 作業時期

令和3年12月20日から令和4年1月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

# 吹田市立古江台小学校



家庭科	准	音楽	音楽	音楽
図書	准	音楽	音楽	音楽
准	音楽	音楽	音楽	音楽
WC (脱)	WC (脱)	WC (脱)	WC (脱)	WC (脱)

倉庫  
WC

( ) 内は台

- ①
- ②(2-1)
- ③(3-1)
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨(6-1)
- ⑩



収入  
印紙

# 請書

令和 3年12月21日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市日の出町26番9-208号

商号又は名称 株式会社桃山造園

代表者氏名 代表取締役 仲井 美子

印

21006915

1 委託業務名	吹田市立西山田小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立西山田小学校														
3 履行期間	令和 3年12月21日 から 令和 4年 2月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	2	9	7	7	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	9	0	7	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立西山田小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立西山田小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

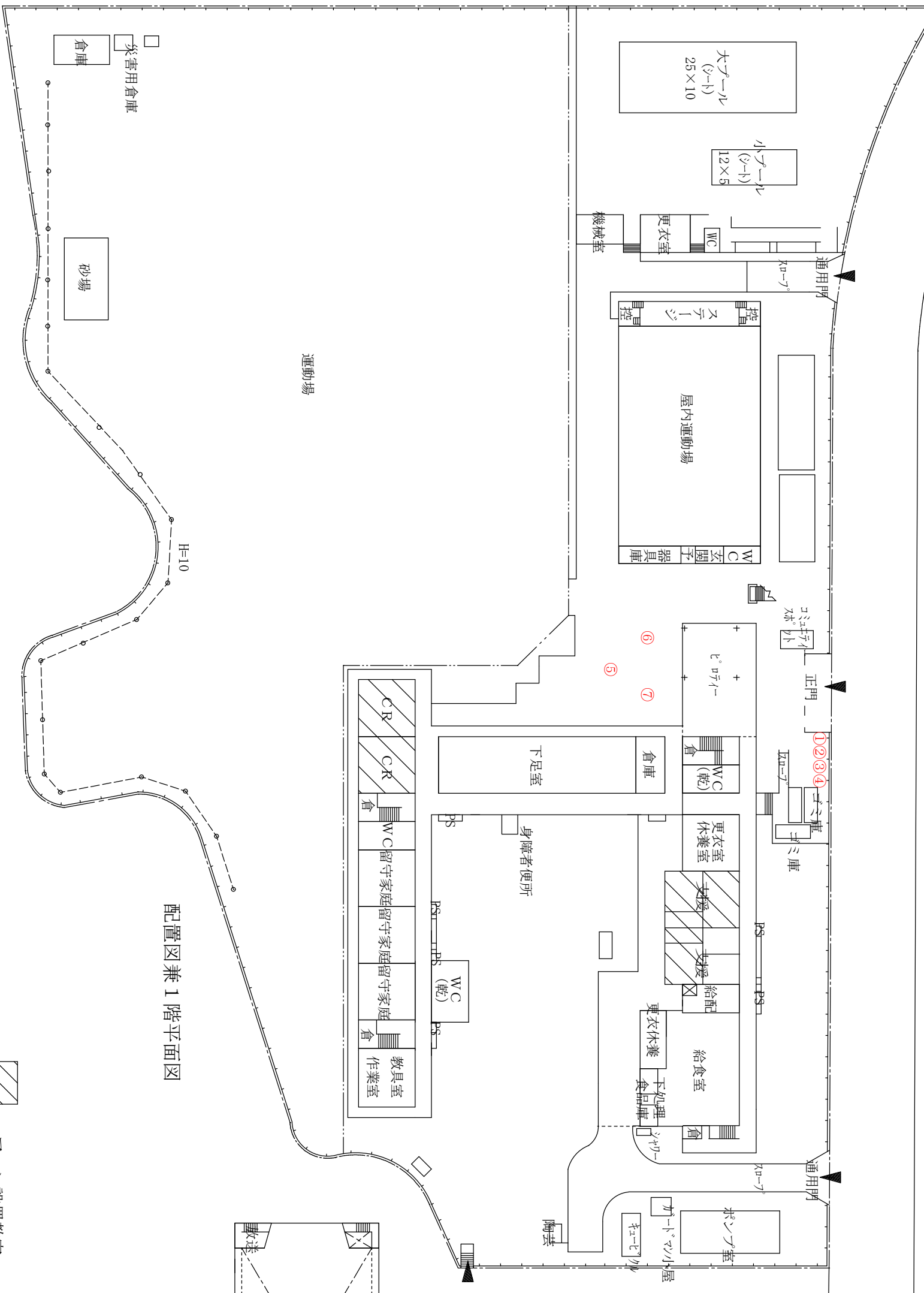
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=170cm	剪定	1本	図面① 強剪定 天止め 高さ半分
サクラ	C=116 cm	伐採	1本	図面② 地際以下
サクラ	C=75 cm	伐採	1本	図面③ 地際以下
サクラ	C=161 cm	伐採	1本	図面④ 地際以下
ケヤキ	C=114 cm	剪定	1本	図面⑤ 強剪定 電線に支障 高さ半分
ケヤキ	C=160cm	剪定	1本	図面⑥ 強剪定 電線に支障 高さ半分
ケヤキ	C=160cm	剪定	1本	図面⑦ 強剪定 電線に支障 高さ半分

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年12月21日から令和4年2月28日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



配置図兼 1階平面図

エアコン設置教室



収 入  
印 紙

# 請書

令和 4年 2月 9日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市南正雀 2 丁目 1 7 番 1 4 号

商号又は名称 田中造園土木株式会社 吹田営業所

代表者氏名 所長 秋山 弘子

印

21007454

1 委 託 業 務 名	吹田市立豊津第二小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立豊津第二小学校														
3 履 行 期 間	令和 4年 2月 9日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	1	5	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	9	6	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立豊津第二小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立豊津第二小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

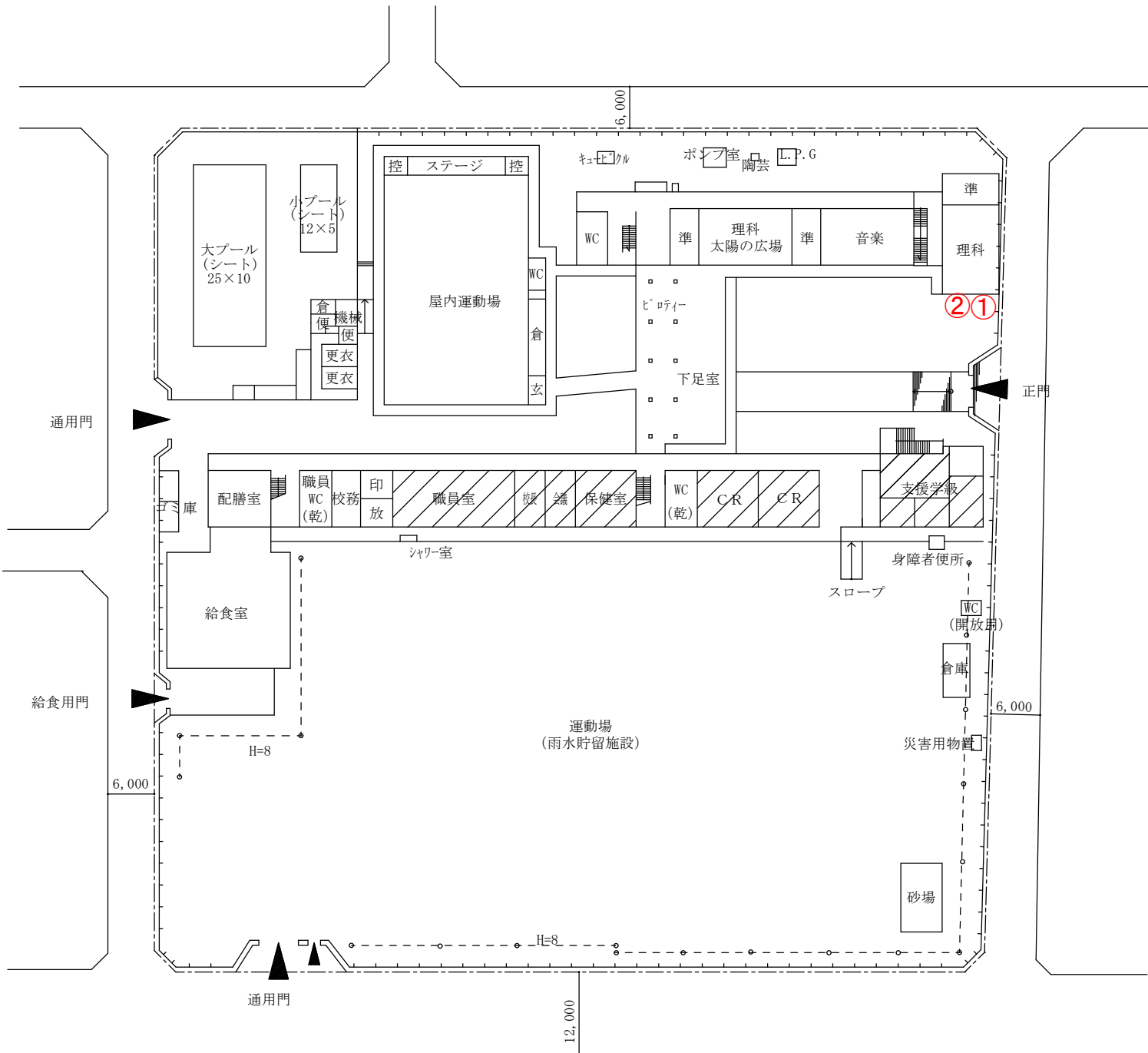
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
メタセコイヤ	C=120cm 以上	強剪定	2本	図面①② 天止め(1m低く)

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

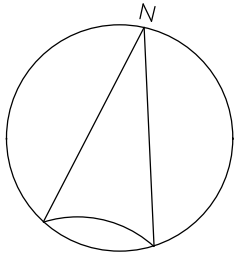
## 4 作業時期

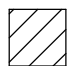
令和4年2月9日から令和4年3月25日までとする。

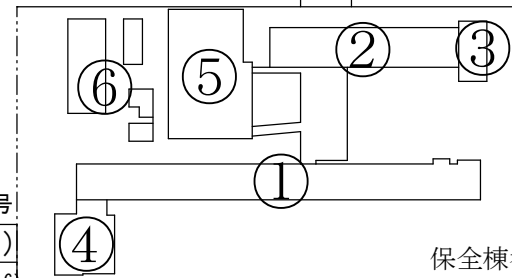
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



配置図兼1階平面図



 エアコン設置教室



( ) 内は台帳棟番号

①	(1-1~1-4)
②	2-1~2-3/2-5~2-6
③	(4)
④	(16)
⑤	(9)

学校名	吹田市立豊津第二小学校	番号	
所在地	吹田市江坂町2丁目5番1号		
縮尺	1/800		

保全棟番

収 入  
印 紙

# 請書

令和 4年 2月14日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号

商号又は名称 株式会社虎谷造園土木

代 表 者 氏 名 代表取締役 虎谷 コイ子

印

21007595

1 委 託 業 務 名	吹田市立片山小学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立片山小学校														
3 履 行 期 間	令和 4年 2月14日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	8	7	7	3
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	5	3	4	3	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立片山小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立片山小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
アベリア	H=230 cm・12 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面① 地際以下
レンギョウ	H=130 cm・16 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面② 地際以下
マルバシャリンバイ	H=200 cm・37 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面③ 地際以下
アベリア	H=260 cm・30 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面④ 地際以下
レンギョウ	H=100 cm・7 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑤ 地際以下
レンギョウ	H=130 cm・8 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑥ 地際以下
アベリア	H=240 cm・38 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑦ 地際以下
マルバシャリンバイ	H=140 cm・8 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑧ 地際以下
サザンカ	H=190 cm・14 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑨ 地際以下
キンモクセイ	H=190 cm・14 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑩ 地際以下
レンギョウ	H=140 cm・8 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑪ 地際以下
カイズカイブキ	C=47 cm	伐採	1 本	図面⑫ 地際以下
レンギョウ	H=170 cm・12 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑬ 地際以下



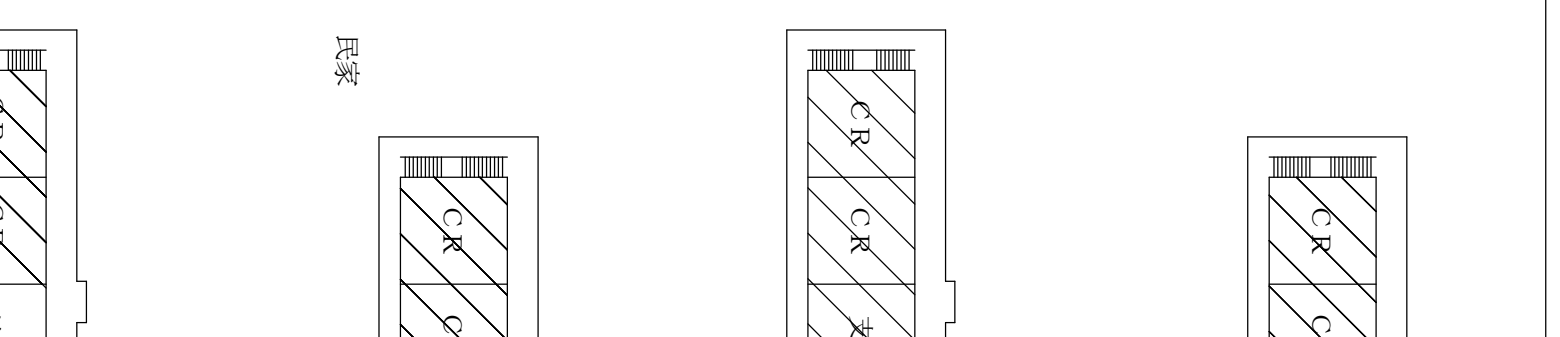
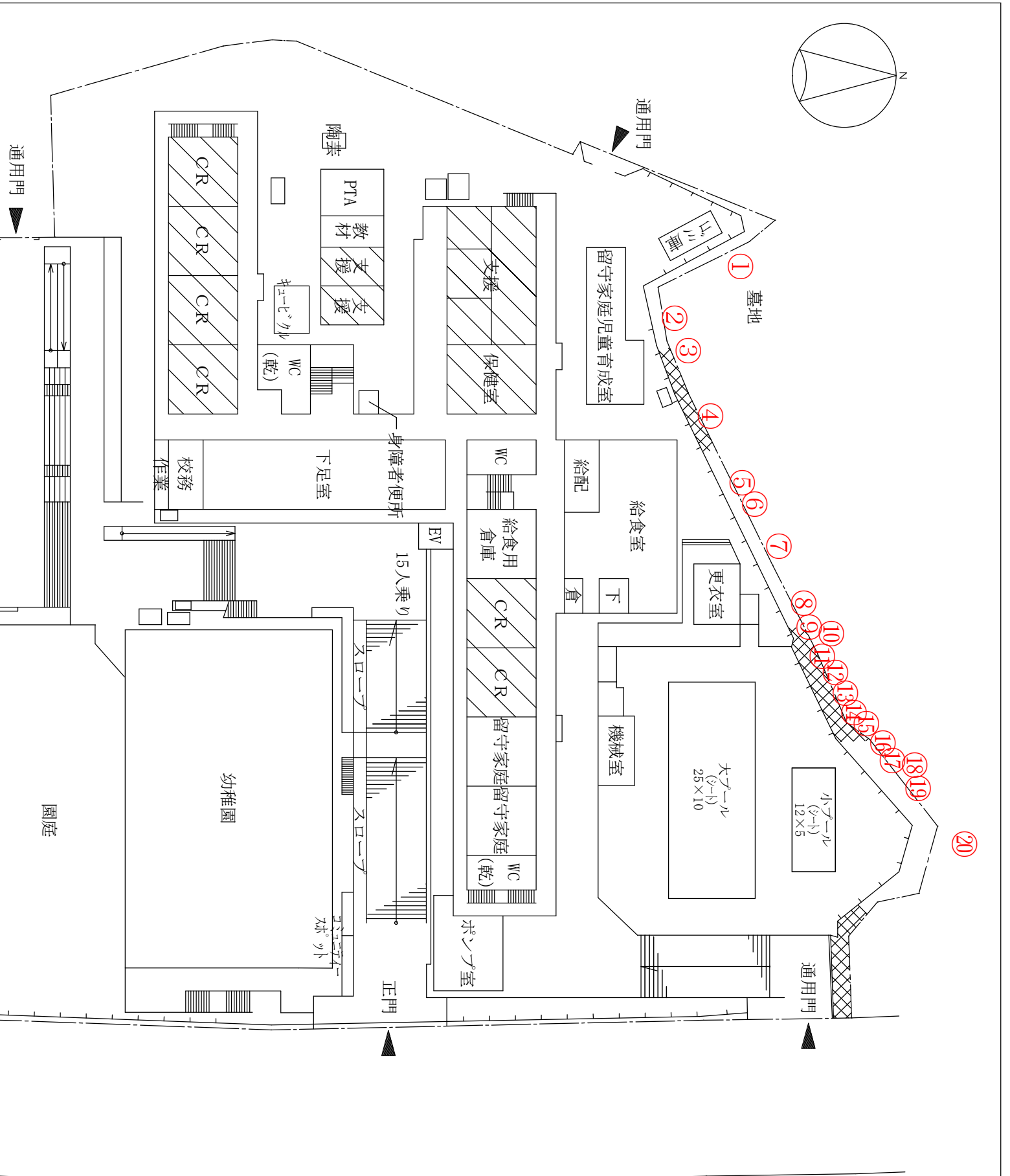
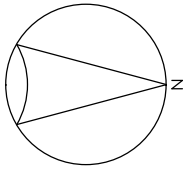
レンギョウ	H=140 cm・9 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑭ 地際以下
サンゴジュ	C=76 cm	伐採	1 本	図面⑮ 地際以下
マルバシャリンバイ	H=260 cm・40 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑯ 地際以下
カイズカイブキ	C=41 cm	伐採	1 本	図面⑰ 地際以下
カイズカイブキ	C=37 cm	伐採	1 本	図面⑱ 地際以下
アベリア	H=260 cm・30 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑲ 地際以下
レンギョウ	H=170 cm・22 m <sup>2</sup>	伐採	1 株	図面⑳ 地際以下

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

#### 4 作業時期

令和4年2月14日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



# 業務委託契約書

21007232

1 委託業務名	吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立藤白台小学校														
3 履行期間	令和 4年 1月26日 から 令和 4年 3月18日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	9	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 1月26日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所 在 地 吹田市古江台4丁目2番D3-305号  
称 号 又 は 名 称 株式会社理研グリーン 大阪支店  
代 表 者 氏 名 支店長 森下 定巳 ㊞

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5



に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立藤白台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立藤白台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

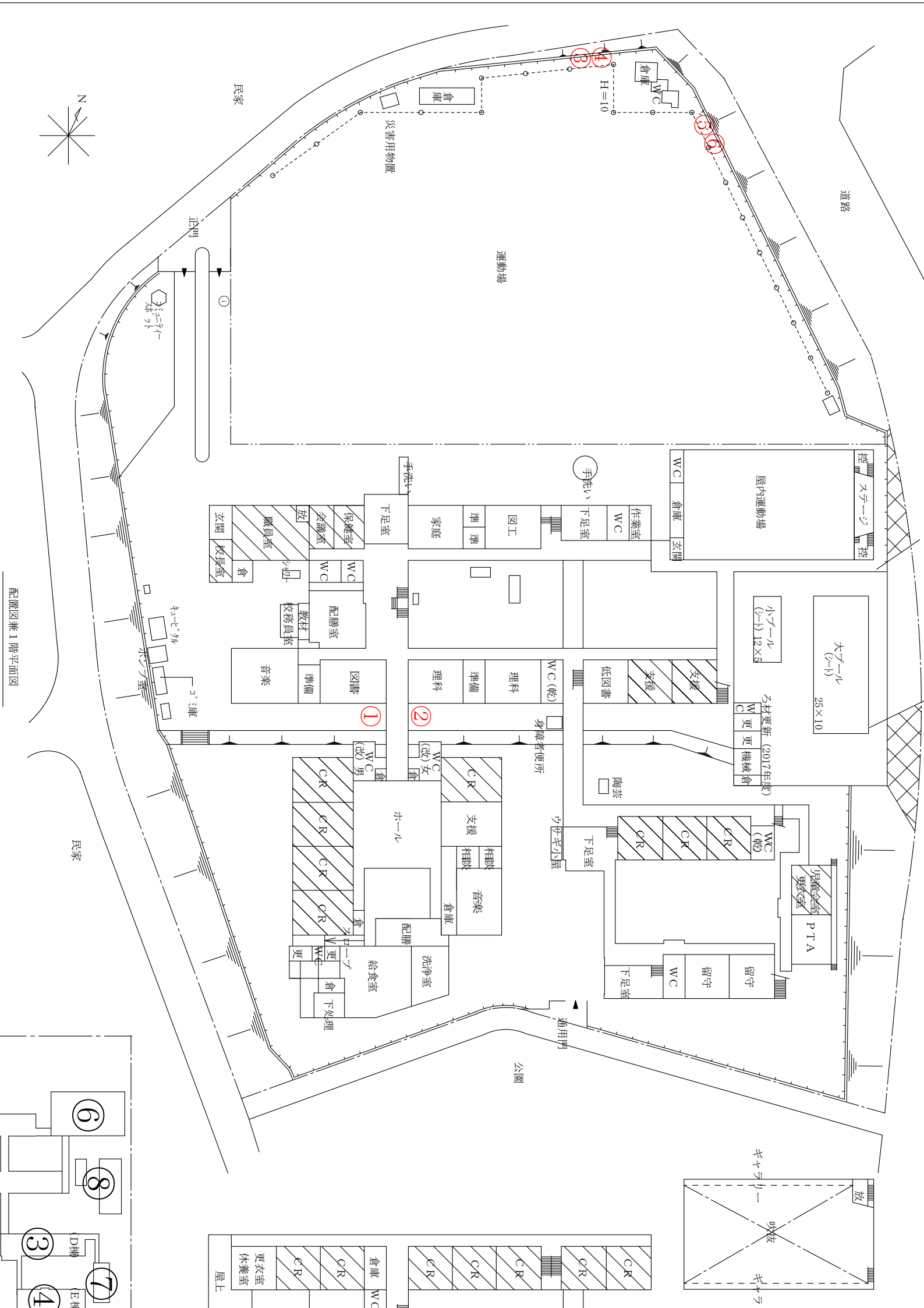
## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ヤマモモ	C=338 cm	剪定	1本	図面① 強剪定 天止め
シラカシ	C=213 cm	剪定	1本	図面② 強剪定 天止め
ヒマラヤスギ	C=183 cm	剪定	1本	図面③～⑥ 防球ネットに支 障が出ないよう 強剪定
	C=188 cm	剪定	1本	
	C=180 cm	剪定	1本	
	C=115 cm	剪定	1本	

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和4年1月26日から令和4年3月18日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



配置図兼1階平面図

# 業務委託契約書

21007237

1 委託業務名	吹田市立千里新田小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立千里新田小学校														
3 履行期間	令和 4年 1月26日 から 令和 4年 3月18日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	4	9	0	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	3	5	5	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 1月26日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市春日 2丁目 2番 16号  
称号又は名称 株式会社寺前造園  
代表者氏名 代表取締役 寺前 昭二郎

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は



暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立千里新田小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立千里新田小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
メタセコイア	C=176cm	強剪定	1本	図面① 天止め (※1)
メタセコイア	C=159cm	強剪定	1本	図面② 天止め (※1)
メタセコイア	C=176cm	強剪定	1本	図面③ 天止め (※1)
クスノキ	C=106cm	強剪定	1本	図面④ 天止め (※1)
カイズカイブキ他		支障木撤去	1式	図面⑤ (※2)
竹		支障木撤去	1式	図面⑥ (※3)
サクラ	C=155cm	枯枝撤去	1本	図面⑦
サクラ	C=162cm	枯枝撤去	1本	図面⑧

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

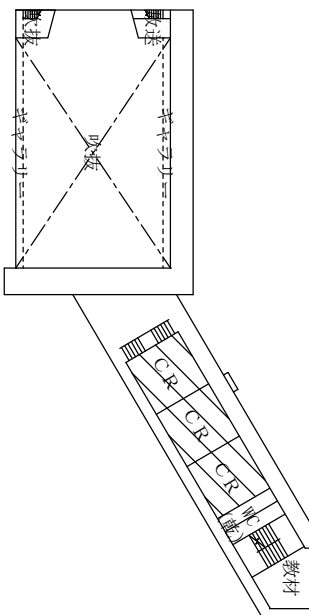
- ※1 体育館の排水溝に落ち葉が詰まらないように剪定すること。
- ※2 通路側にはみ出している樹木一式を剪定すること。
- ※3 2枚あるうち内側の白いフェンスに、学校側から倒れかかっている竹一式を伐採及び撤去すること。

#### 4 作業時期

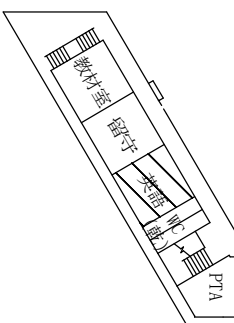
令和4年1月26日から令和4年3月18日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

2階平面図

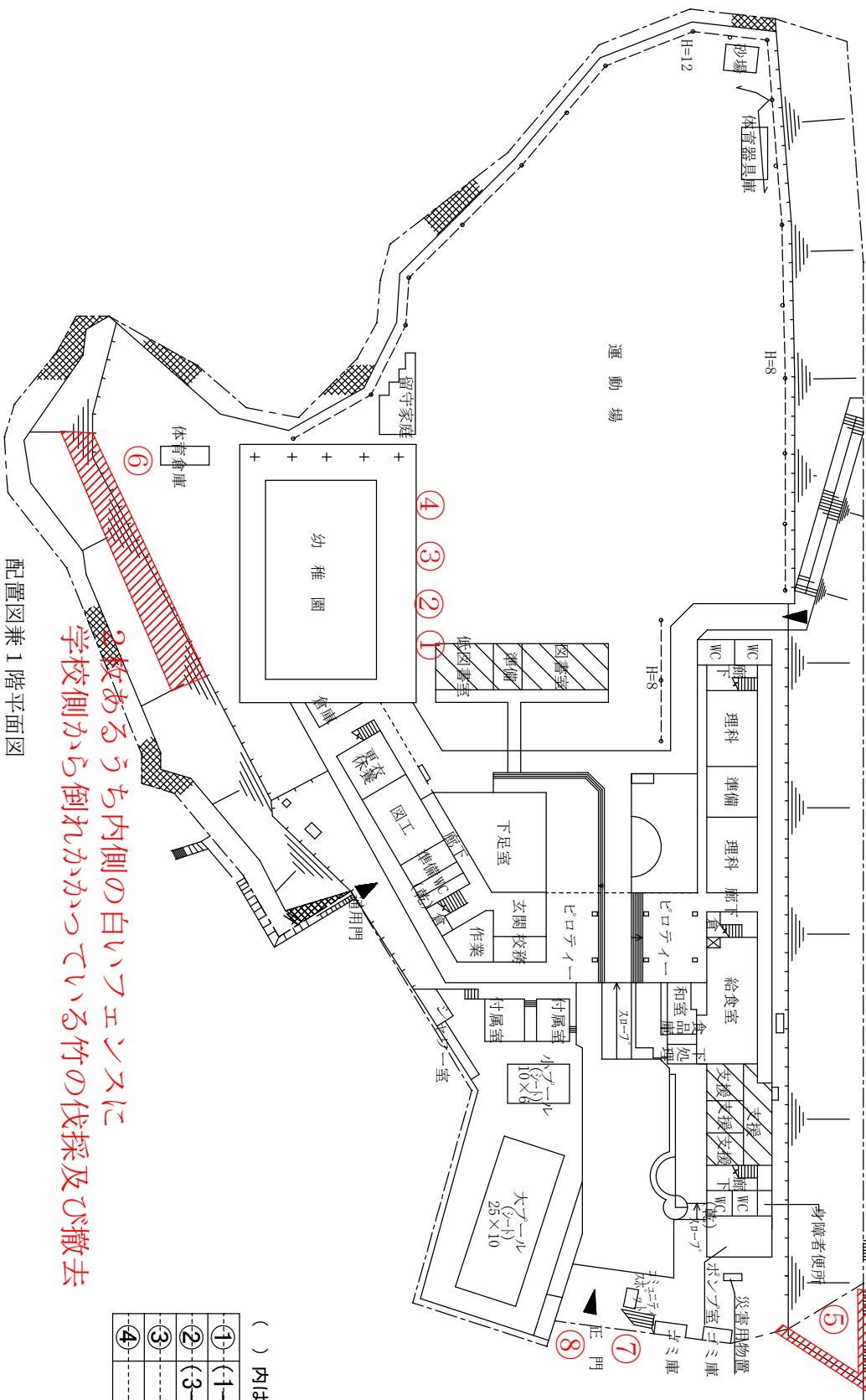


3階平面図



4階平面図

通路にはみ出している樹木の剪定

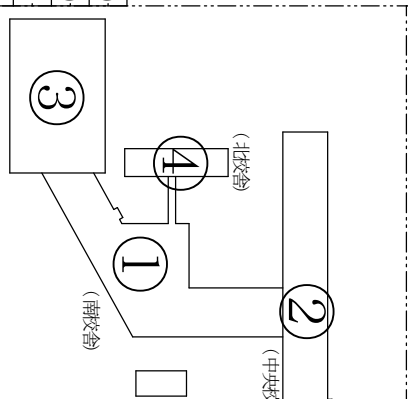


3枚あるうち内側の白いフェンスに  
学校側から倒れかかっている竹の伐採及び撤去

配置図兼1階平面図

( ) 内は台帳棟番号

①	(1-1~1-4)
②	(3-1~3-4)
③	(2)
④	(9)



学校名	吹田市立千里新田小学校
所在地	吹田市春日4丁目10番
縮尺	1/1000



# 請書

令和 4年 2月 9日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市山田東3丁目15番6号

商号又は名称 株式会社久保造園土木 吹田支店

代表者氏名 支店長 久保 可奈子



21007460

1 委 託 業 務 名	吹田市立津雲台小学校樹木剪定等業務															
2 場 所	吹田市立津雲台小学校															
3 履 行 期 間	令和 4年 2月 9日 から 令和 4年 3月25日 まで															
4 業 務 委 託 料					千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
										¥	4	1	8	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										¥	3	8	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立津雲台小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立津雲台小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
サクラ	C=240cm	剪定	1本	図面① 強剪定
サクラ	C=250 cm	剪定	1本	図面② 支障枝撤去※1
サクラ	C=200 cm	剪定	1本	図面③ 強剪定
サクラ	C=100 cm	剪定	1本	図面④ 支障枝撤去※2

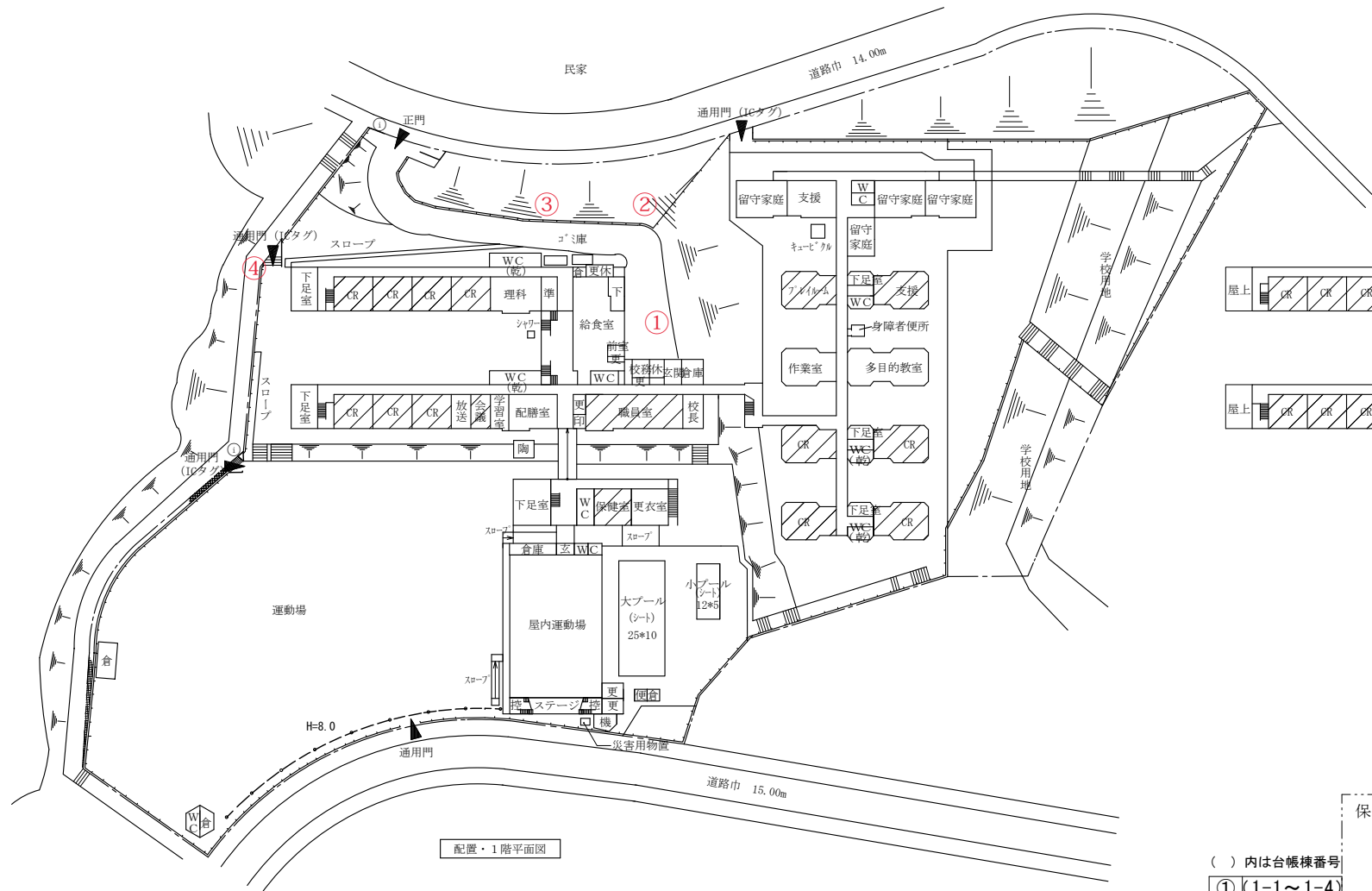
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

- ※1 サクラ（図面②）の支障枝撤去は、電線に支障となる枝の撤去を指す。
- ※2 サクラ（図面④）の支障枝撤去は、フェンスを越えて学校内へ伸びている枝の撤去を指す。

## 4 作業時期

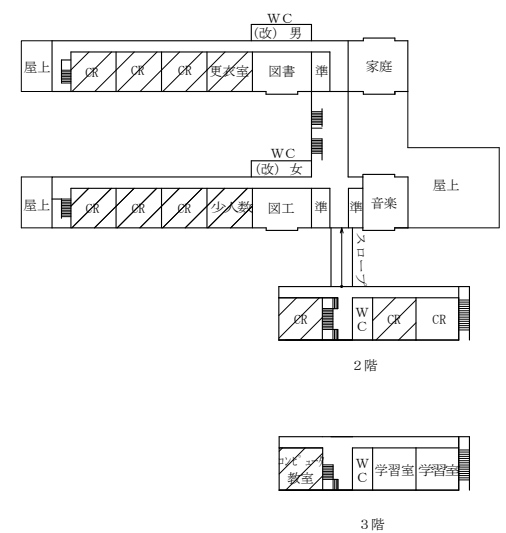
令和4年2月9日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



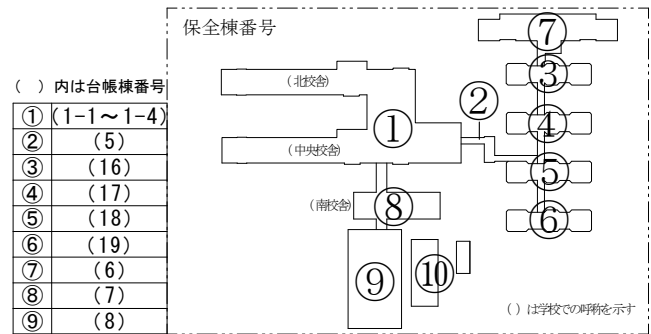
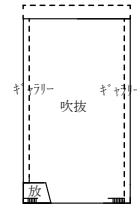
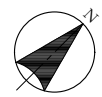
エアコン設置教室

配置・1階平面図



2階

3階



学校名	吹田市立津雲台小学校
所在地	吹田市津雲台4丁目7番1号
縮尺	番号 31



# 業務委託契約書

21007692

1 委託業務名	吹田市立山手小学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立山手小学校														
3 履行期間	令和 4年 2月21日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	9	8	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	6	3	5	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 2月21日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市山田東 3丁目 15番 6号  
称号又は名称 株式会社久保造園土木 吹田支店  
代表者氏名 支店長 久保 可奈子

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立山手小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立山手小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
シュロ	C=120cm	伐採	1本	図面① 地際以下
ナンキンハゼ	C=90cm	伐採	1本	図面② 地際以下
ナンキンハゼ	C=160cm	伐採	1本	図面③ 地際以下
ギンモクセイ	C=80cm	伐採	1本	図面④ 地際以下

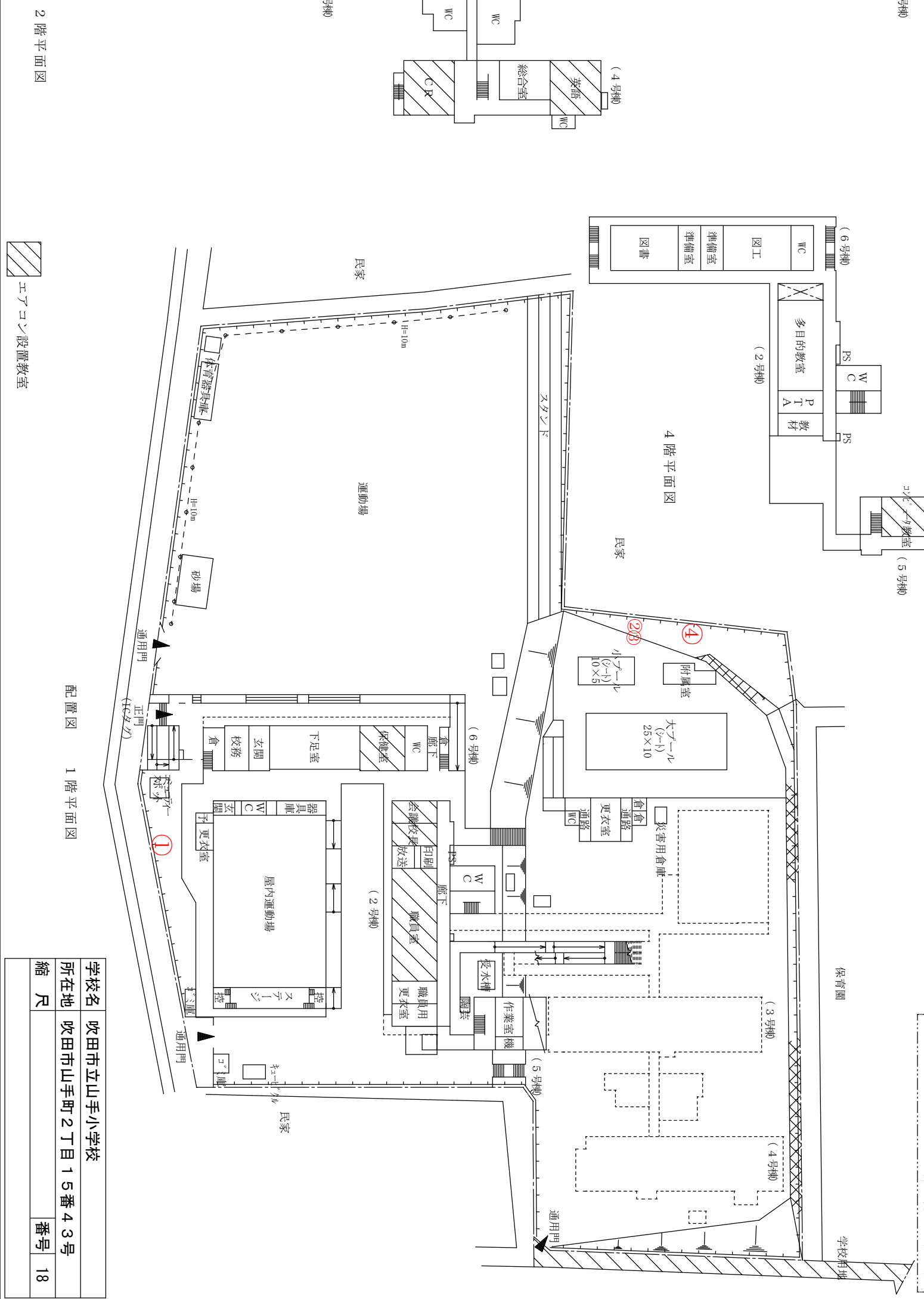
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和4年2月21日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。





エアコン設置教室

配置図 1階平面図

学校名	吹田市立山手小学校
所在地	吹田市山手町2丁目15番43号
縮尺	番号 18

収 入  
印 紙

# 請書

令和 4年 2月 9日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 - 1 0 1 号

商号又は名称 邦宝建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 廣政 満美子

印

21007443

1 委 託 業 務 名	吹田市立吹田東小学校樹木剪定等業務															
2 場 所	吹田市立吹田東小学校															
3 履 行 期 間	令和 4年 2月 9日 から 令和 4年 3月25日 まで															
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
											¥	7	1	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	6	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立吹田東小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立吹田東小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

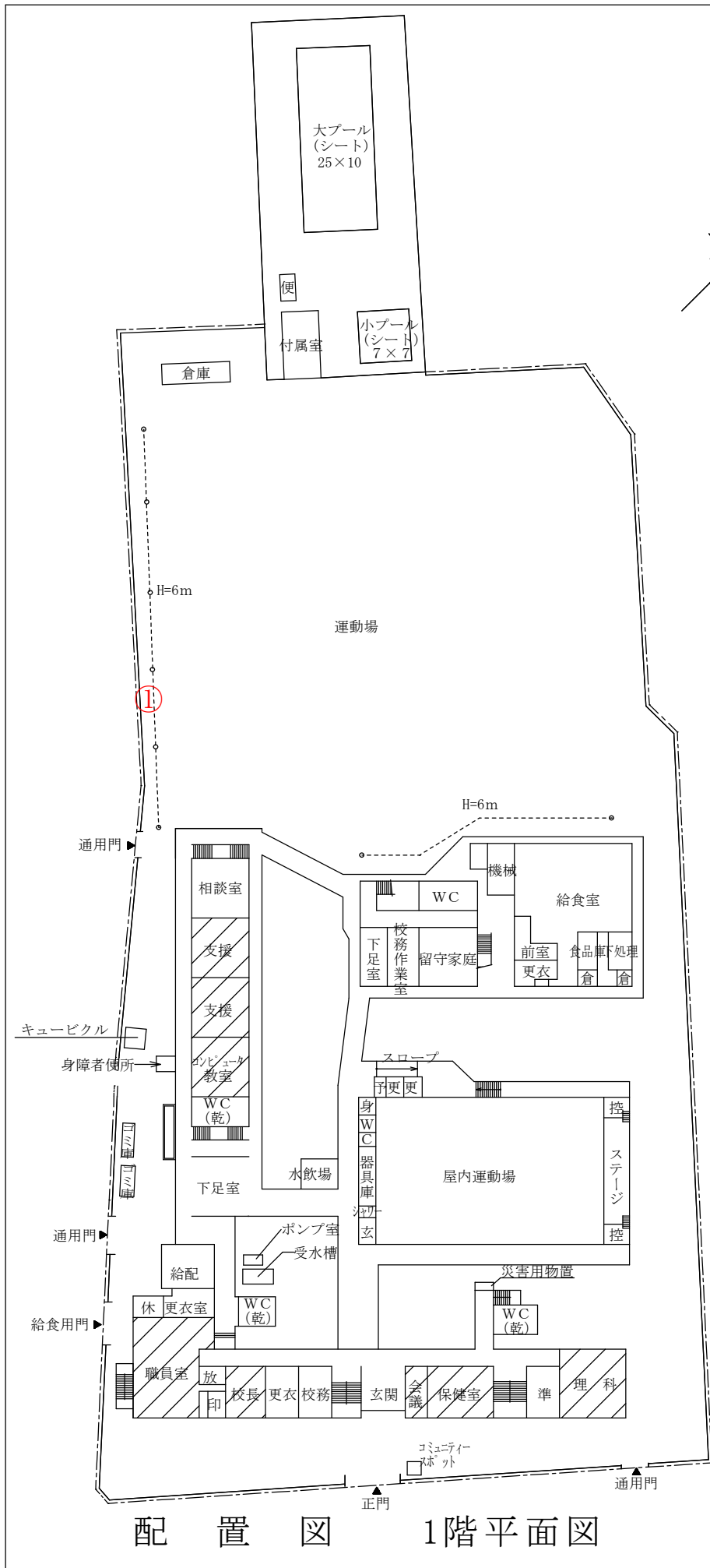
## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ポプラ	C=116 cm	伐採	1本	図面① 地際以下

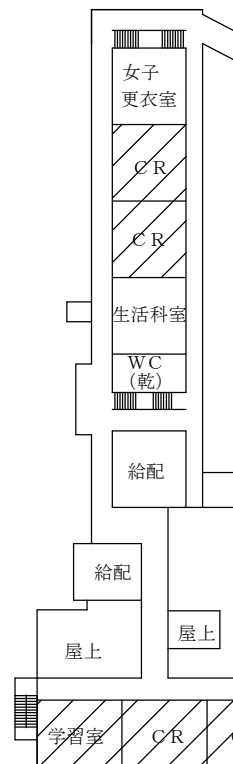
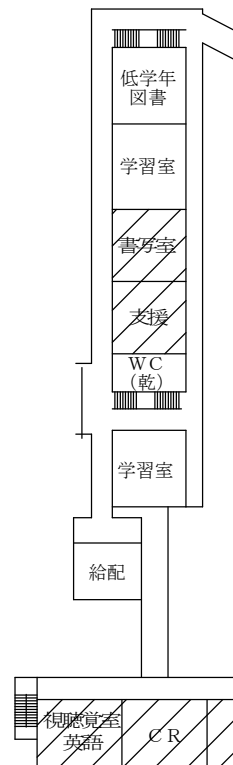
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和4年2月9日から令和4年3月25日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



配置図 1階平面図



# 業務委託契約書

21007235

1	委託業務名	吹田市立山田第一小学校樹木剪定等業務																
2	場所	吹田市立山田第一小学校																
3	履行期間	令和 4年 1月26日 から 令和 4年 3月18日 まで																
4	業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
												¥	9	5	7	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	8	7	0	0	0	0
5	契約の保証	免除																
6	適用除外条項	第 7 条																

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 1月26日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号  
称号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店  
代表者氏名 支店長 諸藤 延由

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立山田第一小学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立山田第一小学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
アバマキ (枝張り 6m以上)	C=146 cm	強剪定	1本	図面① (※1)(※2)
イチョウ (枝張り 6m以上)	C=158 cm	強剪定	1本	図面② (※1)(※2)
アラカシ(実生木)	C=55 cm	伐採	1本	図面③ フェンス外側の支障木(キンモクセイは剪定不要)
サクラ	C=84 cm	伐採	1本	図面④ 地際以下
ケヤキ	C=145 cm	強剪定	1本	図面⑤ 過去に剪定した箇所での天止め (※2)(※3)
カイズカイブキ	C=110 cm	強剪定	1本	図面⑥ 過去に剪定した箇所での天止め (※2)(※3)
タイワンフウ	C=101 cm	強剪定	1本	図面⑦ 過去に剪定した箇所での天止め (※2)(※3)

サクラ	C=62 cm	強剪定	1本	図面⑧ 枯枝の除去 (※2)
台湾フウ	C=103 cm	強剪定	1本	図面⑨ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
サクラ	C=90 cm	伐採	1本	図面⑩ 枯損木 地際以下
ナンキンハゼ (実生木)	C=65 cm	伐採	1本	図面⑪ フェンス外側の支障木
ナンキンハゼ (実生木)	C=32 cm	伐採	1本	図面⑫ フェンス外側の支障木
アオギリ	C=37 cm	伐採	1本	図面⑬ 地際以下
サクラ	C=71 cm	伐採	1本	図面⑭ 地際以下
アメリカフウ	C=151 cm	強剪定	1本	図面⑮ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
カイヅカイブキ	C=65 cm	伐採	1本	図面⑯ 地際以下
ケヤキ	C=103 cm	強剪定	1本	図面⑰ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
台湾フウ	C=96 cm	強剪定	1本	図面⑱ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
	C=118 cm		1本	図面⑲ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
	C=60 cm		1本	図面⑳ 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
サクラ	C=98 cm	伐採	1本	図面 21 地際以下
ケヤキ	C=121 cm	強剪定	1本	図面 22 過去に剪定した箇所で天止め (※2)(※3)
サクラ	C=50 cm	伐採	1本	図面 23 フェンス外側の支障木
サクラ	C=142 cm	剪定	1本	図面 24 (※2)(※3)
折れ枝	C=45 cm	枯枝撤去	1本	図面⑥～⑩の枝にまたがる枝の撤去

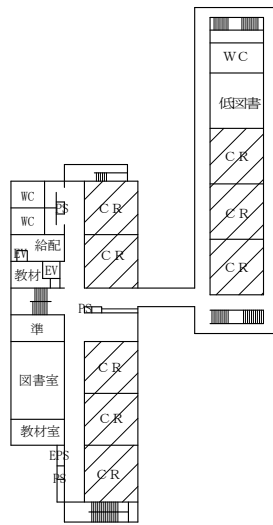
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

- ※1 枝抜き、ちらし剪定で全体を小さくすること（①は下枝の除去含む）。
- ※2 防球ネットに支障な枝を除去すること。
- ※3 山田川に越境している枝を除去すること。

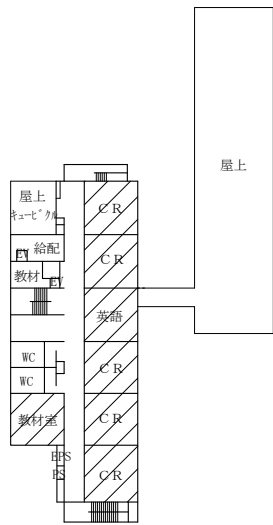
#### 4 作業時期

令和4年1月26日から令和4年3月18日までとする。

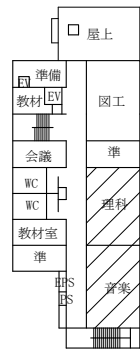
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



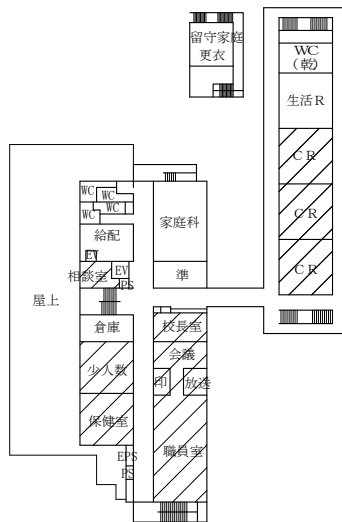
3階平面図



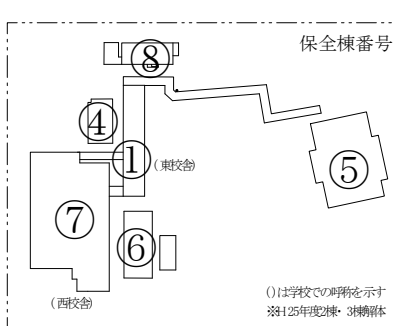
4階平面図



5階平面図

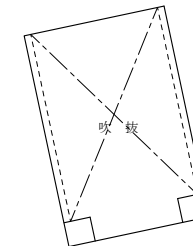


2階平面図

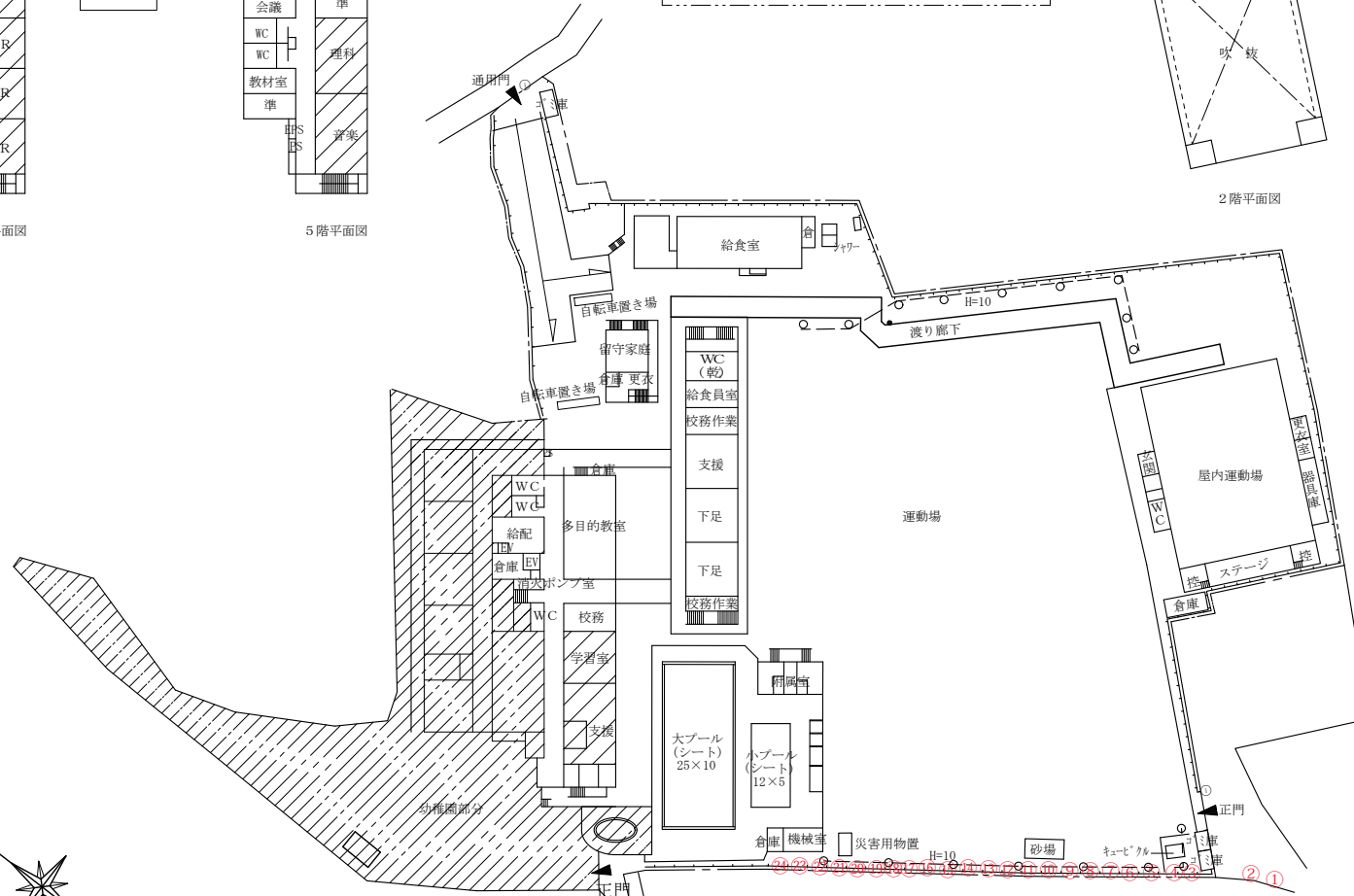


( )内は台帳棟番号

①	(1-1~1-2)
②	(17)
③	(12)
④	(19)
⑤	(2-1~2-4)



2階平面図



配置図兼1階平面図

エアコン設置教室

学校名	吹田市立山田第一小学校		
所在地	吹田市山田東2丁目3番2号		
縮尺		番号	20

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 9月17日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市末広町 1 1 番 1 0 号

商号又は名称 大阪環境整備 株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 井田 茂

印

21005081

1 委 託 業 務 名	吹田市立古江台中学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立古江台中学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 9月17日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	4	8	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	3	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立古江台中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立古江台中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

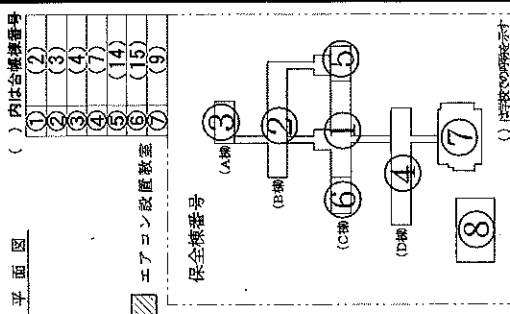
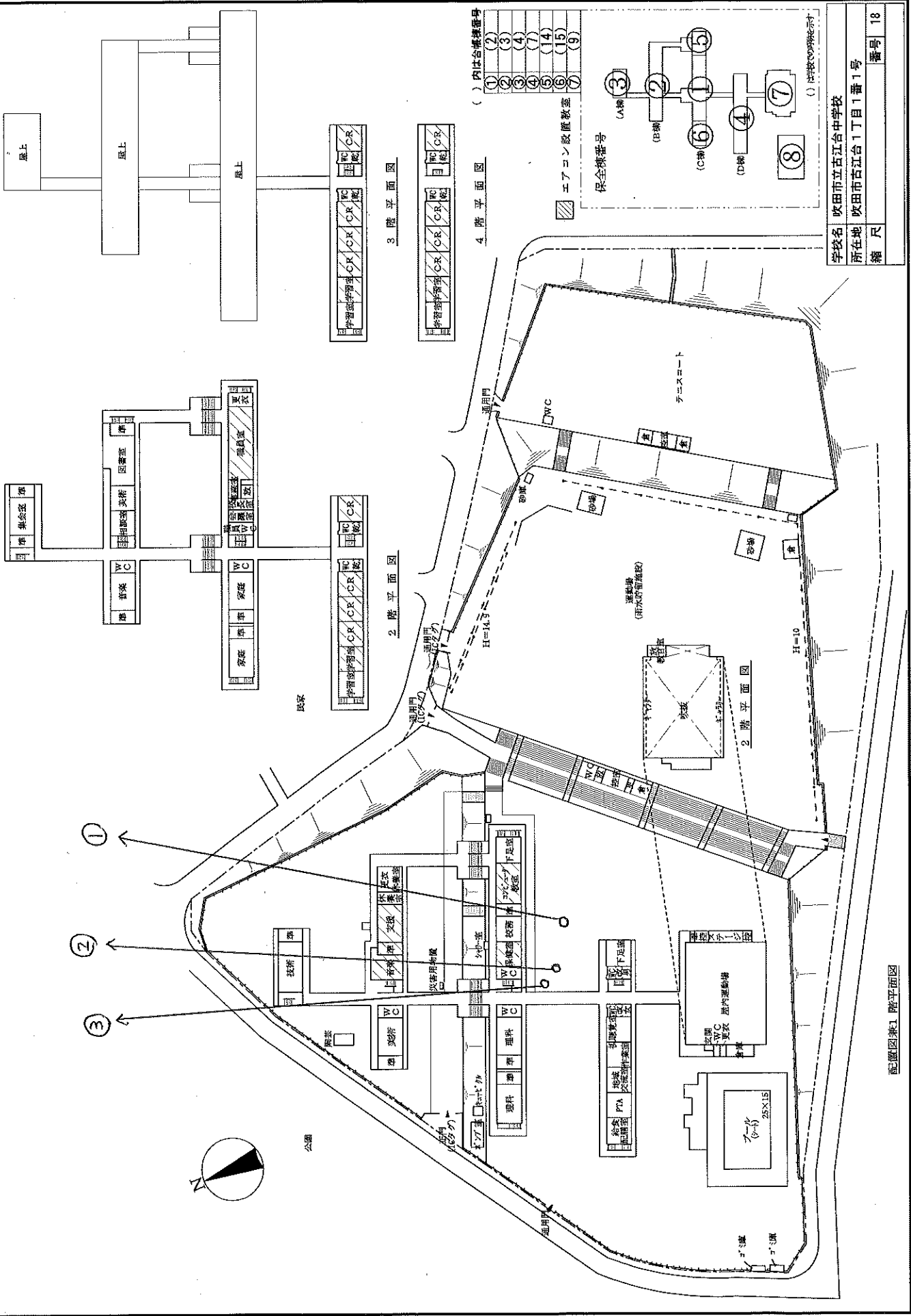
## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
スモモ	C=120cm	剪定	1本	剪定する枝は学校と要調整 図面①
ビワ	C=40cm	剪定	1本	剪定する枝は学校と要調整 図面②
	C=70cm	伐採	1本	地際以下 図面③

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年9月17日から令和3年11月30日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



学校名	吹田市立古江台中学校
所在地	吹田市古江台1丁目1番1号
縮尺	番号 18

配置図兼1階平面図

収入  
印紙

# 請書

令和 3年11月29日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市津雲台7丁目5番18号

商号又は名称 株式会社札幌造園

代表者氏名 代表取締役 札幌 治男

印

21006417

1 委託業務名	吹田市立片山中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立片山中学校														
3 履行期間	令和 3年11月29日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	6	3	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	3	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立片山中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立片山中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
カイズカイブキ	C=100cm	伐採	1本	図面① 地際以下
ニレ	C=40cm	伐採	1本	図面② 地際以下
ポプラ	C=210cm	伐採	1本	図面③ 地際以下

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

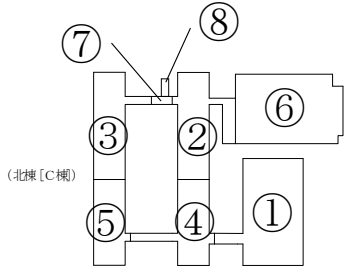
## 4 作業時期

令和3年11月29日から令和4年1月31日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

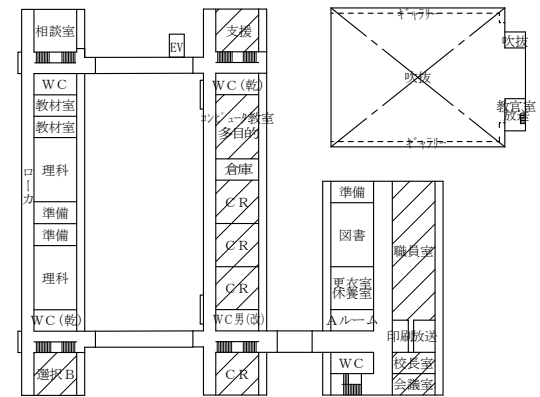
保全棟番号

①	(1)
②	(2)
③	(3-1~3-2)
④	(11)
⑤	(12)
⑥	(4)
⑦	(13)
⑧	(14)

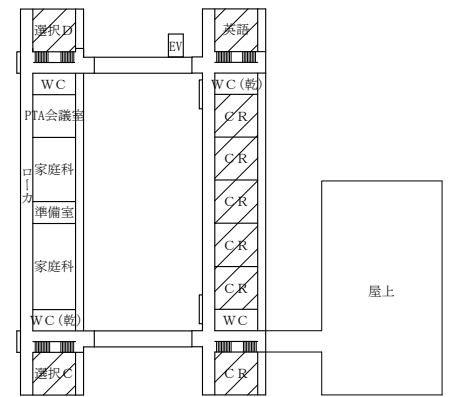
( ) 内は台帳棟番号



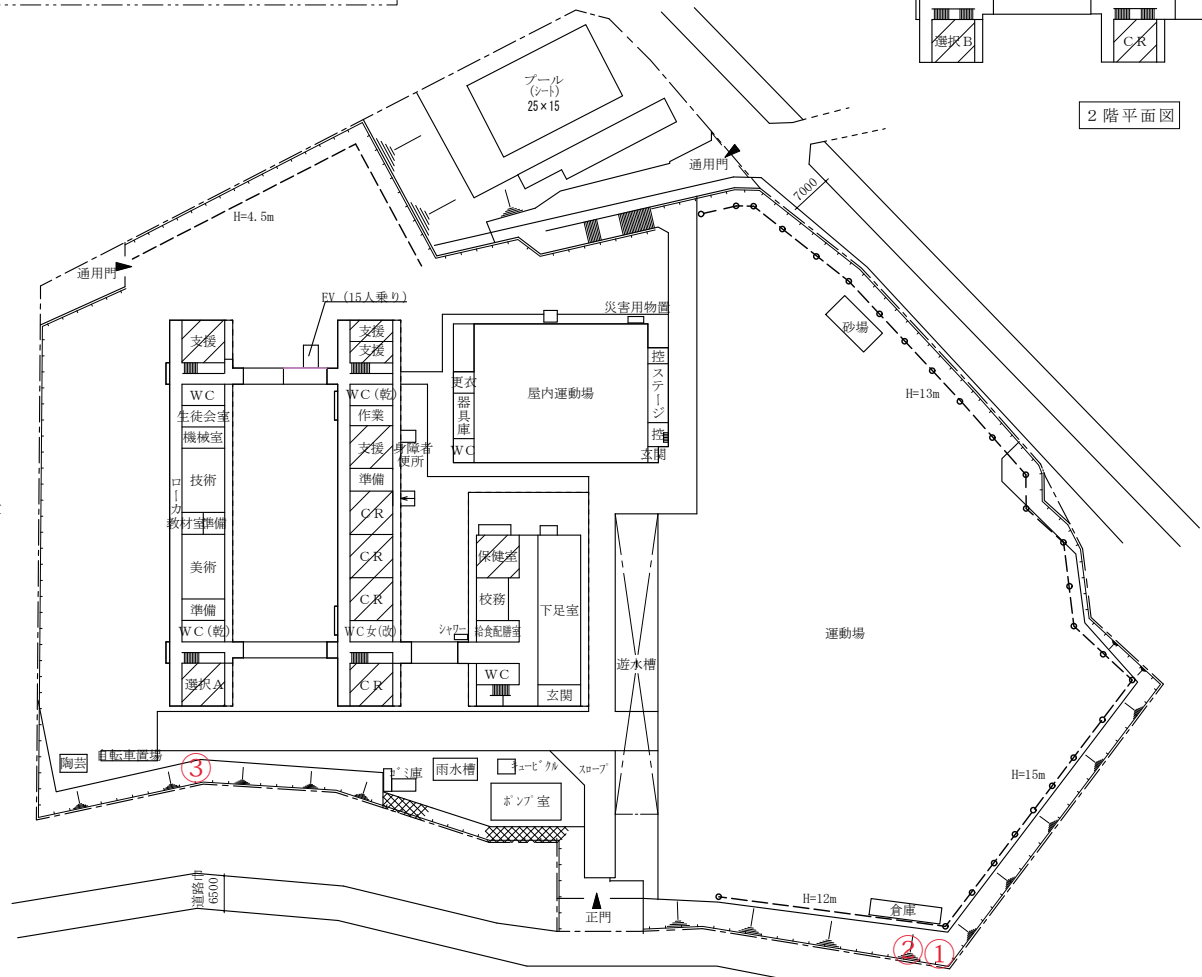
( ) は学校の略称を示す (南棟 [B棟]) (管理棟 [A棟])



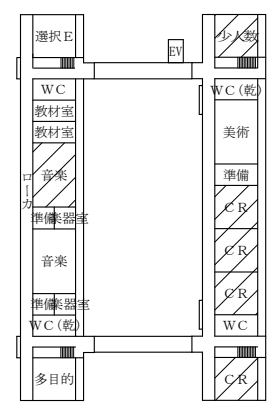
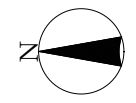
2階平面図



3階平面図



配置図兼1階平面図



4階平面図

斜線 エアコン設置教室

学校名	吹田市立片山中学校
所在地	吹田市竹谷町35番1号
縮尺	1/1000
番号	6

# 業務委託契約書

21006433

1 委託業務名	吹田市立南千里中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立南千里中学校														
3 履行期間	令和 3年12月 3日 から 令和 4年 2月10日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	8	5	8	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	7	8	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年12月 3日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号  
称号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店  
代表者氏名 支店長 前田 智恵子

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者



と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立南千里中学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立南千里中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
カシ	C=101cm	剪定	1本	図面①※
カシ	C=88cm	剪定	1本	図面②※
ヤマモモ	C=57cm	剪定	1本	図面③※
ヤマモモ	C=103cm	剪定	1本	図面④※
カシ	C=119cm	剪定	1本	図面⑤※
タイサンボク	C=65cm	伐採	1本	地際以下 図面⑥
モミジ	C=73cm	伐採	1本	地際以下 図面⑦

カシ	C=70cm	伐採	1本	地際以下 図面⑧
----	--------	----	----	-------------

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

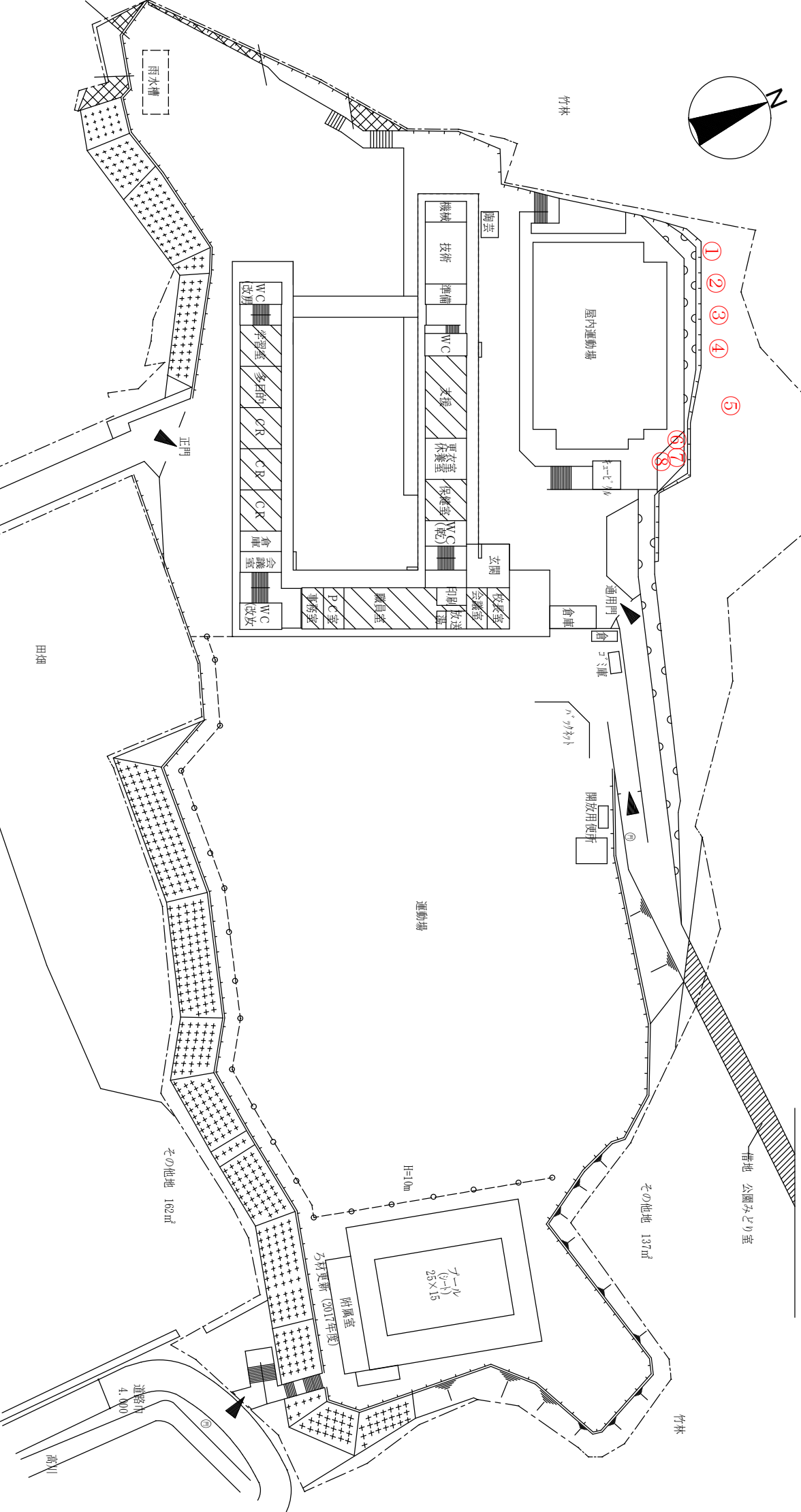
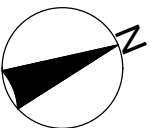
※図面①～⑤は、落ちた枝葉が体育館屋上の排水溝を塞ぎ、排水不良を起こすことがあるため、屋上にかからないように剪定すること。

#### 4 作業時期

令和3年12月3日から令和4年2月10日までとする。

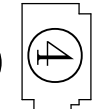
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

WC	相談室	給食配膳室	多目的研修教室	生徒PTA作業室	WC
					(乾)



2階平面図兼配置図

砂子谷新池  
 ( ) 内は台帳棟番号  
 (1) (10-1 ~ 10-2)





# 請書

令和 3年11月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市末広町 11 番 10 号

商号又は名称 大阪環境整備株式会社

代表者氏名 代表取締役 井田 茂



21006143

1 委託業務名	吹田市立古江台中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立古江台中学校														
3 履行期間	令和 3年11月 8日 から 令和 4年 1月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	7	7	3	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	4	3	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立古江台中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立古江台中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

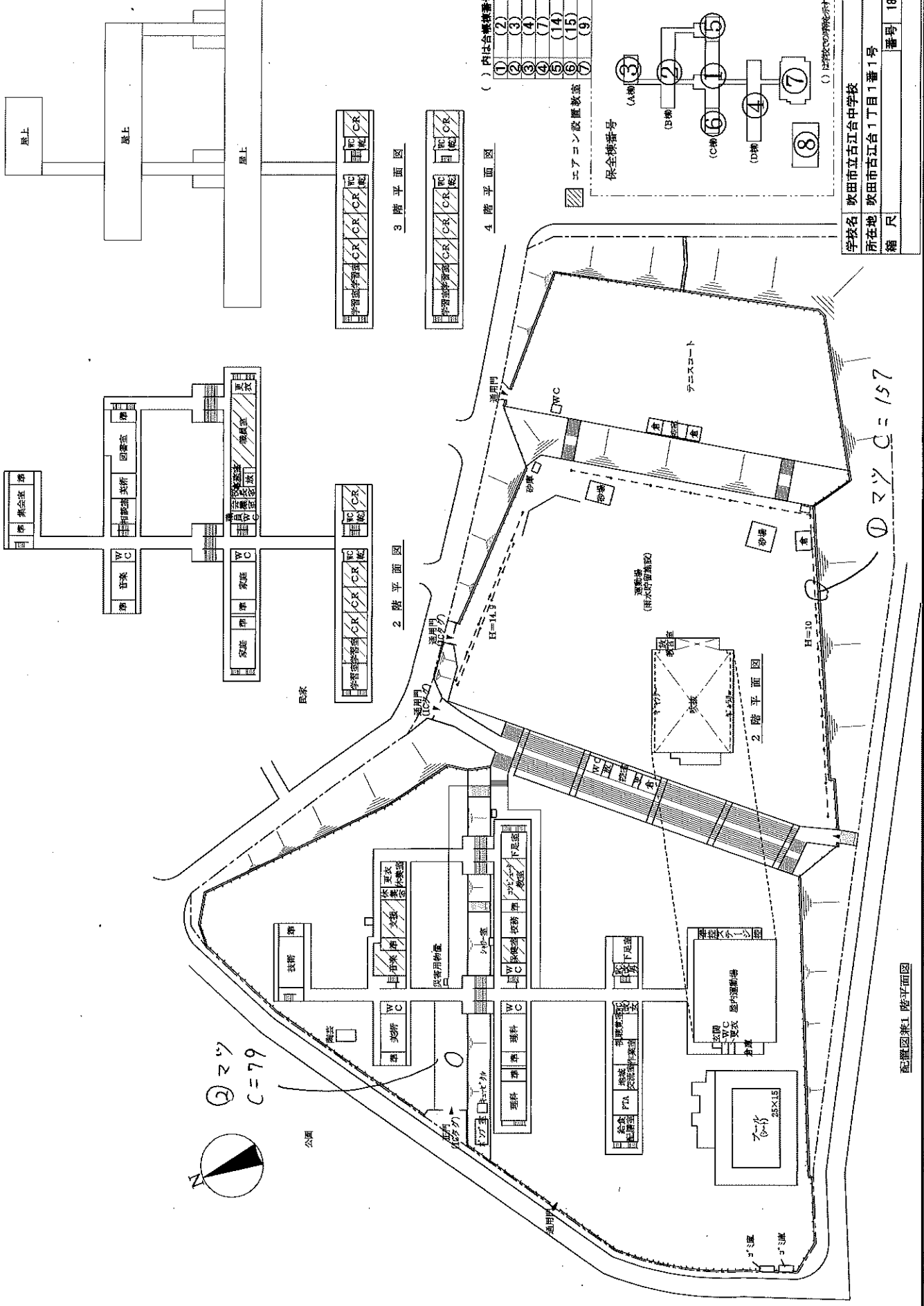
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
マツ	C=157cm	伐採	1本	地際以下 図面①
マツ	C=79cm	伐採	1本	地際以下 図面②

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

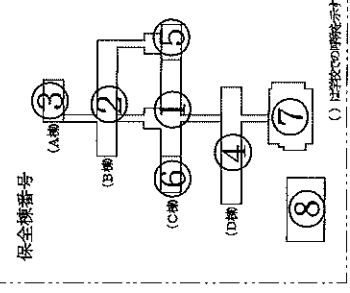
## 4 作業時期

令和3年11月8日から令和4年1月31日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



- ( ) 内は台帳簿番号
- |   |      |
|---|------|
| ① | (2)  |
| ② | (3)  |
| ③ | (4)  |
| ④ | (7)  |
| ⑤ | (14) |
| ⑥ | (15) |
| ⑦ | (9)  |



学校名 吹田市立古江台中学校  
 所在地 吹田市古江台1丁目1番1号  
 相尺 番号 18

配置図兼1階平面図

# 業務委託契約書

21006442

1 委託業務名	吹田市立竹見台中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立竹見台中学校														
3 履行期間	令和 3年12月 3日 から 令和 4年 2月10日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	1	2	2	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	0	2	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年12月 3日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市末広町11番10号  
称号又は名称 大阪環境整備株式会社  
代表者氏名 代表取締役 井田 茂



(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5



に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立竹見台中学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立竹見台中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ケヤキ	C=170cm	伐採	1本	地際以下 図面①
メタセコイヤ	C=160cm	伐採	1本	地際以下 図面②
アラカシ	C=122cm	伐採	1本	地際以下 図面③
タブノキ	C=53cm	剪定	1本	図面④
トウカエデ	C=93cm	剪定	1本	図面⑤
アラカシ	C=82cm	伐採	1本	地際以下 図面⑥
サンゴジュ	C=20cm	処分	1本	図面⑦※
アラカシ	C=138cm	伐採	1本	地際以下 図面⑧
サンゴジュ	C=27cm	処分	1本	図面⑨※

アラカシ	C=134cm	伐採	1本	地際以下 図面⑩
サクラ	C=38cm	伐採	1本	地際以下 図面⑪
アラカシ	C=88cm	伐採	1本	地際以下 図面⑫
ニレ	C=67cm	伐採	1本	地際以下 図面⑬

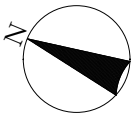
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

※⑦及び⑨は、学校校務員が剪定するため、その際に生じた枝葉を処分すること。

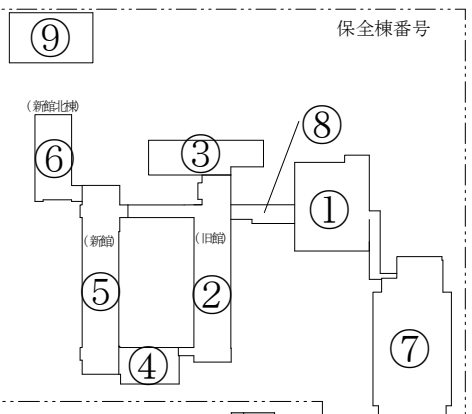
#### 4 作業時期

令和3年12月3日から令和4年2月10日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

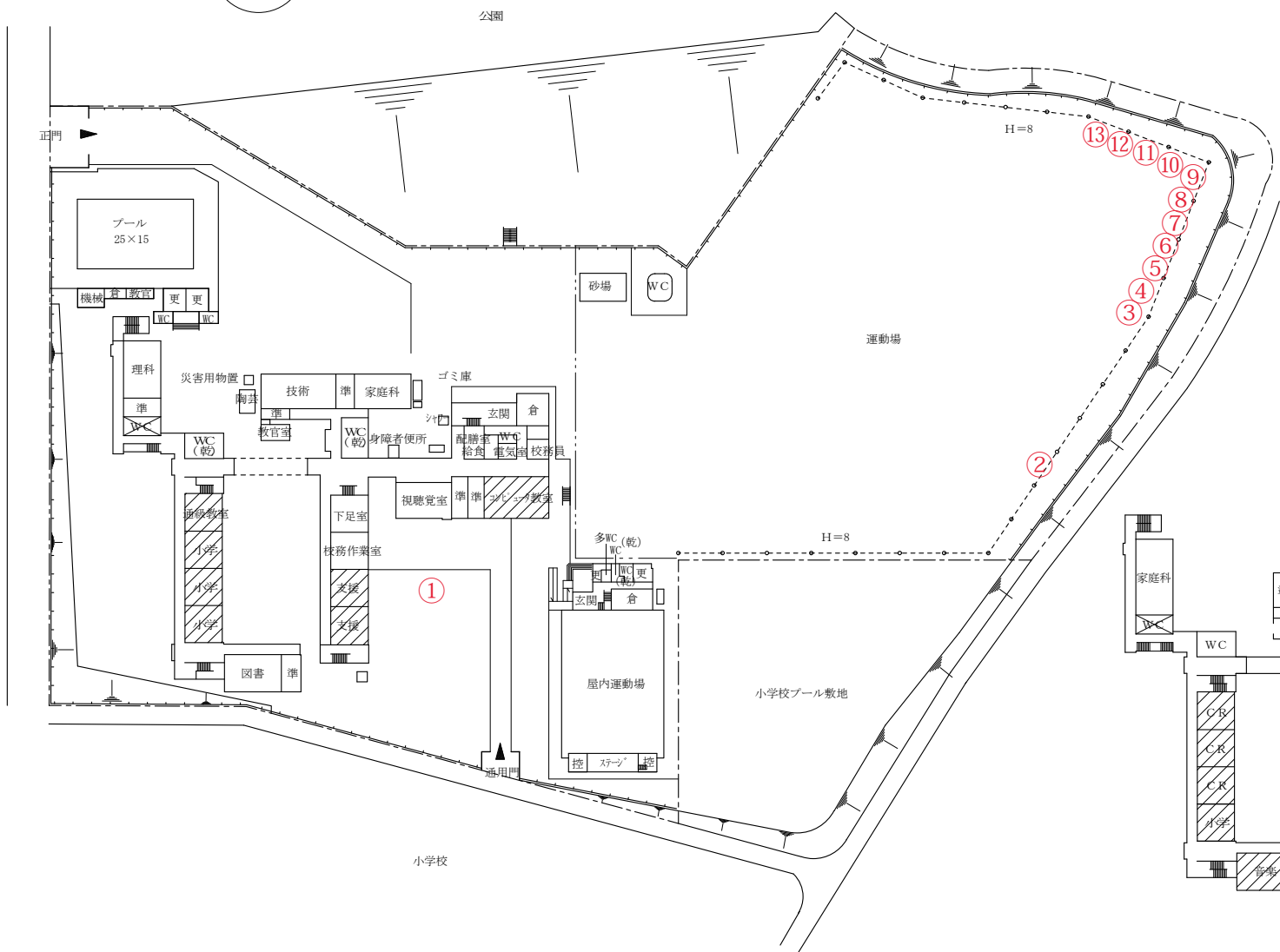


エアコン設置教室

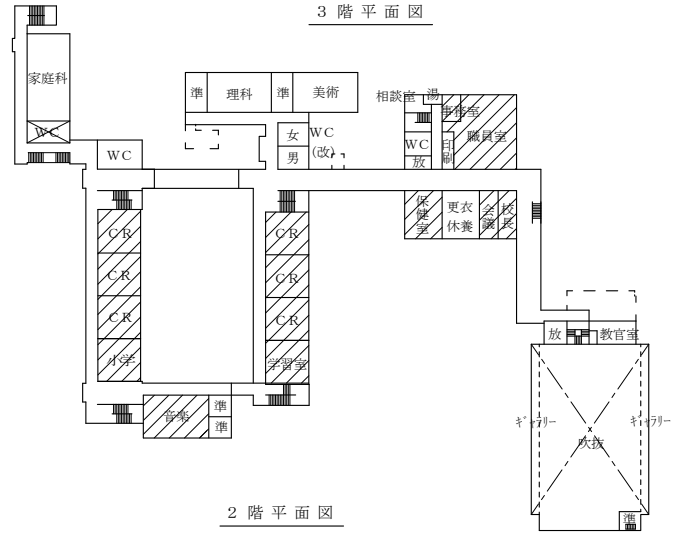


- ( )は学校での呼称を示す  
( )内は台帳棟番号
- |   |           |
|---|-----------|
| ① | (1-1)     |
| ② | (2-1~2-2) |
| ③ | (3)       |
| ④ | (6-1~6-2) |
| ⑤ | (7-1~7-3) |
| ⑥ | (8)       |
| ⑦ | (5)       |
| ⑧ | (16)      |

3階平面図



配置図兼1階平面図



2階平面図

学校名	吹田市立竹見台中学校		
所在地	吹田市竹見台1丁目3番1号		
縮尺		番号	17

# 業務委託契約書

21006465

1 委託業務名	吹田市立豊津中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立豊津中学校														
3 履行期間	令和 3年12月 3日 から 令和 4年 2月10日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	9	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年12月 3日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市幸町 1 2 番 1 号  
称号又は名称 株式会社中野造園  
代表者氏名 代表取締役 中野 和雄



(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立豊津中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立豊津中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
エノキ	C=153cm	剪定	1本	図面① 強剪定
カキ	C=120cm	剪定	1本	図面② 強剪定
サクラ	C=140cm	支障枝撤去	1本	図面③ (※1)
クスノキ	C=138cm	剪定	1本	図面④ 強剪定
カイズカイブキ	C=114cm	剪定	1本	図面⑤
シュロ	C=40cm	伐採	1本	図面⑥ 地際以下
スギ	C=95cm	剪定	1本	図面⑦ 天止め
スギ	C=63cm	剪定	1本	図面⑧ 天止め
クスノキ	C=122cm	剪定	1本	図面⑨

枯木	C=176cm	伐採	1本	図面⑩ 地際以下
クスノキ	C=220cm	剪定	1本	図面⑪ 強剪定 (※2)
イチョウ	C=113cm	剪定	1本	図面⑫ 強剪定 (※2)
イチョウ	C=113cm	剪定	1本	図面⑬ 強剪定 (※2)
サクラ	C=160cm	支障枝撤去	1本	図面⑭ (※1)
サクラ	C=88cm	支障枝撤去	1本	図面⑮ (※1)
枯木	C=64cm	伐採	1本	図面⑯ 地際以下
サクラ	C=197cm	支障枝撤去	1本	図面⑰ (※1)
マテバシイ	C=90cm	剪定	1本	図面⑱ 全体の剪定
ニレノキ	C=96cm	剪定	1本	図面⑲ 全体の剪定
マテバシイ	C=93cm	剪定	1本	図面⑳ 全体の剪定
枯木	C=84cm	伐採	1本	図面㉑ 地際以下
マテバシイ	C=105cm	剪定	1本	図面㉒ 全体の剪定
ネズミモチ	C=86cm	剪定	1本	図面㉓ 全体の剪定
マテバシイ	C=101cm	剪定	1本	図面㉔ 全体の剪定
ネズミモチ	C=114cm	剪定	1本	図面㉕ 全体の剪定
クスノキ	C=151cm	剪定	1本	図面㉖ 強剪定 (※3)
クスノキ	C=160cm	剪定	1本	図面㉗ 強剪定 (※3)
ヤマモモ	C=151cm	剪定	1本	図面㉘ 強剪定 (※4)
サクラ	C=86cm	枯枝撤去	1本	図面㉙
サクラ	C=100cm	枯枝撤去	1本	図面㉚
サクラ	C=86cm	枯枝撤去	1本	図面㉛

ウメ	C=60cm	剪定	1本	図面② 全体の剪定 (枯枝撤去含む)
サクラ	C=85cm	枯枝撤去	1本	図面③
ニレノキ	C=96cm	剪定	1本	図面④ 全体の剪定

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

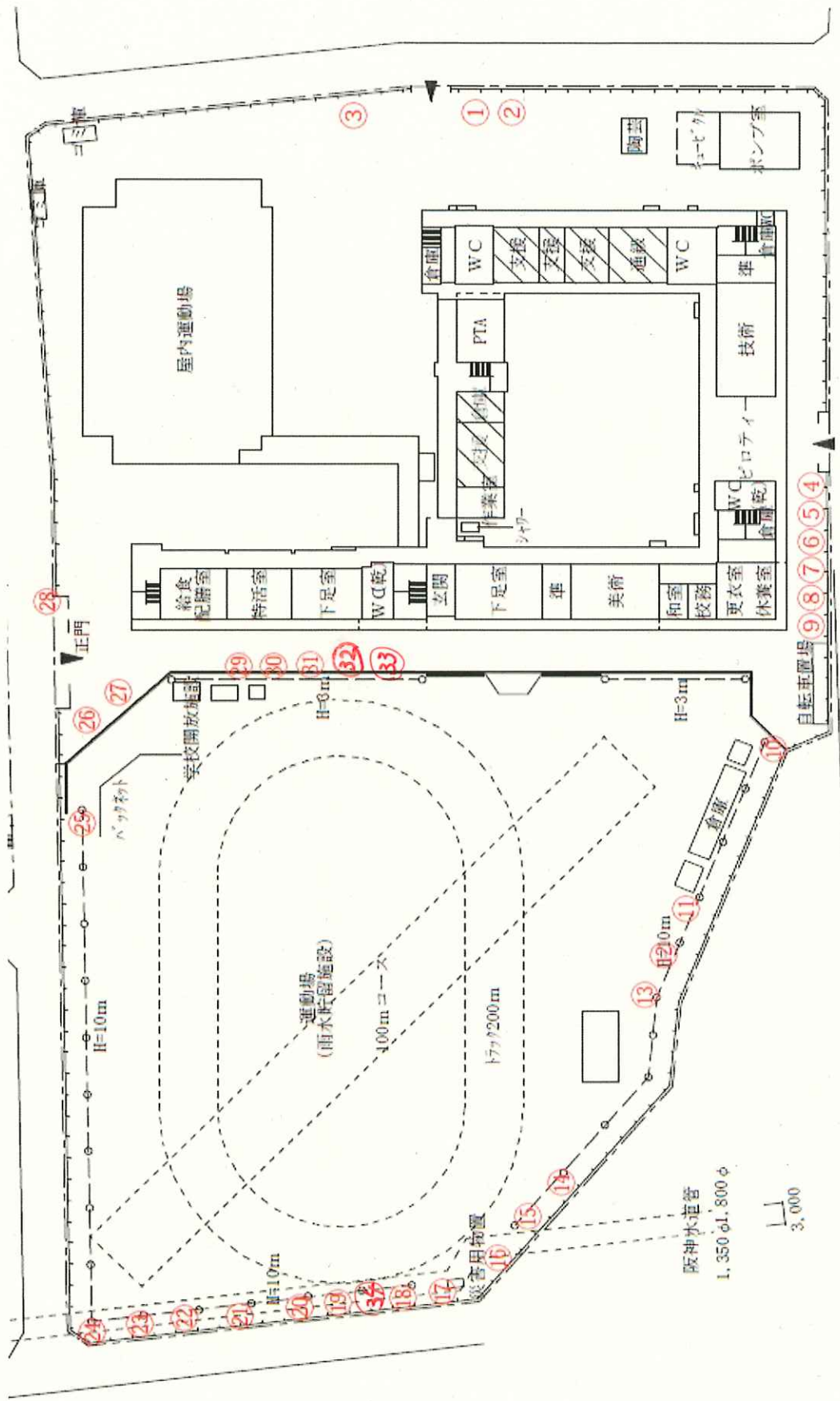
- ※1 支障枝撤去は、道路にはみ出ている、ネット付近、電線等にかかる枝の撤去。
- ※2 ナイター照明が隠れないように剪定。
- ※3 防犯カメラ画角、道路にはみ出ている、校内電線、下枝等の剪定を含む。
- ※4 街灯が隠れないように剪定。

#### 4 作業時期

令和3年12月3日から令和4年2月10日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

# 豊津中学校



# 業務委託契約書

21007240

1 委託業務名	吹田市立第六中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立第六中学校														
3 履行期間	令和 4年 1月26日 から 令和 4年 3月18日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	2	6	5	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	1	5	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 1月26日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市竹谷町 6 番 1 7 号  
称号又は名称 株式会社虎谷造園土木  
代表者氏名 代表取締役 虎谷 コイ子

Ⓜ



(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立第六中学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立第六中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
 本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=154cm	強剪定	1本	図面①
メタセコイア	C=103cm～ 119cm	剪定	2本	図面② 天止め
	C=121cm～ 134cm		6本	
	C=155cm		1本	
サクラ	C=62cm～ 74cm	剪定	3本	図面③
	C=82cm～ 96cm		4本	
	C=115cm		1本	
	C=134cm		1本	
	C=160cm		1本	

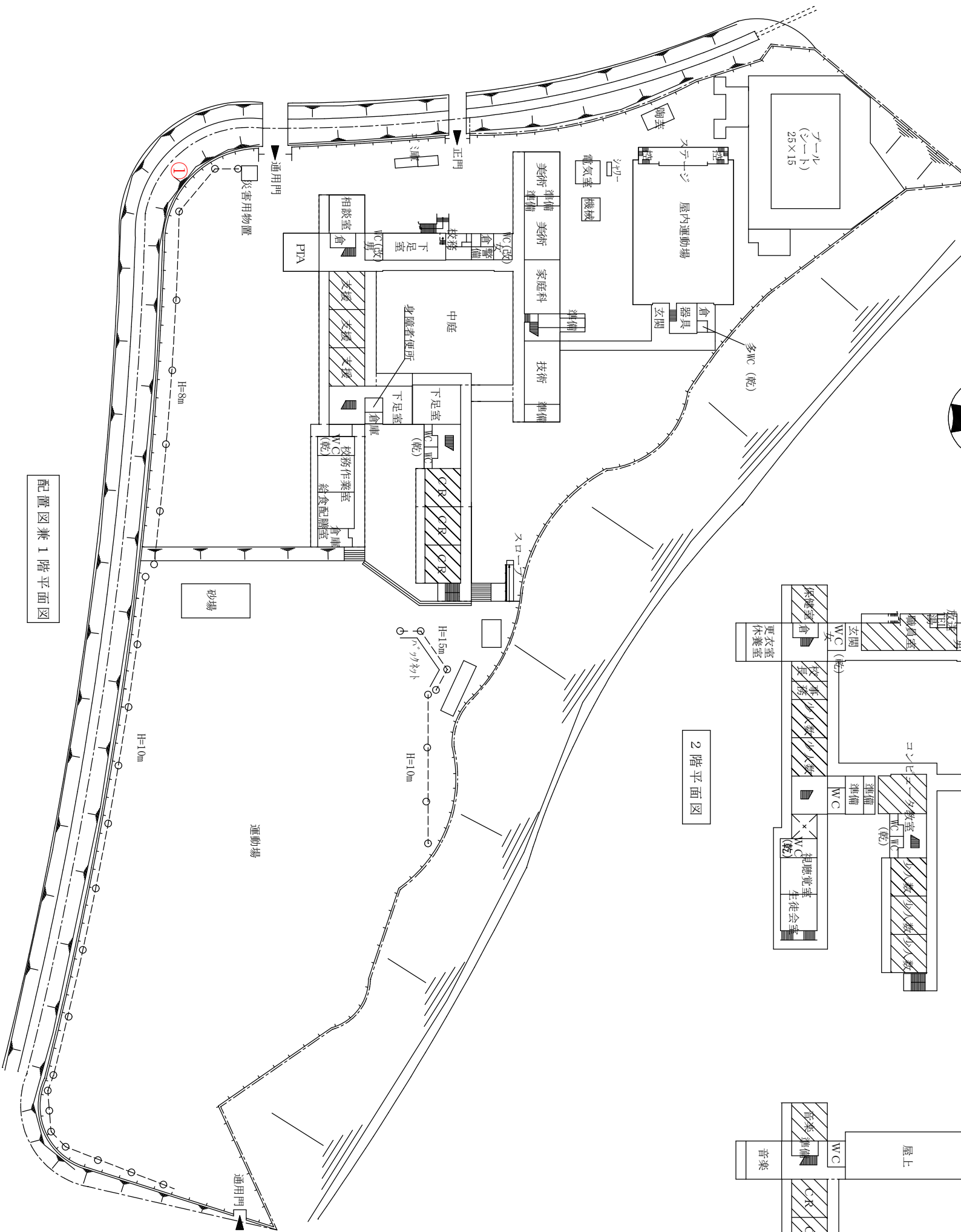
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

4 作業時期

令和4年1月26日から令和4年3月18日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。





配置図兼1階平面図

2階平面図

3階平面図

収 入  
印 紙

# 請書

令和 4年 2月 9日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市古江台4丁目2番D3-305号

商号又は名称 株式会社理研グリーン 大阪支店

代表者氏名 支店長 森下 定巳

印

21007457

1 委 託 業 務 名	吹田市立高野台中学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立高野台中学校														
3 履 行 期 間	令和 4年 2月 9日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	4	8	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	3	5	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立高野台中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立高野台中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
ナンキンハゼ	C=90cm	伐採	1本	図面①

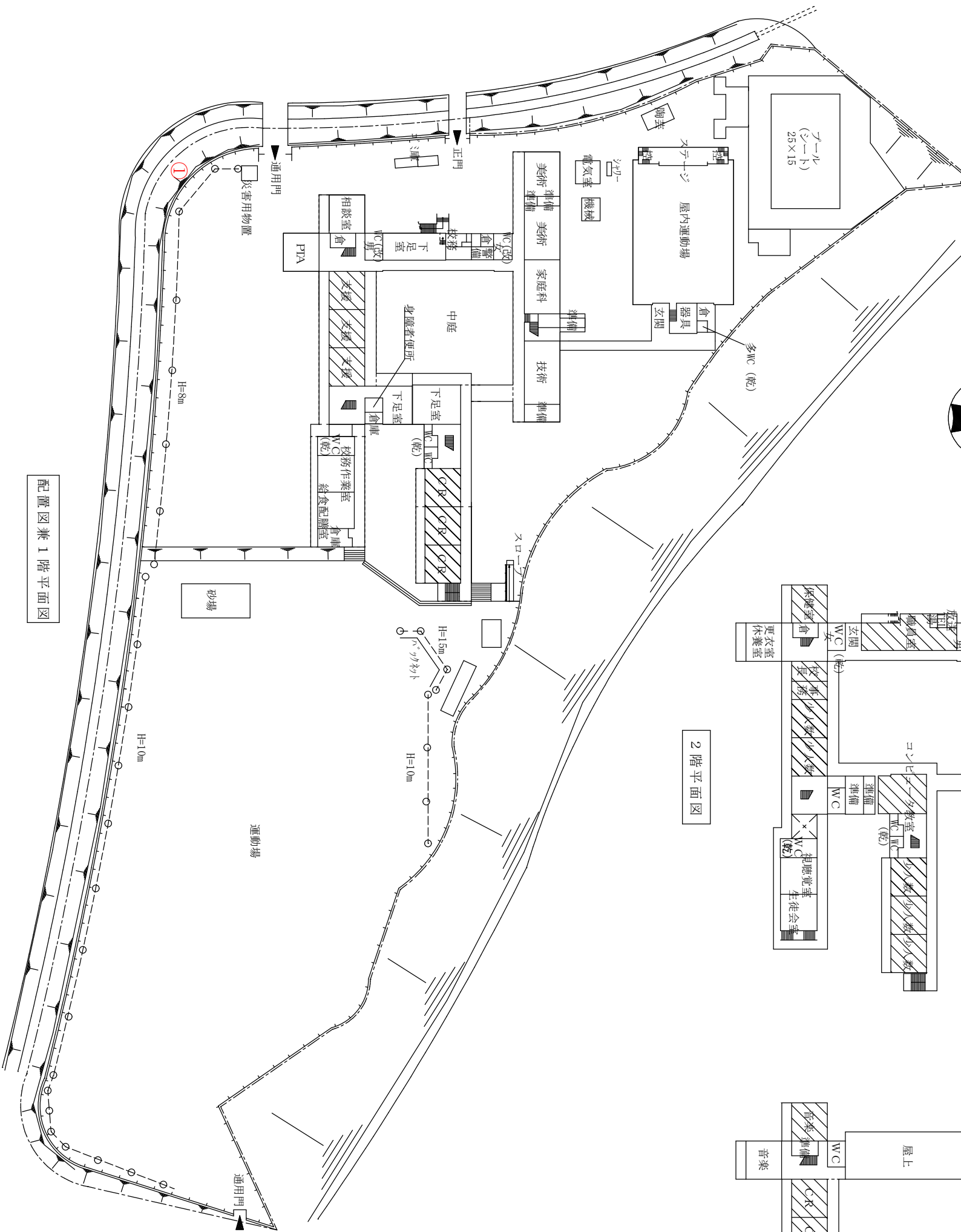
場所等の詳細は、図面のとおりとする。

※付近に散乱する倒木等の処理も行うこと。

## 4 作業時期

令和4年2月9日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



配置図兼1階平面図

2階平面図

3階平面図

# 業務委託契約書

21007691

1 委託業務名	吹田市立第一中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立第一中学校														
3 履行期間	令和 4年 2月21日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	9	8	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	8	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 2月21日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号  
称号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店  
代表者氏名 支店長 前田 智恵子

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立第一中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立第一中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。

- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
別紙参照				

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和4年2月21日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。

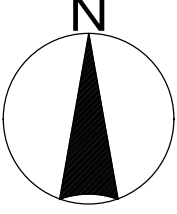
## 3 作業区分等

【別紙】

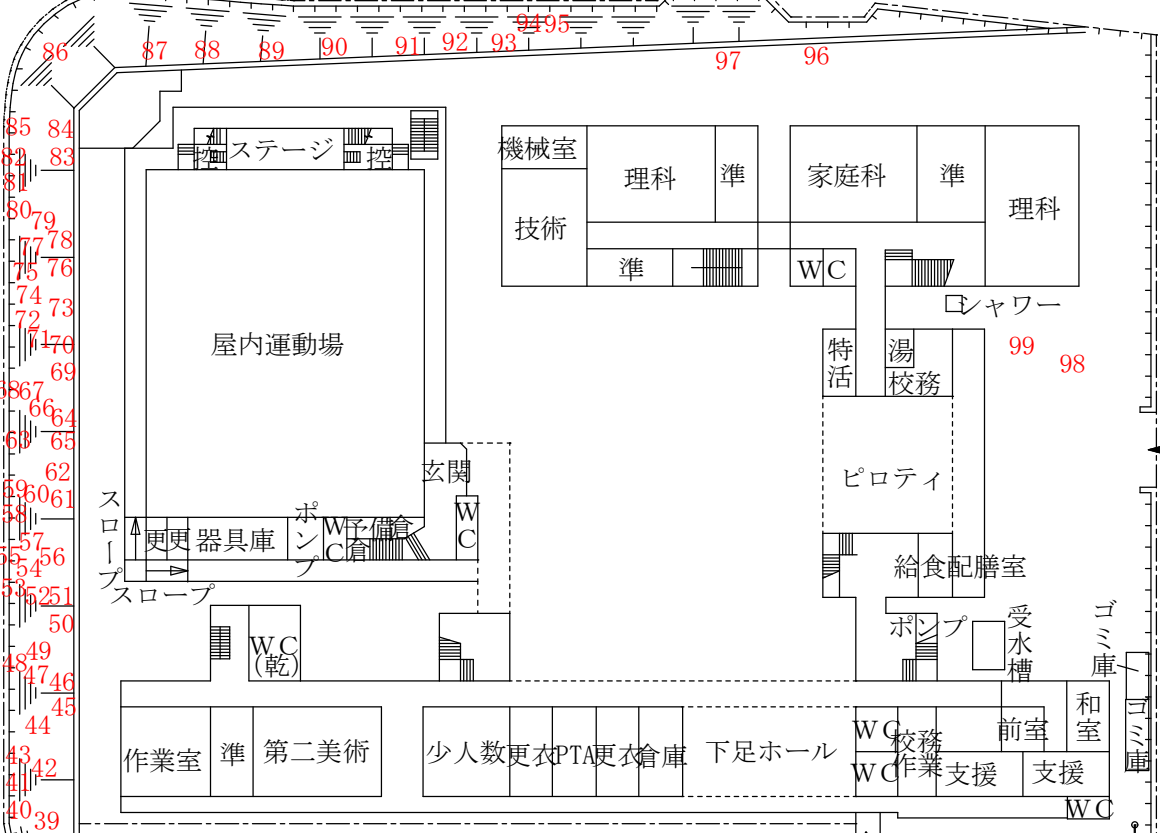
図面番号	樹種	幹周り等	処理	備考欄
①	サクラ	118 cm	伐採	地際以下
②	サクラ	60 cm	剪定	
③	サクラ	61 cm	剪定	
④	サクラ	42 cm	伐採	地際以下
⑤	サクラ	40 cm	伐採	地際以下
⑥	サクラ	70 cm	伐採	地際以下
⑦	サクラ	55 cm	剪定	
⑧	サクラ	58 cm	剪定	
⑨	サクラ	75 cm	剪定	
⑩	サクラ	63 cm	剪定	
⑪	サクラ	35 cm	伐採	地際以下
⑫	サクラ	87 cm	剪定	
⑬	サクラ	65 cm	伐採	地際以下
⑭	サクラ	84 cm	剪定	
⑮	サクラ	91 cm	剪定	
⑯	サクラ	72 cm	伐採	地際以下
⑰	サクラ	75 cm	剪定	
⑱	サクラ	66 cm	剪定	
⑲	サクラ	45 cm	伐採	地際以下
⑳	サクラ	95 cm	剪定	
㉑	サクラ	45 cm	剪定	
㉒	サクラ	77 cm	剪定	
㉓	サクラ	84 cm	伐採	地際以下
㉔	サクラ	70 cm	剪定	
㉕	サクラ	40 cm	伐採	地際以下
㉖	サクラ	30 cm	剪定	
㉗	サクラ	45 cm	伐採	地際以下
㉘	サクラ	100 cm	剪定	
㉙	サクラ	55 cm	剪定	
㉚	サクラ	45 cm	伐採	地際以下
31	サクラ	98 cm	剪定	
32	サクラ	30 cm	伐採	地際以下
33	サクラ	58 cm	剪定	
34	サクラ	50 cm	剪定	
35	サクラ	40 cm	伐採	地際以下
36	サクラ	55 cm	伐採	地際以下
37	サクラ	56 cm	伐採	地際以下

図面番号	樹種	幹周り等	処理	備考欄
38	サクラ	43 cm	伐採	地際以下
39	サクラ	90 cm	剪定	
40	サクラ	56 cm	伐採	地際以下
41	サクラ	27 cm	伐採	地際以下
42	サクラ	46 cm	伐採	地際以下
43	サクラ	95 cm	剪定	
44	サクラ	65 cm	剪定	
45	サクラ	60 cm	剪定	
46	サクラ	80 cm	伐採	地際以下
47	サクラ	80 cm	剪定	
48	サクラ	91 cm	剪定	
49	サクラ	53 cm	伐採	地際以下
50	サクラ	50 cm	剪定	
51	サクラ	45 cm	剪定	
52	サクラ	45 cm	剪定	
53	サクラ	100 cm	剪定	
54	サクラ	45 cm	伐採	地際以下
55	サクラ	28 cm	伐採	地際以下
56	サクラ	30 cm	伐採	地際以下
57	サクラ	45 cm	剪定	
58	サクラ	115 cm	剪定	
59	サクラ	66 cm	剪定	
60	サクラ	30 cm	伐採	地際以下
61	サクラ	90 cm	剪定	
62	サクラ	40 cm	伐採	地際以下
63	サクラ	33 cm	伐採	地際以下
64	サクラ	88 cm	剪定	
65	サクラ	55 cm	剪定	
66	サクラ	35 cm	伐採	地際以下
67	サクラ	35 cm	伐採	地際以下
68	サクラ	45 cm	伐採	地際以下
69	サクラ	45 cm	剪定	
70	サクラ	56 cm	伐採	地際以下
71	サクラ	55 cm	伐採	地際以下
72	サクラ	85 cm	剪定	
73	サクラ	65 cm	伐採	地際以下
74	サクラ	105 cm	剪定	
75	サクラ	30 cm	伐採	地際以下
76	サクラ	35 cm	伐採	地際以下

図面番号	樹種	幹周り等	処理	備考欄
77	サクラ	25 cm	伐採	地際以下
78	サクラ	130 cm	剪定	
79	サクラ	35 cm	伐採	地際以下
80	サクラ	73 cm	剪定	
81	サクラ	60 cm	伐採	地際以下
82	サクラ	161 cm	剪定	
83	サクラ	65 cm	剪定	
84	サクラ	60 cm	伐採	地際以下
85	サクラ	130 cm	剪定	
86	サクラ	210 cm	剪定	
87	サクラ	95 cm	伐採	地際以下
88	サクラ	120 cm	剪定	
89	サクラ	126 cm	剪定	
90	サクラ	120 cm	剪定	
91	サクラ	98 cm	伐採	地際以下
92	サクラ	77 cm	剪定	
93	サクラ	25 cm	伐採	地際以下
94	サクラ	59 cm	剪定	
95	サクラ	95 cm	剪定	
96	サクラ	112 cm	剪定	
97	サクラ	120 cm	剪定	
98	フェニックス	150 cm	伐採	地際以下
99	フェニックス	205 cm	伐採	地際以下
100	ゴールドクレスト	70 cm	伐採	地際以下
101	ゴールドクレスト	80 cm	伐採	地際以下
102	ゴールドクレスト	70 cm	伐採	地際以下



民家



- 86
- 85
- 84
- 83
- 82
- 81
- 80
- 79
- 78
- 77
- 76
- 75
- 74
- 73
- 72
- 71
- 70
- 69
- 68
- 67
- 66
- 64
- 63
- 62
- 61
- 60
- 59
- 58
- 57
- 56
- 55
- 54
- 53
- 52
- 51
- 50
- 49
- 48
- 47
- 46
- 45
- 44
- 43
- 42
- 41
- 40
- 39
- 38
- 37
- 36
- 35
- 34
- 33
- 32
- 31
- 30
- 29
- 28
- 27
- 26
- 25
- 24
- 23
- 22
- 21
- 20
- 19
- 18
- 17
- 16
- 15
- 14
- 13
- 12
- 11
- 10
- 9
- 8
- 7
- 6
- 5
- 4
- 3
- 2
- 1

正門

通用門

H=10

H=10

H=15

H=10

H=10

H=10

運動場  
(雨水貯留施設)

倉庫

陶芸

災害用物

- 101
- 102
- 103

民家

民家

民家



# 業務委託契約書

21007694

1 委託業務名	吹田市立南千里中学校樹木剪定等業務														
2 場所	吹田市立南千里中学校														
3 履行期間	令和 4年 2月21日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	7	9	2	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	7	2	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 2月21日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市幸町 1 2 番 1 号  
称号又は名称 株式会社中野造園  
代表者氏名 代表取締役 中野 和雄

Ⓜ

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立南千里中学校樹木剪定等業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立南千里中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

### 3 作業区分等

樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
アラカシ	C=110cm	剪定	1本	図面① 南側強剪定
カシ	C=140cm	剪定	1本	図面② 南側強剪定
サクラ	C=200cm	剪定	1本	図面③ 南側強剪定
ヤマモモ	C=120cm	剪定	1本	図面④ 南側強剪定
ケヤキ	C=143cm	伐採	1本	図面⑤ 地際以下
クスノキ	C=200 cm	強剪定	1本	図面⑥

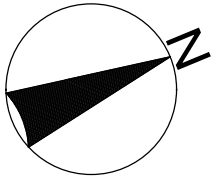
場所等の詳細は、図面のとおりとする。



#### 4 作業時期

令和4年2月 日から令和4年3月25日までとする。

ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



竹林

雨水槽

1

2

3

4

正門

屋内運動場

更衣室

保健室

WC (乾)

印刷

放送

職員室

P.C室

事務室

WC (改)

会議室

倉庫

倉庫

倉庫

開放用便所

5

玄関

校長室

会議室

印刷

放送

職員室

P.C室

事務室

WC (改)

WC (乾)

保健室

更衣室

支援

WC

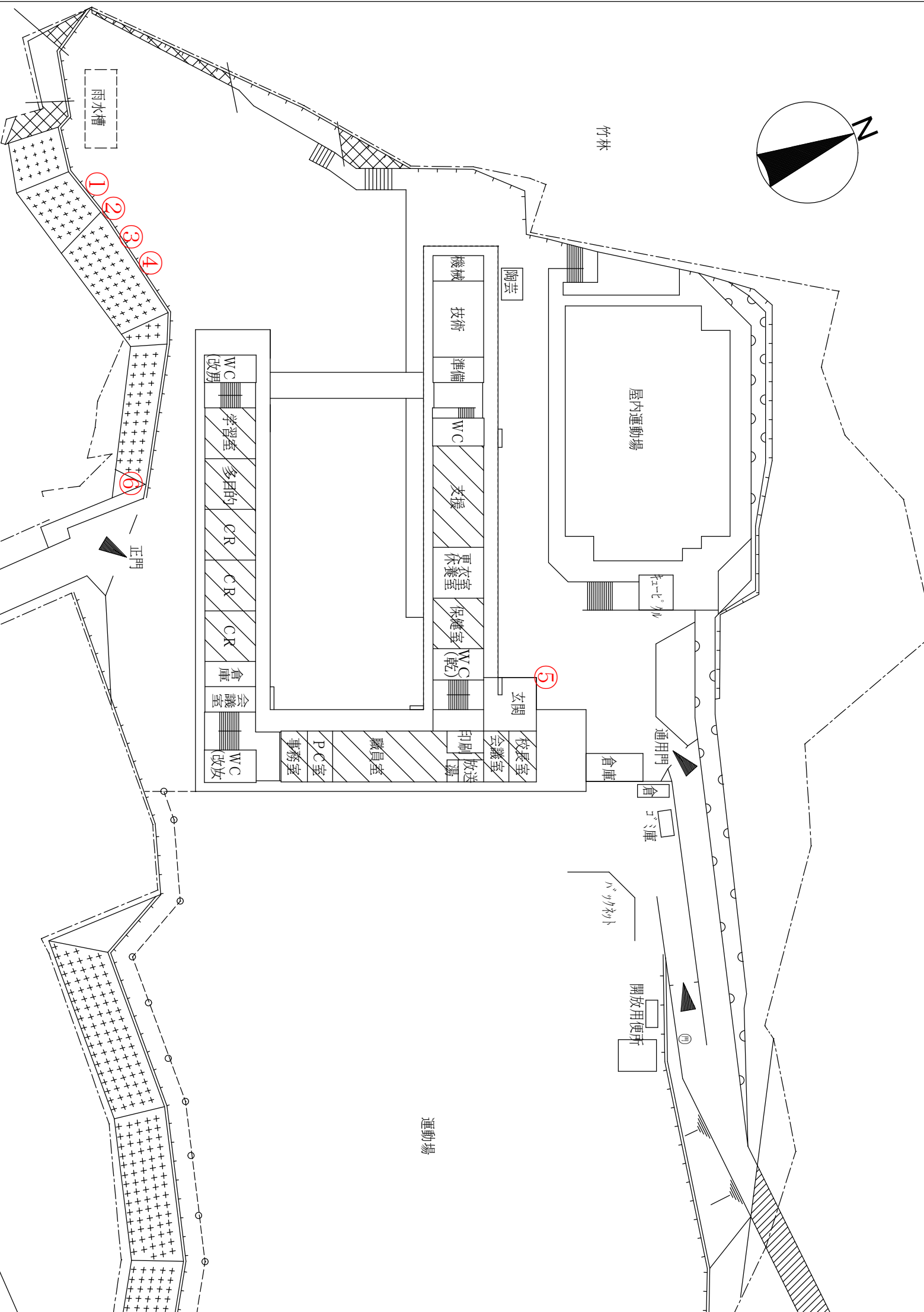
準備

技術

機械

陶芸

運動場



収 入  
印 紙

# 請書

令和 4年 3月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市春日 1 丁目 8 番 3 号

商号又は名称 川西造園株式会社

代表者氏名 代表取締役 川西 秀次

印

21008017

1 委 託 業 務 名	吹田市立第三中学校樹木剪定等業務														
2 場 所	吹田市立第三中学校														
3 履 行 期 間	令和 4年 3月 8日 から 令和 4年 3月25日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	4	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	0	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立第三中学校樹木剪定等業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田市立第三中学校の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務にあたり、樹木は校庭としての形状、体裁を保持させること。
- (2) 本業務を始める時は、学校長と剪定等対象樹木、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ、行うものとする。
- (3) 本業務により生じる枝葉は、受注者で処理すること。
- (4) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう、十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (5) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前及び作業後の写真とともに、発注者に提出すること。

## 3 作業区分等

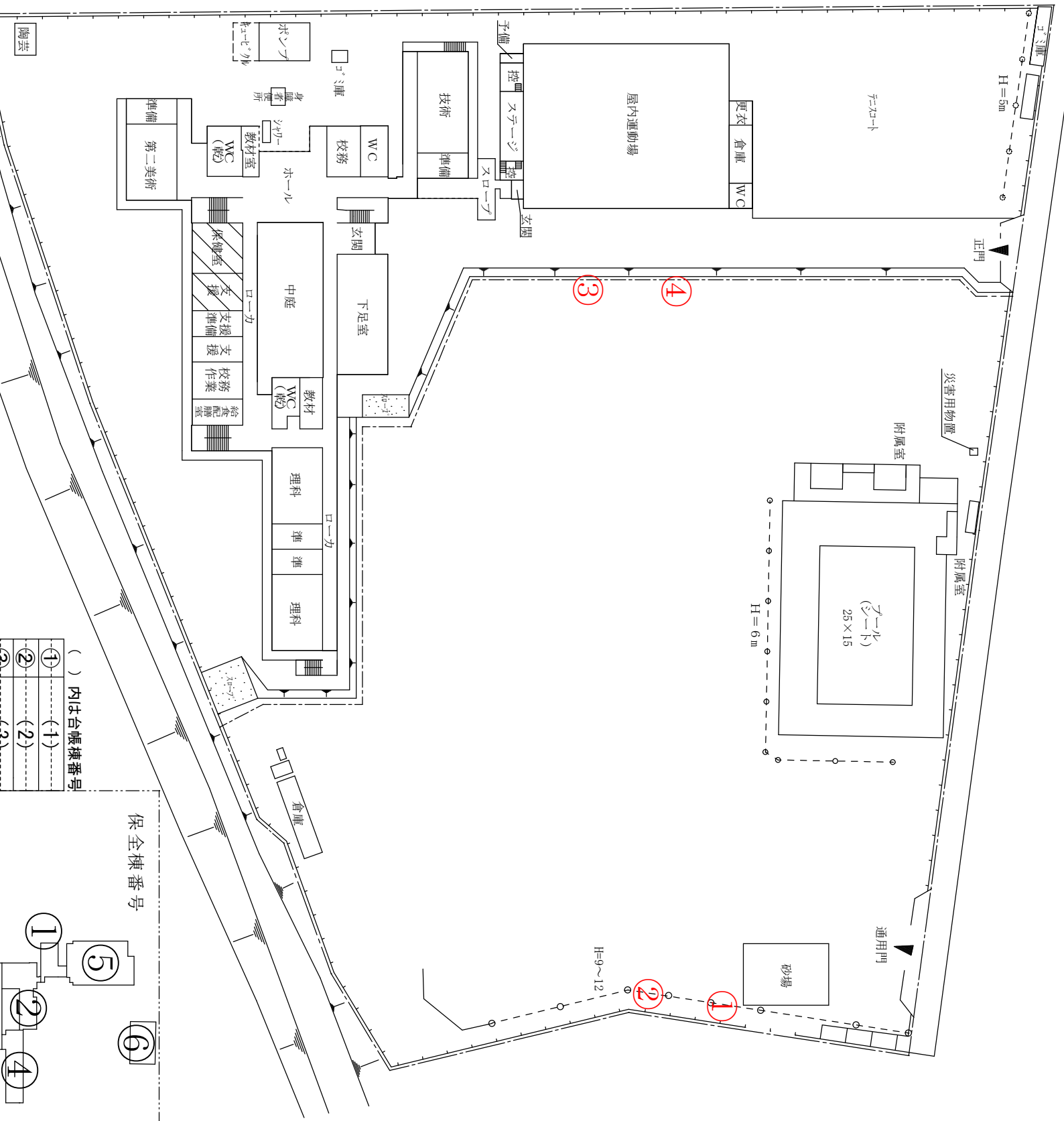
樹木名	目通周など	作業区分	本数	備考
クスノキ	C=287 cm	支障枝撤去	1本	図面① ※
クスノキ	C=147 cm	支障枝撤去	1本	図面② ※
ケヤキ	C=132 cm	強剪定	1本	図面③
ケヤキ	C=133 cm	剪定	1本	図面④ 枯れ枝・折れ枝の切除を含む

場所等の詳細は、図面のとおりとする。

※民家側へ越境する枝を防球ネット内側で切除すること。

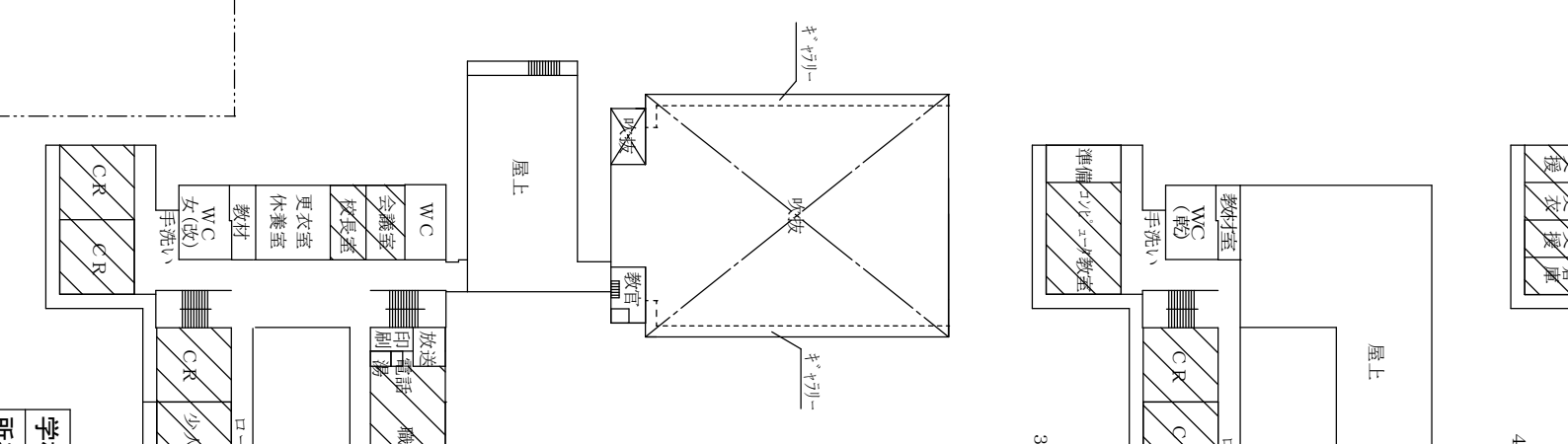
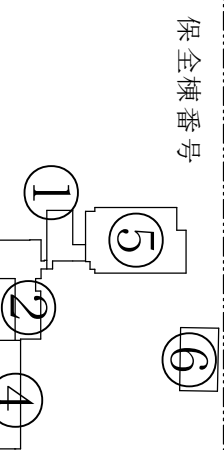
## 4 作業時期

令和4年3月8日から令和4年3月25日までとする。  
ただし、作業日程については、学校との協議により決定するものとする。



( ) 内は台帳棟番号

①	(1)
②	(2)
③	(2)



# 完了証明書

業務名

作業日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

学校名

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

校長印

受託業者名

令和 年 月 日

吹田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

## 受託業務完了届

下記のとおり完了しましたので届け出ます。

1. 受託業務名

---

2. 完了年月日 令和 年 月 日

# 業務委託契約書

22003905

1 委託業務名	吹田市立保育園等樹木剪定業務														
2 場所	吹田市立保育園等														
3 履行期間	令和 4年 7月 4日 から 令和 4年 8月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	3	6	3	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	3	3	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 7月 4日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市古江台4丁目2番D3-305  
株式会社 理研グリーン 大阪支店  
支店長 森下 定巳

①



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立保育園等樹木剪定業務仕様書

## 1 業務名

吹田市立保育園等樹木剪定業務

## 2 履行場所

大阪府吹田市山田市場 19 番 9 号	山田保育園	6878-0223
大阪府吹田市泉町 2 丁目 11 番 43 号	いずみ保育園	6388-6088
大阪府吹田市桃山台 1 丁目 4 番 1 号	南千里保育園	6871-0767
大阪府吹田市岸部中 2 丁目 2 番 1 号	ことぶき保育園	6388-4411
大阪府吹田市岸部北 2 丁目 2 番 2 号	岸部保育園	6389-2838
大阪府吹田市千里山東 2 丁目 19 番 22 号	千里山保育園	6389-2200
大阪府吹田市南正雀 4 丁目 1 番 1 号	東保育園	6382-7010
大阪府吹田市垂水町 1 丁目 6 番 9 号	垂水保育園	6386-2974
大阪府吹田市内本町 1 丁目 23 番 28 号	吹一保育園	6382-7782
大阪府吹田市南清和園町 40 番 31 号	吹六保育園	6319-0237
大阪府吹田市出口町 32 番 1 号	片山保育園	6380-9558
大阪府吹田市千里山西 1 丁目 12 番 1 号	千三保育園	6386-9178
大阪府吹田市山田西 1 丁目 27 番 15 号	山三保育園	6876-4602
大阪府吹田市春日 4 丁目 10 番 1 号	千里新田こども園	6386-9262
大阪府吹田市江坂町 3 丁目 13 番 1 号	江坂大池こども園	6386-9226

剪定対象：別紙 剪定樹木一覧のとおり

## 3 業務内容

- (1) 着手前に石、空き缶等の障害物はあらかじめ取除くこと。
- (2) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。
- (3) 本業務の剪定枝の発生量を発注者に報告すること。
- (4) 剪定作業の着手前にその樹木の生育状態や特性等を見極めて慎重に観察診断を行うこと
- (5) 樹木の選定、整枝の基本は以下のとおりとする
  - ・頂枝は一つとする。
  - ・病気、害虫による被害のある枝葉を剪定する。
  - ・樹勢を衰弱させる徒長枝、幹吹き等を剪定する。
  - ・対生枝や車枝にせず、なるべく互生にする。

- ・同方向に同じような枝が重ならないようにする。
  - ・視点の高さと同じ位置に突き出している枝は、切り取るか、切りつめる。
  - ・樹木固有の性質に逆らって、逆方向に伸びた枝や乱れ枝を剪定する。
  - ・枝を同一方向のみに向けないようにする。
  - ・強い枝は短く、弱い枝は長く切る
- (6) 作業等に必要な器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和4年8月31日までとする。

#### 5 完了報告

作業が完了したときは、清掃・後片付けを完全に行い、発注者へ作業前・作業中・作業完了後の写真を添付した完了報告書を提出すること。発注者が手直しの必要があると認められた場合には、不合格の箇所を所定の期日までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

#### 6 安全対策

刈草、枝葉等の搬出のために敷地内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

#### 7 業務上の注意

- (1) 受注者は、発注者の業務説明に従い、業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。なお、本業務は主任技術者の選任を必要としない業務である。
- (2) 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- (3) 業務中器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意しなければならない。
- (4) 仕様書等に明記されていない事項で、業務施工上当然必要なものについては発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

#### 8 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は施設等に損傷を与えたときは直ちに発注者に報告し、その指示によるとともにすみやかに原形を復旧しなければならない。
- (2) 受注者は業務の施行にあたり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

#### 9 仕様書等についての質問先

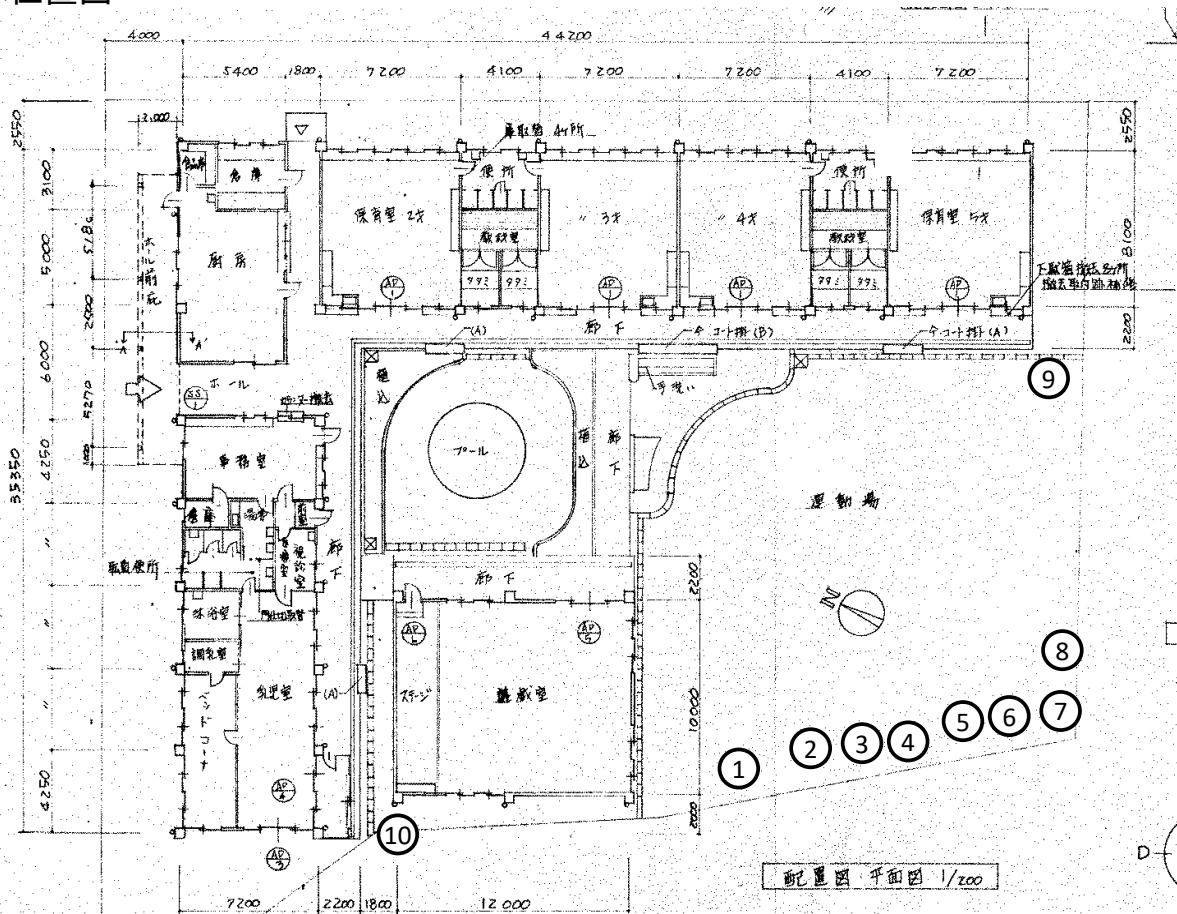
吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6384-1541)



01山田 剪定樹木一覧

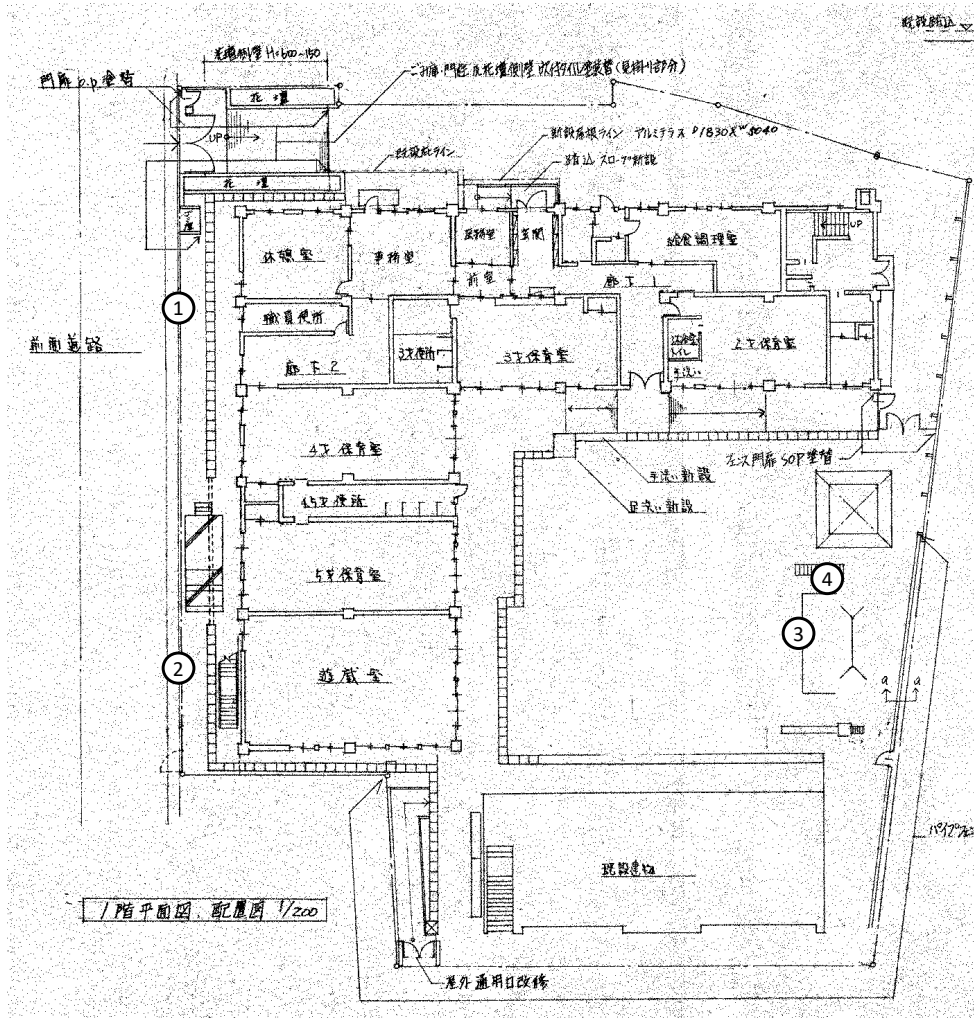
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	カエデ	100 cm	剪定	
②	ドングリ	70 cm	剪定	
③	カエデ	90 cm	剪定	
④	カエデ	80 cm	剪定	
⑤	カエデ	100 cm	剪定	
⑥	不明	40 cm	剪定	
⑦	ドングリ	90 cm	剪定	
⑧	不明	40 cm	剪定	
⑨	カエデ	125 cm	剪定	
⑩	不明	60 cm	剪定	

樹木位置図



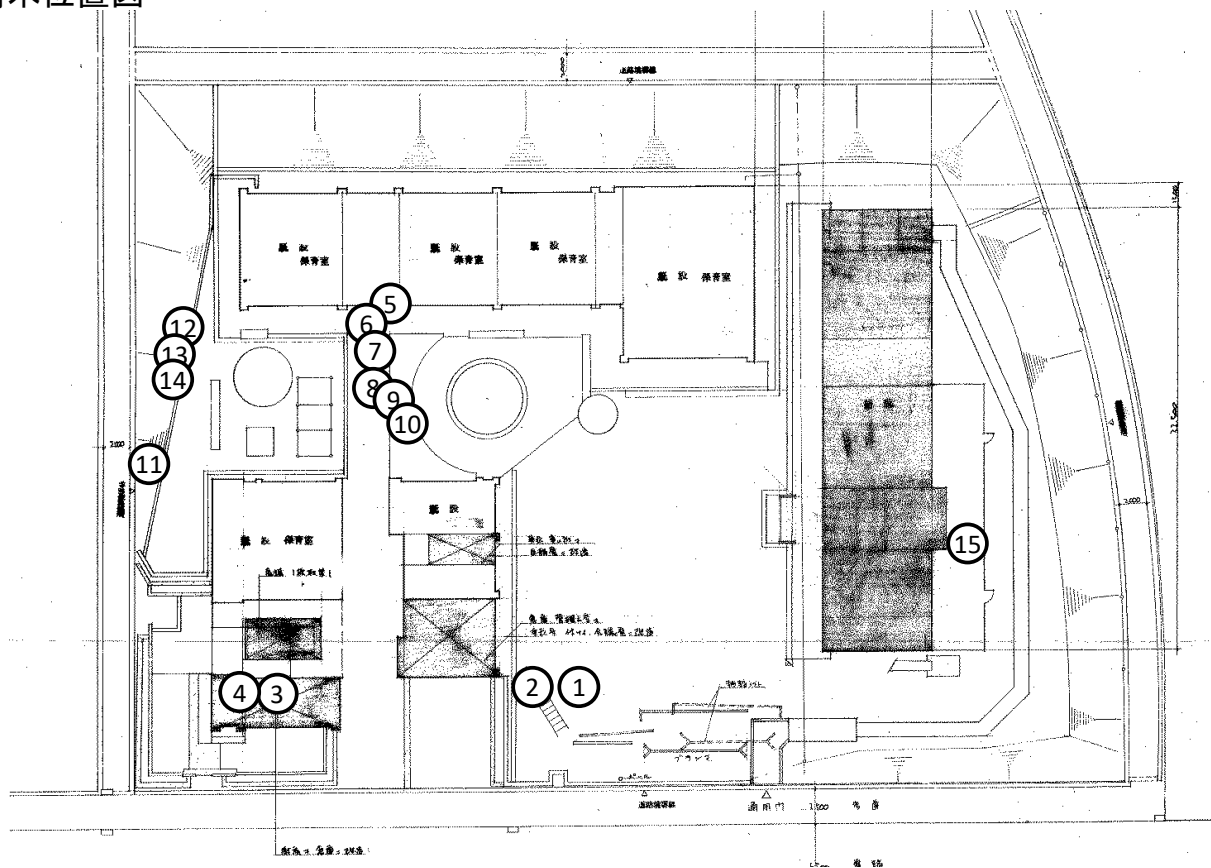
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	サクラ	300cm	剪定	
②	ヒメリンゴ	50cm	剪定	
③	サクラ	200cm	剪定	
④	不明	200cm	剪定	

樹木位置図



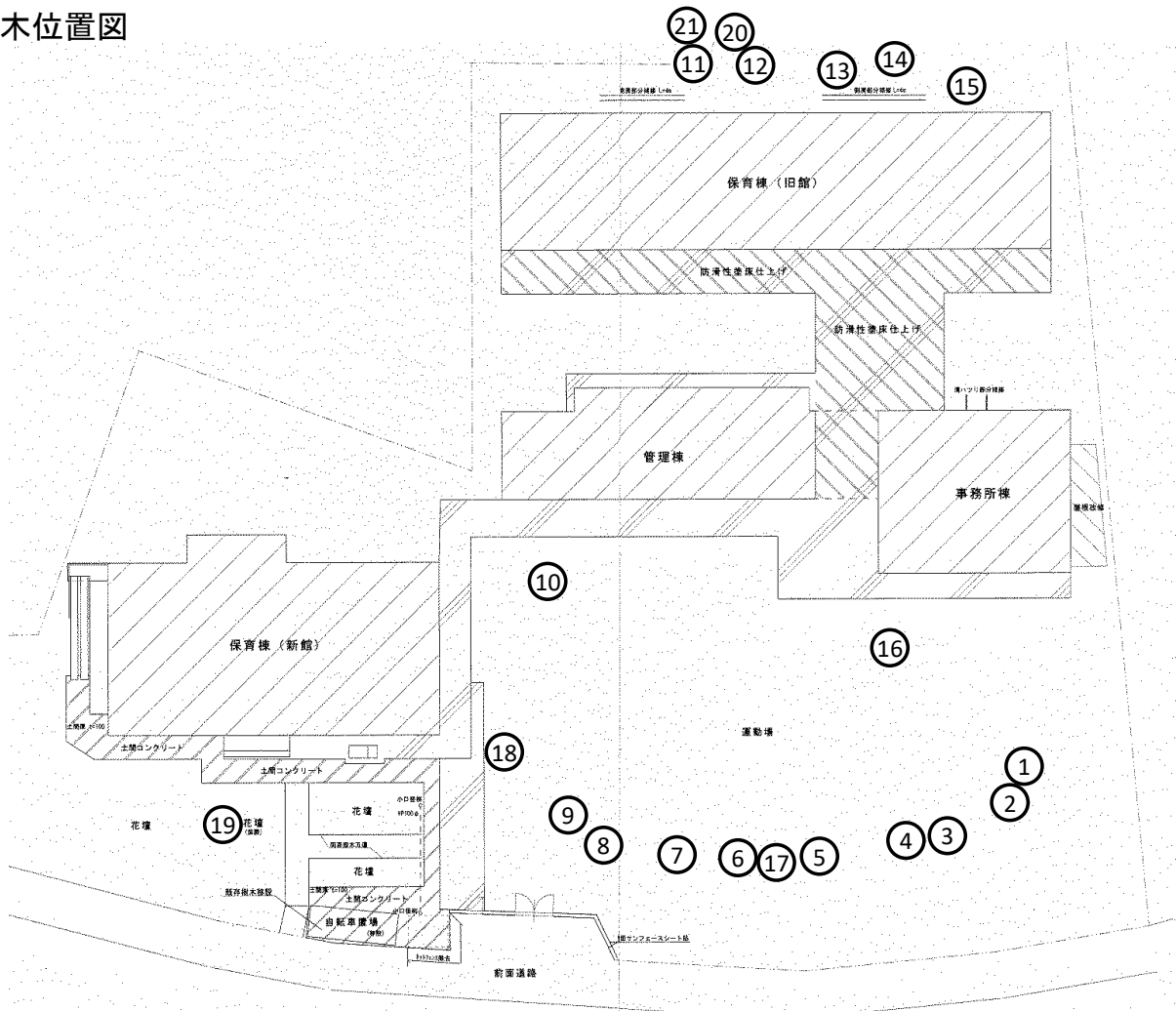
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	イチヨウ	52 cm	剪定	
②	マツ	87 cm	剪定	
③	ゴールドクレスト	80 cm	剪定	
④	フウ	84 cm	剪定	
⑤	シュロ	60 cm	剪定	
⑥	シュロ	60 cm	剪定	
⑦	シュロ	60 cm	剪定	
⑧	シュロ	60 cm	剪定	
⑨	シュロ	60 cm	剪定	
⑩	シュロ	60 cm	剪定	
⑪	メタセコイヤ	110 cm	剪定	
⑫	サンゴジュ	40 cm	剪定	
⑬	サンゴジュ	40 cm	剪定	
⑭	サンゴジュ	40 cm	剪定	
⑮	不明	150 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	不明	90 cm	剪定	
②	ツツジ	150 cm	剪定	
③	サクラ	180 cm	剪定	
④	不明	75 cm	剪定	
⑤	サクラ	200 cm	剪定	
⑥	サクラ	245 cm	剪定	
⑦	サクラ	280 cm	剪定	
⑧	不明	80 cm	伐採	
⑨	不明	45 cm	剪定	
⑩	キンモクセイ	100 cm	剪定	
⑪	不明	45 cm	剪定	
⑫	不明	90 cm	剪定	
⑬	不明	90 cm	剪定	
⑭	不明	90 cm	剪定	
⑮	カキ	80 cm	剪定	
⑯	フジ	10 m <sup>2</sup>	剪定	
⑰	モミジ カエデ	55 cm	剪定	
⑱	モミジ カエデ	80 cm	剪定	
⑲	不明	50 cm	剪定	
⑳	クルミ	120 cm	伐採	
㉑	不明	55 cm	剪定	

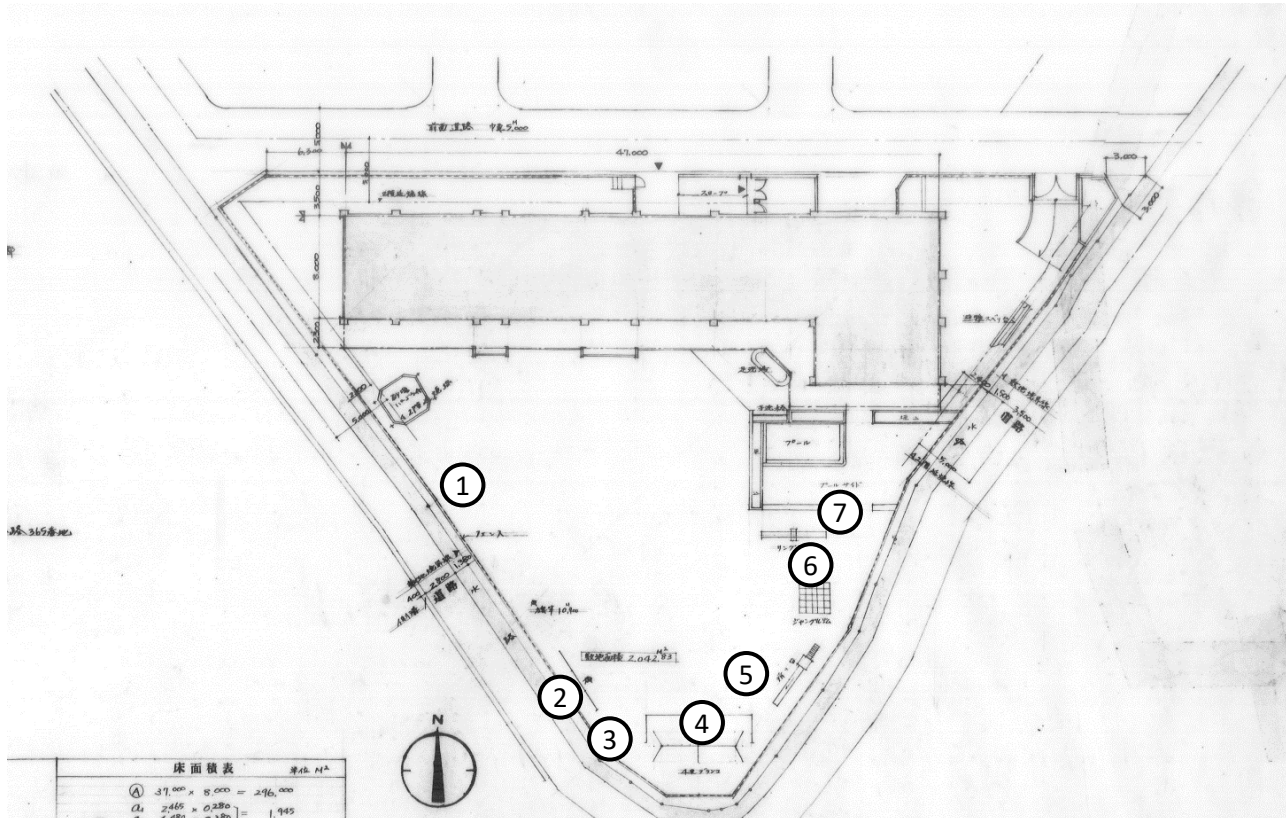
樹木位置図



05岸部 剪定樹木一覽

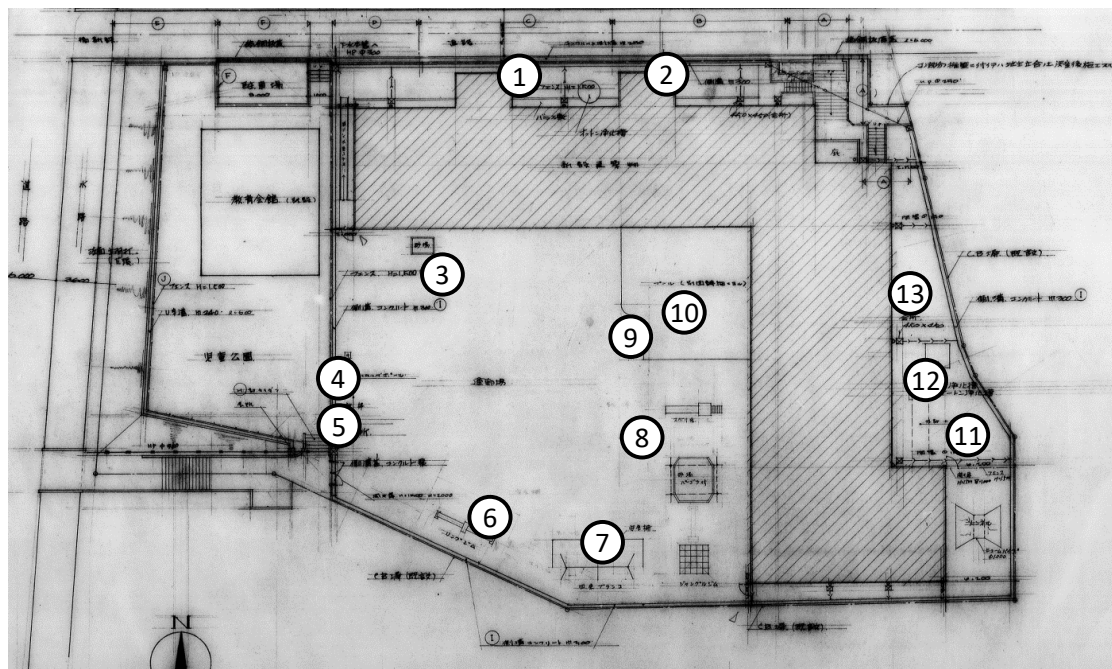
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	不明	80 cm	剪定	
②	サクラ	120 cm	剪定	
③	不明	100 cm	剪定	
④	ユーカリ	150 cm	剪定	
⑤	不明	110 cm	剪定	
⑥	不明	120 cm	剪定	
⑦	不明	120 cm	剪定	

樹木位置図



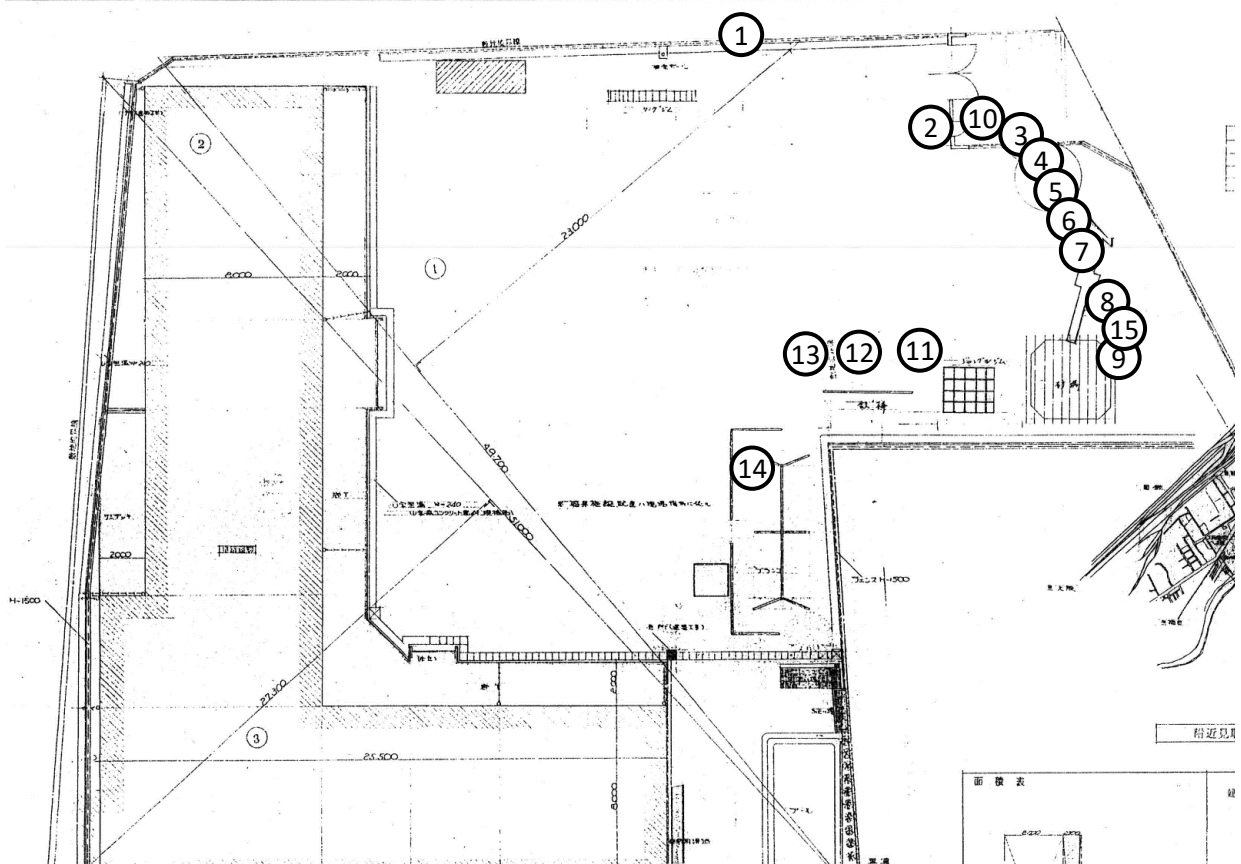
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	アメリカフウ	125 cm	強剪定	
②	アメリカフウ	160 cm	強剪定	
③	クスノキ	120 cm	支障枝剪定	
④	ツツジ	2 m <sup>2</sup>	地際切断(サツキ)	
⑤	ツツジ	2 m <sup>2</sup>	地際切断(サツキ)	
⑥	不明	50 cm	剪定	
⑦	不明	65 cm	剪定	
⑧	フジダナ	16 m <sup>2</sup>	剪定	
⑨	サクラ	30 cm	支障枝剪定	
⑩	ナンテン	12 cm	剪定	
⑪	クスノキ	135 cm	剪定	
⑫	不明	95 cm	支障枝剪定	
⑬	ビワ	80 cm	剪定	

樹木位置図



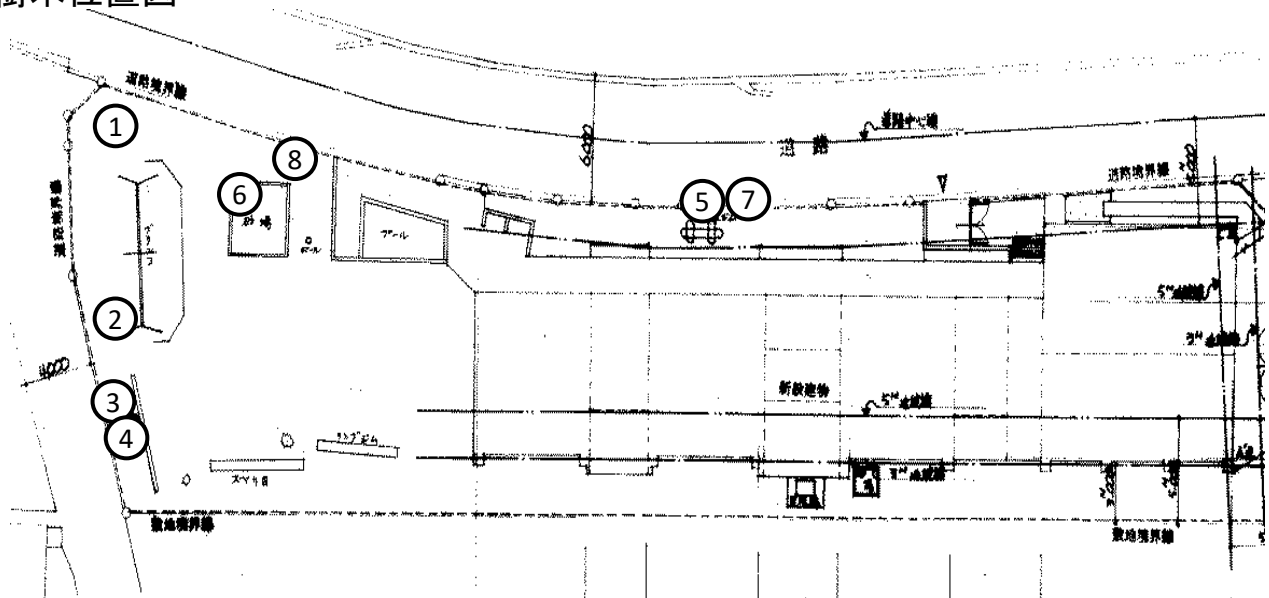
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	カシ	320 cm	剪定	幹4本
②	マキ	50 cm	剪定	
③	ネズミモチ	50 cm	剪定	
④	ケヤキ	115 cm	剪定	幹2本
⑤	ネズミモチ	62 cm	剪定	
⑥	サルスベリ	50 cm	剪定	幹2本
⑦	クヌギ	50 cm	剪定	
⑧	ケヤキ	115 cm	剪定	
⑨	ケヤキ	85 cm	剪定	
⑩	マキ	35 cm	剪定	
⑪	イチョウ	100 cm	剪定	
⑫	イチョウ	80 cm	剪定	
⑬	イチョウ	100 cm	剪定	
⑭	ビワ	40 cm	剪定	
⑮	ネズミモチ	40 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	サクラ	140 cm	強剪定	
②	クスノキ	140 cm	強剪定	
③	キンモクセイ	60 cm	強剪定	
④	キンモクセイ	60 cm	強剪定	
⑤	カキノキ	80 cm	剪定	
⑥	フジ	16 m <sup>2</sup>	剪定	
⑦	コニファー	30 cm	剪定	
⑧	ザツボク	10 cm	伐採	

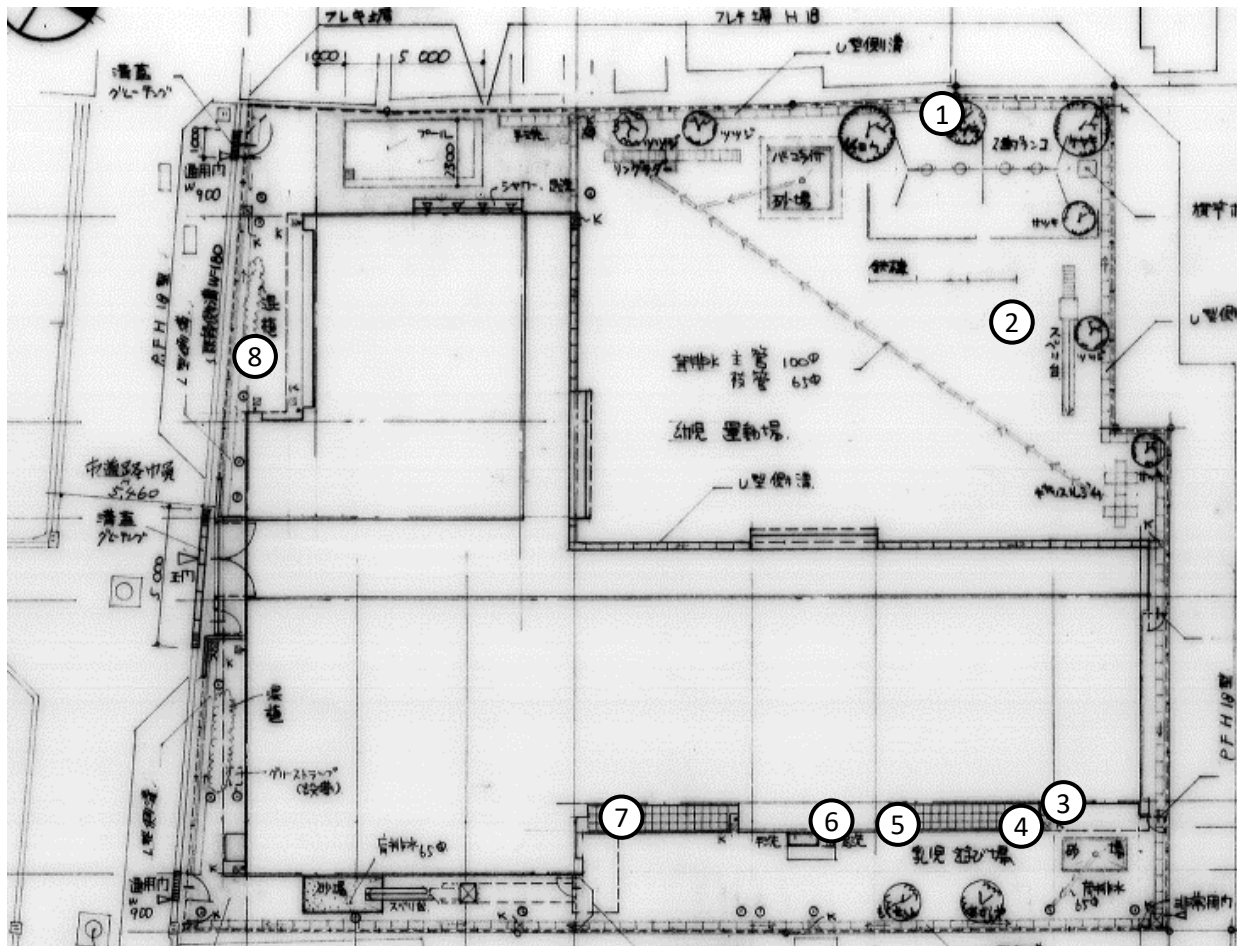
樹木位置図





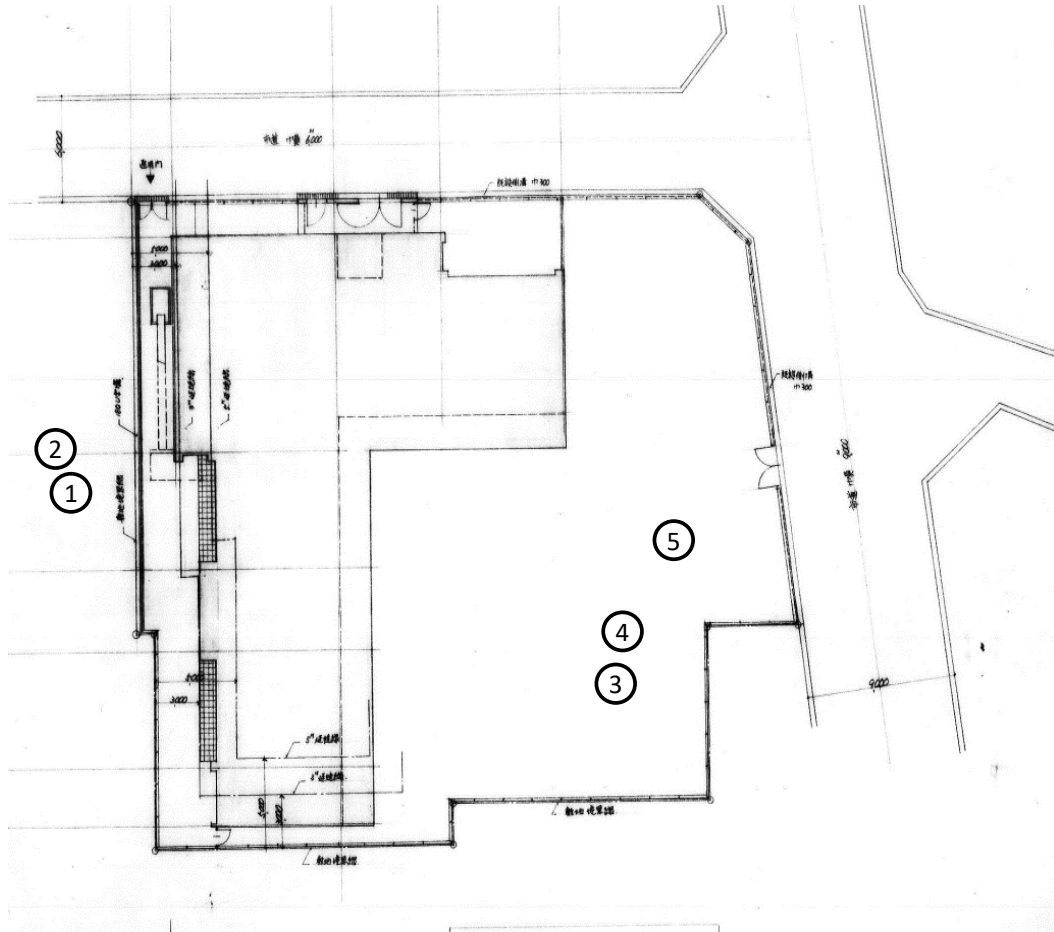
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	ケヤキ	95 cm	剪定	
②	イチョウ	55 cm	剪定	
③	クスノキ	55 cm	剪定	
④	キンモクセイ	30 cm	剪定	
⑤	カキ	40 cm	剪定	
⑥	ビワ	60 cm	剪定	
⑦	クスノキ	60 cm	剪定	
⑧	シラカシ	35 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	フシヨクギ	80 cm	剪定	
②	ニセアカシア	300 cm	剪定	
③	タイサンボク	100 cm	剪定	
④	トウネズミモチ	100 cm	剪定	
⑤	フジ	12 m <sup>2</sup>	剪定	

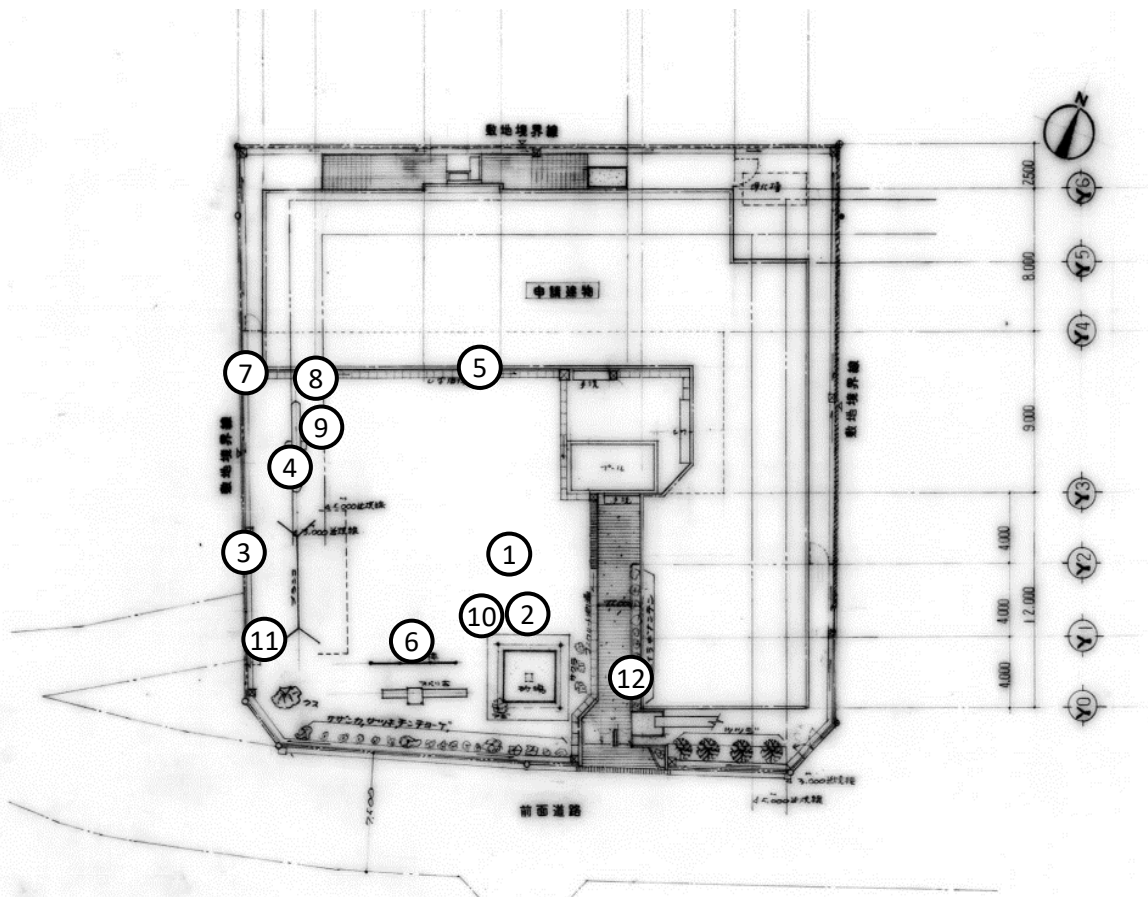
樹木位置図



11片山 剪定樹木一覧

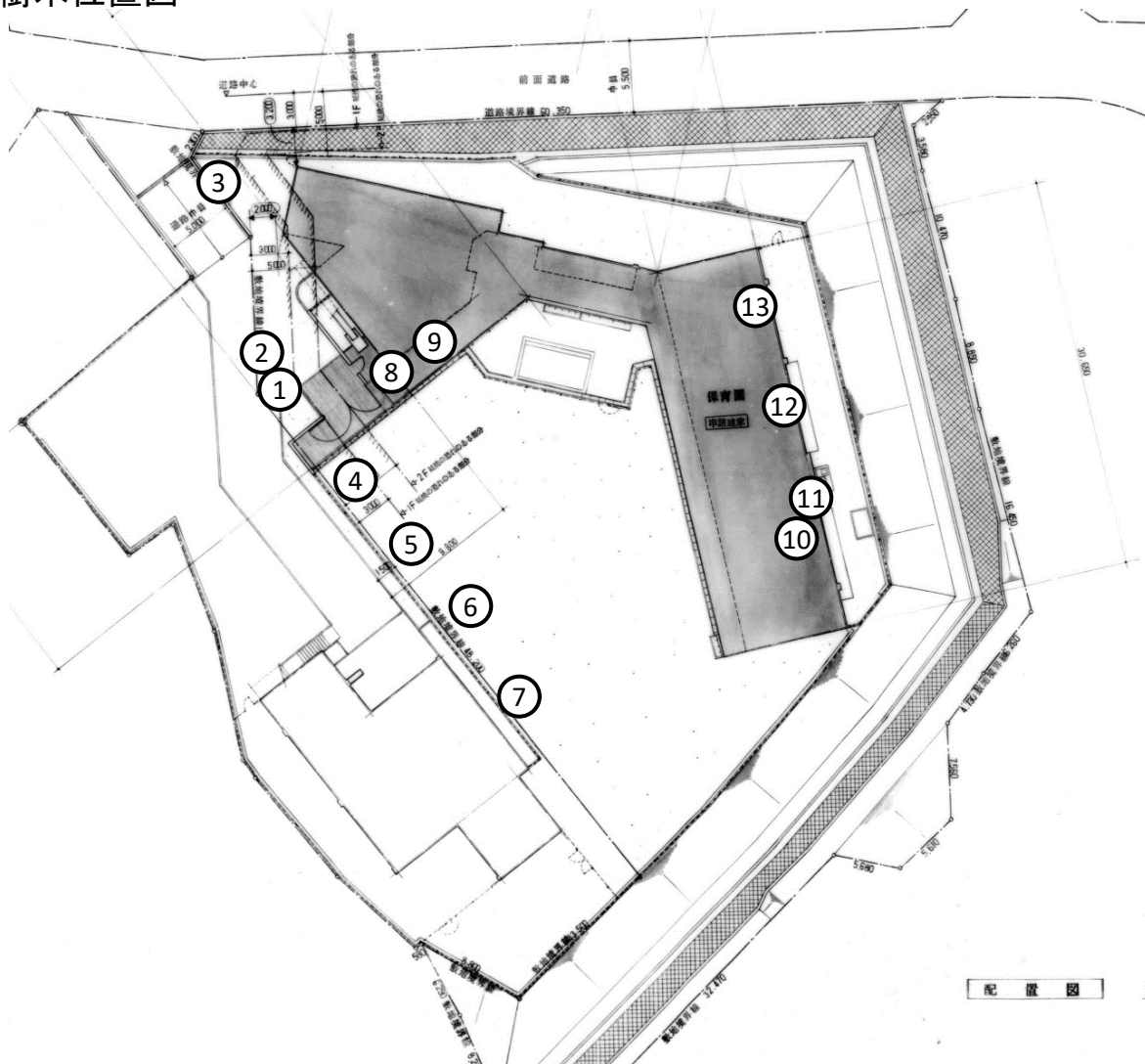
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	サクラ	100 cm	剪定	
②	サクラ	100 cm	剪定	
③	ミカン	65 cm	剪定	
④	モクレン	40 cm	剪定	
⑤	カキ	35 cm	剪定	
⑥	ヒマラヤ杉	86 cm	剪定	
⑦	クロガネモチ	100 cm	剪定	
⑧	ケヤキ	100 cm	剪定	
⑨	ナンキンハゼ	40 cm	剪定	
⑩	藤	7 m <sup>2</sup>	剪定	
⑪	クスノキ	100 cm	剪定	
⑫	ビワ	50 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	ヒラヤマスギ	50 cm	剪定	
②	ウメ	20 cm	剪定	
③	不明	70 cm	剪定	
④	サクラ	80 cm	剪定	
⑤	サクラ	80 cm	剪定	
⑥	サクラ	80 cm	剪定	
⑦	サクラ	80 cm	剪定	
⑧	サクラ	30 cm	剪定	
⑨	サクラ	30 cm	剪定	
⑩	カシノキ	100 cm	剪定	
⑪	カシノキ	100 cm	剪定	
⑫	カシノキ	100 cm	剪定	
⑬	カシノキ	100 cm	剪定	

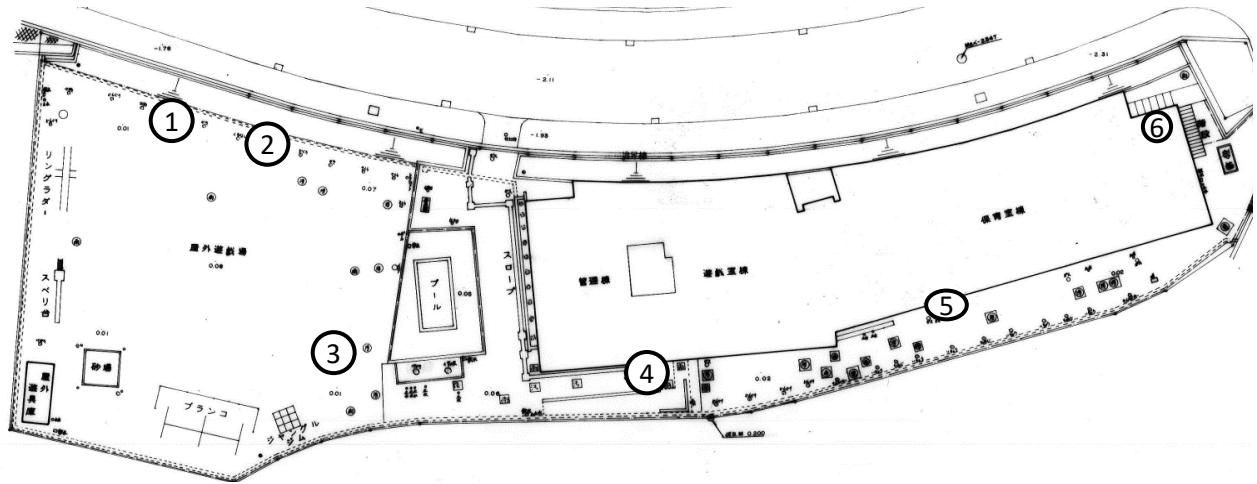
樹木位置図



14山三 剪定樹木一覧

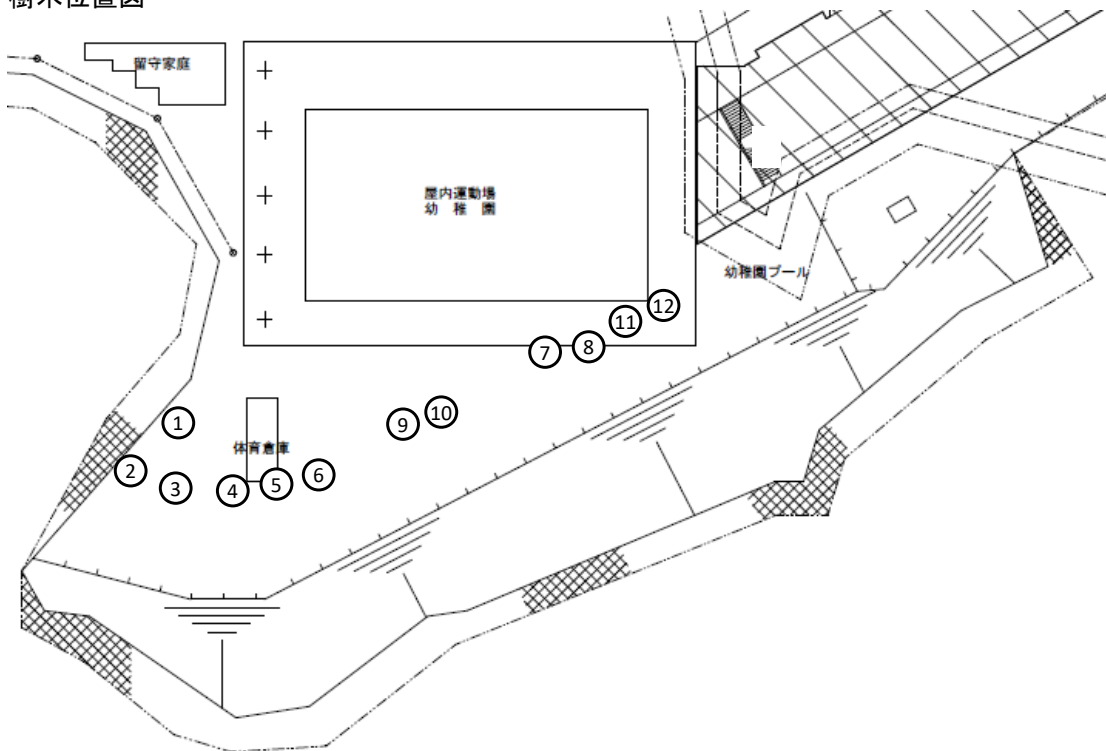
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	不明	80 cm	伐採	朽ちている
②	ザクロ	30 cm	剪定	
③	ヒマラヤ杉	110 cm	剪定	
④	イチヨウ	110 cm	剪定	
⑤	ケヤキ	50 cm	伐採	朽ちている
⑥	カシ	100 cm	強剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	ヤマモモ	50 cm	剪定	
②	クリ	50 cm	剪定	
③	ナンキンハゼ	120 cm	剪定	
④	スギ	250 cm	剪定	
⑤	カキ	70 cm	剪定	
⑥	サクラ	300 cm	剪定	
⑦	サクラ	60 cm	剪定	
⑧	サクラ	60 cm	伐採	朽ちている
⑨	ヤマモモ	80 cm	剪定	
⑩	モミジ	60 cm	剪定	
⑪	アズキ	60 cm	剪定	
⑫	アズキ	60 cm	剪定	

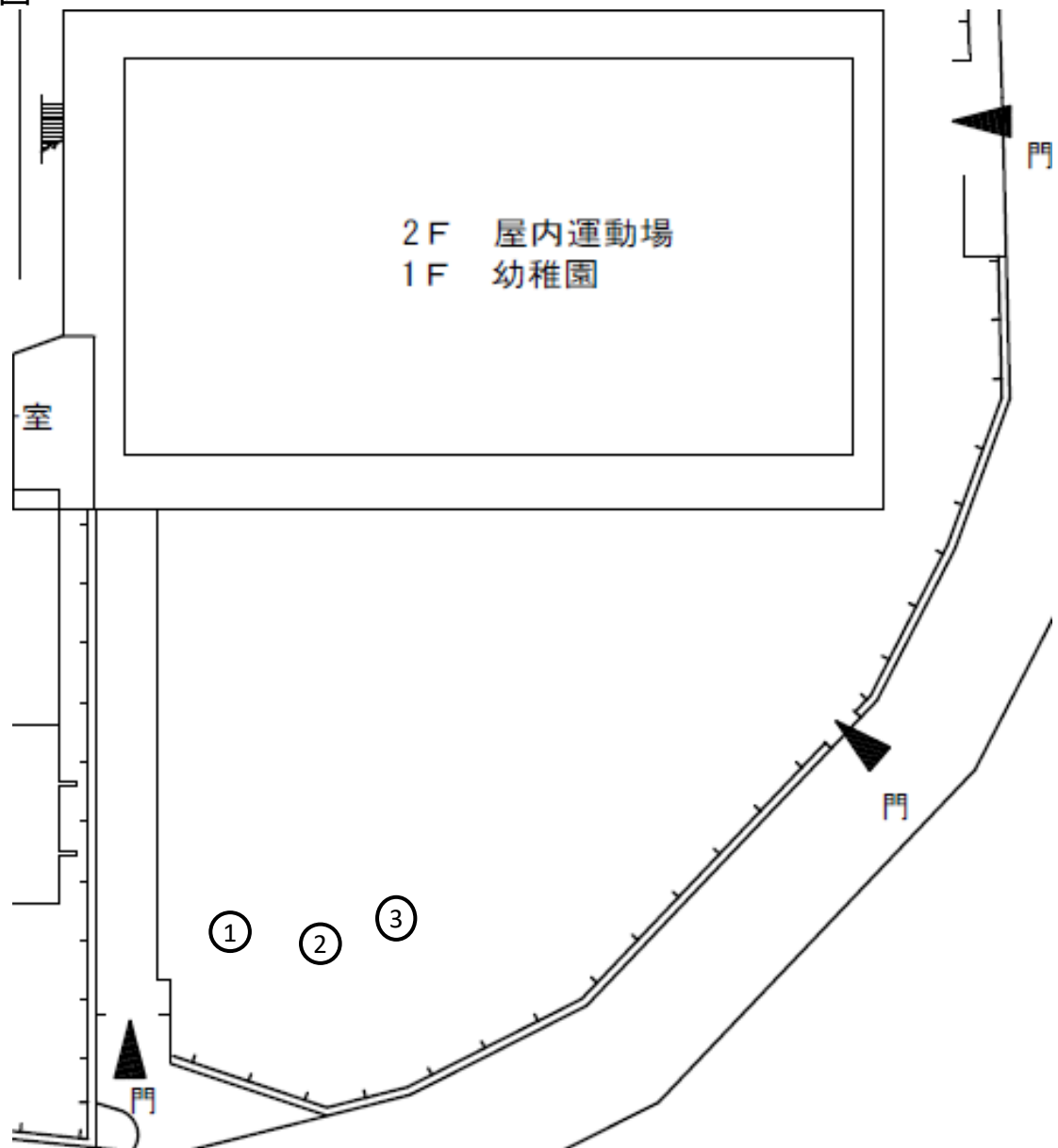
樹木位置図



16江坂大池 剪定樹木一覧

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
①	クスノキ	140 cm	剪定	
②	ケヤキ	100 cm	剪定	
③	ケヤキ	75 cm	剪定	

樹木位置図





# 業務委託契約書

22004493

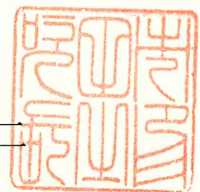
1 委託業務名	吹田市立幼稚園樹木剪定業務														
2 場所	吹田市立幼稚園														
3 履行期間	令和 4年 7月29日 から 令和 4年10月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	2	4	4	2	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	2	2	2	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 7月29日

発注者 吹田市  
 代表者 吹田市長 後藤 圭二



受注者 大阪府吹田市千里山西6丁目32番3-310号  
 株式会社 日本海緑化 吹田支店  
 支店長 今里 勲





(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立幼稚園樹木剪定業務仕様書

## 1 業務名

吹田市幼稚園樹木剪定業務

## 2 履行場所

大阪府吹田市元町 30 番 44 号	認定こども園吹田第一幼稚園	6381-0049
大阪府吹田市高城町 18 番 39 号	吹田第三幼稚園	6381-5463
大阪府吹田市千里山松が丘 25 番 1 号	認定こども園千里第二幼稚園	6380-7451
大阪府吹田市五月が丘西 4 番 1 号	東佐井寺幼稚園	6387-1227
大阪府吹田市岸部中 2 丁目 19 番 1 号	認定こども園岸部第一幼稚園	6389-2623
大阪府吹田市江坂町 1 丁目 15 番 42 号	認定こども園豊津第一幼稚園	6384-8301
大阪府吹田市朝日が丘町 16 番 1 号	片山幼稚園	6387-8155
大阪府吹田市山田東 2 丁目 33 番 3 号	認定こども園山田第一幼稚園	6877-5858
大阪府吹田市山田西 1 丁目 4 番 1 号	認定こども園山田第三幼稚園	6877-4571
大阪府吹田市青葉丘南 15 番 10 号	東山田幼稚園	6876-8407
大阪府吹田市千里丘西 9 番 1 号	南山田幼稚園	6876-2401
大阪府吹田市佐竹台 5 丁目 12 番 1 号	認定こども園佐竹台幼稚園	6871-2234

剪定対象：別紙 剪定樹木一覧のとおり

## 3 業務内容

- (1) 着手前に石、空き缶等の障害物はあらかじめ取除くこと。
- (2) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。
- (3) 本業務の剪定枝の発生量を発注者に報告すること。
- (4) 剪定作業の着手前にその樹木の生育状態や特性等を見極めて慎重に観察診断を行うこと
- (5) 樹木の選定、整枝の基本は以下のとおりとする。
  - ・頂枝は一つとする。
  - ・病気、害虫による被害のある枝葉を剪定する。
  - ・樹勢を衰弱させる徒長枝、幹吹き等を剪定する。
  - ・対生枝や車枝にせず、なるべく互生にする。
  - ・同方向に同じような枝が重ならないようにする。
  - ・視点の高さと同じ位置に突き出している枝は、切り取るか、切りつめる。
  - ・樹木固有の性質に逆らって、逆方向に伸びた枝や乱れ枝を剪定する。

- ・枝を同一方向のみに向けないようにする。
  - ・強い枝は短く、弱い枝は長く切る
- (6) 作業等に必要な器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和4年10月31日までとする。

#### 5 完了報告

作業が完了したときは、清掃・後片付けを完全に行い、発注者へ作業前・作業中・作業完了後の写真を添付した完了報告書を提出すること。発注者が手直しの必要があると認めた場合には、不合格の箇所を所定の期日までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

#### 6 安全対策

刈草、枝葉等の搬出のために敷地内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

#### 7 業務上の注意

- (1) 受注者は、発注者の業務説明に従い、業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。なお、本業務は主任技術者の選任を必要としない業務である。
- (2) 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- (3) 業務中器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意しなければならない。
- (4) 仕様書等に明記されていない事項で、業務施工上当然必要なものについては発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

#### 8 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は施設等に損傷を与えたときは直ちに発注者に報告し、その指示によるともにすみやかに原形を復旧しなければならない。
- (2) 受注者は業務の施行にあたり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

#### 9 仕様書等についての質問先

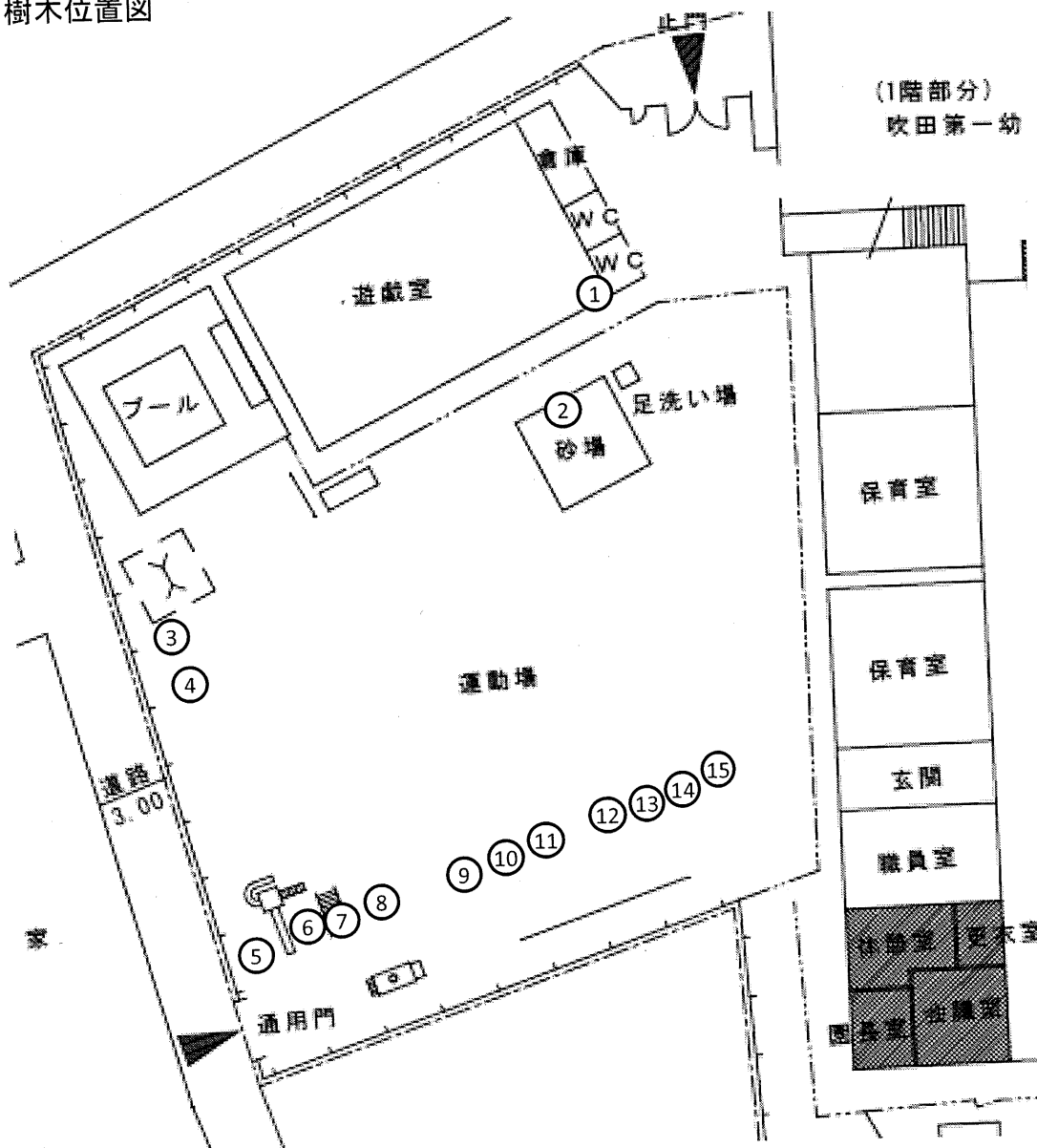
吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6384-1541)



16吹田第一 剪定樹木一覧

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	ゲッケイジュ	52 cm	剪定	
2	フジ	29 m <sup>2</sup>	剪定	
3	ナンキンハゼ	76 cm	剪定	
4	ナンキンハゼ	60 cm	剪定	
5	ソメイヨシノ	120 cm	剪定	
6	イチヨウ	40 cm	剪定	
7	カキ	45 cm	剪定	
8	不明	36 cm	剪定	
9	ザクロ	51 cm	剪定	
10	ムクゲ	48 cm	剪定	
11	ウメ	40 cm	剪定	
12	ヒノキ	50 cm	剪定	
13	ヒノキ	50 cm	剪定	朽ちている箇所あり
14	ヒノキ	50 cm	剪定	
15	ヒノキ	50 cm	剪定	

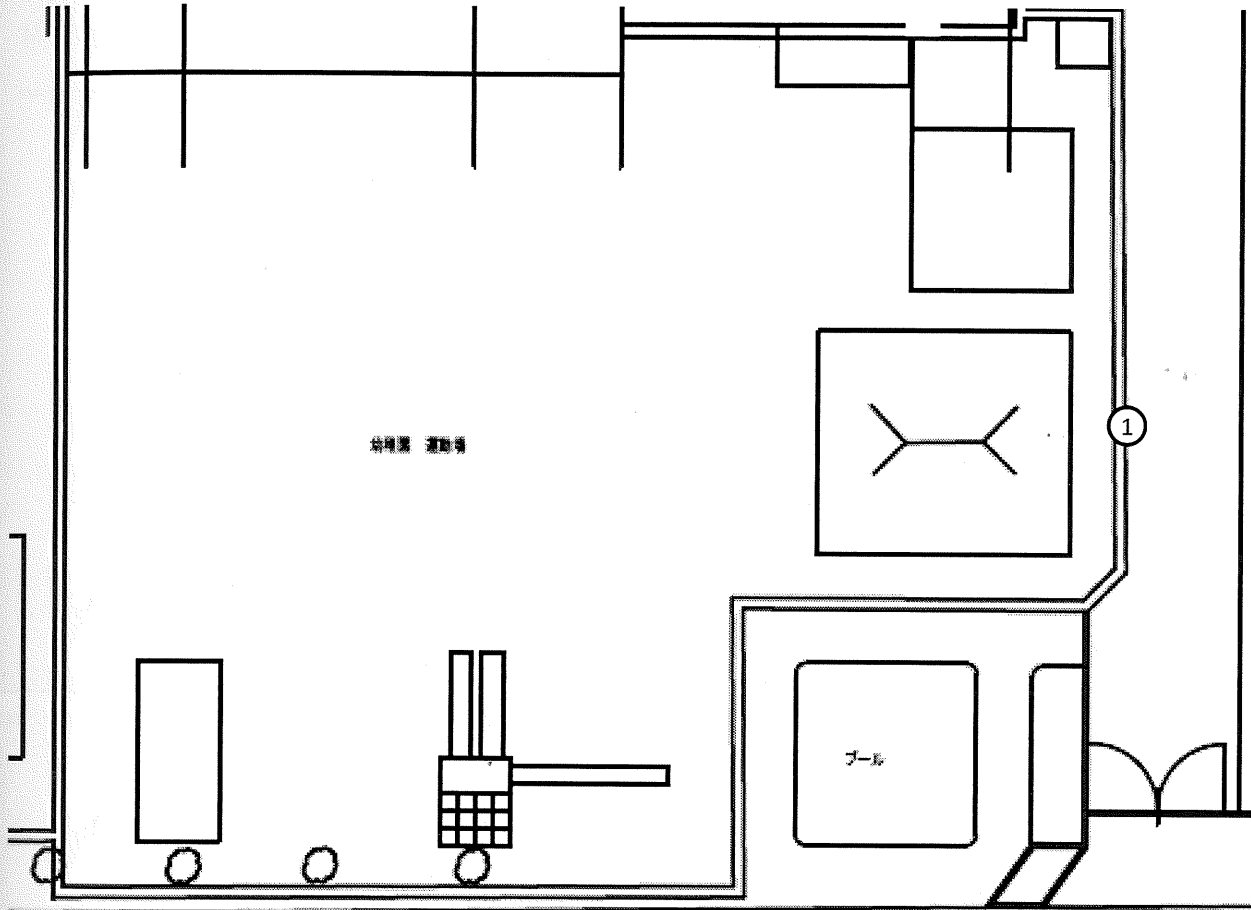
樹木位置図



17吹田第三 剪定樹木一覧

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(籐棚)等は面積	作業区分	備考
1	クスノキ	167cm      cm	剪定	100cm・120cm(幹別れ)

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	サクラ	300 cm	剪定	
2	サクラ	350 cm	剪定	
3	サクラ	300 cm	剪定	
4	ヤマモモ	200 cm	剪定	
5	ヤマモモ	200 cm	剪定	

樹木位置図



(1階幼稚園)

③

⑤

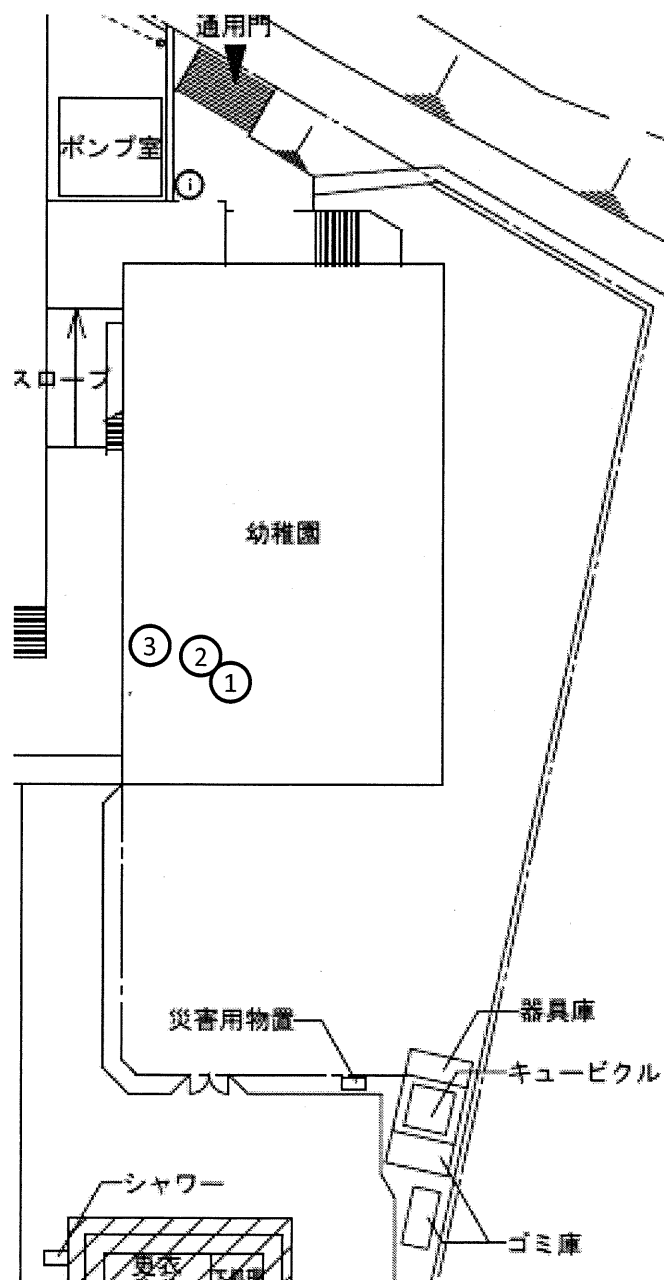
②

④

①

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	不明	75 cm	剪定	
2	不明	165 cm	剪定	
3	不明	115 cm	剪定	

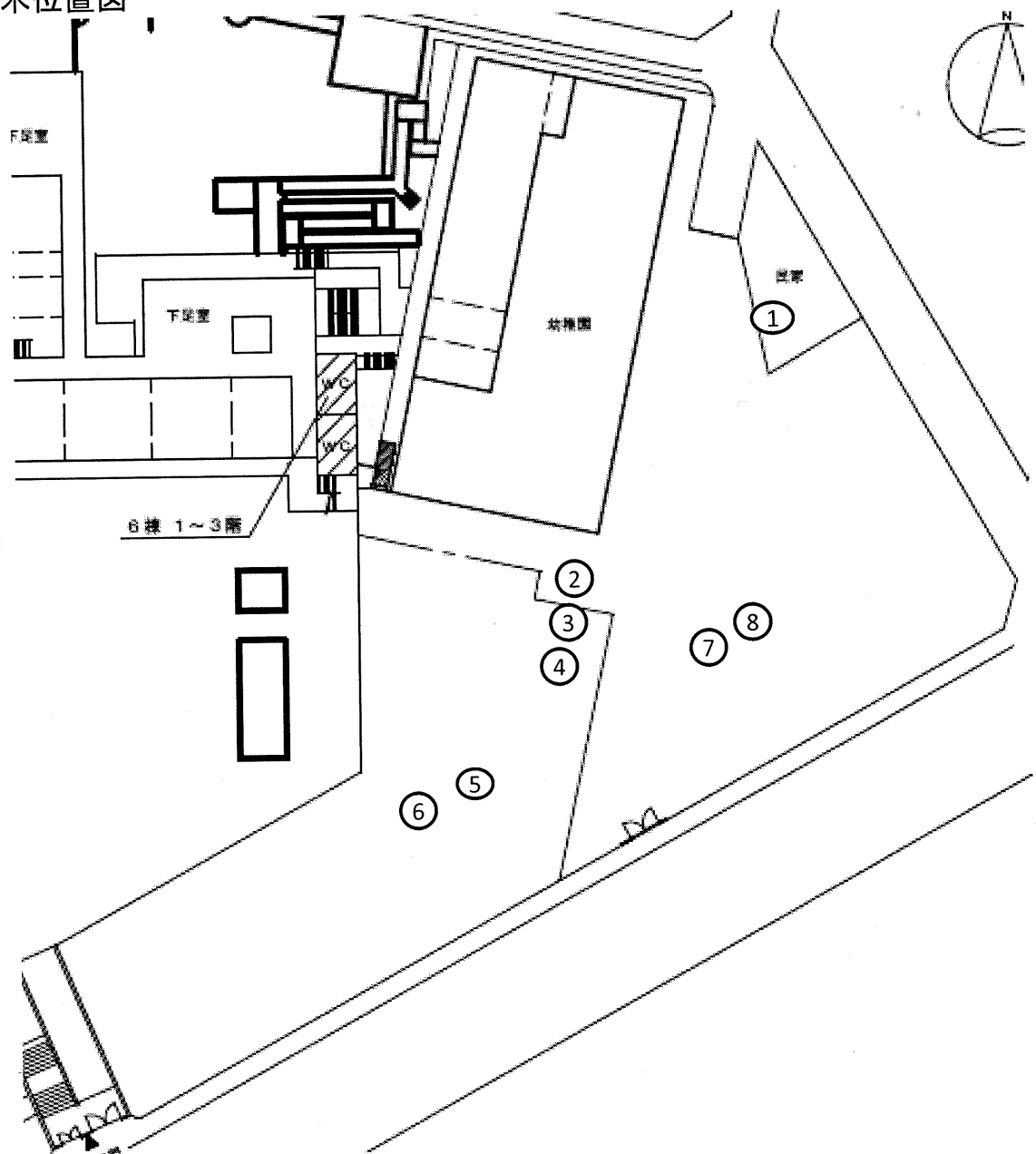
樹木位置図



22岸部第一 剪定樹木一覧

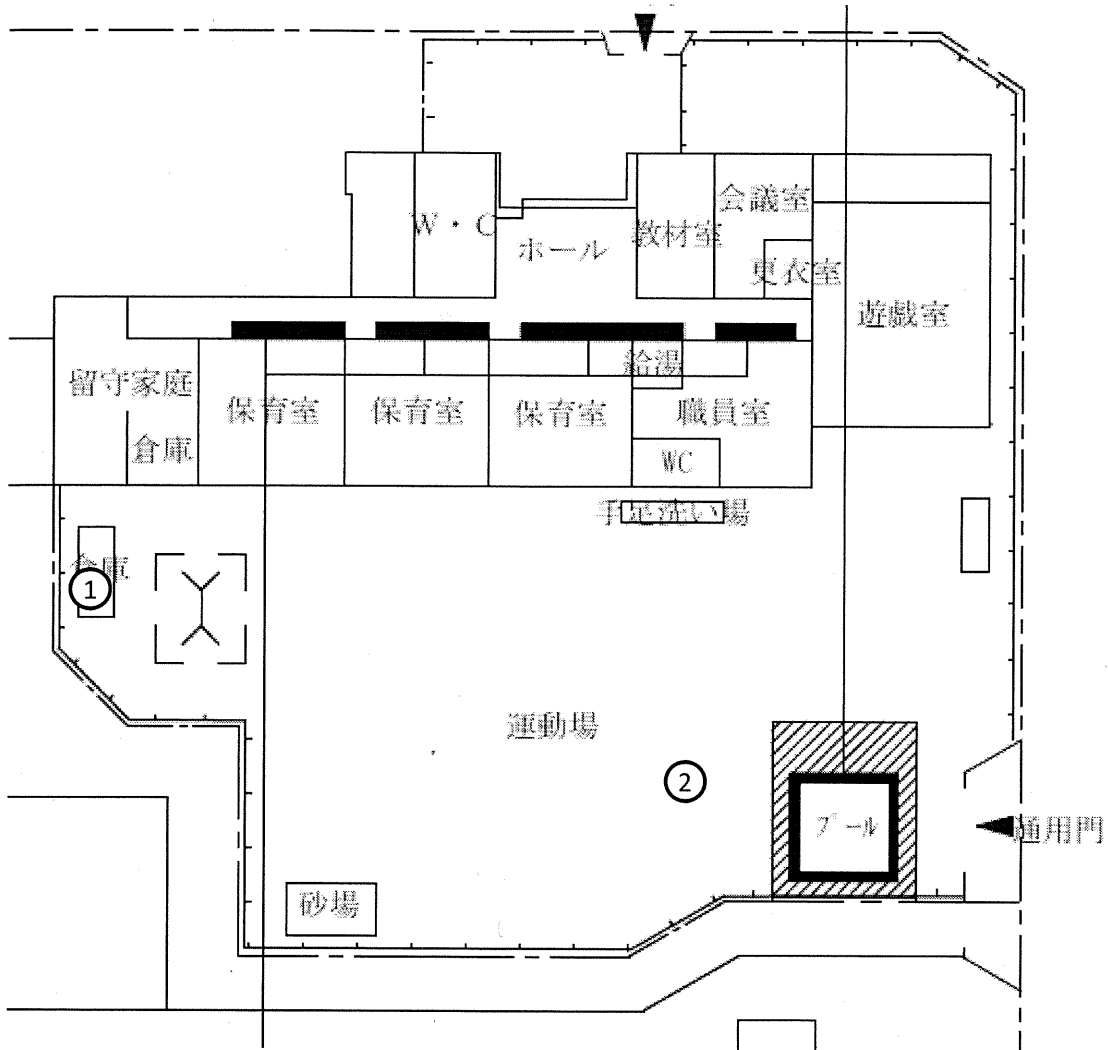
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	サンゴジュ	200 cm	剪定	
2	ヒメリンゴ	200 cm	剪定	
3	サルスベリ	200 cm	剪定	
4	ザクロ	200 cm	剪定	
5	カキ	350 cm	剪定	
6	マツ	350 cm	剪定	
7	ニレ	400 cm	剪定	
8	カシ	250 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	ケヤキ	175 cm	剪定	
2	カキ	45 cm	剪定	

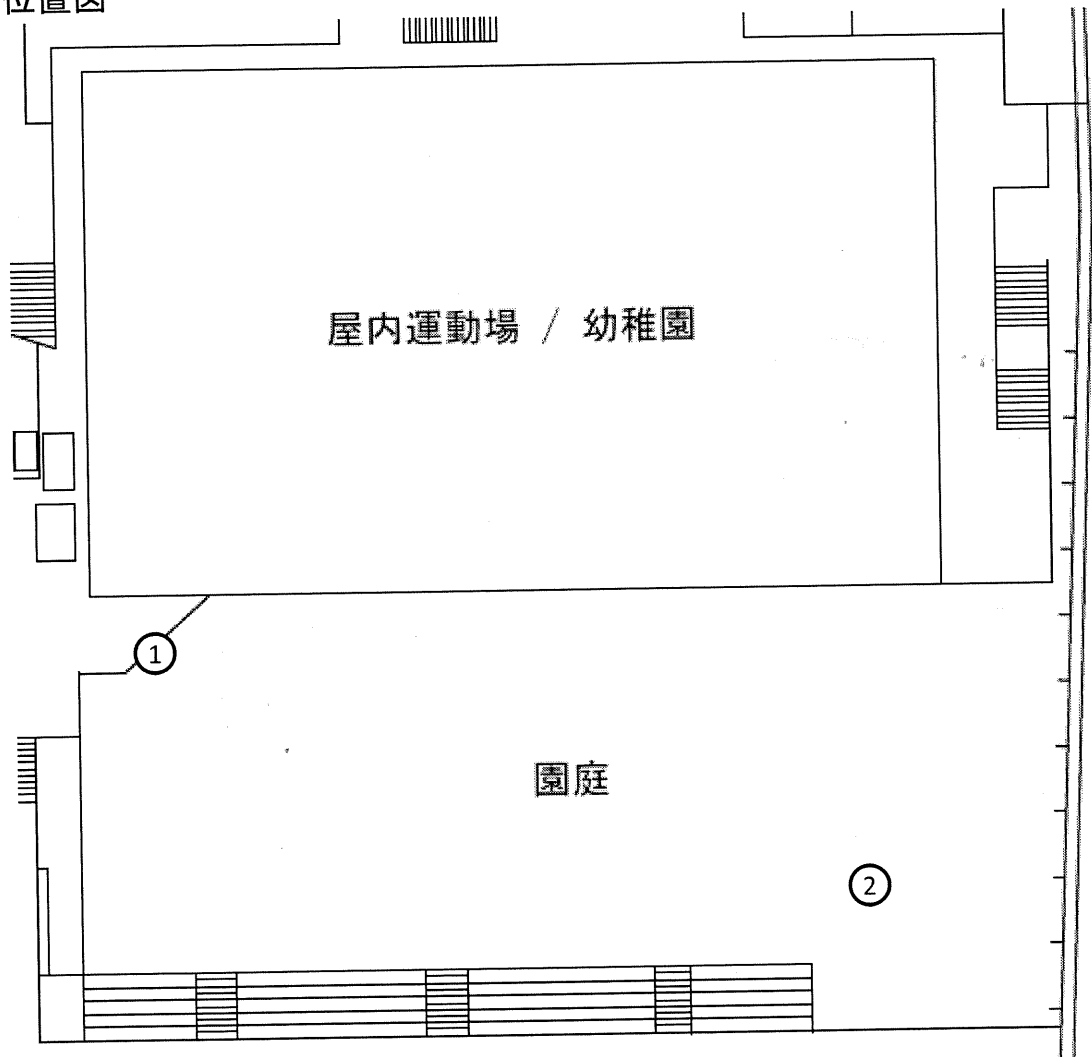
樹木位置図



25片山幼 剪定樹木一覧

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	フジ	34 m <sup>2</sup>	剪定	
2	サクラ	105 cm	剪定	

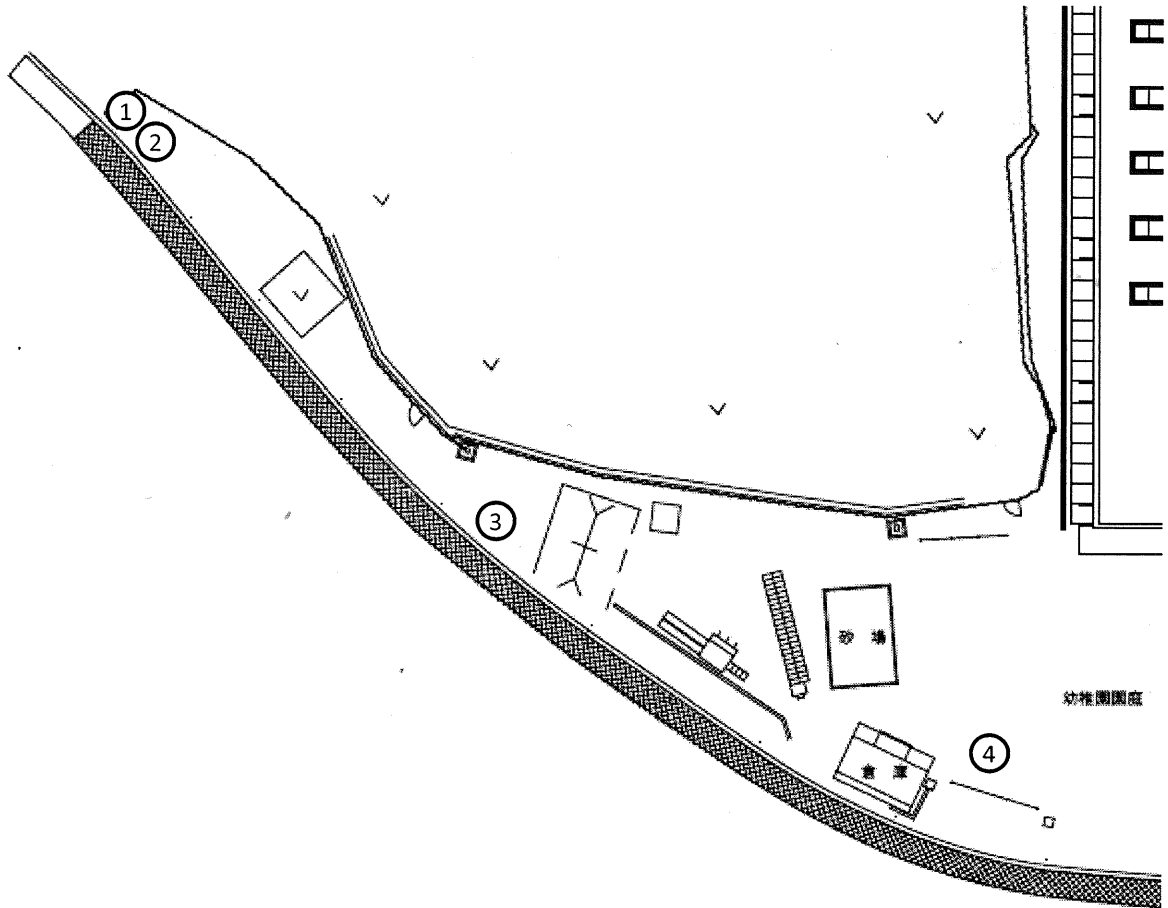
樹木位置図



26山田第一 剪定樹木一覧

番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	アラカシ	150 cm	剪定	
2	ヤマモモ	150 cm	剪定	
3	クヌギ	70 cm	軽剪定	
4	カイツカイブキ	160 cm	軽剪定	

樹木位置図

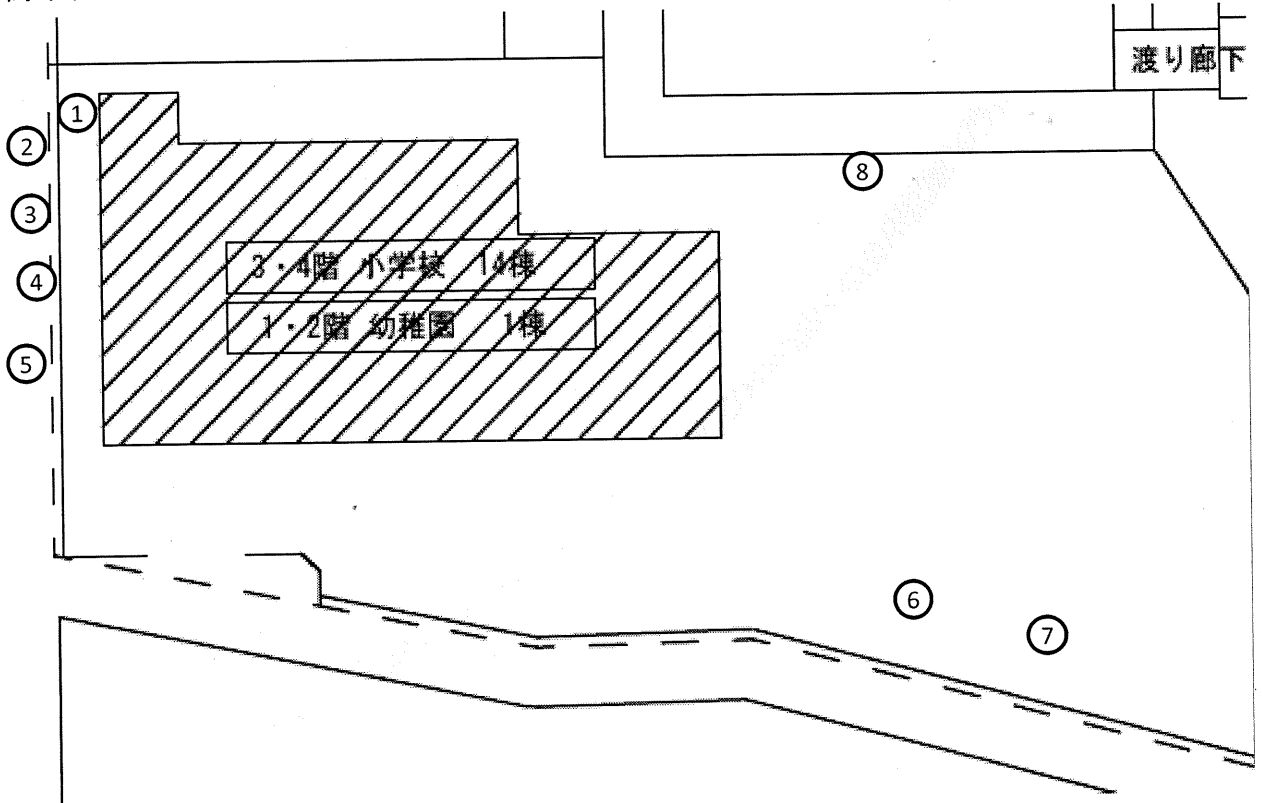




27山田第三 剪定樹木一覧

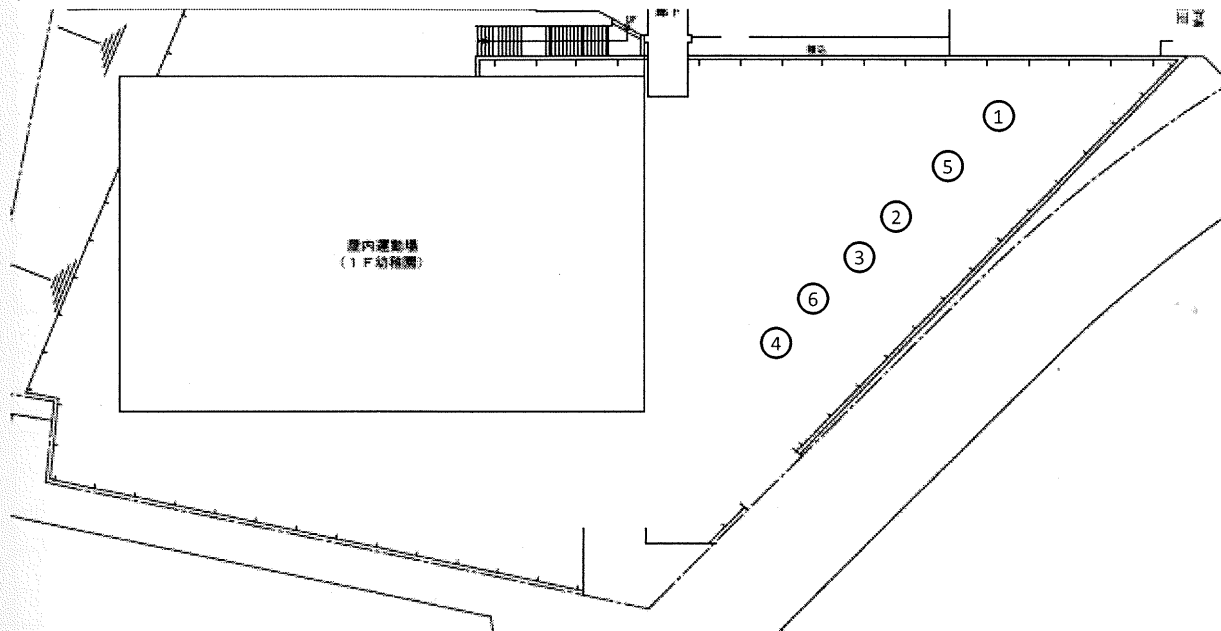
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	ケヤキ	130 cm	剪定	
2	サクラ	100 cm	剪定	
3	サクラ	60 cm	剪定	
4	サクラ	90 cm	剪定	
5	サクラ	100 cm	剪定	
6	クス	180 cm	剪定	
7	クス	110 cm	剪定	
8	クス	120 cm	剪定	

樹木位置図



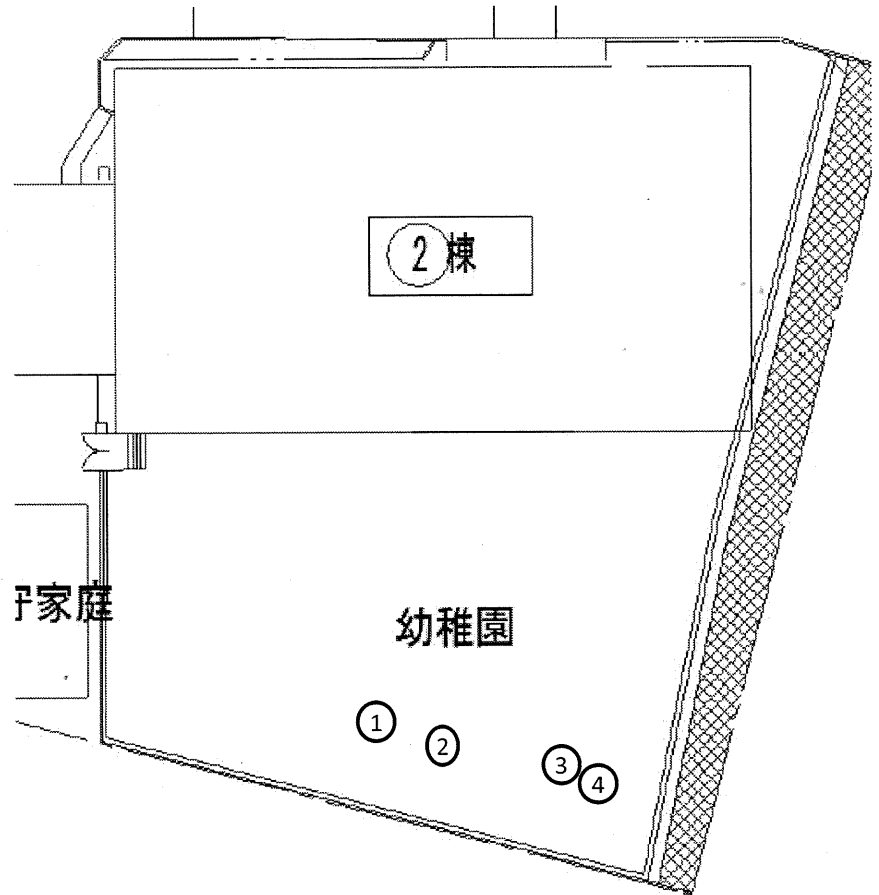
番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	サクラ	190 cm	剪定	
2	サクラ	160 cm	剪定	
3	サクラ	130 cm	剪定	
4	サクラ	130 cm	剪定	
5	トチ	90 cm	剪定	
6	トチ	90 cm	剪定	

樹木位置図



番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	ナシ	60 cm	剪定	
2	レモン	50 cm	剪定	
3	スモモ	35 cm	剪定	
4	サクランボ	60 cm	剪定	

樹木位置図

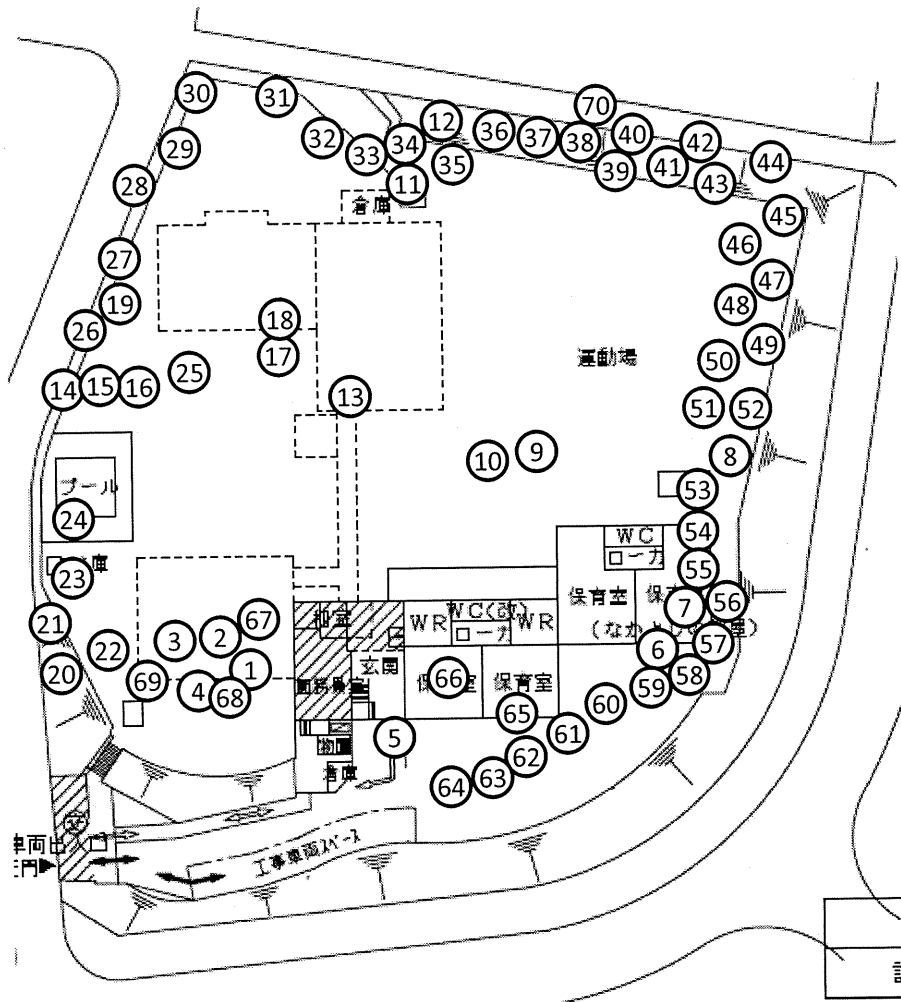


番号	樹木名	幹周[高さ1.2m] ※フジ(藤棚)等は面積	作業区分	備考
1	サクラ	120 cm	剪定	
2	マテバシイ	120 cm	剪定	
3	ヤマモモ	120 cm	剪定	
4	ヤシ	200 cm	剪定	
5	サクラ	120 cm	剪定	
6	ラクウショウ	150 cm	剪定	
7	ラクウショウ	150 cm	剪定	
8	ナンキンハゼ	120 cm	剪定	
9	トウカエデ	100 cm	剪定	
10	トウカエデ	100 cm	剪定	
11	クスノキ	120 cm	剪定	
12	イチョウ	150 cm	剪定	
13	ヒマラヤスギ	200 cm	剪定	
14	カイヅカイブキ	150 cm	剪定	
15	カテバシイ	120 cm	剪定	
16	サクラ	120 cm	剪定	
17	カイヅカイブキ	100 cm	剪定	
18	ネズミモチ	100 cm	剪定	
19	ヒマラヤスギ	120 cm	剪定	
20	サクラ	250 cm	剪定	
21	サクラ	80 cm	剪定	
22	サクラ	220 cm	剪定	
23	サクラ	250 cm	剪定	
24	サクラ	250 cm	剪定	
25	サクラ	250 cm	剪定	
26	サクラ	200 cm	剪定	
27	サクラ	200 cm	剪定	
28	サクラ	250 cm	剪定	
29	サクラ	100 cm	剪定	
30	サクラ	250 cm	剪定	
31	サクラ	200 cm	剪定	
32	サクラ	250 cm	剪定	
33	サクラ	200 cm	剪定	
34	サクラ	150 cm	剪定	
35	サクラ	200 cm	剪定	
36	サクラ	150 cm	剪定	
37	サクラ	30 cm	剪定	
38	サクラ	100 cm	剪定	
39	サクラ	200 cm	剪定	
40	サクラ	150 cm	剪定	
41	サクラ	150 cm	剪定	
42	サクラ	40 cm	剪定	
43	サクラ	200 cm	剪定	
44	サクラ	150 cm	剪定	

## 30佐竹台 剪定樹木一覧

45	サクラ	100 cm	剪定	
46	サクラ	150 cm	剪定	
47	サクラ	150 cm	剪定	
48	サクラ	250 cm	剪定	
49	サクラ	60 cm	剪定	
50	サクラ	150 cm	剪定	
51	サクラ	100 cm	剪定	
52	サクラ	200 cm	剪定	
53	サクラ	200 cm	剪定	
54	サクラ	250 cm	剪定	
55	サクラ	150 cm	剪定	
56	サクラ	200 cm	剪定	
57	サクラ	180 cm	剪定	
58	サクラ	200 cm	剪定	
59	サクラ	200 cm	剪定	
60	サクラ	250 cm	剪定	
61	サクラ	200 cm	剪定	
62	サクラ	200 cm	剪定	
63	サクラ	250 cm	剪定	
64	サクラ	150 cm	剪定	
65	サクラ	250 cm	剪定	
66	サクラ	150 cm	剪定	
67	サクラ	250 cm	剪定	
68	サクラ	200 cm	剪定	
69	サクラ	200 cm	剪定	
70	サクラ	40 cm	剪定	

樹木位置図



# 完了証明書

業務名 吹田市立〇〇園 樹木剪定業務

作業日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

園名 吹田市立〇〇園

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

園長印

受託業者名

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 9月21日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市古江台4丁目2番D3-305号

商号又は名称 株式会社理研グリーン 大阪支店

代表者氏名 支店長 森下 定巳

印

21005160

1 委 託 業 務 名	吹田市立藤白台小学校及び桃山台小学校除草業務														
2 場 所	藤白台小学校及び桃山台小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 9月21日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	8	6	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	4	2	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



## 吹田市立藤白台小学校及び桃山台小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、藤白台小学校及び桃山台小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。

(2) 本業務に不適當と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

### 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
藤白台小学校	2,300	2,300	2,300	0
桃山台小学校	1,100	1,100	1,100	0

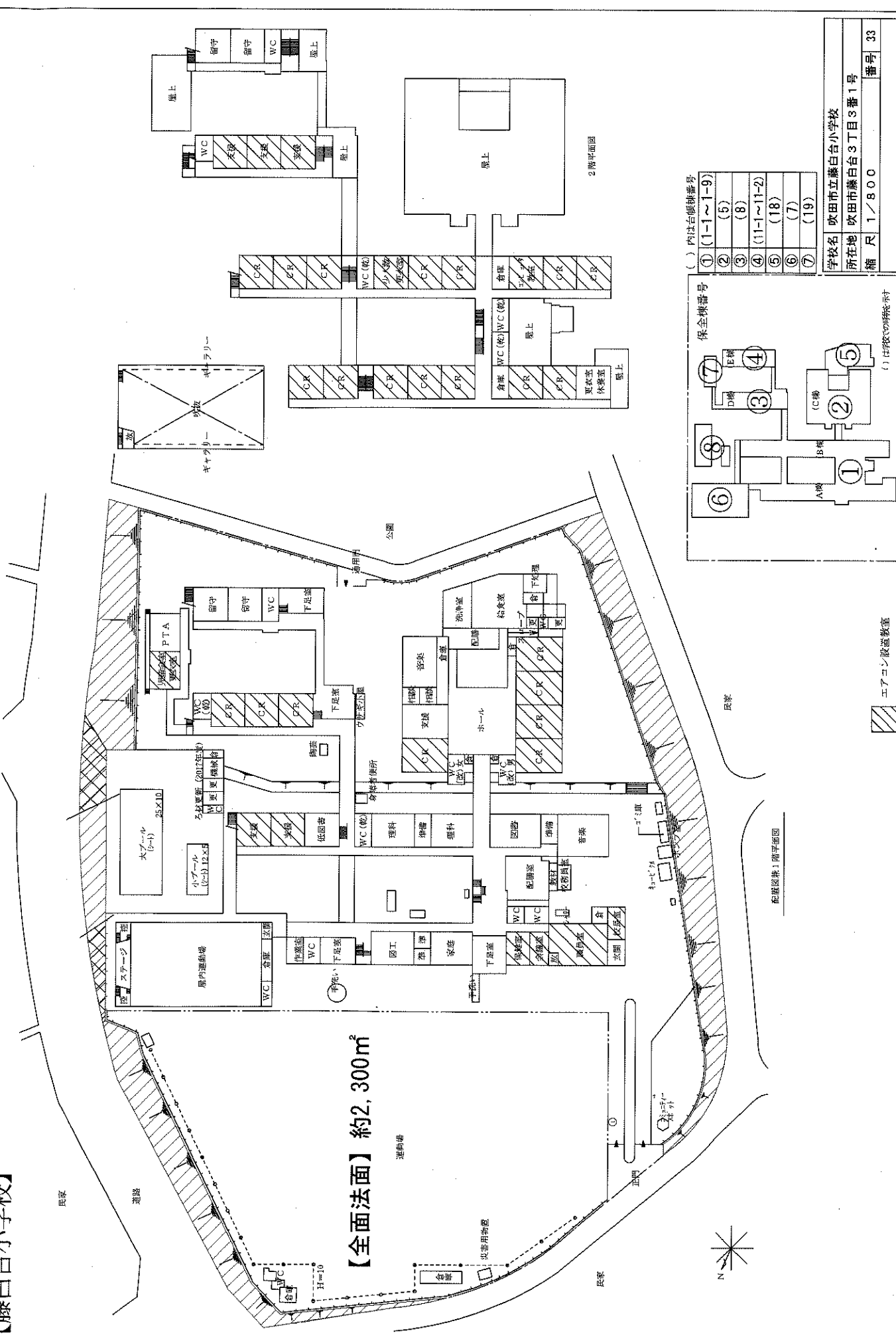
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

### 4 作業時期

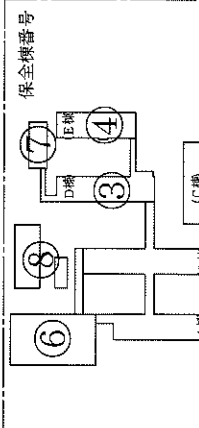
令和3年9月21日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

# 【藤白台小学校】

【全面法面】 約2,300㎡



( ) 内は右欄の番号



①	(1-1~1-9)
②	(5)
③	(8)
④	(11-1~11-2)
⑤	(18)
⑥	(7)
⑦	(19)

学校名	吹田市立藤白台小学校
所在地	吹田市藤白台3丁目3番1号
縮尺	1/800
番号	33

( ) は教の種別を示す

エアコン設置教室

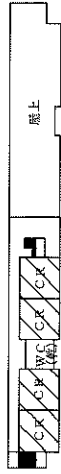
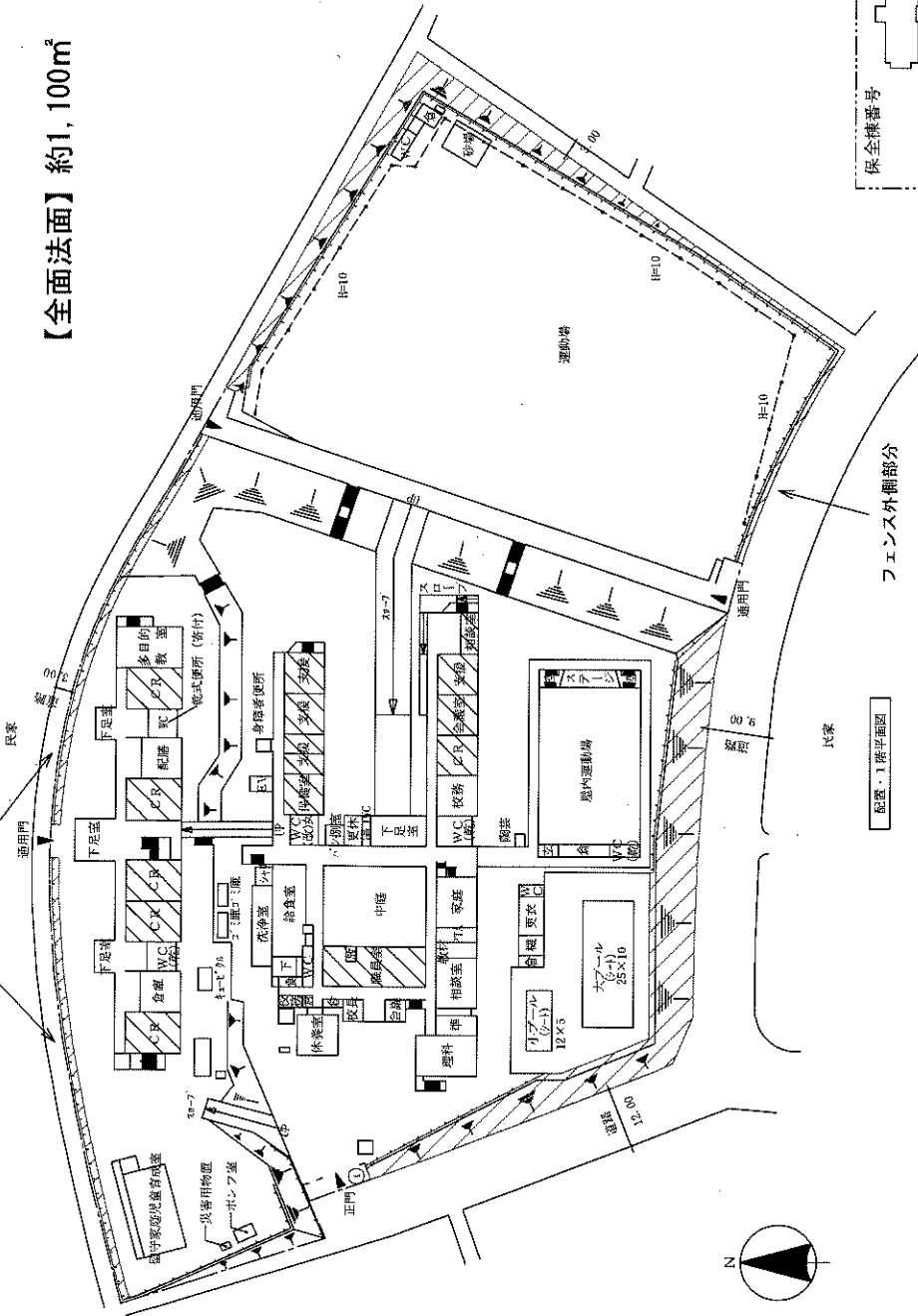
配線図第1階平面図



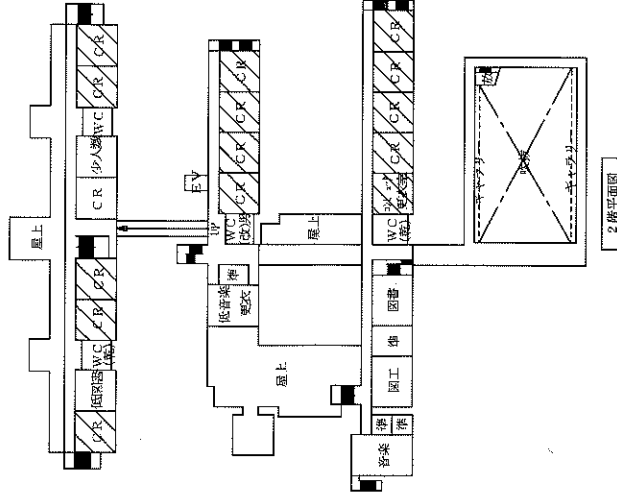
# 【桃山台小学校】

フェンス外側部分 ※フェンスとフェンスの間も刈ること

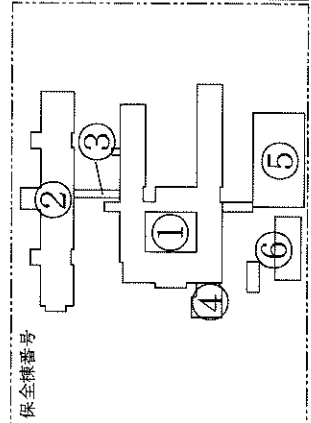
【全面法面】 約1,100㎡



3階平面図



2階平面図

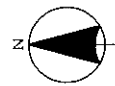


( ) 内は合棟棟番号

- ① (1-1~1-7)
- ② (6-1~6-4)
- ③ (8)
- ④ (2)
- ⑤ (7)

エアコン設置教室

学校名	吹田市立桃山台小学校
所在地	吹田市桃山台1丁目5番1号
備尺	1/1000
番号	35



収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 9月17日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市幸町12番1号

商号又は名称 株式会社中野造園

代表者氏名 代表取締役 中野 和雄

印

21005090

1 委 託 業 務 名	吹田市立吹田南小学校除草業務														
2 場 所	吹田市立吹田南小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 9月17日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	4	3	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	3	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立吹田南小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田南小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

### 3 作業対象校及び作業範囲

学 校 名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
吹田南小学校	1, 245	0	1, 245	0

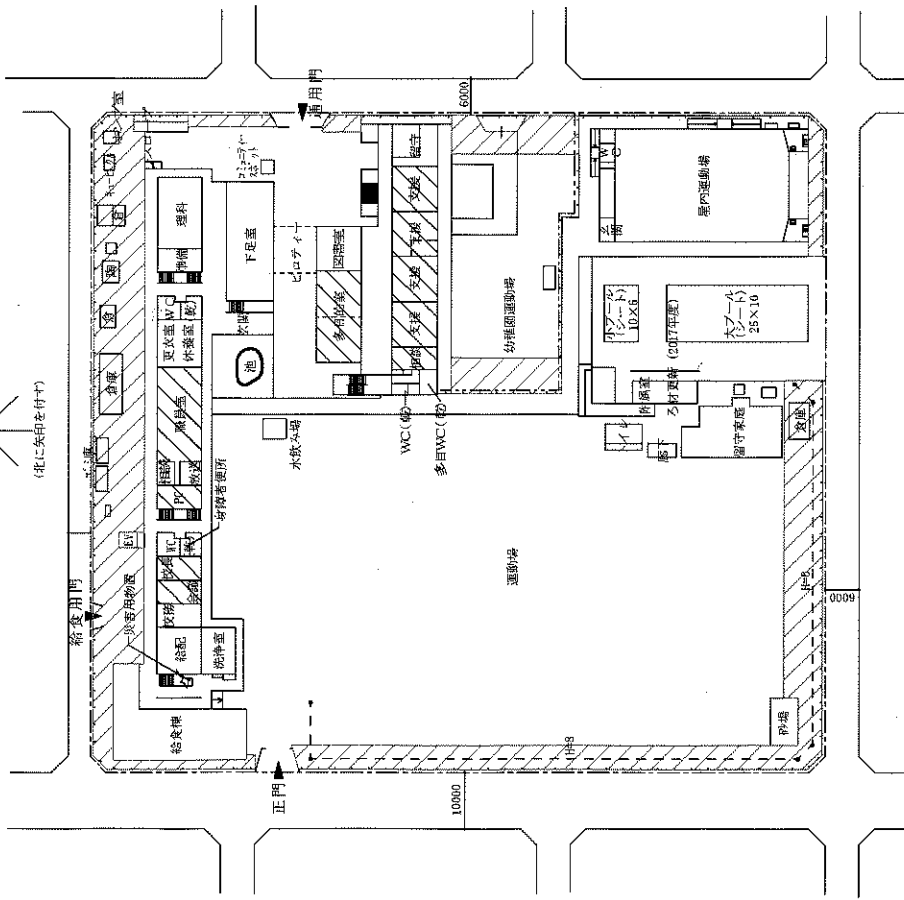
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

### 4 作業時期

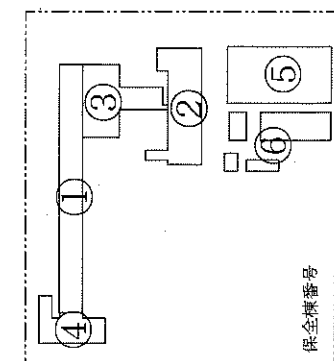
令和3年9月17日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

# 【吹田市立吹田南小学校除草業務】

方位

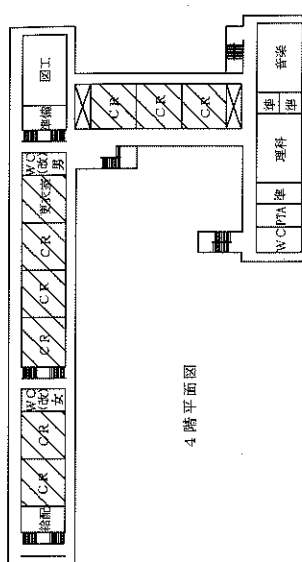


配置図兼1階平面図

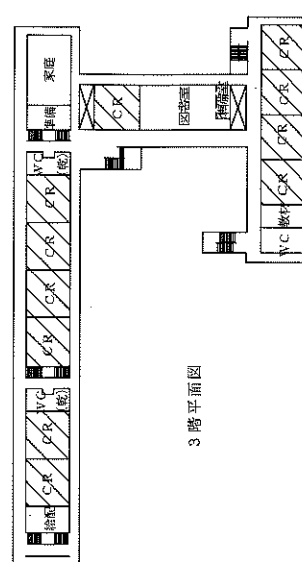


- ( ) 内は台様機番号
- ①---(1-1-1-1-4)---
  - ②---(9-1-9-2)---
  - ③---12-1-1-12-2---
  - ④---(13)---
  - ⑤---(8)---

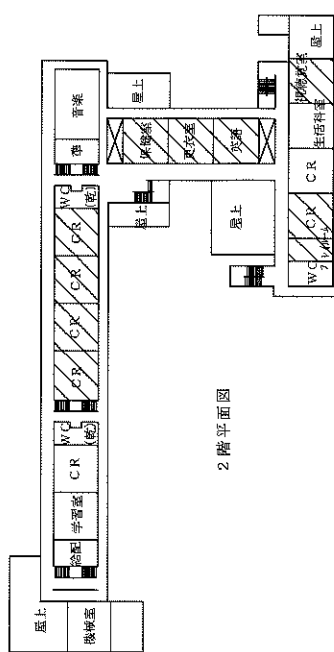
保全機番号



4階平面図



3階平面図



2階平面図

エアコン設置教室



学校名	吹田市立吹田南小学校
所在地	吹田市南吹田5丁目12番1号
縮尺	1/900
番号	5
約1,245㎡	

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 9月21日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市日の出町26番9-208号

商号又は名称 株式会社桃山造園

代表者氏名 代表取締役 仲井 美子

印

21005165

1 委 託 業 務 名	吹田市立西山田小学校及び北山田小学校除草業務														
2 場 所	吹田市立西山田小学校及び北山田小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 9月21日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	7	6	0	1	2
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	5	0	9	2	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立西山田小学校及び北山田小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、西山田小学校及び北山田小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

### 3 作業対象校及び作業範囲

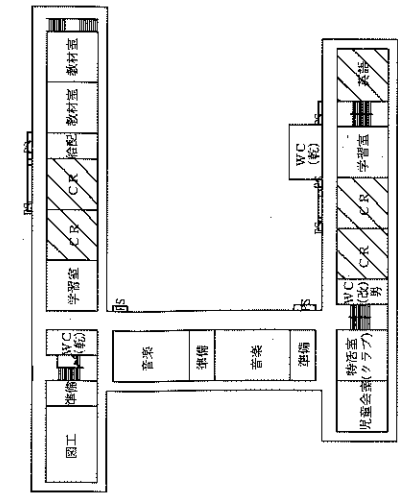
学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
西山田小学校	780	410	780	0
北山田小学校	1,500	1,500	1,500	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

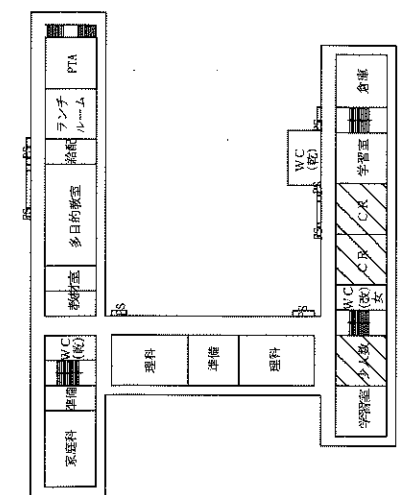
### 4 作業時期

令和3年9月21日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

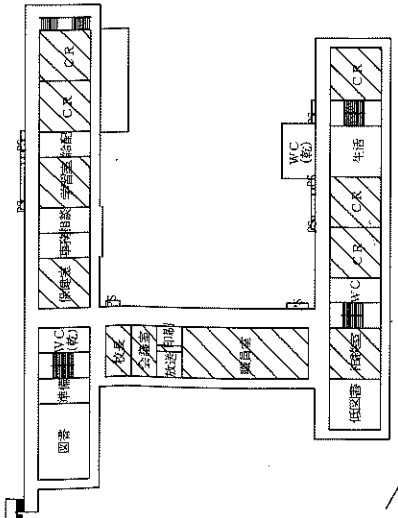




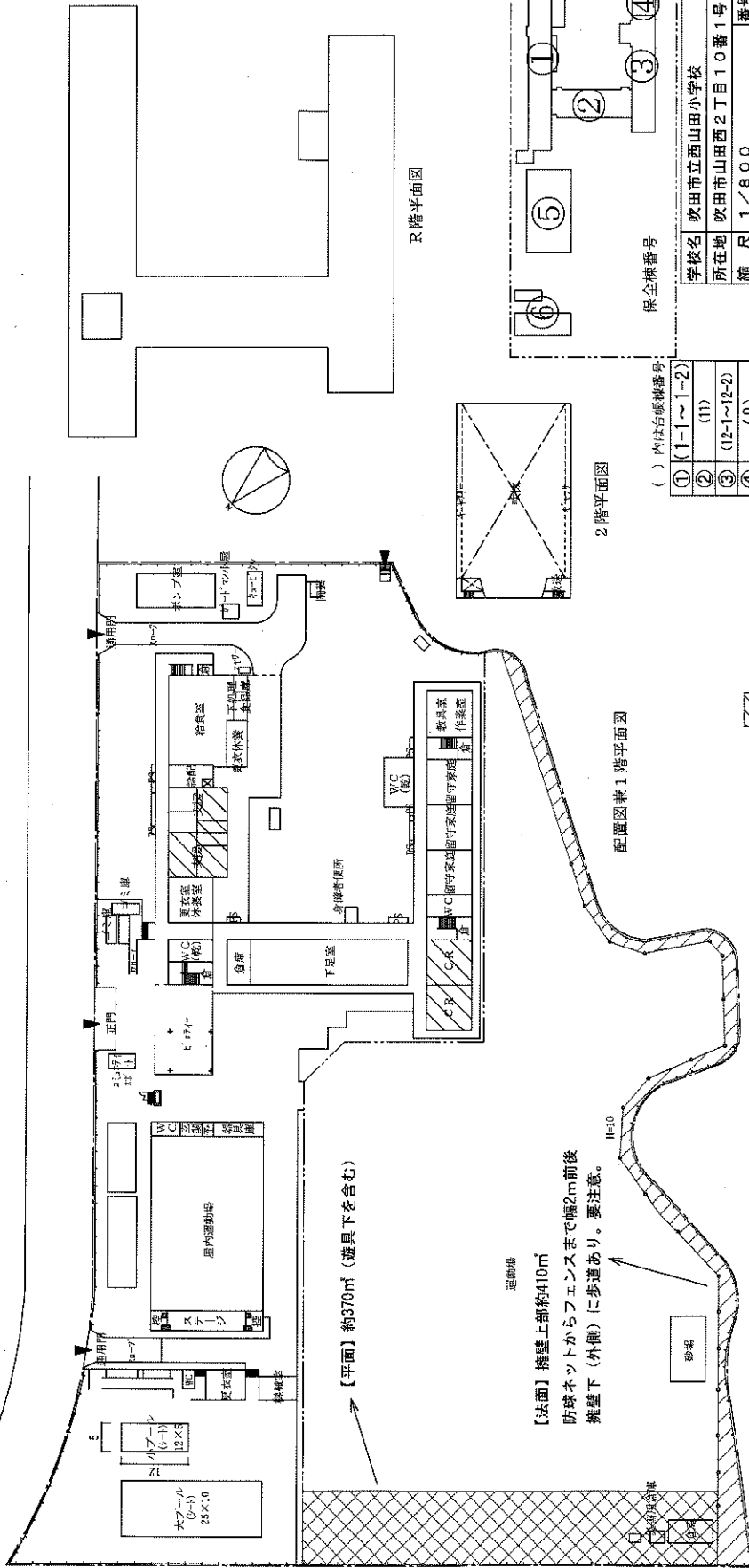
4階平面図



3階平面図



2階平面図



R階平面図

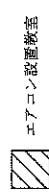
2階平面図

配置図兼1階平面図

( ) 内は台帳別番号

①	(1-1~1-2)
②	(11)
③	(12-1~12-2)
④	(9)
⑤	(2)

学校名	吹田市立西山田小学校
所在地	吹田市山田西2丁目10番1号
備尺	1/800
番号	26



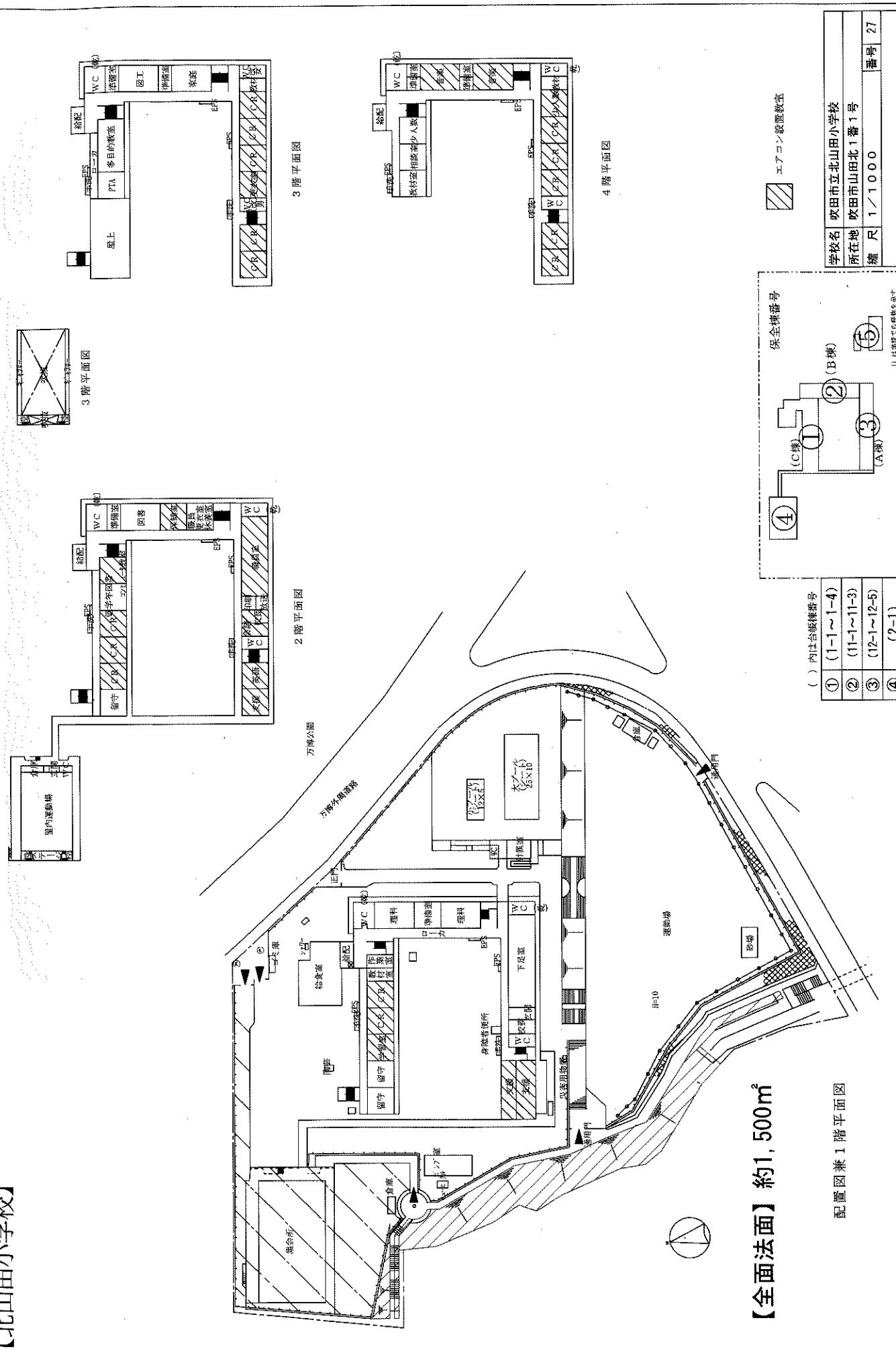
エアコン設置教室

【平面】約370㎡ (遊具下を含む)

【法面】擁壁上部約410㎡  
防球ネットからフェンスまで幅2m前後  
擁壁下(外側)に歩道あり。要注意。

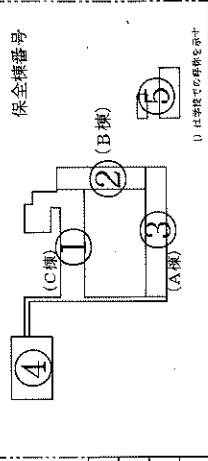
H=10

# 【北山田小学校】



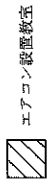
【全面法面】約1,500㎡

配置図兼1階平面図



( ) 内は台帳様番号

①	(1-1~1-4)
②	(11-1~11-3)
③	(12-1~12-5)
④	(2-1)



エレクトロン設置教室

学校名	吹田市立北山田小学校
所在地	吹田市山田北1番1号
縮尺	1/1000
番号	27

0 は学校工の群を指示

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年 9月27日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号

商号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店

代 表 者 氏 名 支店長 前田 智恵子

印

21005272

1 委 託 業 務 名	吹田市立南山田小学校及び佐竹台小学校除草業務														
2 場 所	南山田小学校及び佐竹台小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年 9月27日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	2	9	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	9	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立南山田小学校及び佐竹台小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、南山田小学校及び佐竹台小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害賠償を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

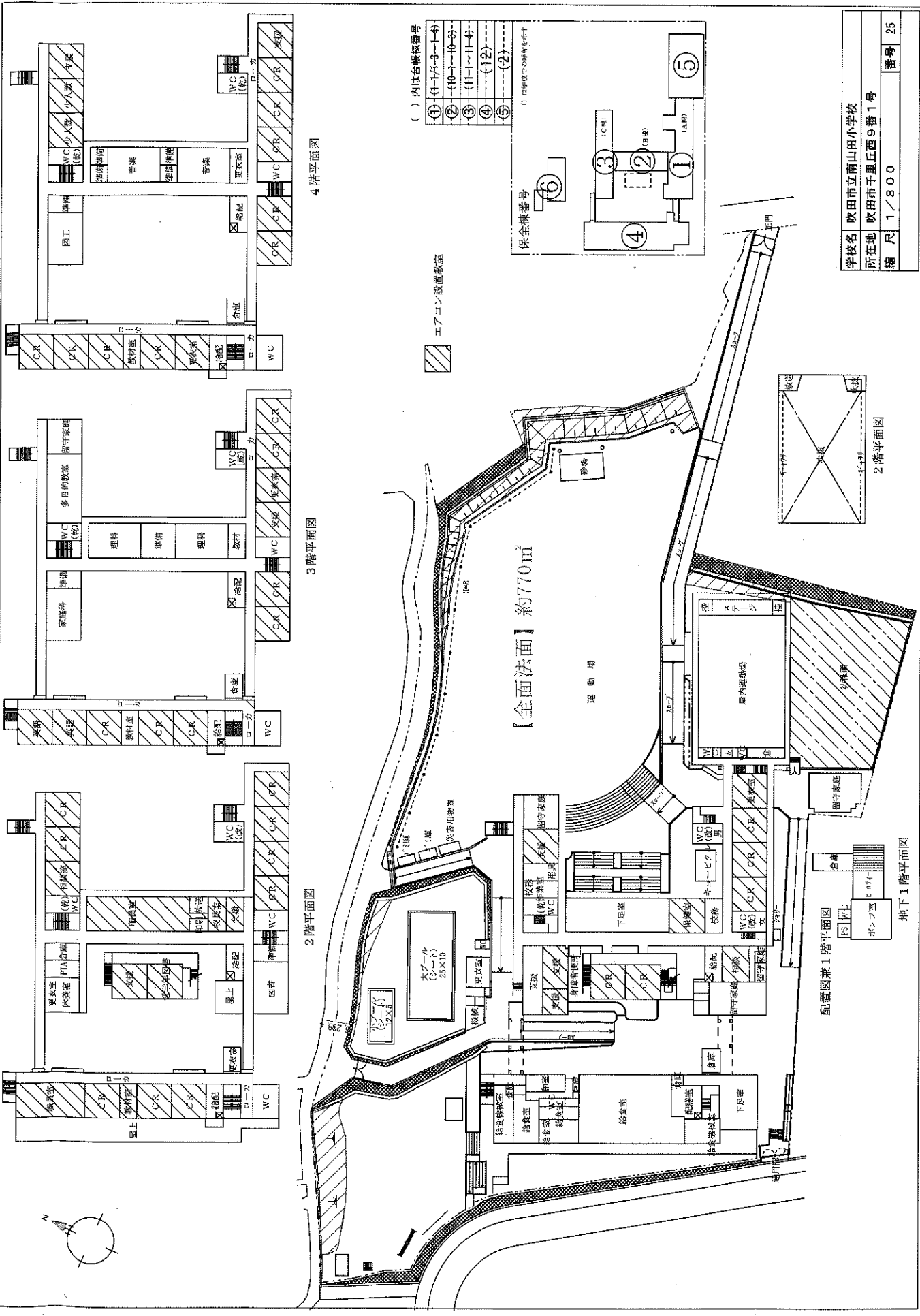
### 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
藤白台小学校	770	770	770	0
桃山台小学校	580	580	580	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

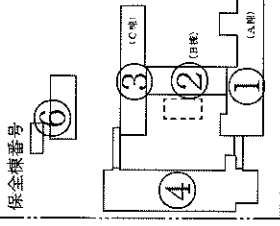
### 4 作業時期

令和3年9月27日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



- ( ) 内は台帳掲載番号
- ① 11-11-13-1-4
  - ② 10-1-10-3
  - ③ 11-1-11-4
  - ④ 11-1-11-4
  - ⑤ 12
  - (2)

保全棟番号



【全面法面】約770m<sup>2</sup>

学校名	吹田市立南山田小学校
所在地	吹田市千里丘西9番1号
総尺	1/800
番号	25

4階平面図

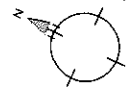
3階平面図

2階平面図

2階平面図

配置図兼1階平面図

地下1階平面図



エアコン設置教室

体育用物置

更衣室

支障

身体着脱場

更衣室

下足室

事務

キービク

WC (女)

WC (男)

WC (女)

WC (男)

WC (女)

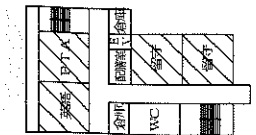
WC (男)

WC (女)

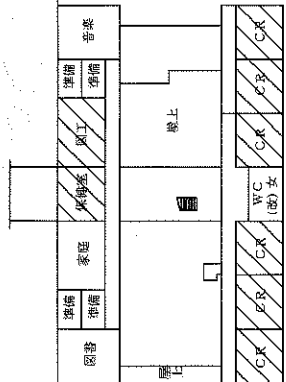
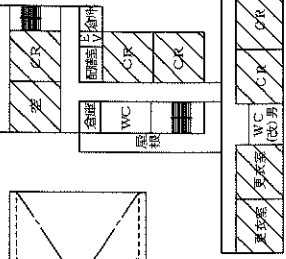
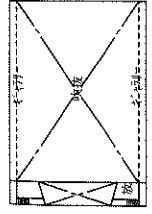
WC (男)

WC (女)

WC (男)

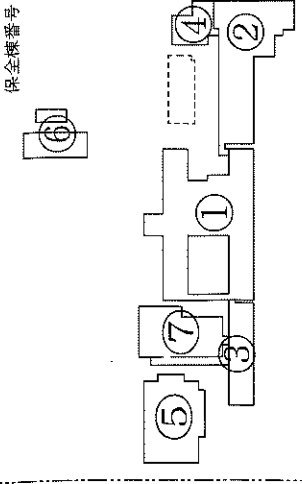


3階平面図

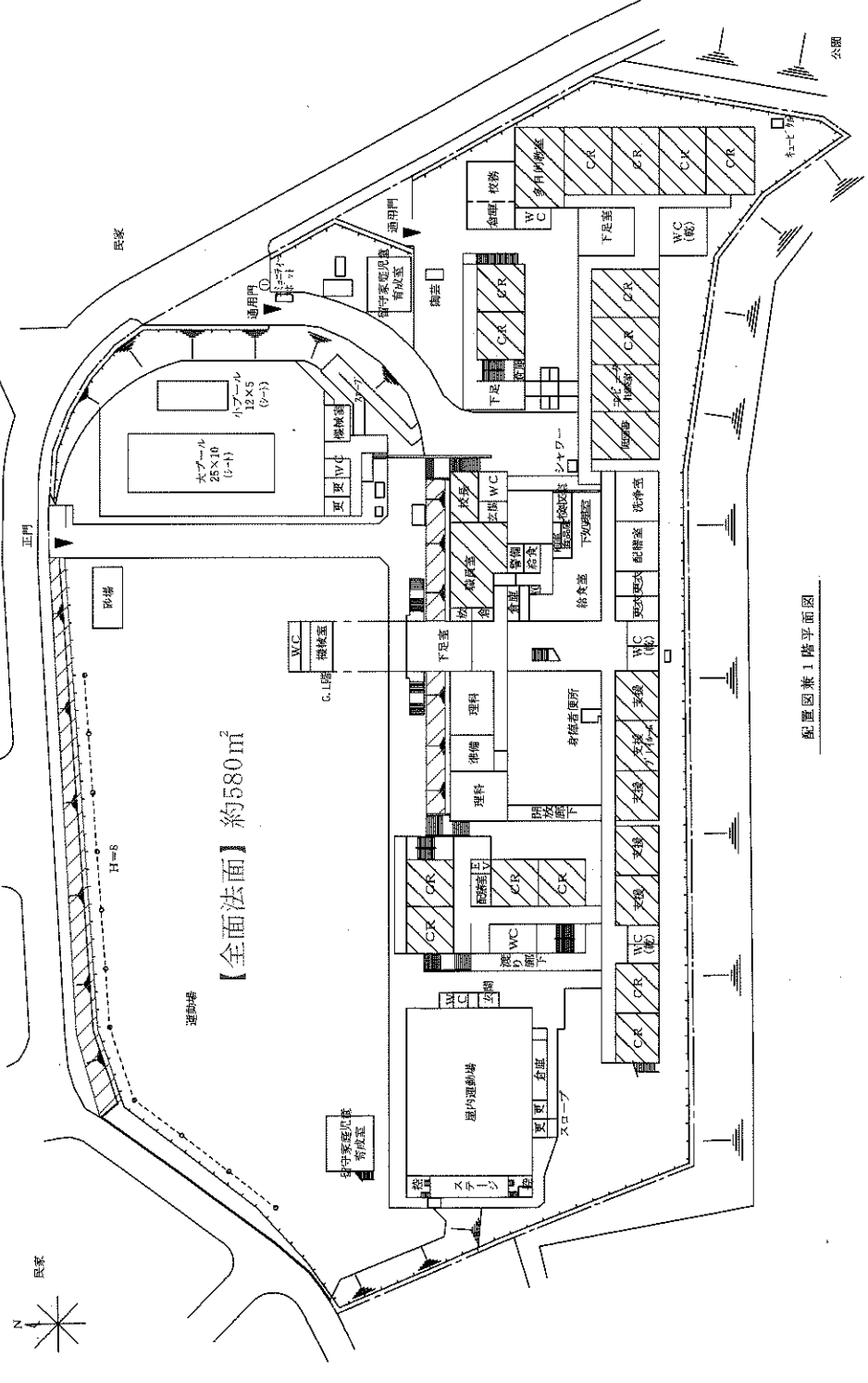


2階平面図

1階平面図

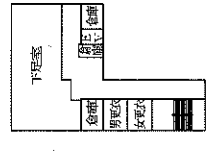


- ① (1-1~1-6)
  - ② (4-1~4-2)
  - ③ (2-1~2-2)
  - ④ (3-1~3-2)
  - ⑤ (12/13)
- ( ) 内は台帳検査番号



配置図兼1階平面図

G.L.階平面図



エレクトロ設置教室

学校名	吹田市立佐竹台小学校
所在地	吹田市佐竹台4丁目12番1号
縮尺	1/800
番号	29

# 業務委託契約書

21005655

1 委託業務名	吹田市立東山田小学校除草業務														
2 場所	吹田市立東山田小学校														
3 履行期間	令和 3年10月18日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	9	9	0	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	9	0	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月18日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市五月が丘南 1 7 番 7 号  
称号又は名称 大商造園株式会社 吹田支店 ⑨  
代表者氏名 支店長 前田 智恵子

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。



- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立東山田小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、東山田小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

### 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
東山田小学校	3, 8 2 3	3, 8 2 3	3, 7 8 4	3 9

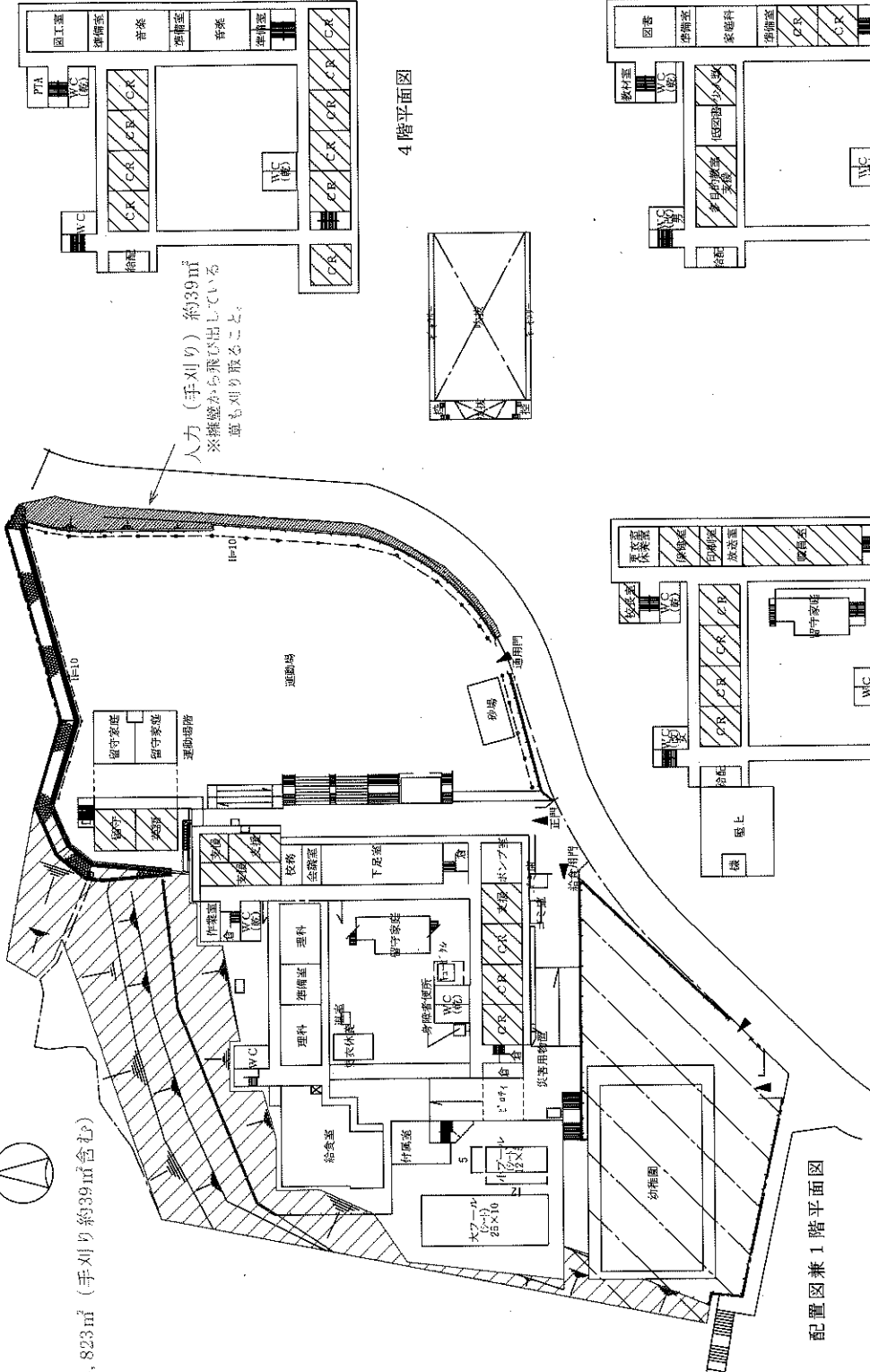
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

### 4 作業時期

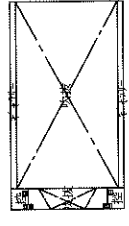
令和3年10月18日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



【全面法面】約3,823㎡（手刈り約39㎡含む）



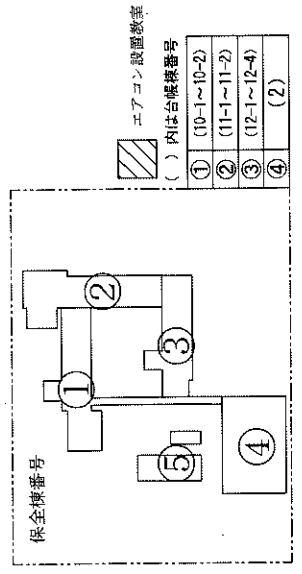
4階平面図



3階平面図

2階平面図

配置図兼1階平面図



エアコン設置位置  
 ( ) 内は台帳番号

①	(10-1~10-2)
②	(11-1~11-2)
③	(12-1~12-4)
④	(2)

学校名	吹田市立東山田小学校
所在地	吹田市青葉丘南15番10号
縮尺	1/900
番号	24



# 請書

令和 3年10月28日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市南正雀2丁目17番14号

商号又は名称 田中造園土木株式会社 吹田営業所

代表者氏名 所長 秋山 弘子



21005998

1 委託業務名	吹田市立豊津第二小学校ほか2校除草業務														
2 場所	吹田市立豊津第二小学校、山手小学校、片山小学校														
3 履行期間	令和 3年10月28日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	5	2	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	2	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立豊津第二小学校ほか2校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、豊津第二小学校、山手小学校及び片山小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
豊津第二小学校	800	0	800	0
山手小学校	470	380	470	0
片山小学校	360	230	360	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月28日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

中低木などあり。

【平面】約800㎡

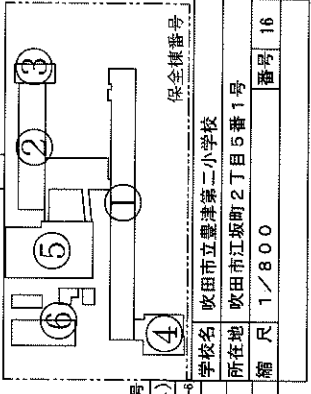
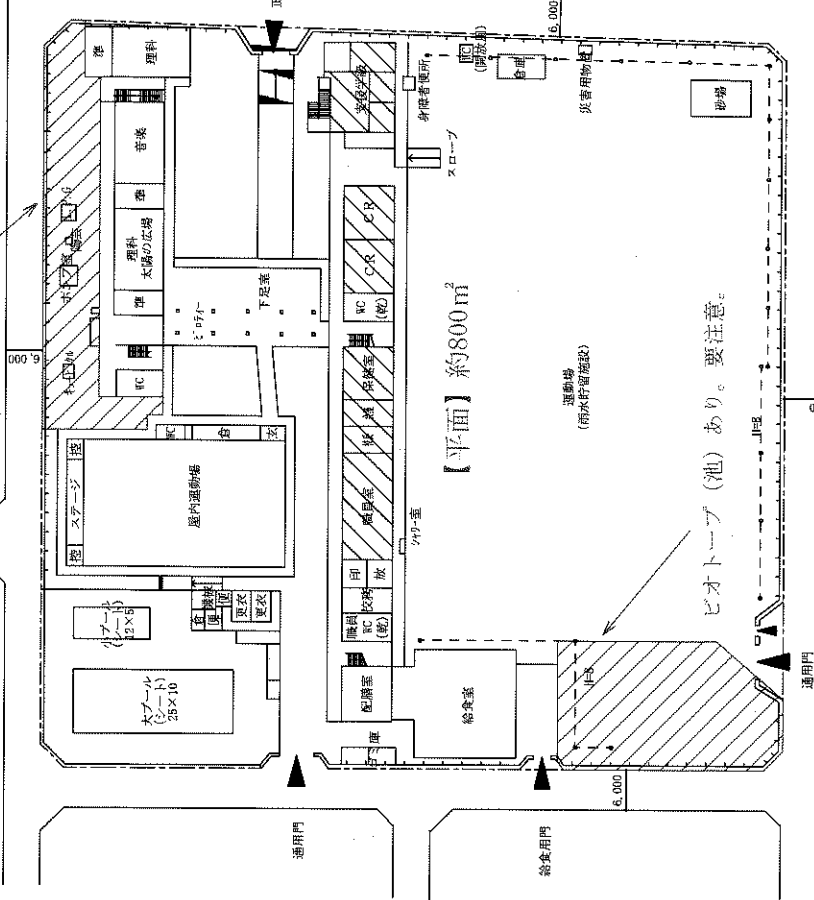
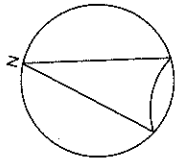
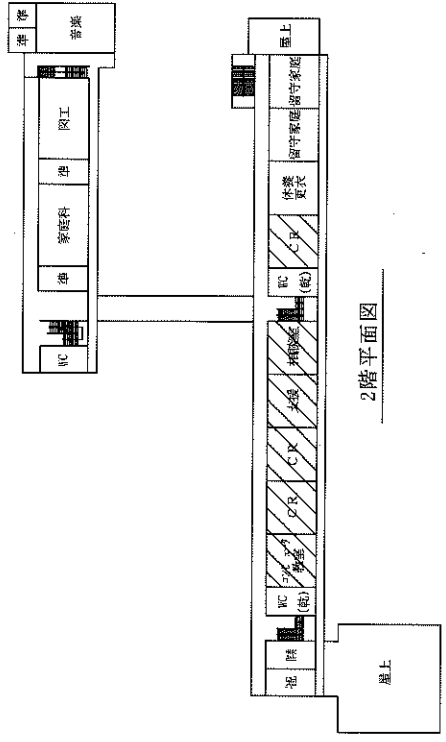
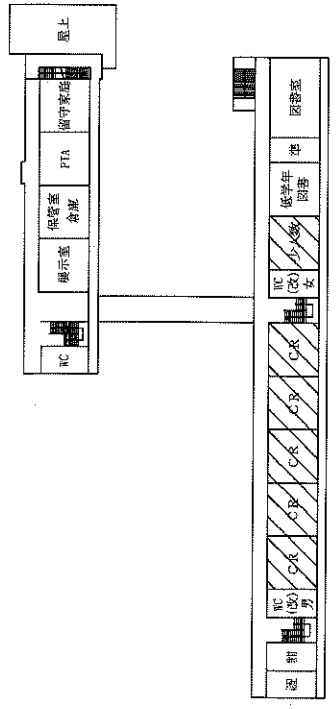
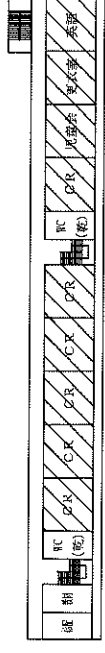
ビオトープ（池）あり。要注意。

配置図兼1階平面図

( ) 内は合棟番号

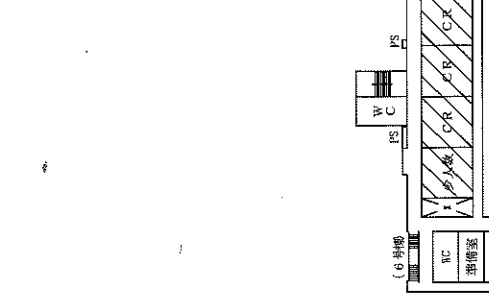
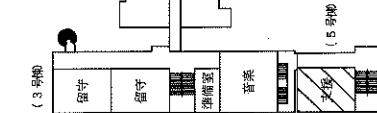
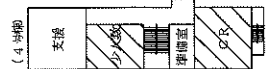
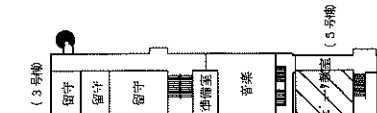
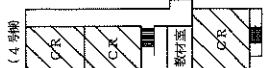
①	(1-1~1-4)	保全棟番号
②	2-1~2-3/2-5~2-8	保全棟番号
③	(4)	学校名 吹田市立豊津第二小学校
④	(16)	所在地 吹田市江坂町2丁目5番1号
⑤	(9)	縮尺 1/800 番号 16

エアコン設置教室



保全棟番号

- ( ) 内は台帳棟番号
- |   |             |
|---|-------------|
| ① | (9-1~9-3)   |
| ② | (11-1~11-3) |
| ③ | (12)        |
| ④ | (16)        |
| ⑤ | (30)        |
| ⑥ | (35)        |
| ⑦ | (31)        |



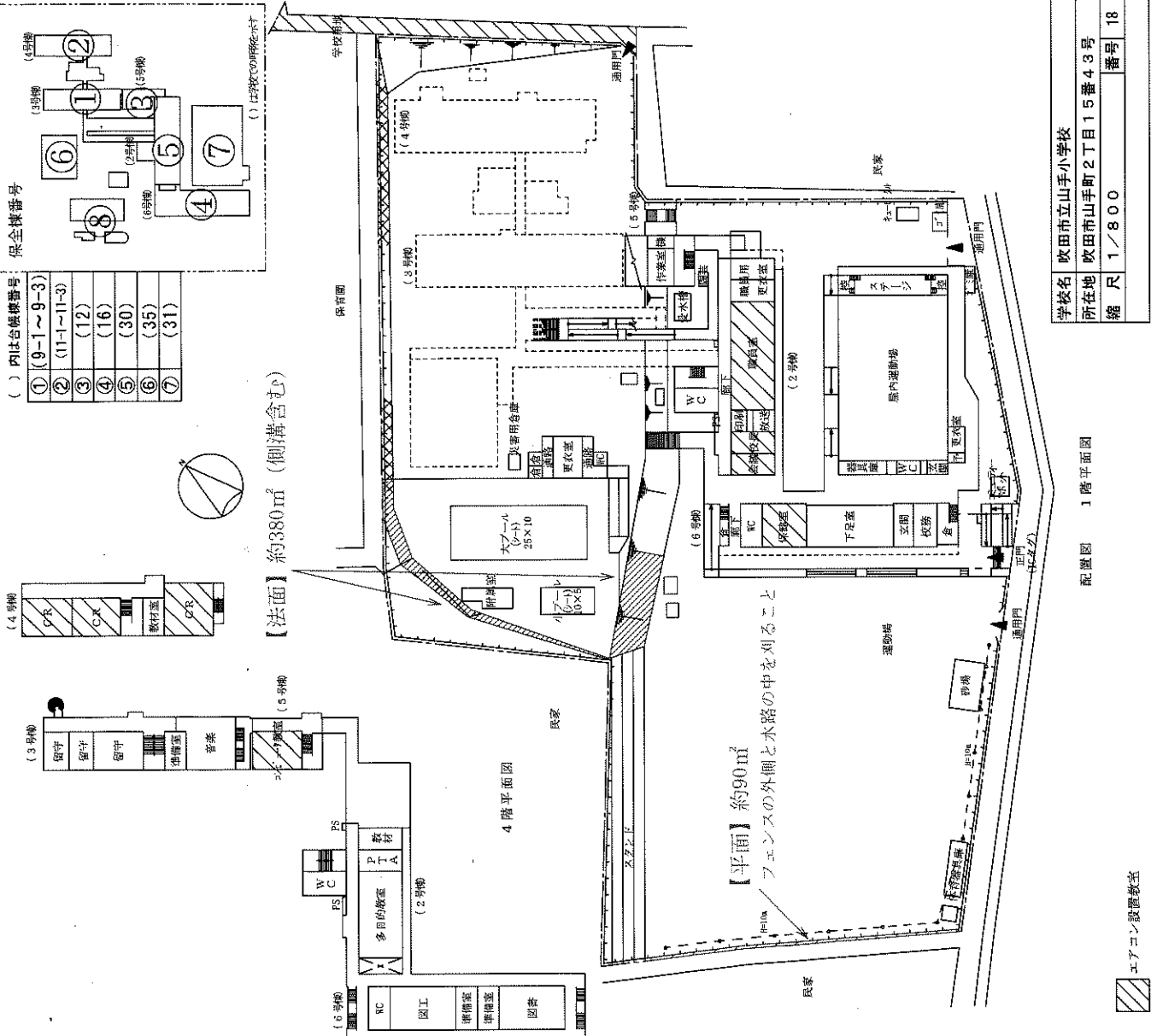
3階平面図



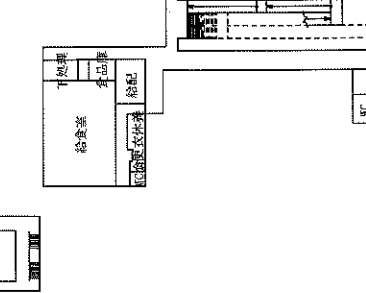
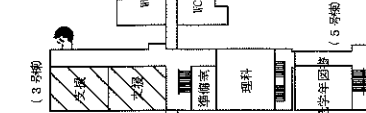
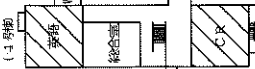
4階平面図

【法面】約380㎡ (側溝含む)

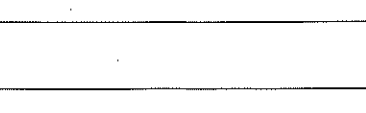
【平面】約90㎡  
フェンスの外側と水路の中を利用のこと



配置図 1階平面図



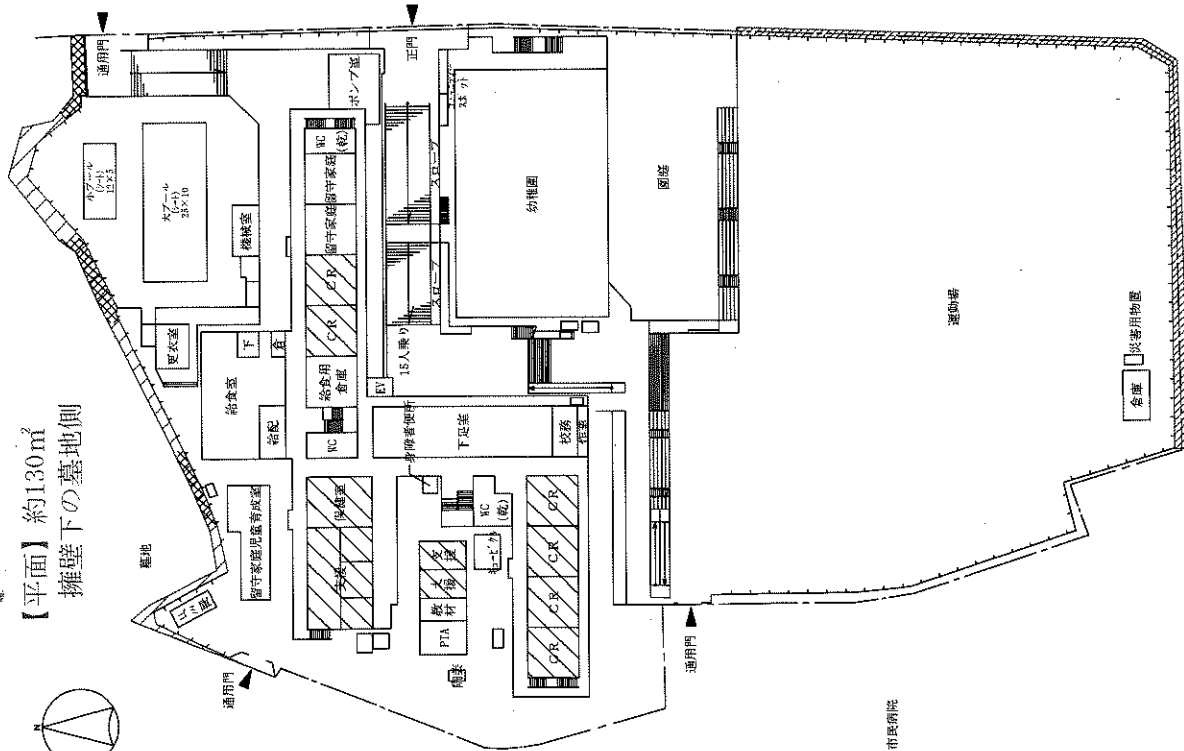
2階平面図



学校名 吹田市立山手小学校  
所在地 吹田市山手町2丁目15番43号  
縮尺 1/800 番号 18

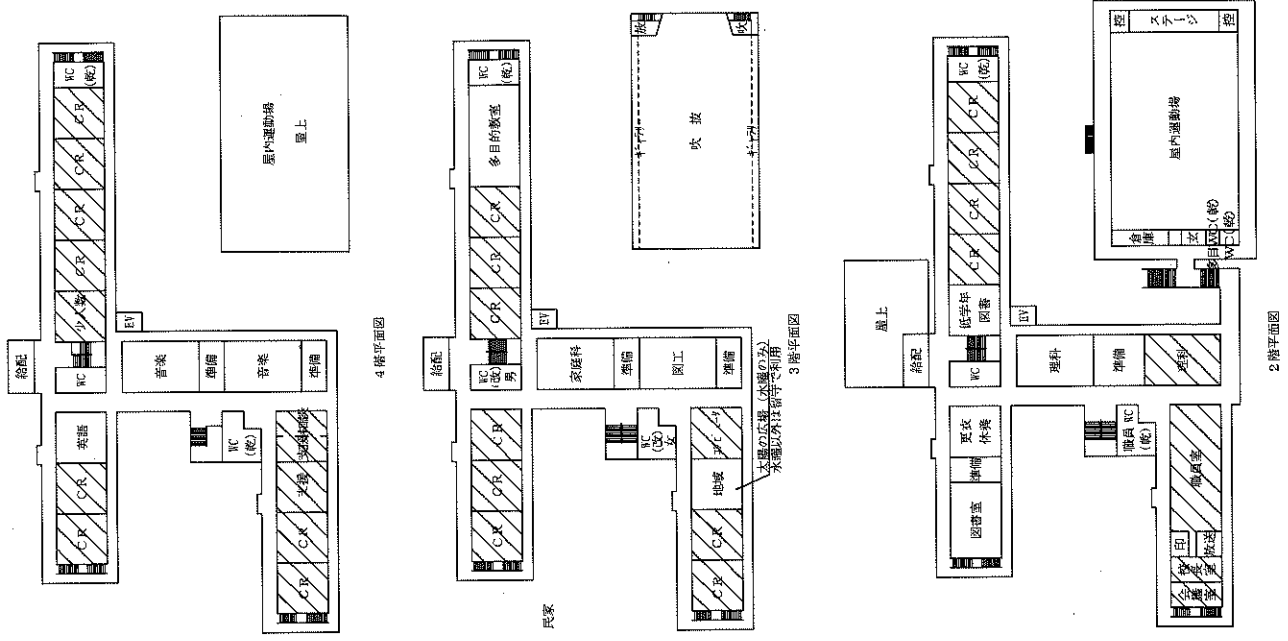
エアコン設置教室

【平面】約130㎡  
擁壁下の墓地側



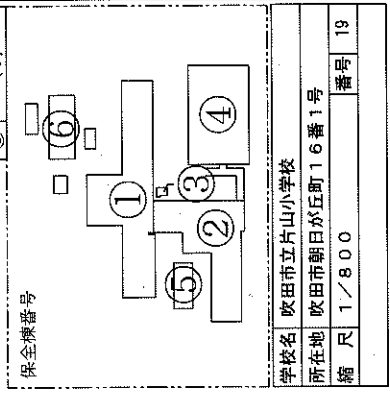
【法面】約230㎡  
校庭外側部分

配置図 1階平面図



エアコン設置教室

- ( ) 内は台帳番号
- ① (1)
  - ② (4)
  - ③ (11)
  - ④ (2)
  - ⑤ (9)





# 請書

令和 3年10月14日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市山田東1丁目18番10-101号

商号又は名称 株式会社八福 吹田支店

代表者氏名 支店長 小出 弘



21005631

1 委託業務名	吹田市立千里第二小学校除草業務														
2 場所	吹田市立千里第二小学校														
3 履行期間	令和 3年10月14日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	3	6	7	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	9	7	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立千里第二小学校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、千里第二小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

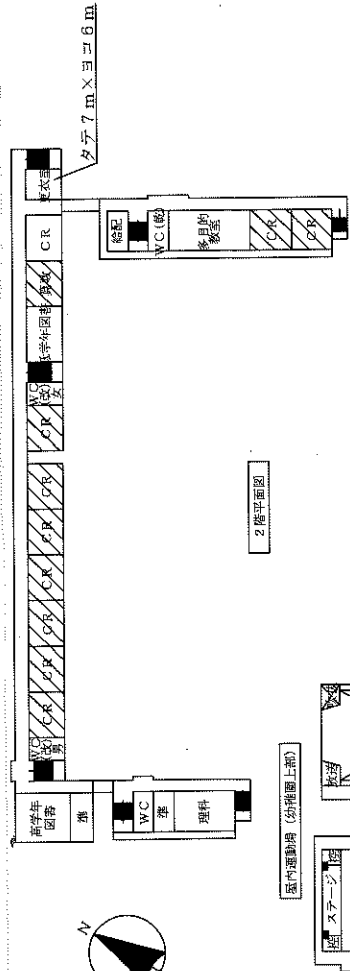
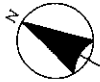
### 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
千里第二小学校	2,050	2,050	1,350	700

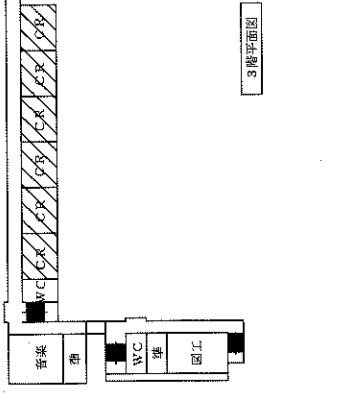
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

### 4 作業時期

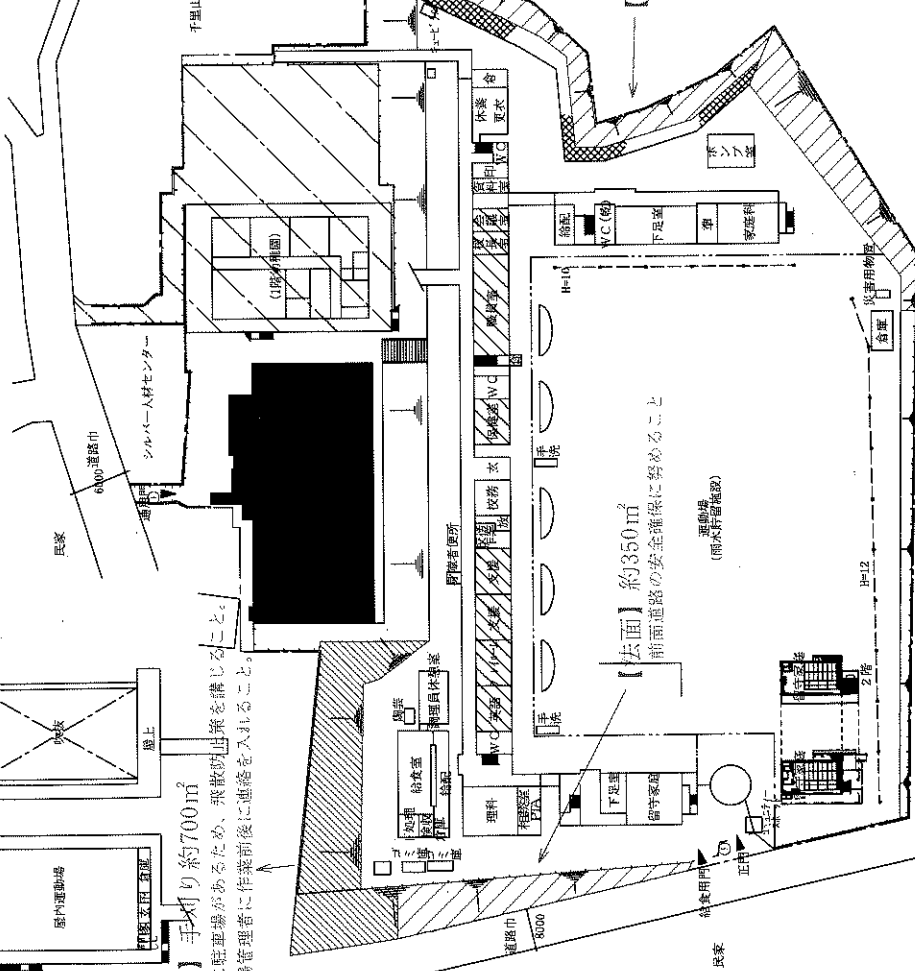
令和3年10月14日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



2階平面図



3階平面図

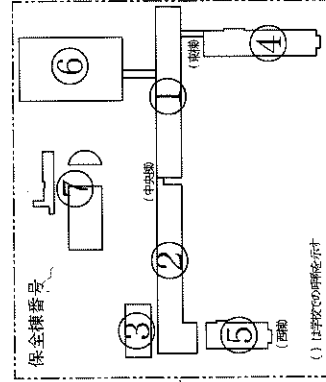


配置・1階平面図

【法面】手前約700㎡  
北側に駐車場があるため、梁散出距離を講じること。  
駐車場管理者に作業前後に連絡を入れていること。

【法面】約350㎡  
前面道路の安全確保に努めること  
(雨水貯留施設)

【法面】約1,000㎡



( ) 内は台帳棟番号

- ① (7-17-4/7-7)
- ② (24-1~24-2)
- ③ (11)
- ④ (12)
- ⑤ (13)
- ⑥ (16)

(1) は校舎階級を示す

エアコン設置教室

学校名	吹田市立千里第二小学校
所在地	吹田市千里山松が丘25番1号
縮尺	1/1000
番号	8

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年10月28日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市春日1丁目8番3号

商号又は名称 川西造園株式会社

代表者氏名 代表取締役 川西 秀次

印

21006012

1 委 託 業 務 名	吹田市立吹田第三小学校ほか2校除草業務														
2 場 所	吹田第三小学校、千里第三小学校、岸部第一小学校														
3 履 行 期 間	令和 3年10月28日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	3	8	1	5	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	1	6	5	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立吹田第三小学校ほか2校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、吹田第三小学校、千里第三小学校及び岸部第一小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

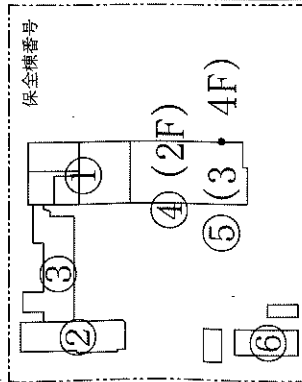
学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
吹田第三小学校	150	0	120	30 (※)
千里第三小学校	710	430	710	0
岸部第一小学校	150	0	150	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

※吹田第三小学校の30㎡については、手刈りを指定するものではない。

## 4 作業時期

令和3年10月28日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



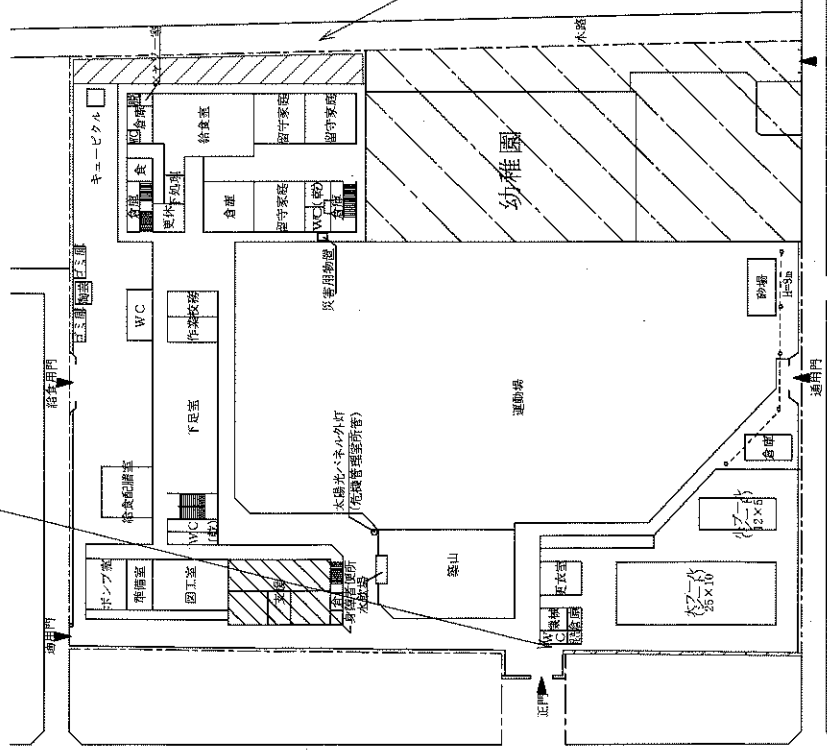
保全棟番号

エアコン設置教室

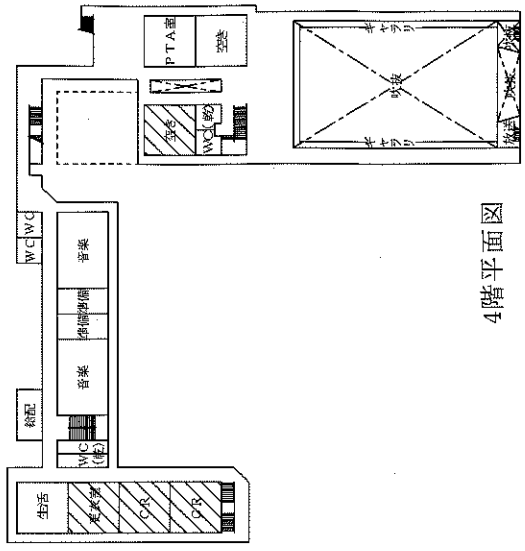
( ) 内は台帳棟番号

- ① (7-1~7-5)
- ② (17)
- ③ (18)
- ④⑤ 11-1~11-2

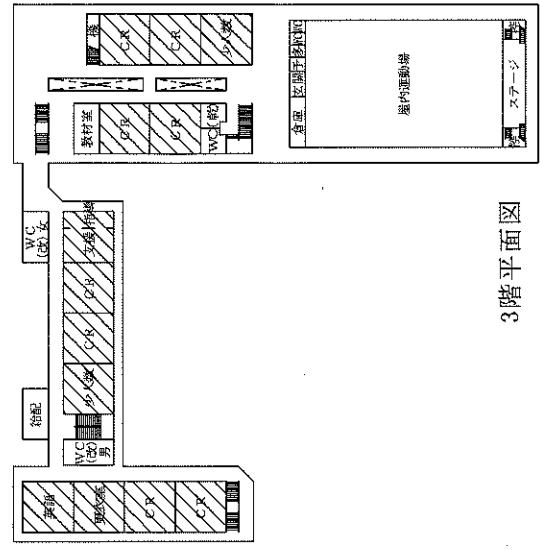
【平面】約30㎡ (ツタ除去含む)  
 手列りを指定するものではありませんが、狭いスペースなので機械が入らない可能性があります。※幅約50cm  
 隣家のブロック壁に絡んでいるものも除去してください。



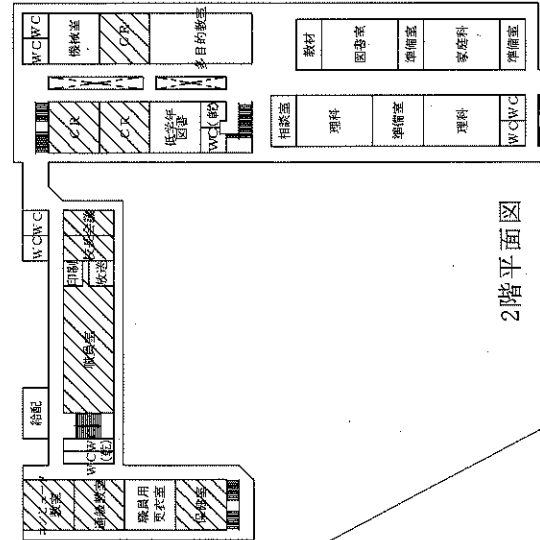
配置図 1階平面図



4階平面図

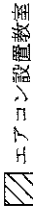


3階平面図



2階平面図

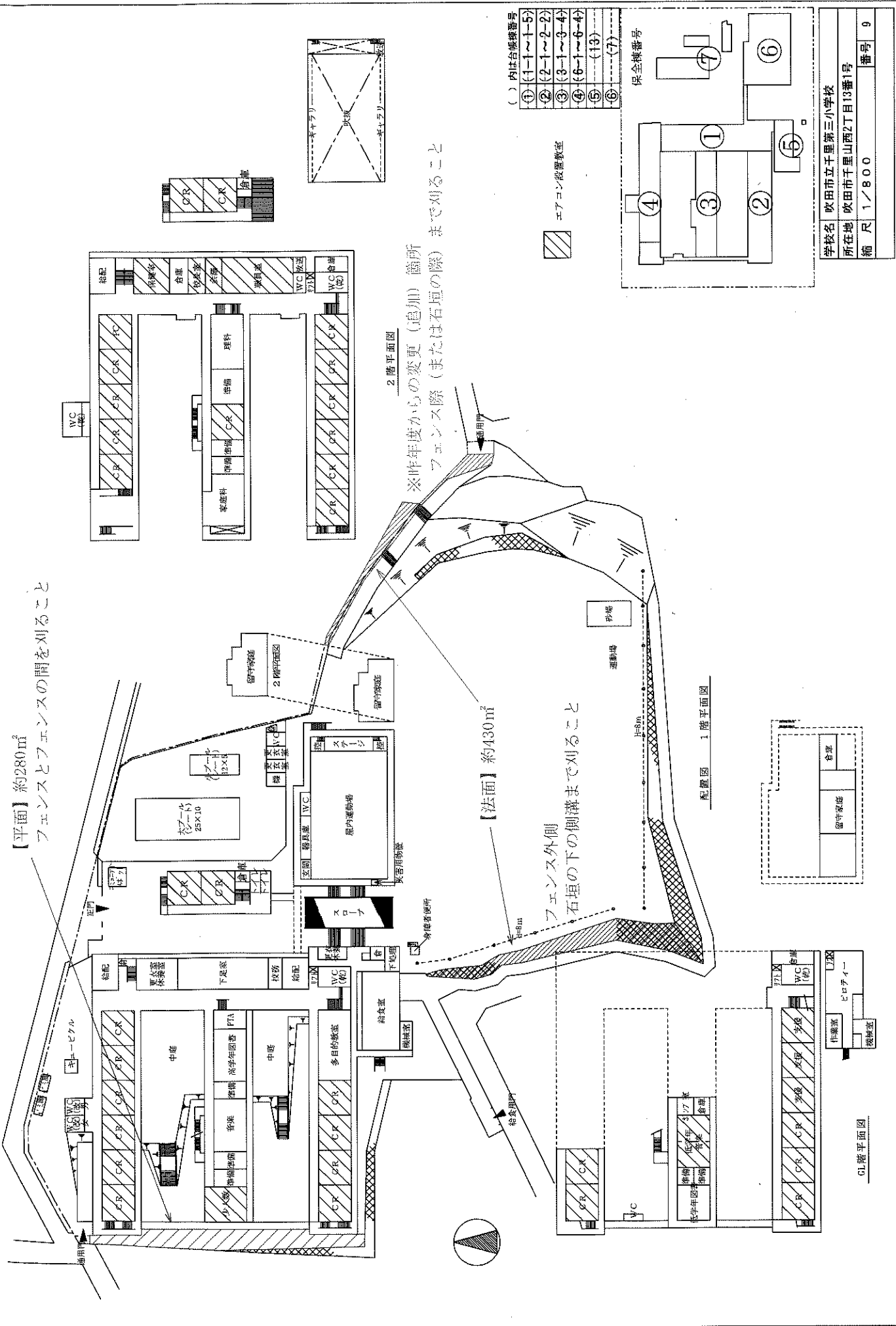
【平面】約120㎡  
 フェンスの外側も対すること (ツタ除去含む)



エアコン設置教室

学校名	吹田市立吹田第三小学校
所在地	吹田市高城町18番39号
棟尺	1/800 番号 3

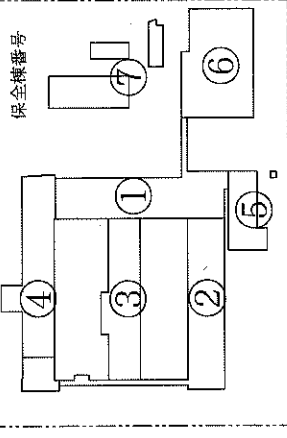
【平面】約280㎡  
フェンスとフェンスの間を閉ること



※昨年度からの変更（追加）箇所  
フェンス際（または石垣の際）まで閉ること

【法面】約430㎡  
フェンス外側  
石垣の下の側溝まで閉ること

- ( ) 内は台帳様番号
- ① (1-1~1-5)
  - ② (2-1~2-2)
  - ③ (3-1~3-4)
  - ④ (6-1~6-4)
  - ⑤ (13)
  - ⑥ (7)

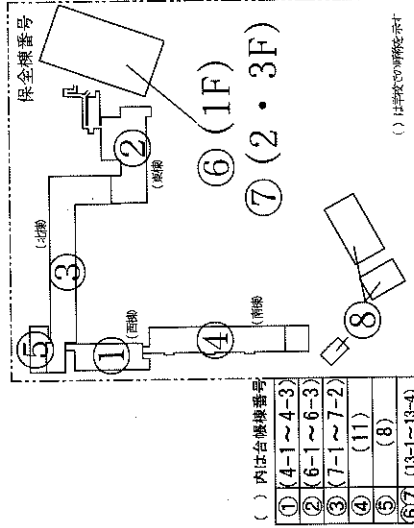
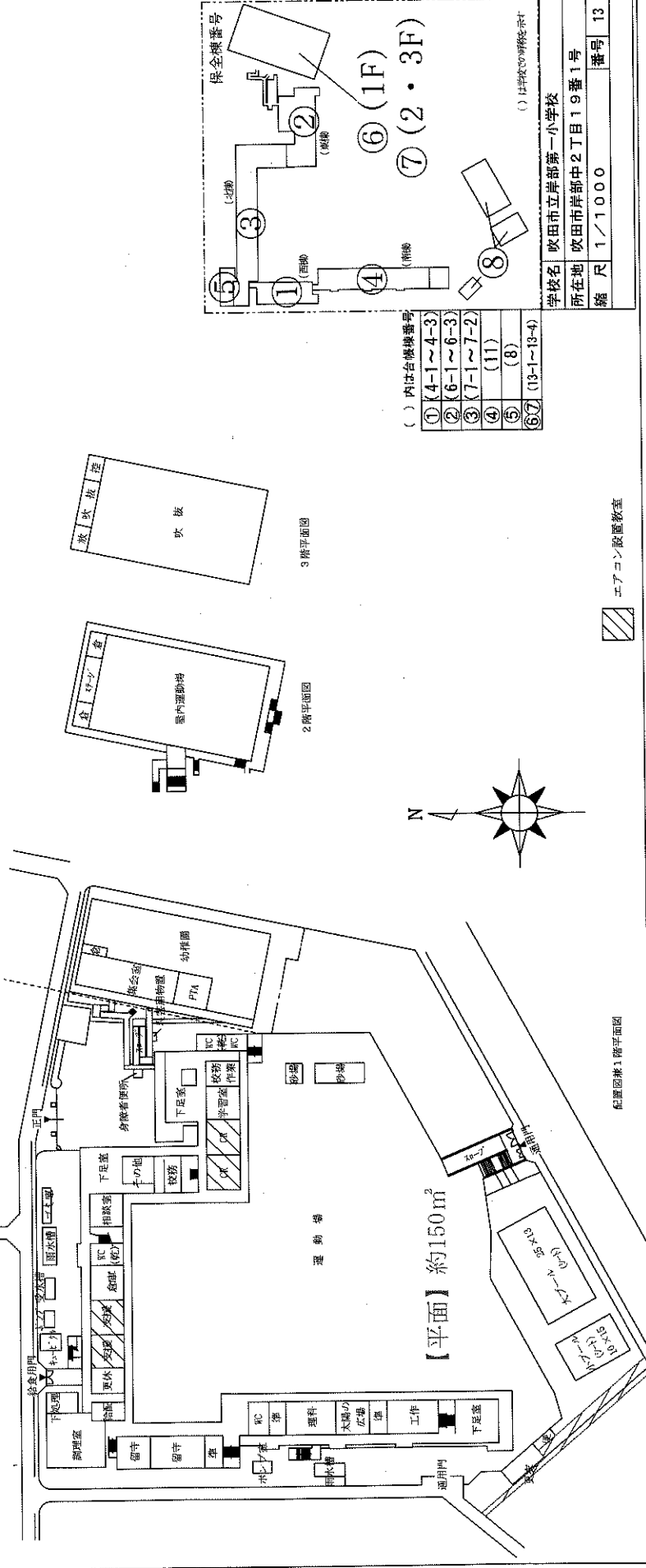
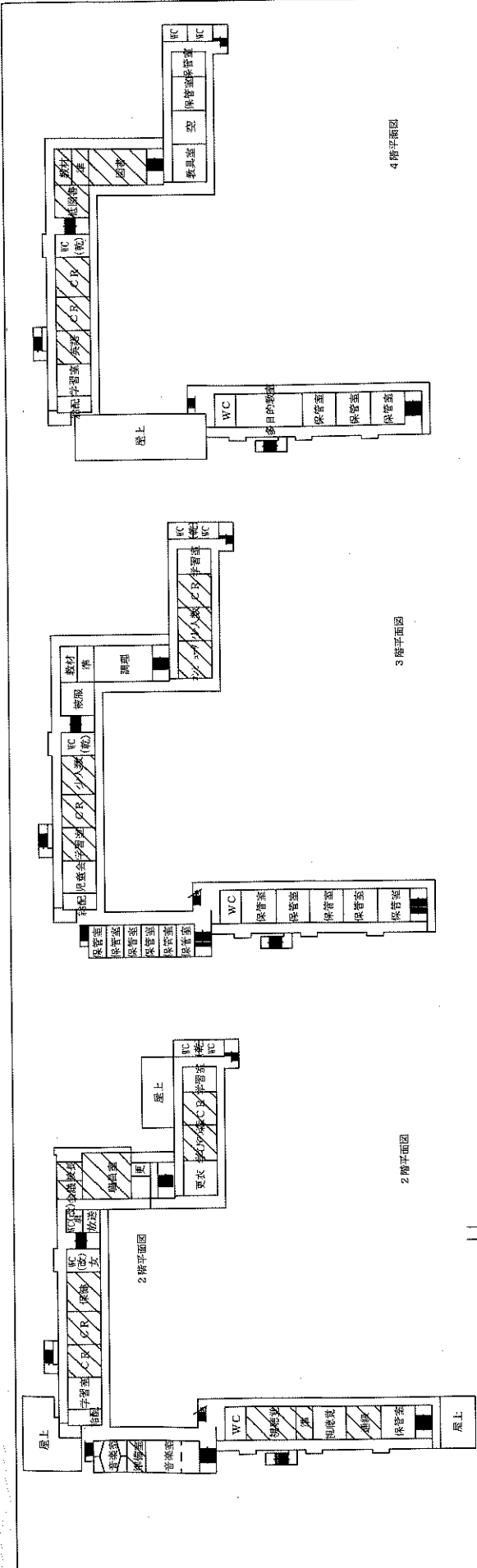


エアコン設置教室

配置図 1階平面図

G1階平面図

学校名	吹田市立千里第三小学校
所在地	吹田市千里山西2丁目13番1号
縮尺	1/800
番号	9



学校名 吹田市立岸部第一小学校  
 所在地 吹田市岸部中2丁目19番1号  
 縮尺 1/1000 番号 13

エアコン設置教室

# 業務委託契約書

21005666

1 委託業務名	吹田市立津雲台小学校及び古江台小学校除草業務														
2 場所	吹田市立津雲台小学校及び古江台小学校														
3 履行期間	令和 3年10月18日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	3	1	4	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	1	9	5	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月18日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市幸町 1 2 番 1 号  
称号又は名称 株式会社中野造園  
代表者氏名 代表取締役 中野 和雄

⑨

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立津雲台小学校及び古江台小学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、津雲台小学校及び古江台小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害賠償を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

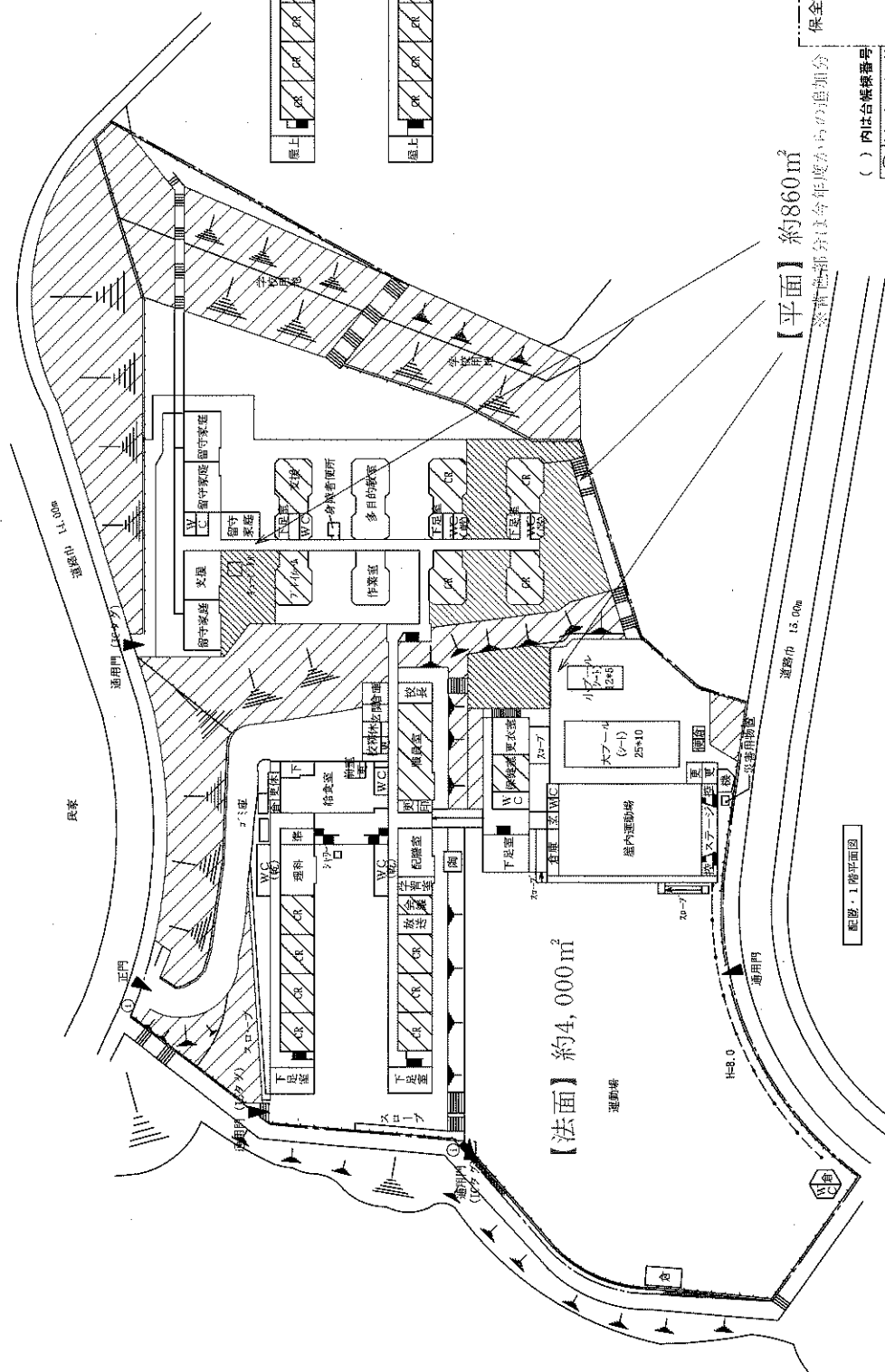
学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
津雲台小学校	4,860	4,000	4,860	0
古江台小学校	3,300	3,300	3,300	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月18日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

エアコン設置教室



【法面】約4,000㎡

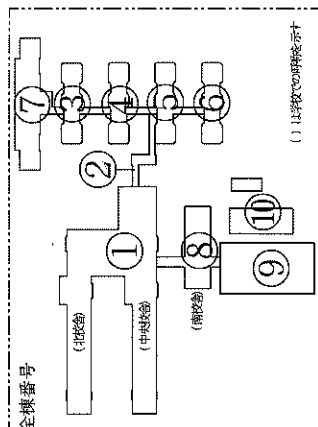
【平面】約3860㎡

※青線部分は今年度からの追加分

保全棟番号

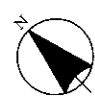
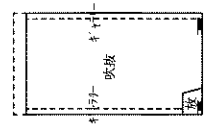
( ) 内は台帳番号

①	(1-1~1-4)
②	(5)
③	(16)
④	(17)
⑤	(18)
⑥	(19)
⑦	(6)
⑧	(7)
⑨	(8)

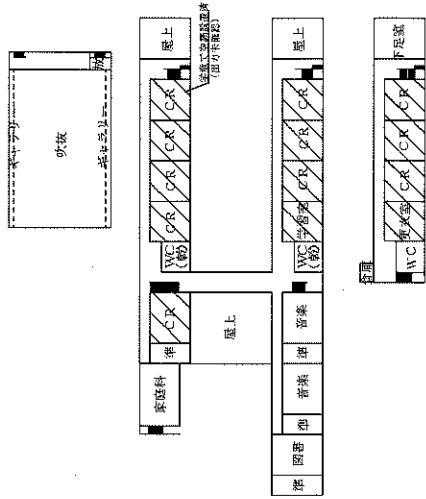


( ) 比較の階数表示

学校名	吹田市津雲台小学校
所在地	吹田市津雲台4丁目7番1号
縮尺	1/1000
番号	31

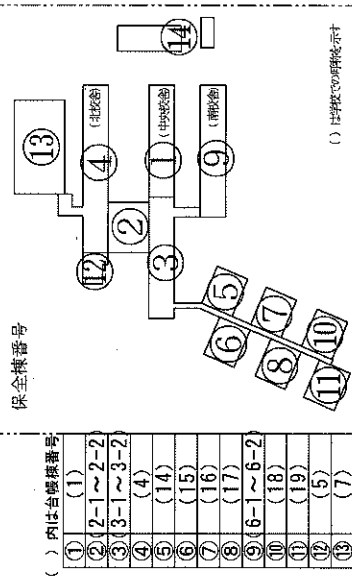


エアコン設置教室



【全面法面】約3,300㎡  
※一部校庭部分含む。

運動場



学校名	吹田市立古江台小学校
所在地	吹田市古江台5丁目6番1号
縮尺	1/1000
番号	32

配置図兼1階平面図

フェンス外側含む。



# 業務委託契約書

21005663

1 委託業務名	吹田市立千里新田小学校及び高野台小学校除草業務														
2 場所	吹田市立千里新田小学校及び高野台小学校														
3 履行期間	令和 3年10月18日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	2	5	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	1	4	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月18日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市春日 2 丁目 2 番 1 6 号  
称号又は名称 株式会社寺前造園  
代表者氏名 代表取締役 寺前 昭二郎

⑨

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。



- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立千里新田小学校及び高野台小学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、千里新田小学校及び高野台小学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。特に、千里新田小学校においては、作業前に学校敷地北側の「千里住まいセンター（UR 都市機構千里春日台団地）」、南側の「プレーゴ緑地公園（ケアハウス）」及び「ヴィルヌーブ緑地公園（マンション）」に作業日等の連絡を行うこと。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了証明書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

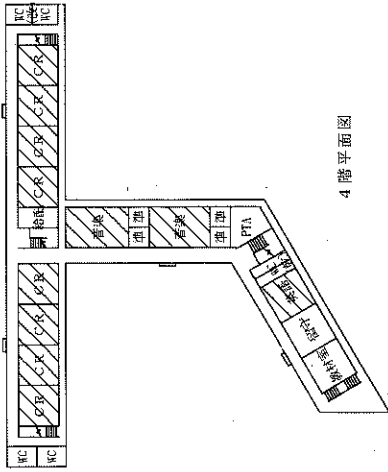
## 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
千里新田小学校	2, 500	2, 500	2, 500	0
高野台小学校	3, 740	2, 540	3, 740	0

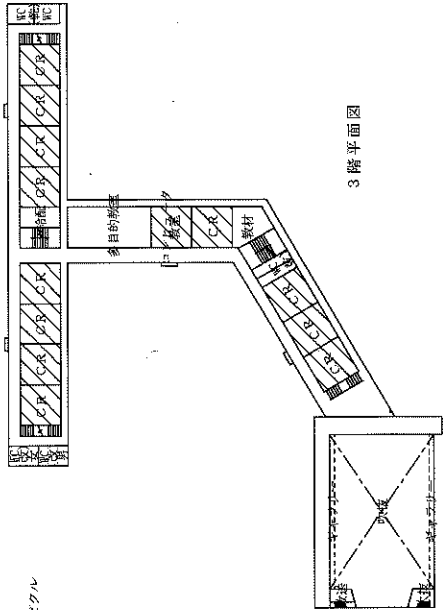
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

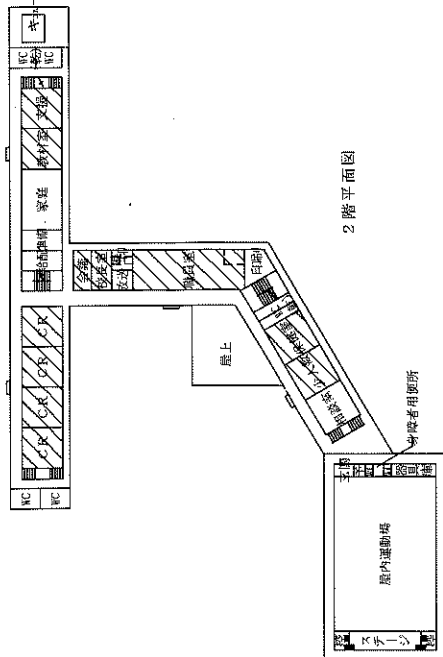
令和3年10月18日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



4階平面図

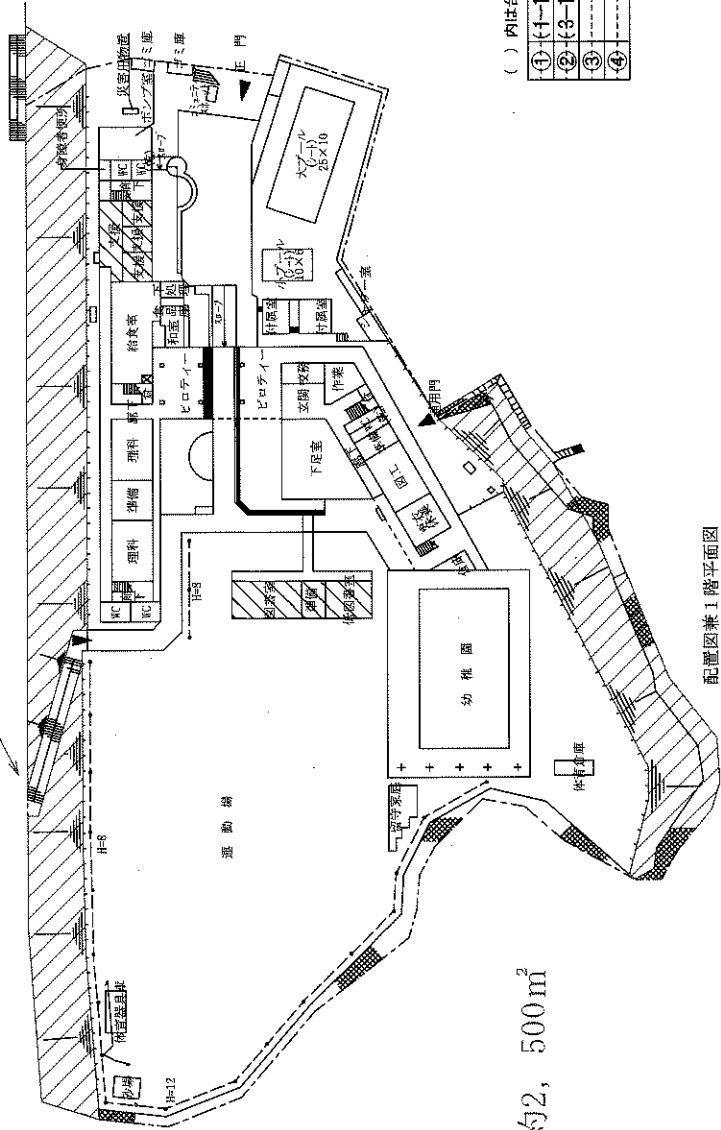


3階平面図



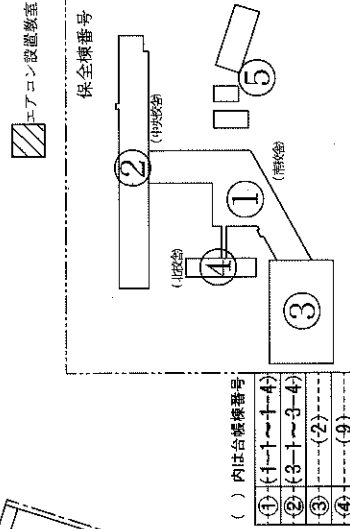
2階平面図

フェンス外側に飛び出した草なども刈ること



配置図兼1階平面図

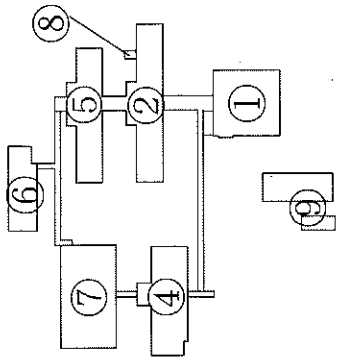
【全面法面】約2,500m<sup>2</sup>



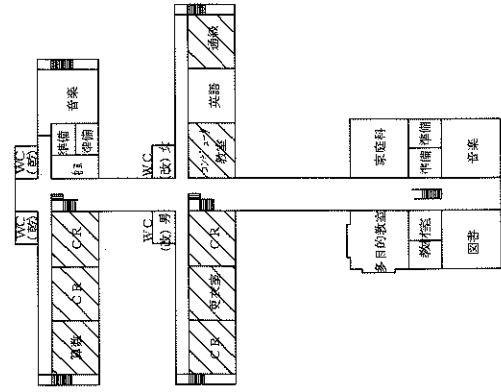
- ( ) 内は台帳簿番号
- ① (1-1-1-1-4)
  - ② (3-1-3-4)
  - ③ (2)
  - ④ (9)

学校名 吹田市立千里新田小学校  
 所在地 吹田市春日4丁目10番1号  
 縮尺 1/1000 番号 10

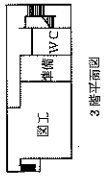
保全棟番号



- ( ) 内は台帳棟番号
- ① (1-1~1-3)
  - ② (2)
  - ③ (5)
  - ④ (6-1~6-2)
  - ⑤ (9)
  - ⑥ (7)
  - ⑦ (8)
  - ⑧ (15)



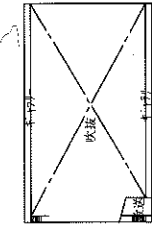
2階平面図



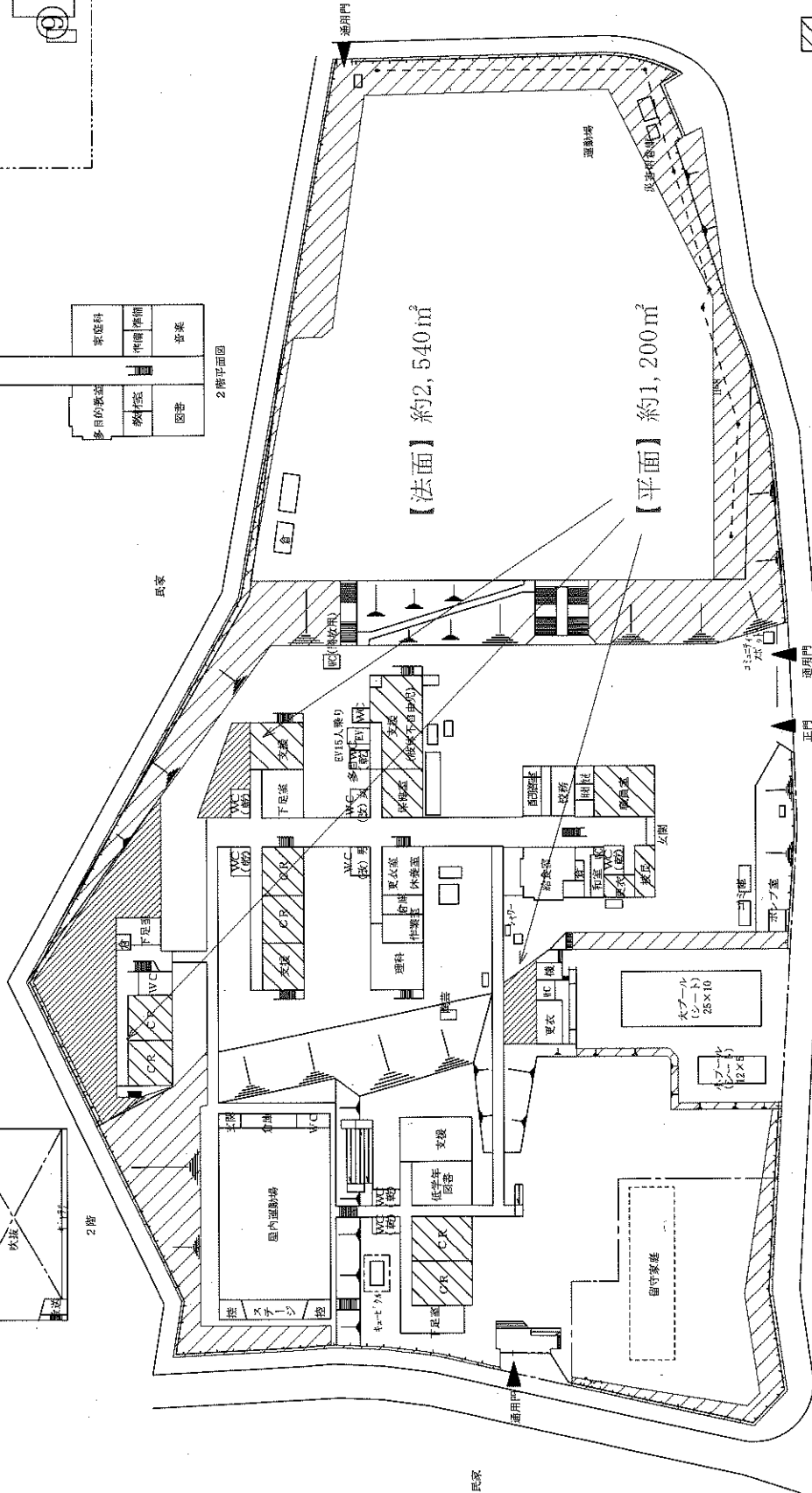
3階平面図



2階平面図



2階



【法面】約2,540㎡

【平面】約1,200㎡

エアコン設置教室

学校名	吹田市立高野台小学校
所在地	吹田市高野台2丁目16番1号
縮尺	1/800
番号	30

配置図兼1階平面図

民家



# 業務委託契約書

21005660

1 委託業務名	吹田市立青山台小学校及び青山台中学校除草業務														
2 場所	吹田市立青山台小学校及び青山台中学校														
3 履行期間	令和 3年10月18日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	1	7	7	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	0	7	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月18日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市古江台4丁目2番D3-305号  
称号又は名称 株式会社理研グリーン 大阪支店  
代表者氏名 支店長 森下 定巳 ㊞

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

# 吹田市立青山台小学校及び青山台中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、青山台小学校及び青山台中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

(1) 本業務中は、児童、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

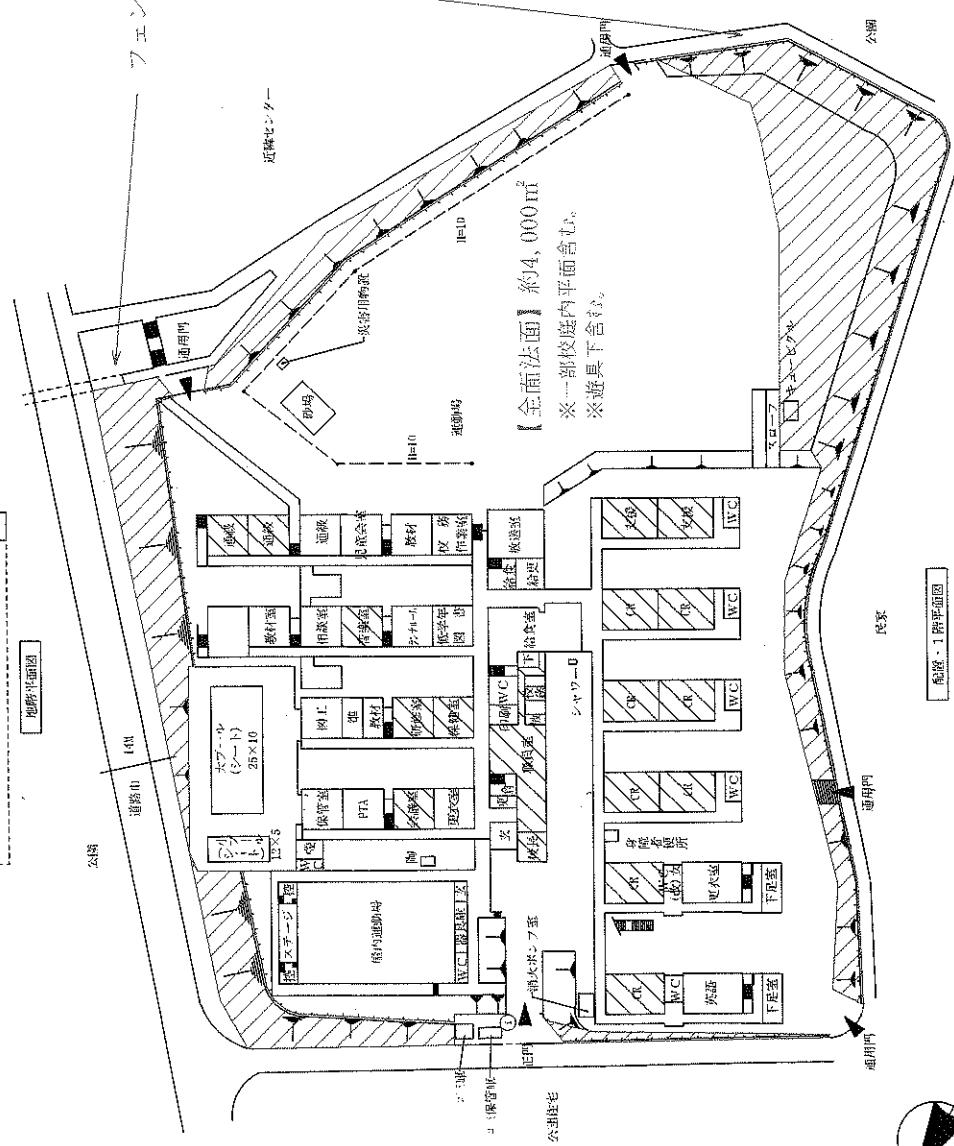
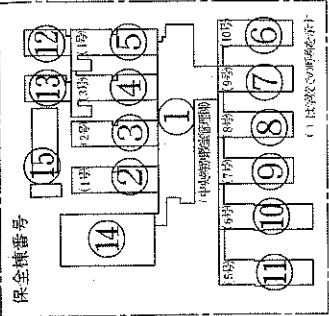
学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
青山台小学校	4,000	4,000	4,000	0
青山台中学校	3,700	3,700	3,700	0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月18日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

- ( ) 内は各階棟番号
- |   |           |
|---|-----------|
| ① | 11-1~1-4  |
| ② | (2)       |
| ③ | (3)       |
| ④ | 4-1~4-2   |
| ⑤ | 5-1~5-2   |
| ⑥ | (6)       |
| ⑦ | 7-1~7-2   |
| ⑧ | (8)       |
| ⑨ | (9)       |
| ⑩ | (10)      |
| ⑪ | (11)      |
| ⑫ | 12-1~21-4 |
| ⑬ | (13)      |
| ⑭ | (14)      |
| ⑮ | (15)      |
| ⑯ | (16)      |

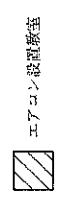


【全面法面】約4,000㎡  
 ※一部校庭内平面含む。  
 ※遊具含まず。

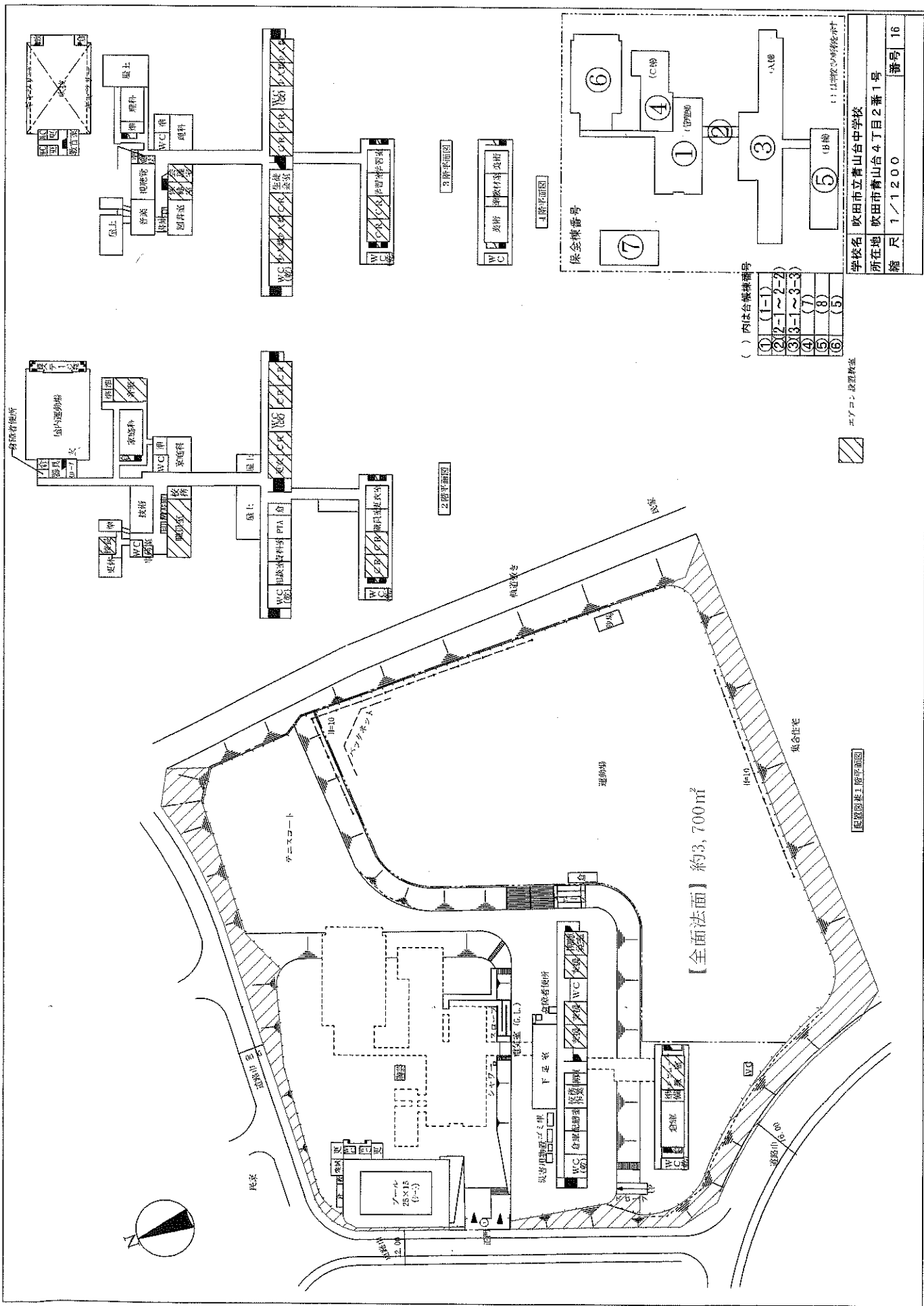
地形平面図  
 危険・1階平面図



学校名 吹田市立青山台小学校  
 所在地 吹田市青山台2丁目5番1号  
 縮尺 1/1000  
 番号 34



2階平面図



【全面法面】約3,700㎡

- ( ) 内は台帳標番号
- ① (1-1)
  - ② (2-1 ~ 2-2)
  - ③ (3-1 ~ 3-3)
  - ④ (7)
  - ⑤ (8)
  - ⑥ (5)

学校名 吹田市立青山台中学校  
 所在地 吹田市青山台4丁目2番1号  
 縮尺 1/1200  
 番号 16

エフエム・設置基準

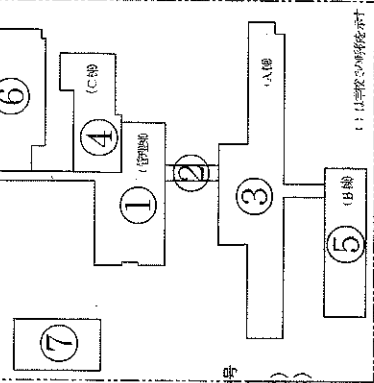
配置基準上階平面図

1階平面図

3階平面図

2階平面図

保全棟番号



1:1200吹田市立青山台中学校

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年11月10日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市古江台4丁目2番D3-305号

商号又は名称 株式会社理研グリーン 大阪支店

代表者氏名 支店長 森下 定巳

印

21006191

1 委 託 業 務 名	吹田市立千里たけみ小学校及び竹見台中学校除草業務														
2 場 所	千里たけみ小学校及び竹見台中学校														
3 履 行 期 間	令和 3年11月10日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	9	2	7	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	5	7	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



# 吹田市立千里たけみ小学校及び竹見台中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、千里たけみ小学校及び竹見台中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、児童、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
千里たけみ小学校	450	450	450	0
竹見台中学校	2,100	1,200	2,100	0

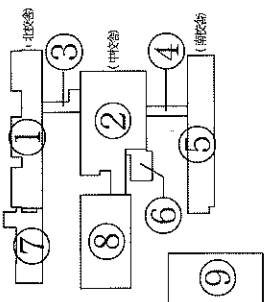
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年11月10日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



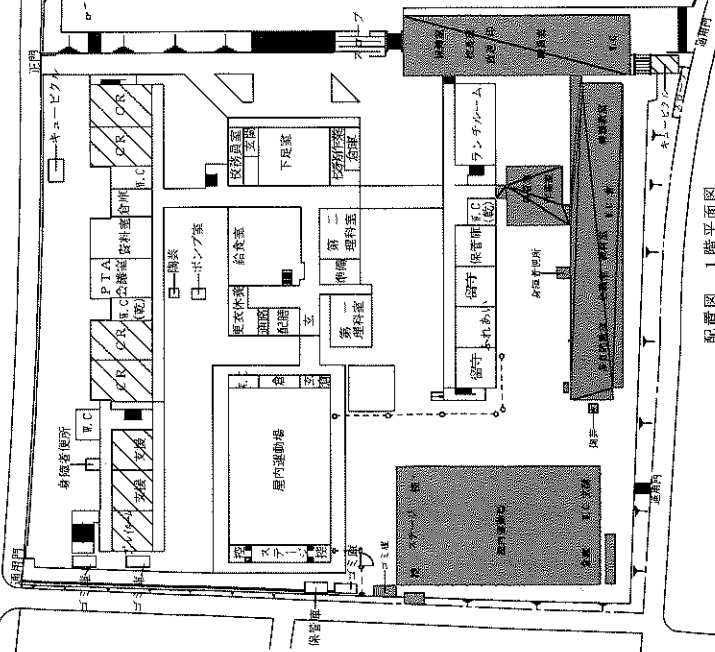
保全棟番号



( ) 内は台帳掲載番号

①	(1)
②	(2-1~2-2/2-4)
③	(6)
④	(7-1~7-2)
⑤	(17-1~17-2)
⑥	(5)
⑦	(3)
⑧	(4)

( ) は当該の場所を示す



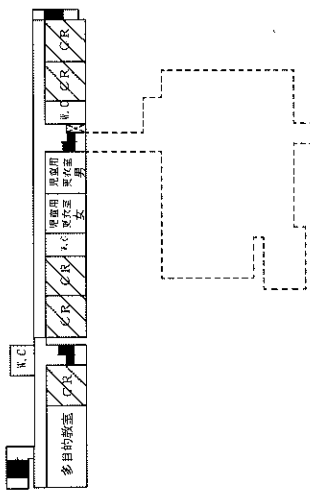
配置図 1階平面図

- : 竹見台多目的施設 (市民自治推進室所管)
- : 未使用部分 (資産経営室所管)

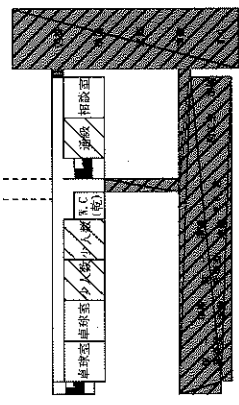
【法面】約450m

竹見台中学校

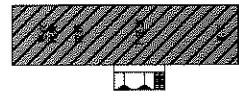
2階平面図



3階平面図



地階平面図

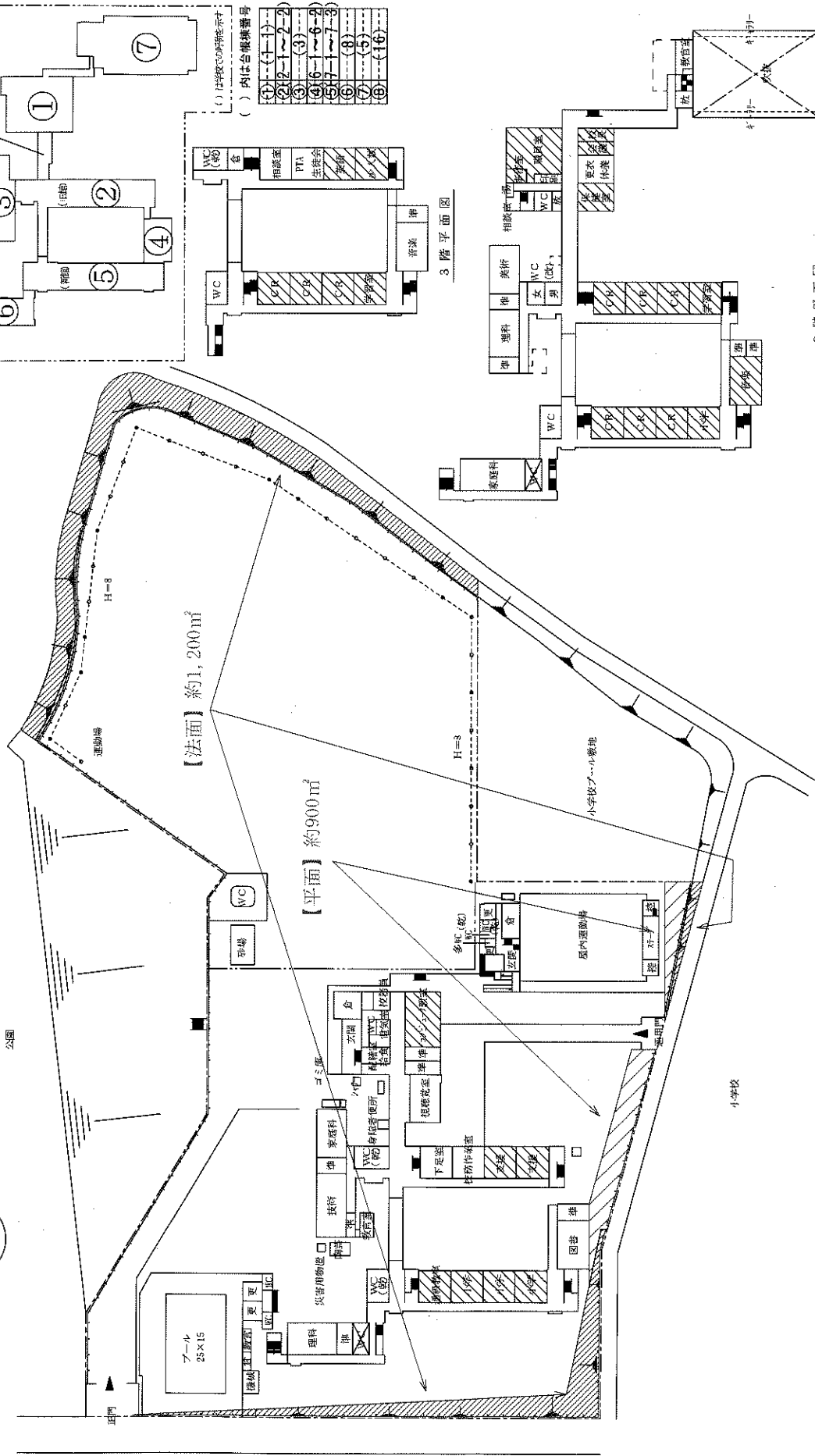


エレクトロン授業教室

学校名	吹田市立千里だけみ小学校
所在地	吹田市竹見台3丁目3番1号
縮尺	1/1000
番号	36
約	434m <sup>2</sup>

エアロニ校舎新室

保全棟番号



- ( ) は学校での呼称を示す  
( ) 内は台帳棟番号
- ① (1-1)
  - ② (2-1)
  - ③ (3)
  - ④ (16-6-2)
  - ⑤ (17-7-3)
  - ⑥ (8)
  - ⑦ (9)
  - ⑧ (16)

3階平面図

2階平面図

配線図兼1階平面図

学校名	吹田市立竹見台中学校
所在地	吹田市竹見台1丁目3番1号
縮尺	1/1000
番号	17



# 請書

令和 3年10月 1日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市津雲台7丁目5番18号

商号又は名称 株式会社札幌造園

代表者氏名 代表取締役 札幌 治男



21005338

1 委託業務名	吹田市立片山中学校除草業務														
2 場所	片山中学校														
3 履行期間	令和 3年10月 1日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	8	0	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	5	5	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立片山中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、片山中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

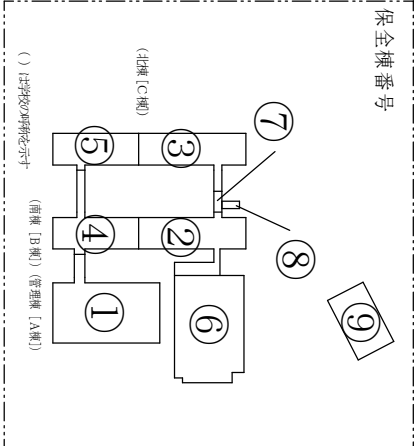
学 校 名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
片山中学校	1, 5 5 0	1, 5 5 0	1, 3 0 0	2 5 0

なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月1日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

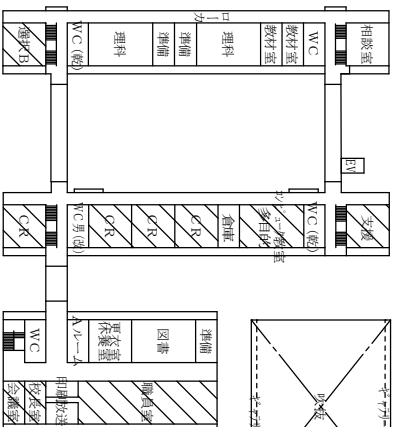
保全棟番号



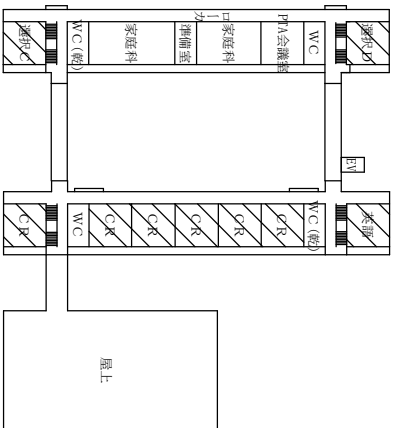
①	(1)
②	(2)
③	(3-1~3-2)
④	(11)
⑤	(12)
⑥	(4)
⑦	(13)
⑧	(14)

( ) 内は台帳棟番号

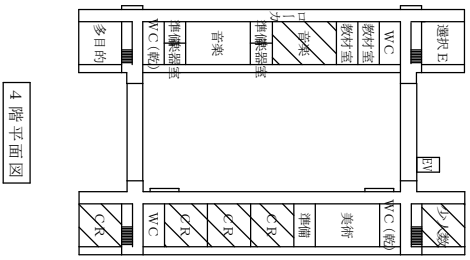
# 【片山中学校】



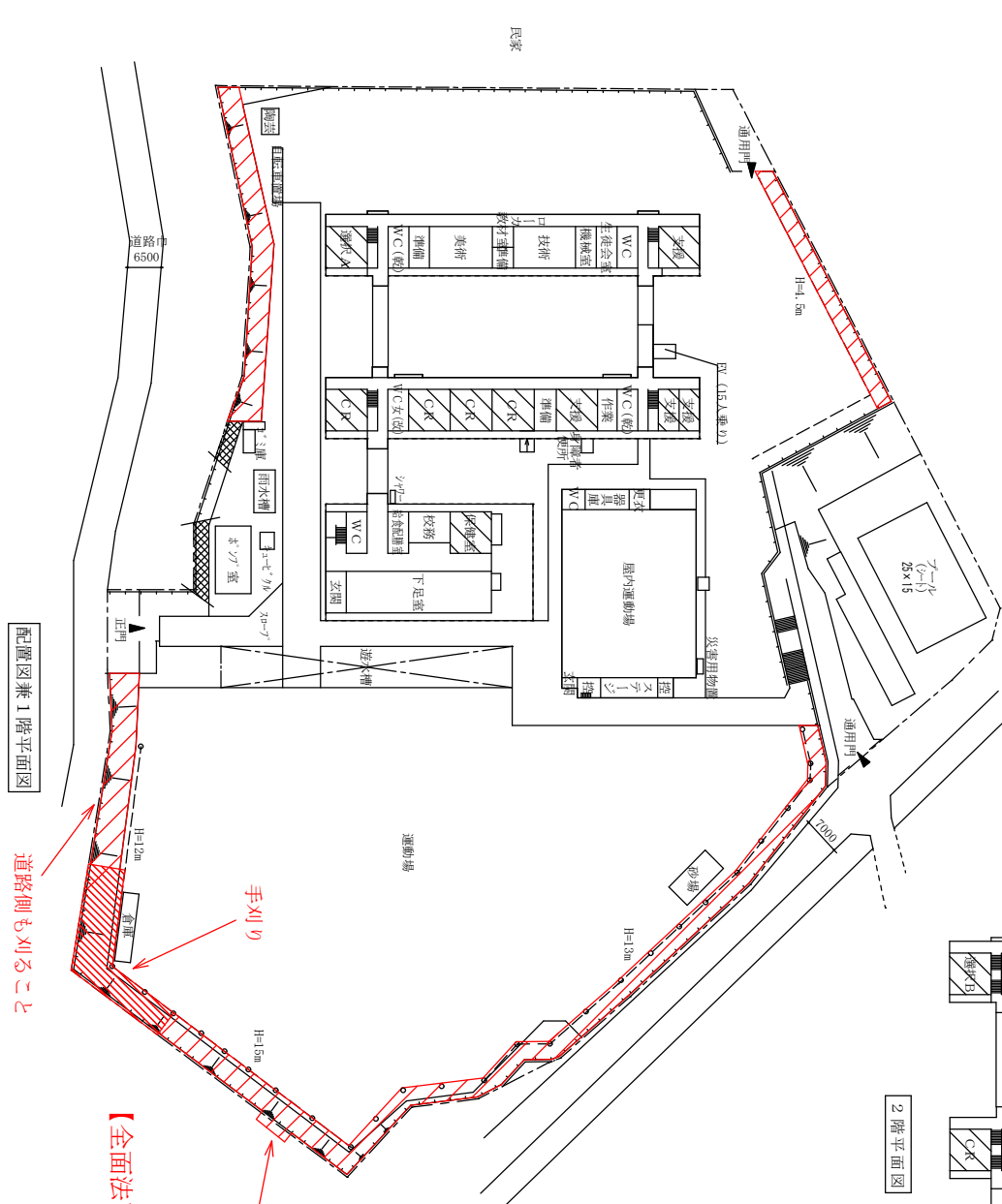
2 階平面図



3 階平面図



4 階平面図



運動場

砂場

手刈り

道路側も刈ること

石川氏宅の堀とフェンスの間も刈ること  
※フェンス約8枚分16m程度

【全面法面】1,550㎡ (手刈り約250㎡含む)

エアコン設置教室

配置図兼1階平面図

学校名	吹田市立片山中学校
所在地	吹田市竹谷町35番1号
縮尺	1/1000
番号	6

収 入  
印 紙

# 請書

令和 3年10月 1日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号

商号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店

代 表 者 氏 名 支店長 諸藤 延由

印

21005368

1 委 託 業 務 名	吹田市立第一中学校除草業務														
2 場 所	第一中学校														
3 履 行 期 間	令和 3年10月 1日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	6	0	4	8	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	3	6	8	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立第一中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、第一中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

学 校 名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
第一中学校	1, 280	1, 280	1, 280	0

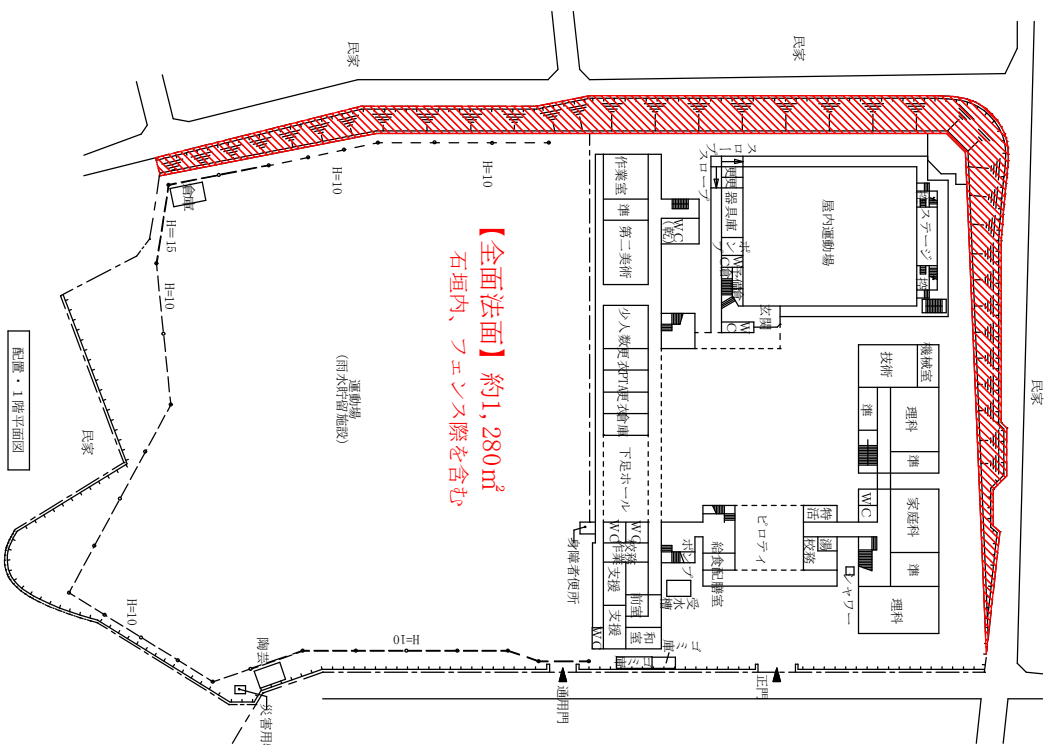
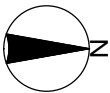
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月1日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

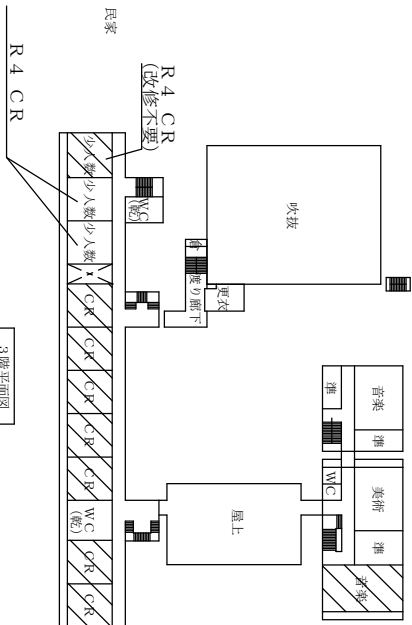


# 【第一中学校】

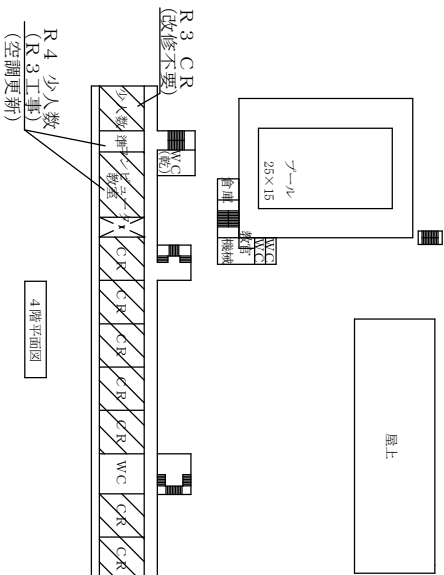


【全面法面】約1,280㎡  
石垣内、フェンス際を含む

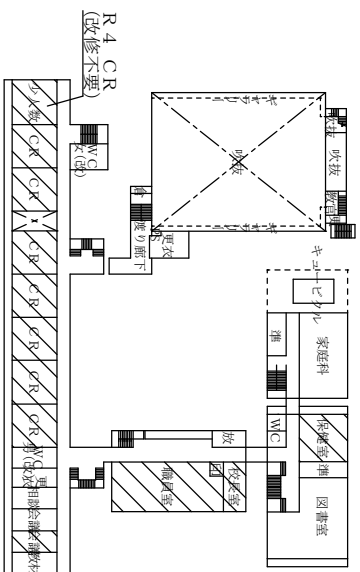
配置・1階平面図



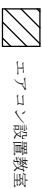
3階平面図



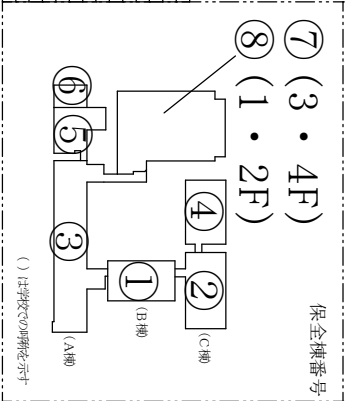
4階平面図



2階平面図



- ( ) 内は台帳棟番号
- ① ----- (4)
  - ② ----- (2)
  - ③ (3-1~3-3)
  - ④ (4-1~4-2)
  - ⑤ (5-1~5-2)
  - ⑥ ----- (15)
  - ⑦⑧ (11~1~11-2)



学校名	吹田市立第一中学校
所在地	吹田市千里山西2丁目2番1号
縮尺	1/1000
番号	1



# 請書

令和 3年 9月27日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市岸部北5丁目1番3号

商号又は名称 株式会社大阪緑花

代表者氏名 代表取締役 柁木 潤一



21005238

1 委託業務名	吹田市立西山田中学校ほか2校除草業務														
2 場所	西山田中学校、山田東中学校及び高野台中学校														
3 履行期間	令和 3年 9月27日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	3	4	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	9	5	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

## 吹田市立西山田中学校ほか2校除草業務仕様書

### 1 目的

本業務は、西山田中学校及、山田東中学校及び高野台中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

### 2 作業内容

- (1) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。  
本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。
- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。  
本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。  
本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

### 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
西山田中学校	1, 400	580	1, 400	0
山田東中学校	1, 800	1, 000	1, 800	0
高野台中学校	1, 300	800	1, 300	0

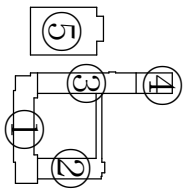
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

### 4 作業時期

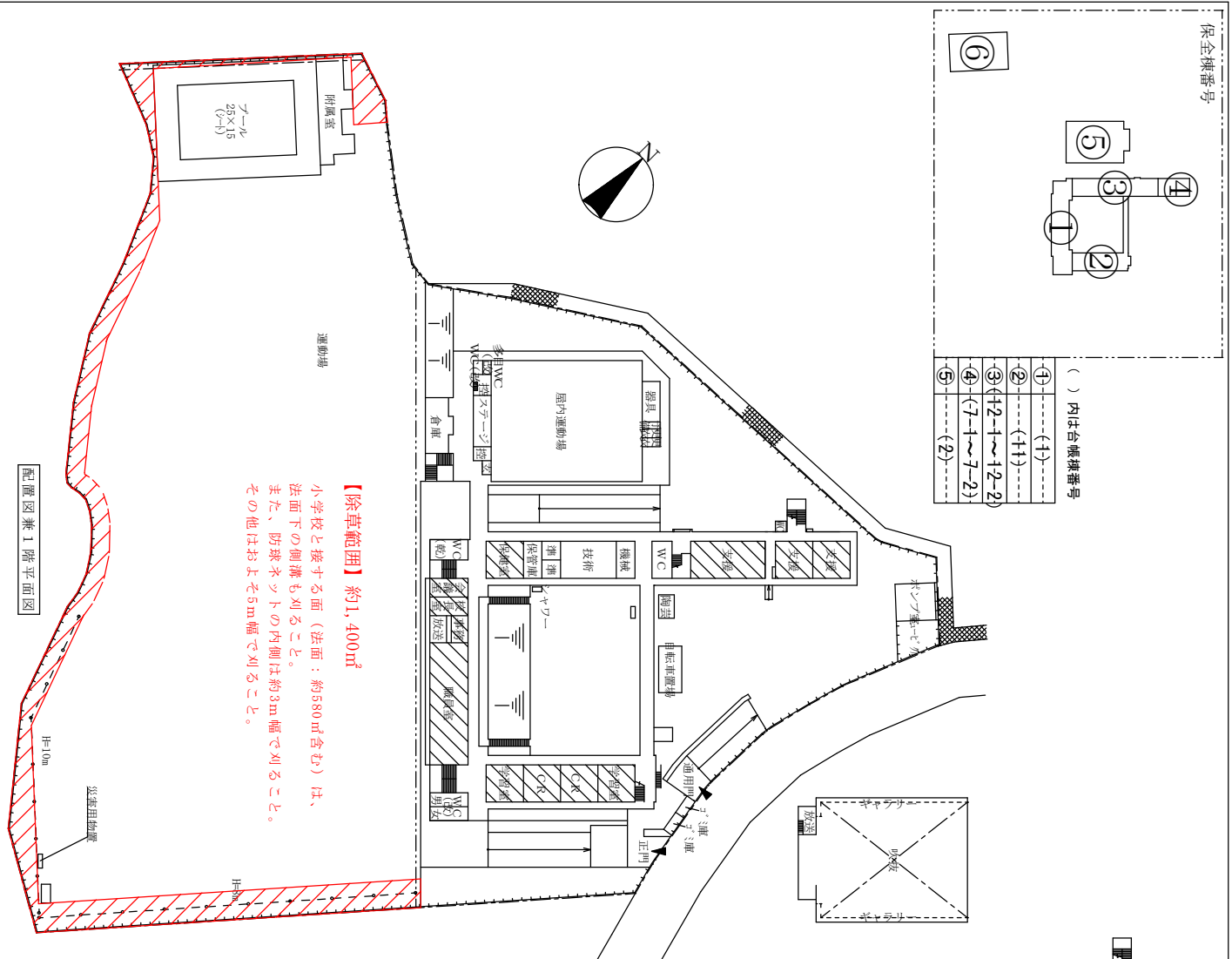
令和3年9月27日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

# 【西山田中学校】

保全棟番号

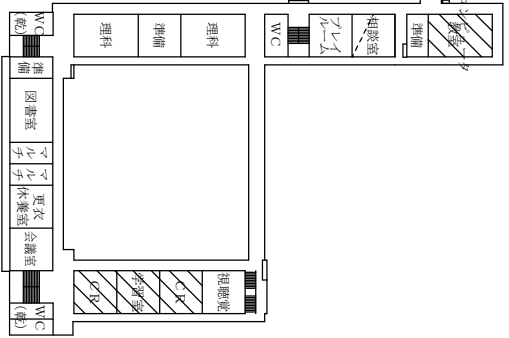


- ( ) 内は台帳棟番号
- ① (1)
  - ② (11)
  - ③ (12-1~12-2)
  - ④ (7-1~7-2)
  - ⑤ (2)
  - ⑥

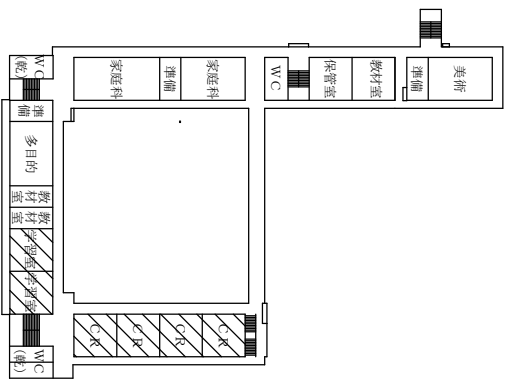


**【除草範囲】約1,400㎡**  
 小学校と接する面（法面：約580㎡含む）は、  
 法面下の側溝も列ること。  
 また、防球ネットの内側は約3m幅で列ること。  
 その他はおよそ5m幅で列ること。

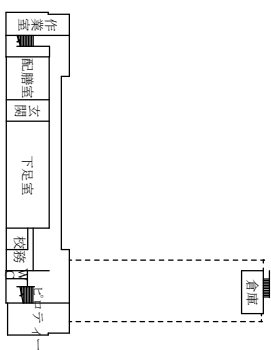
配置図兼1階平面図



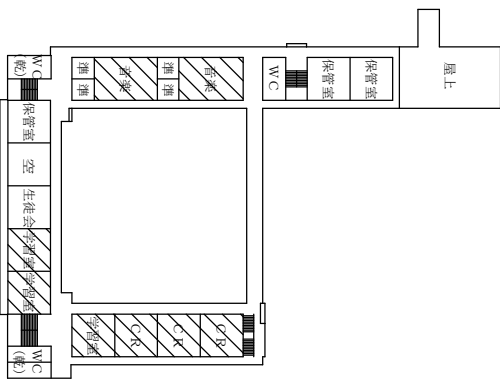
2階平面図



3階平面図

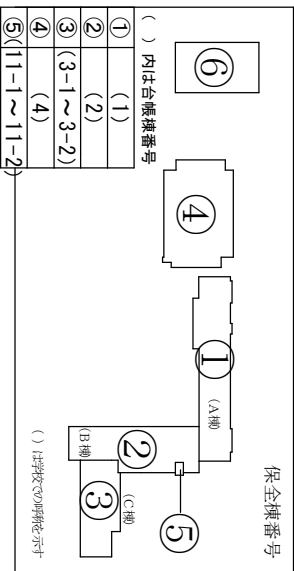
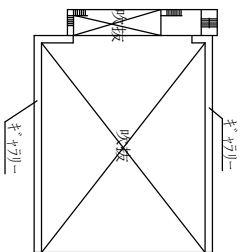


地階平面図

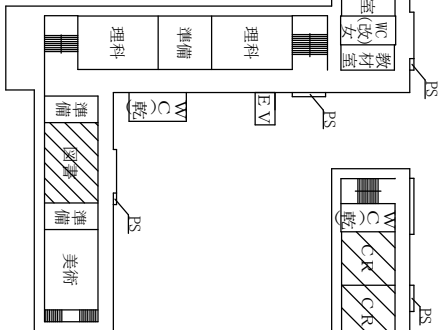


4階平面図

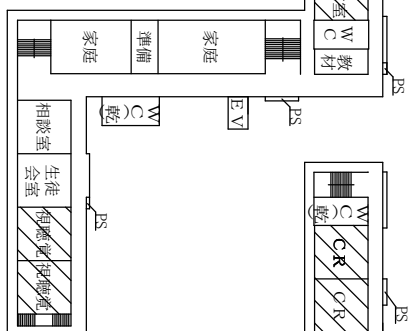
学校名	吹田市立西山田中学校
所在地	吹田市出田西2丁目1番1号
縮尺	1/1000
番号	12



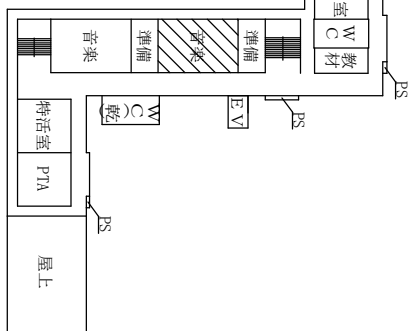
2階平面図



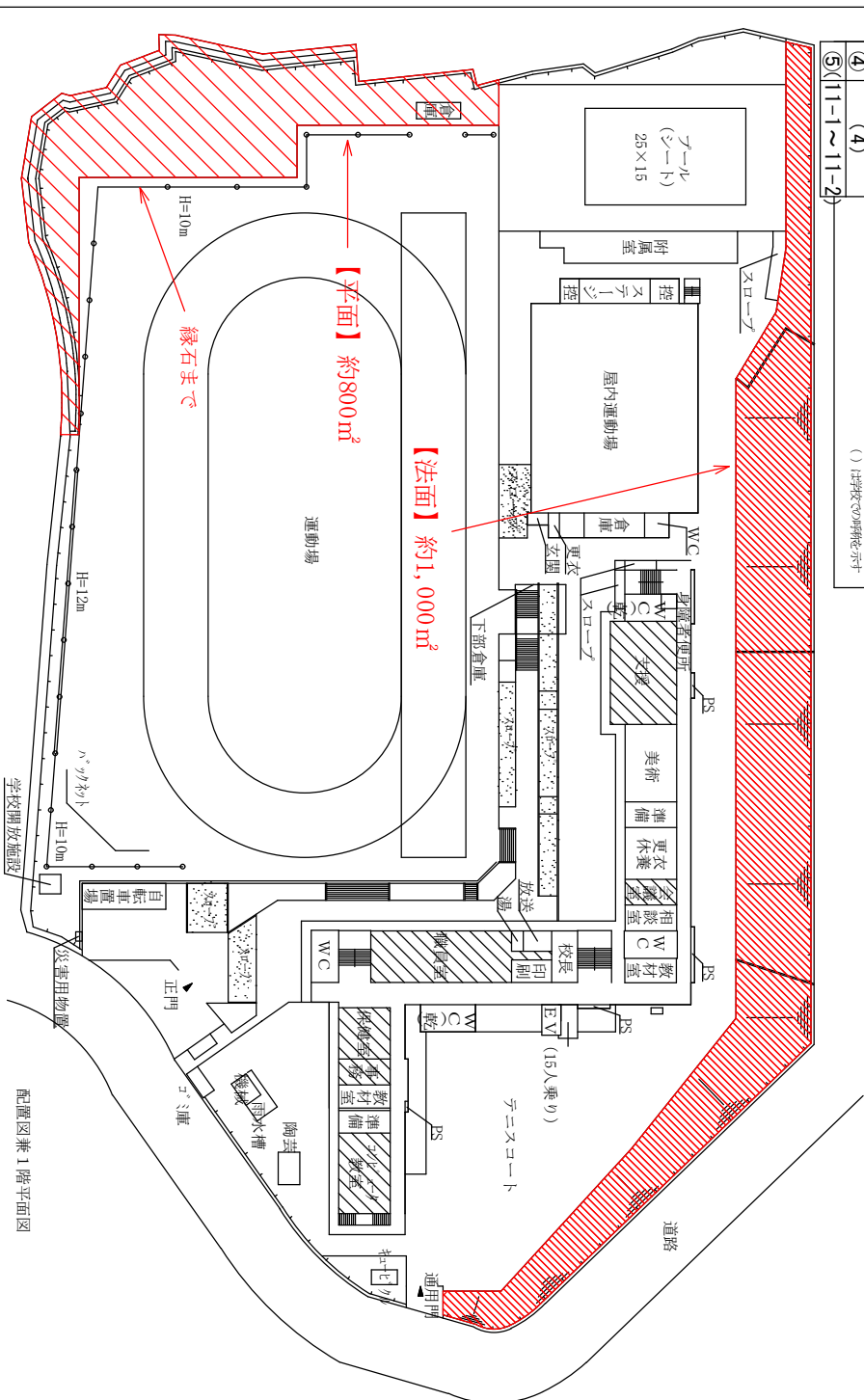
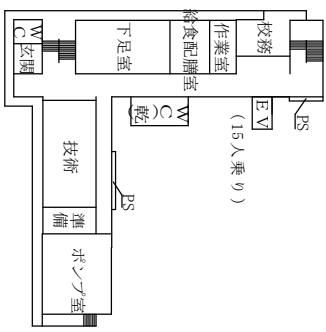
3階平面図



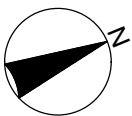
4階平面図



地階平面図

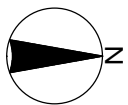
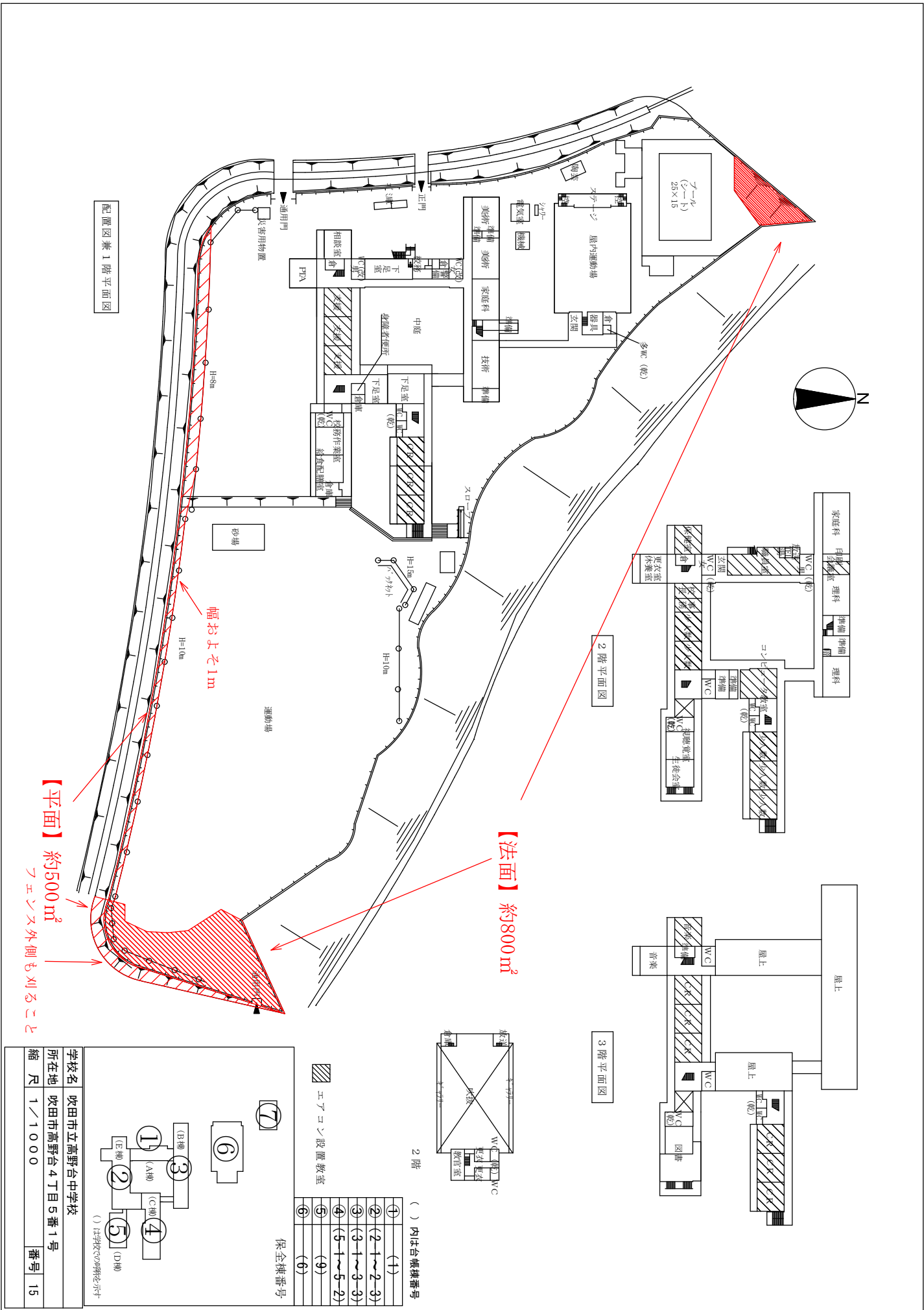


配置図兼1階平面図



エアコン設置教室

学校名	吹田市立山田東中学校
所在地	吹田市山田東4丁目33番1号
縮尺	1/800
番号	13



2階平面図

3階平面図

配置図兼1階平面図

【法面】約800㎡

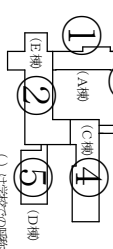
【平面】約500㎡  
フェンス外側も示すこと

幅およそ1m

エアコン設置教室

①	(1)
②	(2-1~2-3)
③	(3-1~3-3)
④	(5-1~5-2)
⑤	(9)
⑥	(6)

保全棟番号



( ) は学校の棟数を示す

学校名	吹田市立高野台中学校
所在地	吹田市高野台4丁目5番1号
縮尺	1/1000
番号	15



# 請書

令和 3年 9月17日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市南正雀2丁目17番14号

商号又は名称 田中造園土木株式会社 吹田営業所

代表者氏名 所長 秋山 弘子



21005101

1 委託業務名	吹田市立千里丘中学校除草業務														
2 場所	千里丘中学校														
3 履行期間	令和 3年 9月17日 から 令和 3年11月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	4	9	2	4	7	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	4	7	7	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立千里丘中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、千里丘中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

- (1) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

- (4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

## 3 作業対象校及び作業範囲

学 校 名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
千里丘中学校	3,700	3,700	3,700	0

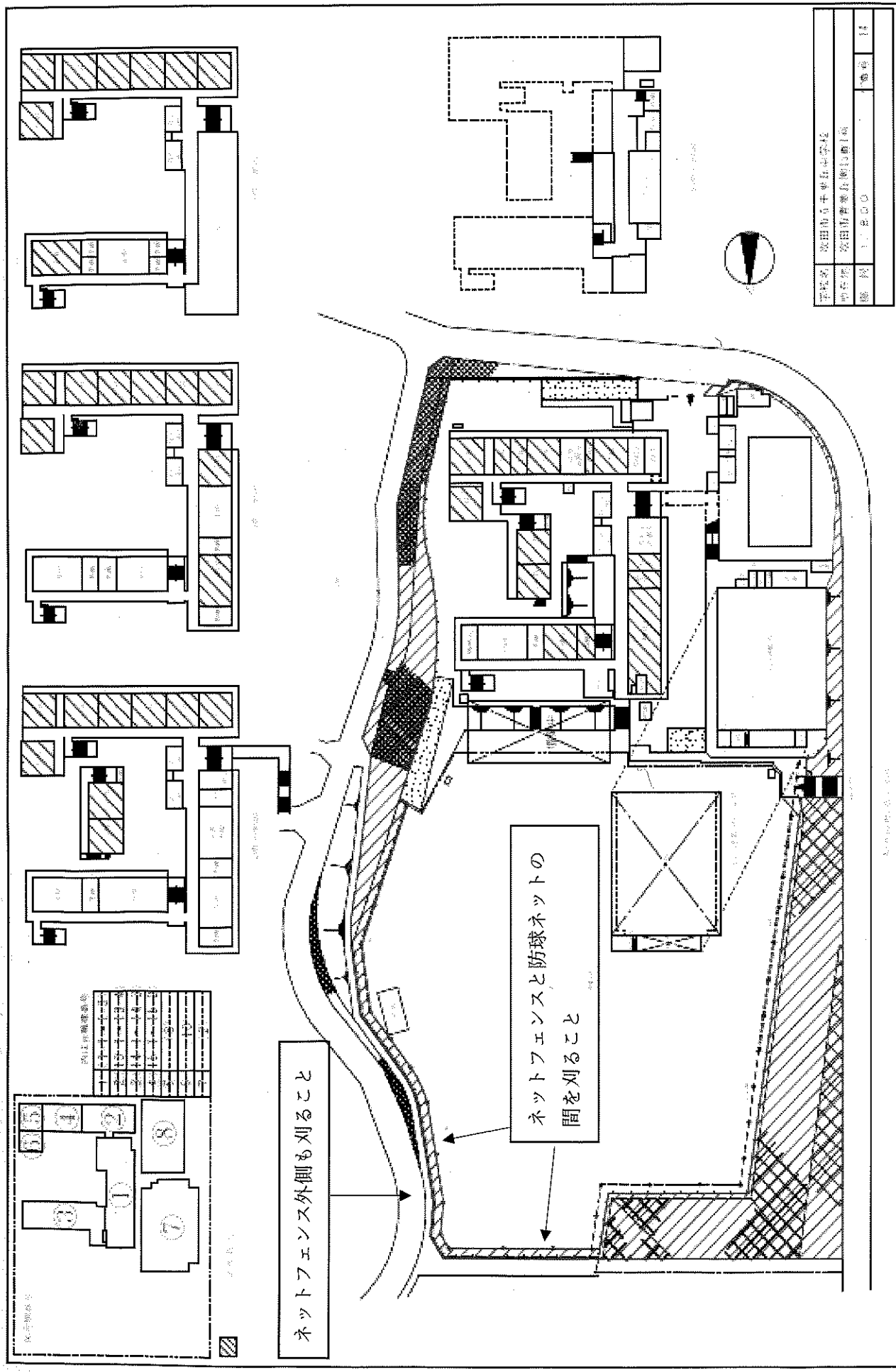
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年9月17日から令和3年11月30日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。



**【吹田市立千里丘中学校除草業務】**



学校名	吹田市立千里丘中学校
所在地	吹田市豊津五丁目1番1号
面積	1,200
備考	

ネットフェンス外側も刈ること

ネットフェンスと防球ネットの間を刈ること

# 業務委託契約書

21005518

1 委託業務名	吹田市立南千里中学校及び古江台中学校除草業務														
2 場所	吹田市立南千里中学校及び古江台中学校														
3 履行期間	令和 3年10月18日 から 令和 3年12月28日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	7	2	7	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	5	7	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 7 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月18日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 所在地 吹田市千里山高塚 2 2 番 4 号  
称号又は名称 株式会社井畑造園土木 吹田支店 ⑩  
代表者氏名 支店長 諸藤 延由

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。



# 吹田市立南千里中学校及び古江台中学校除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、南千里中学校及び古江台中学校の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 作業内容

(1) 本業務中は、生徒、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。特に、南千里中学校においては、作業前に学校敷地南側の「グランベール桃山台の管理会社（グローバルコミュニティ(株)北摂支店）」に作業日等の連絡を行うこと。

(2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることがある。

(3) 本業務を始める時は、あらかじめの学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをすること。

本業務の作業日程は、事前に学校と調整のうえ行うものとする。

本業務中の事故により第三者に対し、損害賠償を与えた場合及受託者側に損傷が生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。

(4) 器具等により樹木や施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うこと。

(5) 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。刈高は、原則として地際とする。

本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理すること。

本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け完了確認書に確認印をもらい、除草前、除草後の写真とともに発注者に提出すること。

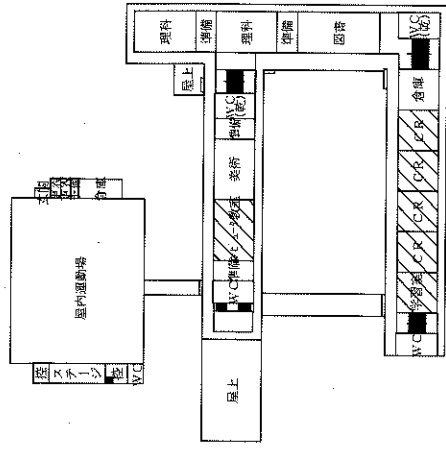
## 3 作業対象校及び作業範囲

学校名	面積 (㎡)	面積のうち 法面 (㎡)	区 分	
			機械刈 (㎡)	人力 (㎡)
南千里中学校	3, 0 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0	0
古江台中学校	7, 8 0 0	7, 8 0 0	7, 8 0 0	0

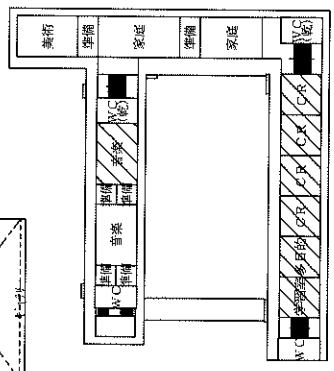
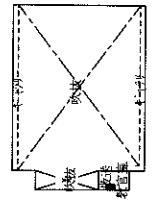
なお、作業範囲の詳細は、別添の図面のとおりとする。

## 4 作業時期

令和3年10月18日から令和3年12月28日までとする。ただし、作業日程の決定については、各学校との協議によるものとする。

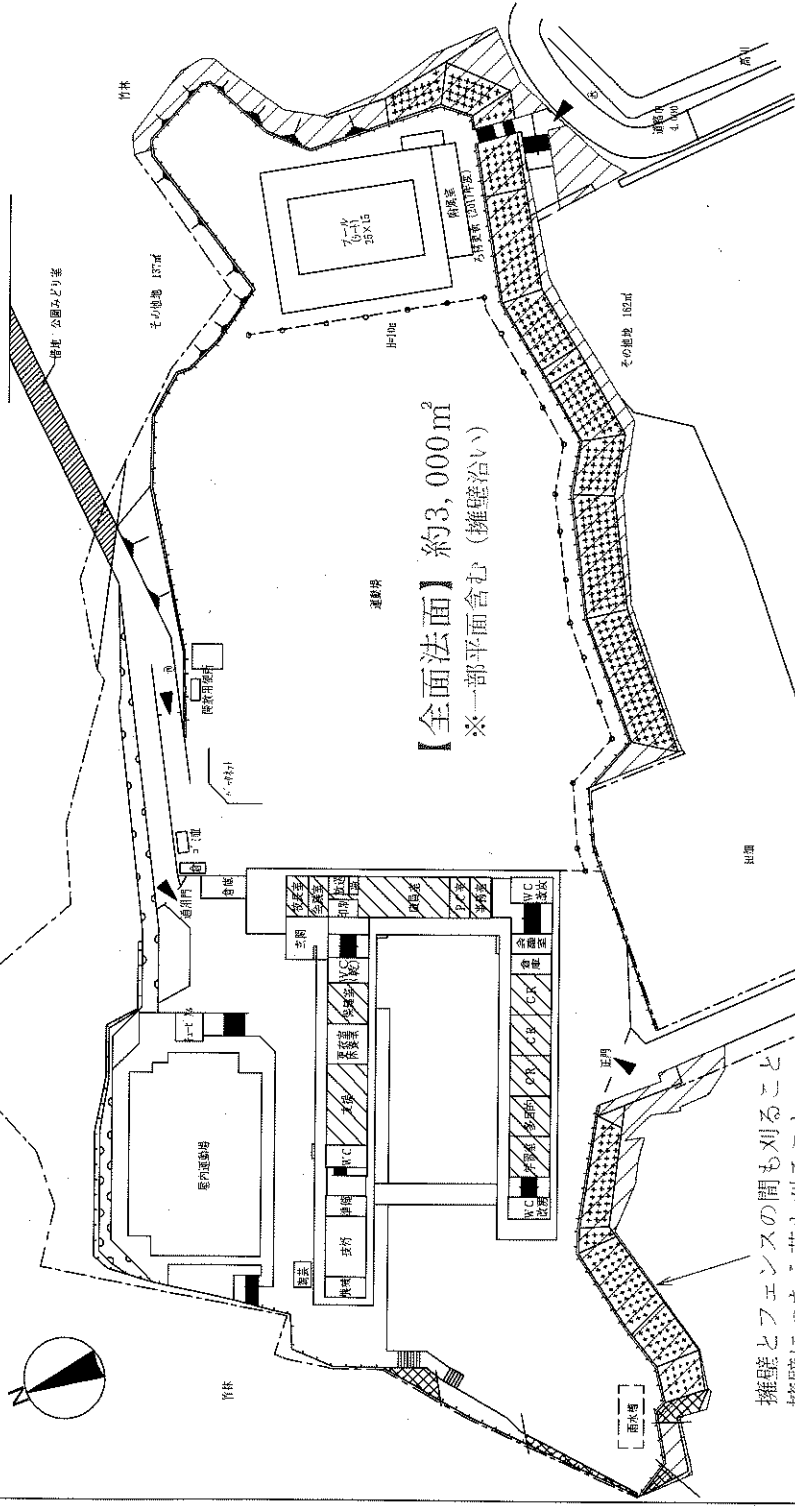


3階平面図



4階平面図

学校名	吹田市立南千里中学校
所在地	吹田市桃山台4丁目2番1号
縮尺	1/1000
番号	8



【全面法面】約3,000㎡  
※一部平面含む(擁壁含む)

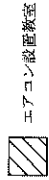
保金棟番号 ⑤

初子棟野池 ( ) 内は台座棟番号

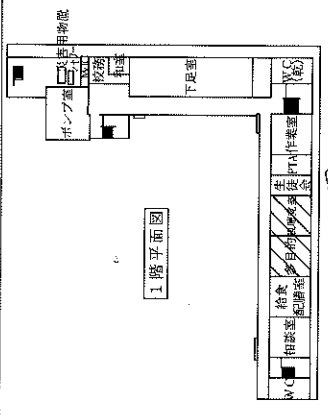
①	---(10-1---10-2)---
②	---(11-1---11-2)---
③	---(12-1---12-3)---
④	---(2)---

擁壁とフェンスの間も対ること  
擁壁につたう草も対ること  
南側に駐車場があるため、  
飛散防止策を講じること。

2階平面図兼配置図

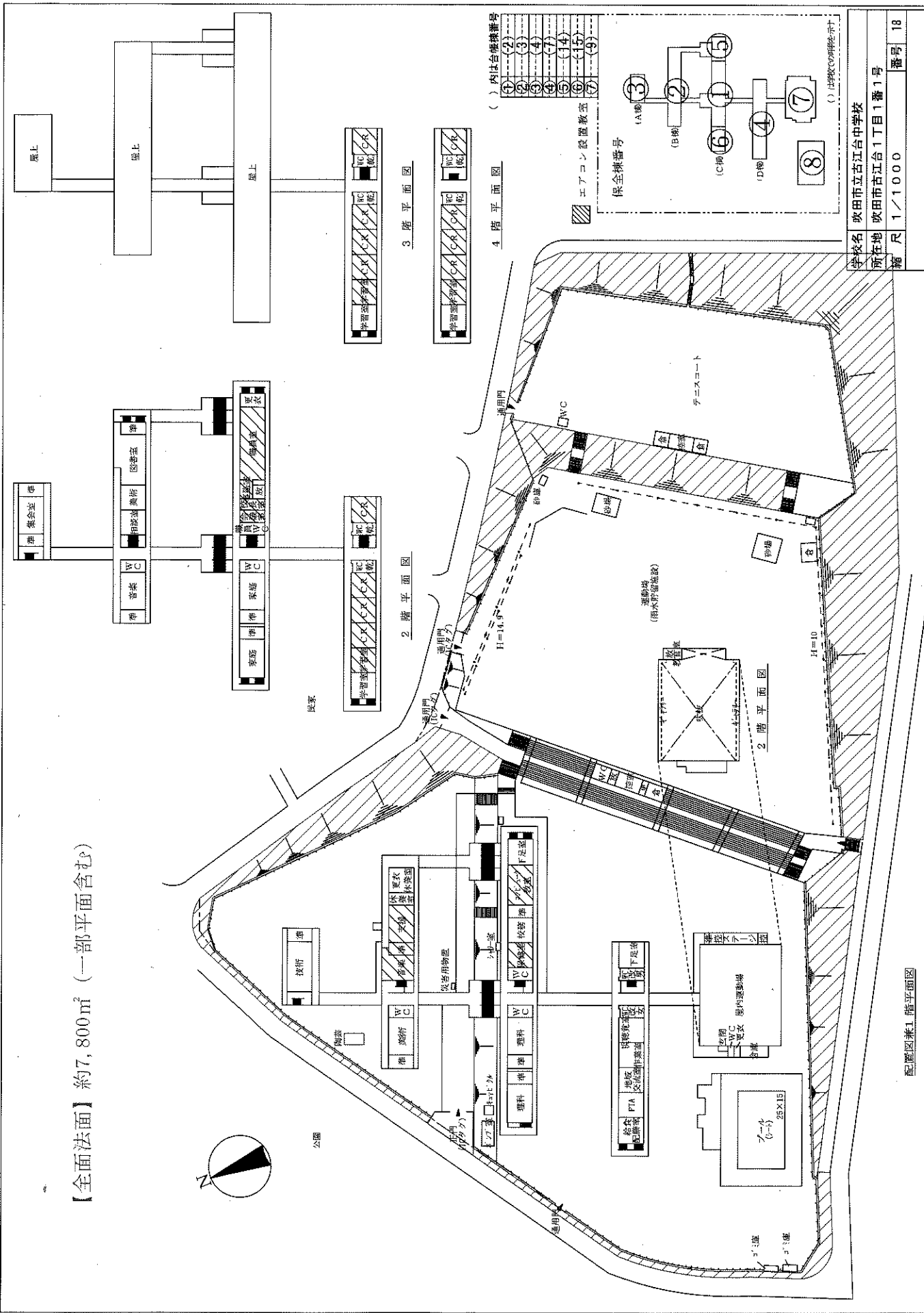


エアコン設置教室



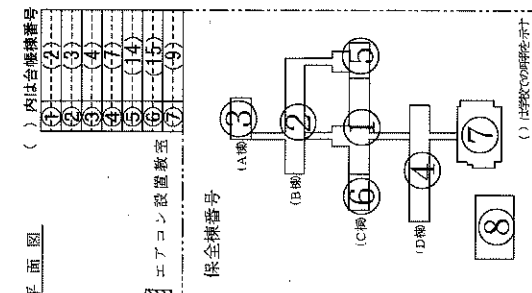
1階平面図

【全面法面】約7,800㎡（一部平面含む）



配図図来1階平面図

学校名 吹田市立古江台中学校  
 所在地 吹田市古江台1丁目1番1号  
 縮尺 1/1000 番号 18



# 完了証明書

業務名

作業日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

学校名

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

校長印

受託業者名

令和 年 月 日

吹田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

## 受託業務完了届

下記のとおり完了しましたので届け出ます。

1. 受託業務名

---

2. 完了年月日 令和 年 月 日

収入  
印紙

# 業務委託請書

令和 3年 8月10日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 大阪府吹田市津雲台7丁目5番18号

商号又は名称 株式会社 札幌造園

代表者氏名 代表取締役 札幌 治男



21004245

1 委託業務名	南千里保育園除草業務														
2 場所	南千里保育園														
3 履行期間	令和 3年 8月10日 から 令和 3年 9月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	1	3	2	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	1	2	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 南千里保育園除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は南千里保育園の緑化の質的向上を図ることを目的とする。

## 2 対象施設

南千里保育園（吹田市桃山台 1 丁目 4-1） TEL:06-6871-0767

## 3 作業内容

- 本業務にあたり、該当箇所形状、体裁を保持させること。
- 本業務を始める時は、園長及び保育幼稚園室と除草対象箇所、作業内容等をあらかじめよく打ち合わせをすること。
- 本業務の作業日程については、事前に園長及び保育幼稚園室と調整のうえ、行うものとする。
- 本業務により生ずる廃棄物は、受託者で処理すること。
- 本業務中は、園児、職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑をかけないよう、充分なる注意をはらって作業を行うものとする。
- 本業務が完了したときは、園長の検査を受け、作業前及び作業後の写真とともに、保育幼稚園室に報告をすること。

## 4 作業区分等

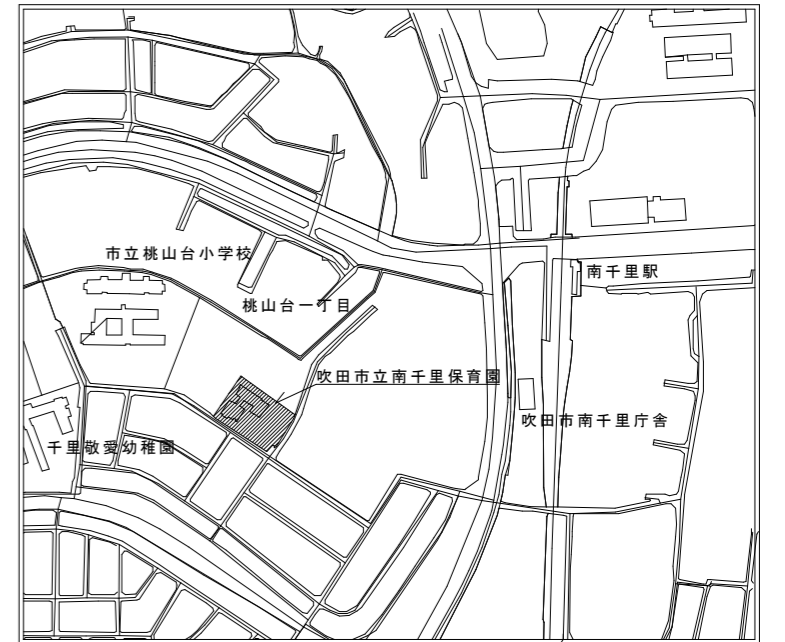
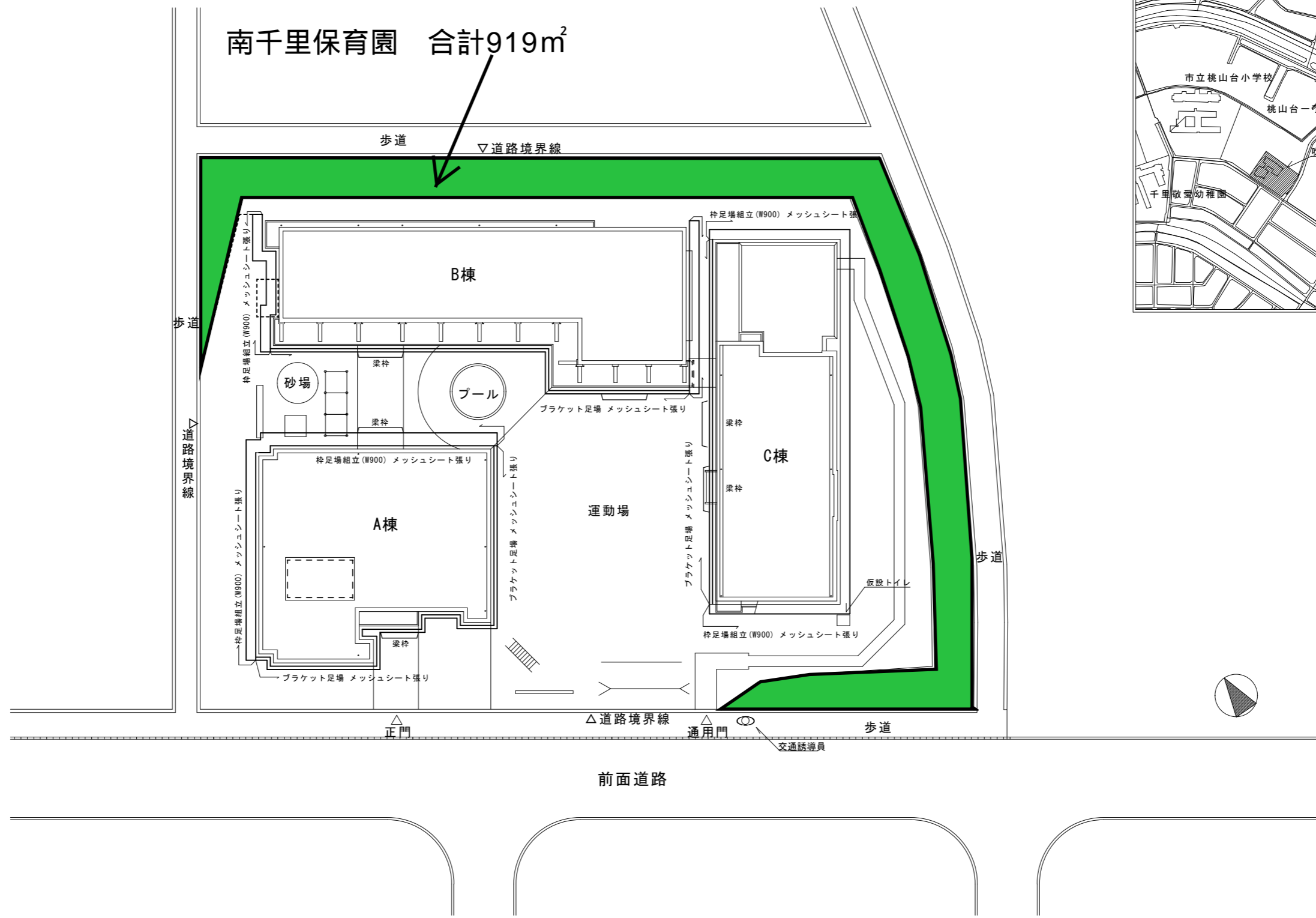
南千里保育園 除草 919 m<sup>2</sup>

場所等の詳細は、別添図面のとおりとする。

## 5 作業時期

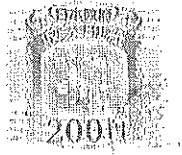
令和 3 年 8 月 10 日から令和 3 年 9 月 30 日までとする。

# 南千里保育園 合計919m<sup>2</sup>



付近見取図 (1 : 6000)





# 業務委託請書

令和 3年 7月 9日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 吹田市津雲台7丁目5番18号

商号又は名称 株式会社 札幌造園

代表者氏名 代表取締役 札幌 治男

21003879

1 委託業務名	吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園除草業務														
2 場所	吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園														
3 履行期間	令和 3年 7月 9日 から 令和 3年12月25日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	8	7	6	8	4
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	3	5	2	4	4	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 認定こども園佐竹台幼稚園除草業務仕様書

## 1 目的

本業務は、認定こども園佐竹台幼稚園の敷地内の環境整備を目的とする。

## 2 対象施設

吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園（佐竹台 5-12-1）TEL：06-6871-2234

## 3 作業内容

- (1) 本業務中は、園児、幼稚園職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を  
かけないように充分なる注意をはらって作業を行うものとする。
- (2) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命ずることが  
ある。
- (3) 本業務を始める時は、あらかじめ園長と事前によく打ち合わせをすること。  
本業務の作業日程については、事前に幼稚園と調整のうえ、行うものと  
する。
- (4) 本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及び  
受託者側に損傷を生じた場合は、すべて受託者の負担により処理すること。
- (5) 器具等により樹木や施設等に損傷を与えないように充分なる注意をはら  
うこと。
- (6) 刈りむら、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。刈高は、原則とし  
て地際とする。
- (7) 本業務により発生する刈草については、受託者の責任において処理するこ  
と。
- (8) 本業務が完了したときは、園長の検査を受け、完了証明書に確認印をもら  
い、作業前及び作業後の写真とともに児童部保育幼稚園室に提出すること。

## 4 作業範囲

作業範囲の詳細は、別添図面のとおりとする。（除草 1,780 m<sup>2</sup>）

## 5 実施時期

年 2 回実施する。第 1 回目は契約締結日から令和 3 年 7 月 31 日までに実施し、  
第 2 回目は令和 3 年 12 月 1 日から令和 3 年 12 月 25 日までに実施する。ただし、  
園長の指示により変更する場合がある。

# 完了証明書

業務名 吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園除草業務

作業日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

園名 吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

園長印

受託業者名 株式会社 札幌造園

# 業務委託契約書

22002171

1 委託業務名	吹田市千三保育園斜面除草剪定業務														
2 場所	千三保育園														
3 履行期間	令和 4年 5月 1日 から 令和 4年 6月30日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	7	6	5	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	6	9	6	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月28日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市原町2丁目54番16—309号  
(株) ティエムケイ  
代表取締役 金森 宣生

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる



とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市千三保育園斜面除草剪定業務仕様書

## 1 業務名

吹田市千三保育園斜面除草剪定業務

## 2 履行場所

吹田市千里山西1丁目12番1号 千三保育園

除草面積：別紙 図面のとおり 約907㎡

剪定対象：別紙 図面及び樹木一覧表のとおり

## 3 業務内容

- (1) 除草は、美観維持と植栽地内の植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止及び草地区域の草丈抑制を目的とする。
- (2) 除草着手前に除草区域内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ取除くこと。
- (3) 刈むら、刈残しのないように均一に刈込むこと。刈高は、発注者の指示のほかは原則として地際とする。
- (4) 樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。
- (5) 本業務の除草及び剪定枝の発生量を発注者に報告すること。
- (6) 剪定作業の着手前にその樹木の生育状態や特性等を見極めて慎重に観察診断を行うこと
- (7) 樹木の選定、整枝の基本は以下のとおりとする
  - ・頂枝は一つとする。
  - ・病気、害虫による被害のある枝葉を剪定する。
  - ・樹勢を衰弱させる徒長枝、幹吹き等を剪定する。
  - ・対生枝や車枝にせず、なるべく互生にする。
  - ・同方向に同じような枝が重ならないようにする。
  - ・視点の高さと同じ位置に突き出している枝は、切り取るか、切りつめる。
  - ・樹木固有の性質に逆らって、逆方向に伸びた枝や乱れ枝を剪定する。
  - ・枝を同一方向のみに向けないようにする。
  - ・強い枝は短く、弱い枝は長く切る
- (8) 剪定を行う幹也部分の分量は、樹種及び樹の勢力によって大きく左右されるので、2分の1から4分の3程度とする。
- (9) 作業等に必要な器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

## 4 履行期間

令和4年5月1日 から 令和4年6月30日 までとする。

※履行期間に係わらず、園と調整のうえ、可能な限りすみやかに実施すること。

## 5 完了報告

作業が完了したときは、清掃・後片付けを完全に行い、発注者へ作業前・作業中・作業完了後の写真を添付した完了報告書を提出すること。発注者が手直しの必要があると認めた場合には、不合格の箇所を所定の期日までに完全に手直ししなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

## 6 安全対策

刈草、枝葉等の搬出のために敷地内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

## 7 業務上の注意

- (1) 受注者は、発注者の業務説明に従い、業務施工に関する一切の事項を処理しなければならない。  
なお、本業務は主任技術者の選任を必要としない業務である。
- (2) 受注者は、関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- (3) 業務中器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意しなければならない。
- (4) 仕様書等に明記されていない事項で、業務施工上当然必要なものについては発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

## 8 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は施設等に損傷を与えたときは直ちに発注者に報告し、その指示によるとともにすみやかに原形を復旧しなければならない。
- (2) 受注者は業務の施行にあたり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

## 9 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

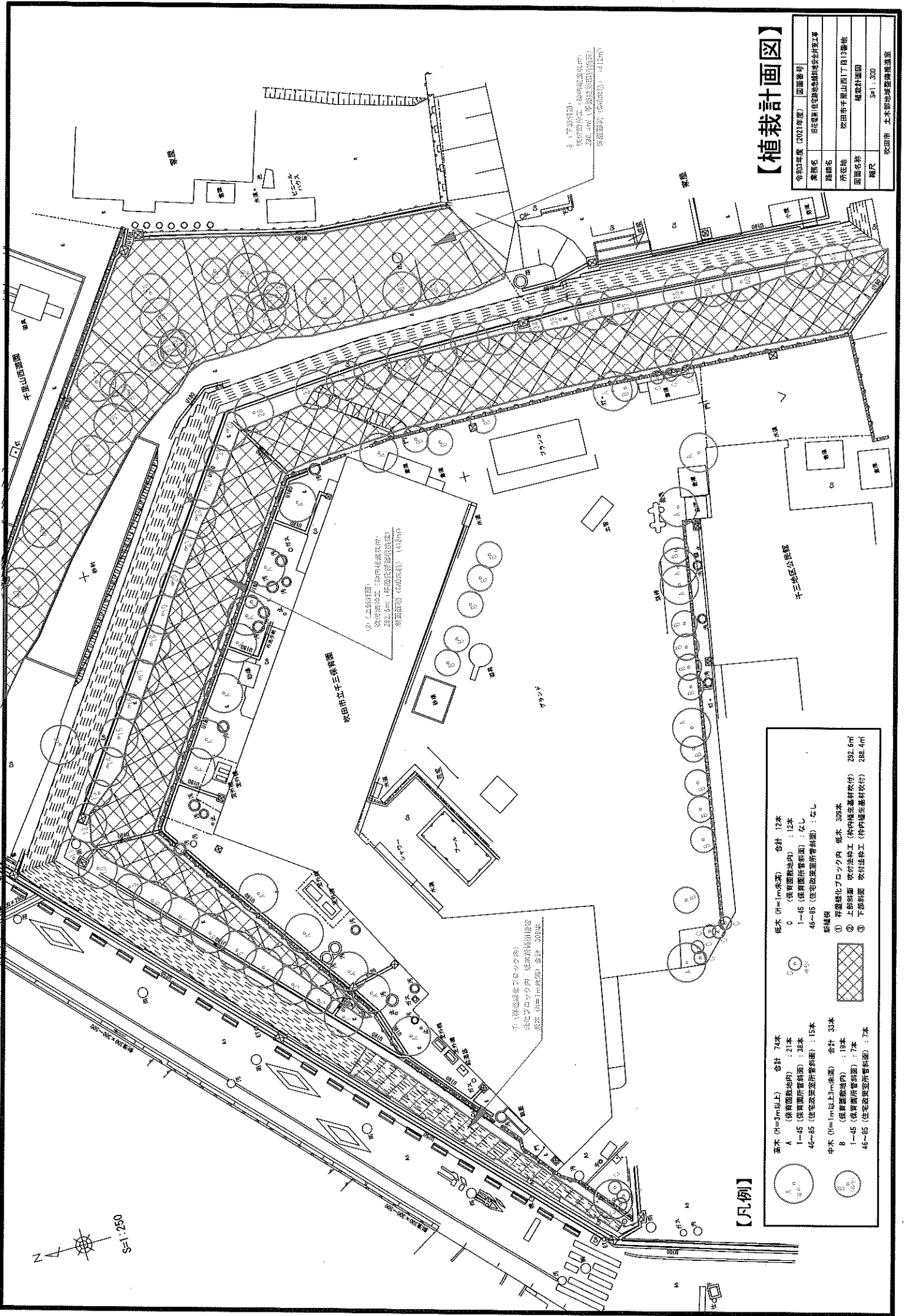
千三保育園斜面及び旧花壇第一住宅跡地斜面 樹木一覧表

図面番号	樹種	幹周(cm)	枝張(m)	高さ(m)	備考
1	常緑	94.0	5.0	6.4	
2	常緑	21.0	0.8	2.2	2本株立
3	常緑	85.0	3.6	8.0	
4	常緑	93.0	2.5	6.5	
5	常緑	100.0	4.0	9.5	
6	常緑	28.0	1.0	3.1	
7	常緑	75.0	4.2	8.0	
8	常緑	126.0	4.6	8.0	3本株立
9	常緑	18.0	0.8	1.4	
10	常緑	90.0	2.9	8.5	
11	常緑	101.0	3.7	8.5	
12	常緑	91.0	4.8	8.6	
13	常緑	23.0	0.4	1.6	
14	常緑	109.0	3.8	8.6	
15	常緑	78.0	4.0	8.6	
16	常緑	14.0	1.3	2.2	
17	常緑	57.0	2.2	5.9	
18	常緑	87.0	2.4	6.3	
19	常緑	82.0	2.8	6.3	
20	常緑	27.0	1.1	1.9	
21	常緑	88.0	2.7	5.9	
22	常緑	63.0	4.8	7.7	
23	常緑	97.0	8.6	11.3	
24	常緑	18.0	1.2	2.3	
25	常緑	121.0	8.6	8.3	
26	常緑	113.0	7.3	8.3	
27	常緑	97.0	6.4	8.5	
28	常緑	105.0	5.5	8.5	
29	常緑	98.0	6.0	8.5	
30	常緑	26.0	1.4	3.5	
31	常緑	84.0	4.2	8.5	
32	常緑	149.0	8.4	8.5	2本株立
33	常緑	90.0	4.2	8.3	
34	常緑	11.0	0.9	2.2	
35	常緑	137.0	4.0	7.5	
36	落葉	91.0	2.7	7.0	
37	落葉	105.0	3.8	7.0	
38	落葉	128.0	4.5	7.0	
39	落葉	139.0	3.4	7.0	
40	落葉	98.0	3.5	7.0	2本株立
41	落葉	140.0	3.8	7.0	
42	落葉	115.0	2.7	7.0	
43	落葉	154.0	4.1	7.0	3本株立
44	落葉	147.0	8.4	6.5	10本株立
45	常緑	115.0	7.6	11.2	
46	常緑	124.0	4.1	6.5	5本株立
47	常緑	121.0	5.4	9.2	3本株立
48	落葉	142.0	7.3	10.0	
49	落葉	75.0	3.5	6.8	
50	落葉	51.0	2.8	7.5	2本株立
51	落葉	75.0	4.3	8.1	
52	落葉	14.0	1.6	1.6	5本株立
53	落葉	92.0	1.8	2.5	
54	落葉	6.0	0.6	1.1	
55	落葉	59.0	2.9	4.2	2本株立
56	落葉	33.0	0.6	1.2	6本株立
57	落葉	49.0	3.7	4.7	2本株立
58	落葉	104.0	5.2	6.6	
59	落葉	119.0	5.7	10.5	3本株立
60	落葉	119.0	3.6	2.9	6本株立
61	落葉	61.0	4.2	8.3	
62	落葉	72.0	3.6	4.5	8本株立
63	落葉	10.0	1.1	1.5	3本株立
64	落葉	123.0	7.6	10.9	2本株立
65	落葉	77.0	6.0	5.1	2本株立
66	落葉	70.0	4.7	5.3	2本株立
67	落葉	18.0	3.0	2.5	3本株立

斜面部分 低木 0.5m\*309本 154.50m  
 斜面部分 芝等 418.00m<sup>2</sup>+412.00m<sup>2</sup>+0.5\*0.5\*309.00m<sup>2</sup> 907.25m<sup>2</sup>

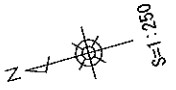
# 【植栽計画図】

令和3年度(2021年度)	計画番号
業務名	田代町新住宅建設地緑地保全計画工事
発注者	田代町
所在地	吹田市千里山田1丁目13番地
計画名称	植栽計画図
縮尺	5:1, 300
吹田市 土木部緑地整備課測量室	



**【凡例】**

<p>高木 (H=3m以上) 合計 74本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A (保樹園地内) : 21本</li> <li>1-45 (保樹園所管範囲) : 38本</li> <li>46-85 (住宅改築箇所管範囲) : 15本</li> </ul> <p>中木 (H=1m以上3m未満) 合計 33本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B (保樹園地内) : 19本</li> <li>1-45 (保樹園所管範囲) : 7本</li> <li>46-85 (住宅改築箇所管範囲) : 7本</li> </ul>	<p>低木 (H=1m未満) 合計 12本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>C (保樹園地内) : 12本</li> <li>1-45 (保樹園所管範囲) : なし</li> <li>46-85 (住宅改築箇所管範囲) : なし</li> </ul> <p>新植樹</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移植済化ブロック内 低木 309本</li> <li>② 上級側面 吹付法施工 (体内植生基材付) 292.6㎡</li> <li>③ 下級側面 吹付法施工 (体内植生基材付) 288.4㎡</li> </ul>
---	---



3. 工事内容  
 吹付法による緑地保全工事  
 292.6㎡ (体内植生基材付)  
 吹付法による緑地保全工事  
 288.4㎡ (体内植生基材付)

収入  
印紙

# 業 務 委 託 請 書

令和2年2月21日

吹田市長 後 藤 圭 二 殿

所 在 地 吹田市山手町4丁目4番5号  
商号又は名称 株式会社 堀田工務店  
代表者氏名 代表取締役 堀田 稔

1 委 託 業 務 名	吹田市立第六中学校及び片山小学校土砂搬出及び処分業務						
2 場 所	吹田市立第六中学校及び片山小学校						
3 履 行 期 間	令和2年2月25日から 令和2年3月12日まで						
4 業 務 委 託 料	¥	+	万	千	百	+	円
	3	3	0	0	0	0	0
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥	3	0	0	0	0	0

上記のとおり業務を受託します。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を遵守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完了引き渡します。

なお、履行期間中は吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立第六中学校及び片山小学校

## 土砂搬出及び処分業務仕様書

### 1 目的

本業務は、吹田市立第六中学校及び片山小学校における土砂の搬出及び処分作業を行い、学校の環境改善を目的とする。

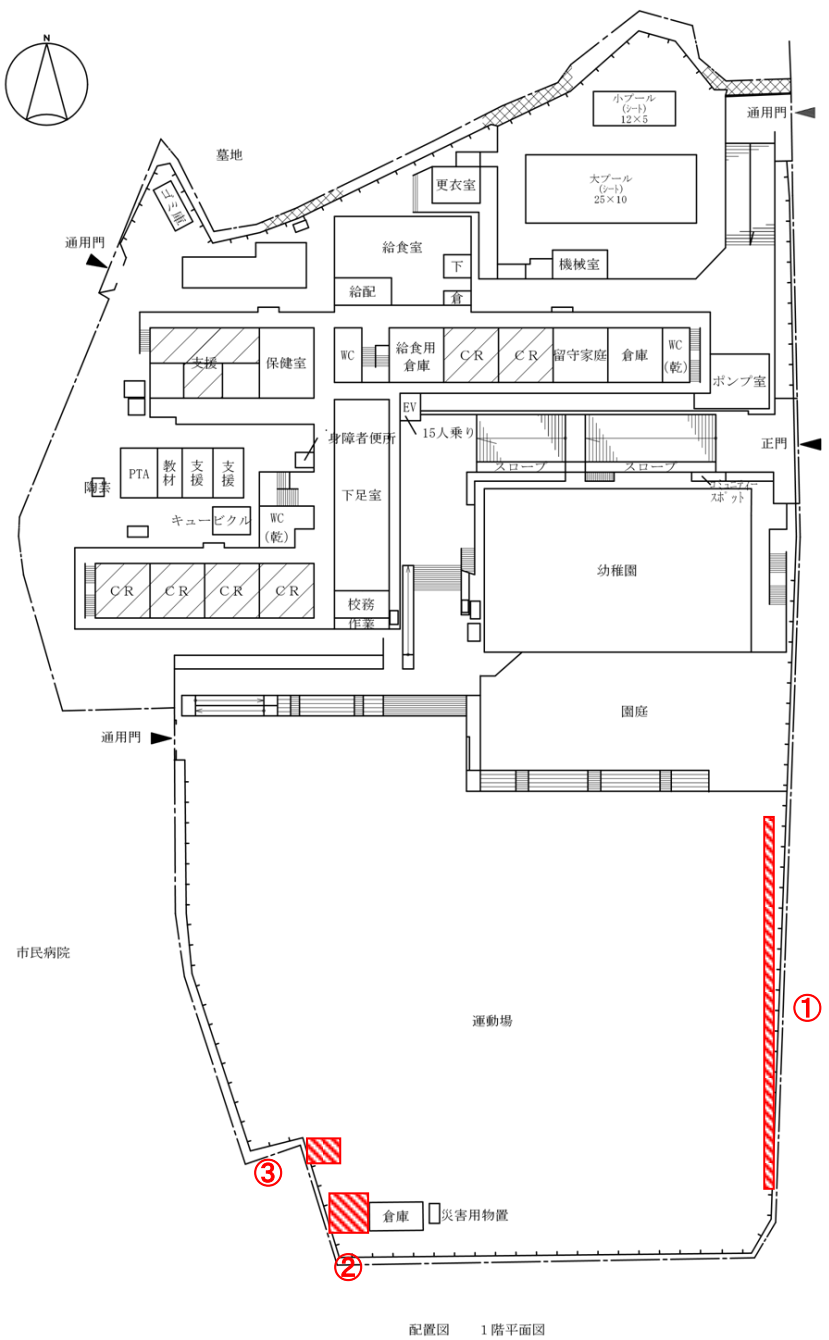
### 2 作業内容

- (1) 本業務の作業範囲については、別添の図面に図示した部分とする。
- (2) 本業務は、土嚢袋に入った土砂を搬出するとともに、搬出した土砂については受託者の責任において適法適正に処分すること。
- (3) 本業務中は、生徒及び児童、学校職員、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑を掛けないよう十分に注意を払って作業を行うものとする。
- (4) 本業務に不相当と思われる作業員については、作業員の変更を命じることがある。
- (5) 本業務を始める時は、あらかじめ当該作業対象校の学校長又は教頭と事前によく打ち合わせをし、誤りのないようにすること。  
本業務の作業日程については、事前に学校と調整のうえ行うものとする。
- (6) 本業務中の事故により第三者に対し、損害損傷を与えた場合及び受託者側に損傷を生じた場合は、全て受託者の負担により処理すること。
- (7) 本業務が完了したときは、学校長又は教頭の検査を受け、完了証明書に確認印をもらい、作業前、作業後の写真とともに教育委員会学校教育部教育総務室に提出すること。

### 3 作業時期

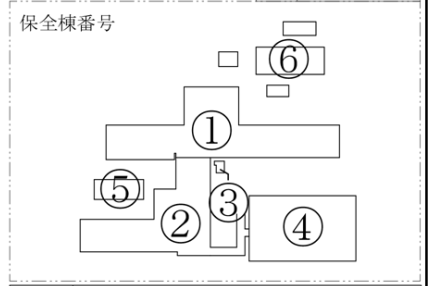
令和2年2月25日から令和2年3月12日までとする。ただし、作業日程の決定については、学校との協議によるものとする。



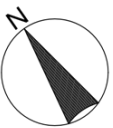
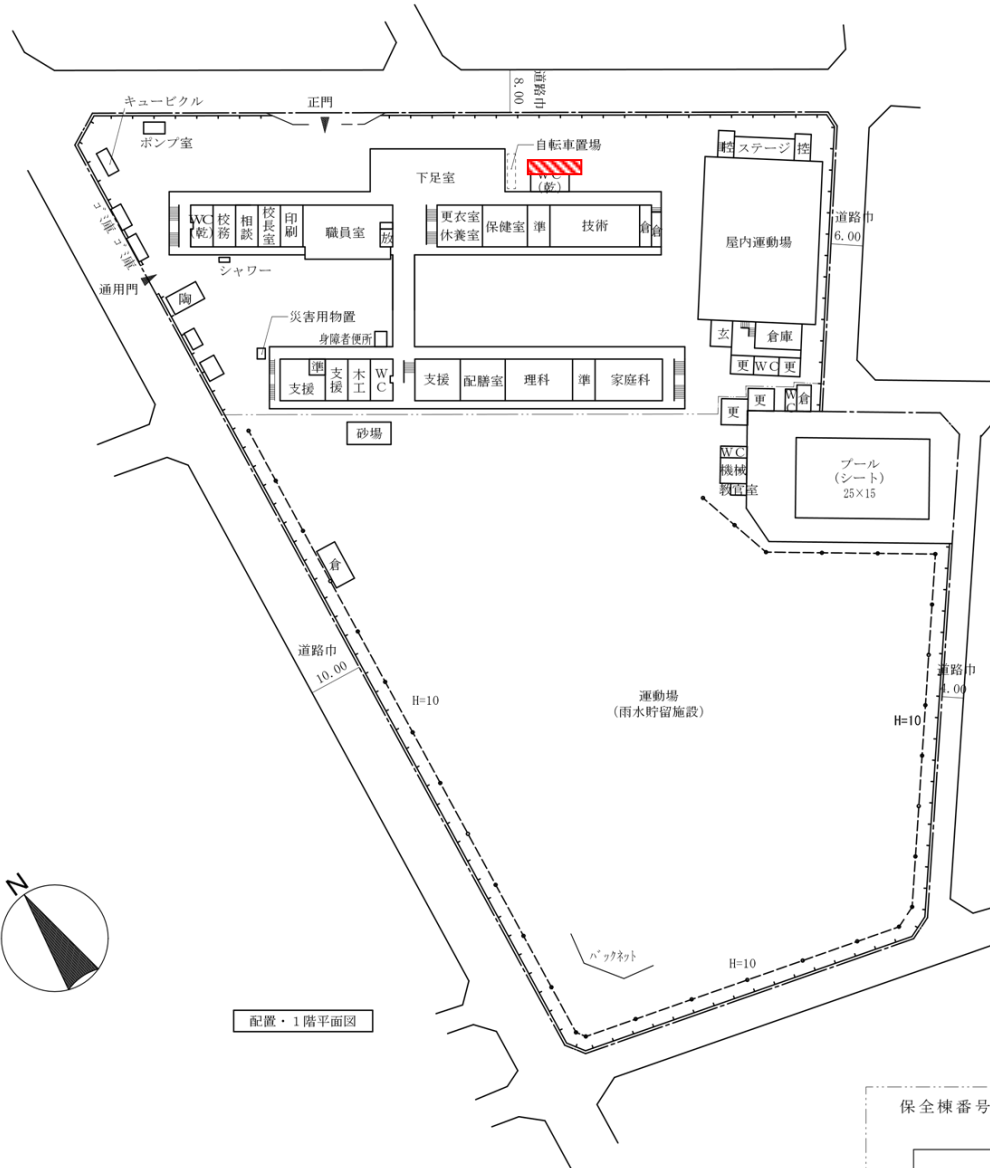


内は台帳棟番号

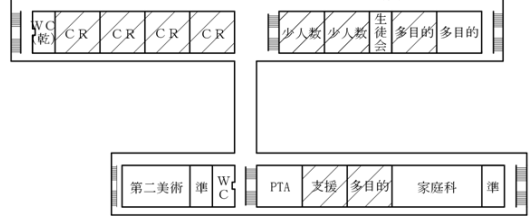
①	(1)
②	(4)
③	(11)
④	(2)
⑤	(9)



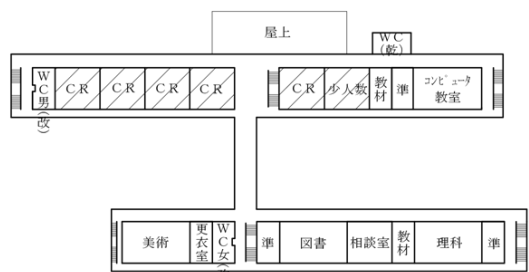
学校名	吹田市立片山小学校		
所在地	吹田市朝日が丘町16番1号		
縮尺		番号	19



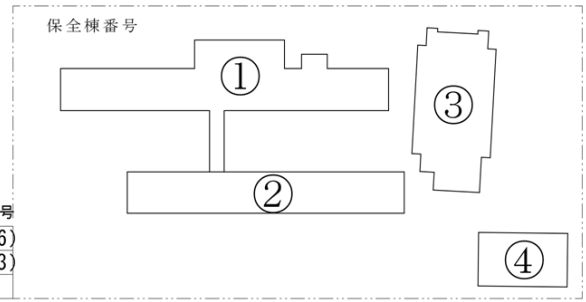
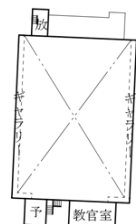
配置・1階平面図



3階平面図



2階平面図



- ( ) 内は台帳棟番号
- ① (1-1~1-6)
  - ② (2-1~2-3)
  - ③ (9)

■ エアコン設置教室

学校名	吹田市立第六中学校		
所在地	吹田市穂波町16番1号		
縮尺		番号	5

# 完了証明書

作業内容

作業日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

学校園名

上記作業が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

校長印

受託業者名

# 幼稚園等環境整備業務委託契約書

吹田市（以下「甲」という。）と公益社団法人吹田市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、幼稚園等環境整備業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、幼稚園等における環境整備業務（以下「委託業務」という。）を必要に応じて乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（処理方法）

第2条 乙は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託金額は、次のとおりとする。

ア 全日1回 8,610円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 午前半日1回 3,889円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ウ 午後半日は1回 4,721円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 乙は、前月に処理した委託業務に関する実績報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の報告書及び請求書が正当と認めたときは、30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

（報告等）

第5条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、乙の報告を求めることができる。

（意見の相違）

第6条 この契約書及び仕様書に関し意見を異にするときは、乙は特に定めるものを除くほか、甲と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第8条 乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員以外の第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 乙は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 乙は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 乙が入札参加除外措置を受けている者又は第16条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(損害負担)

第9条 乙は、委託業務を処理するに当り、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(従事者に対する補償)

第10条 乙の従事者が、業務履行のため事故等により負傷し、又は死亡することがあっても、甲の責に帰する事由によるものを除き、甲は、これに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(業務説明)

第11条 甲は、乙に対し、この契約に基づく業務の執行について必要な作業説明を行い、乙はこれを遵守しなければならない。

(従事者の変更)

第12条 甲は、乙の従事者で契約の履行又は管理につき不相当と認められる者がいるときは、理由を明示して他の者と替えることを乙に求めることができる。

(秘密を守る義務)

第13条 乙又は乙の従事者は、業務の履行に際し知り得た秘密をもらしてはならない。

(従事者研修)

第14条 乙は、この委託業務に従事させる従事者に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、契約締結後において、この契約について内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等の必要が生じたときは、乙と協議のうえ契約を変更することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第8条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（疑義等の決定）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和4年4月1日

委託者（甲） 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後 藤 圭 二

受託者（乙） 吹田市千里山松が丘26番23号  
公益社団法人吹田市シルバー人材センター  
理事長 加 藤 剛 義

# 幼稚園等環境整備業務仕様書

## 1 業 務 名

幼稚園等環境整備業務

## 2 目 的

幼稚園等の環境整備業務を定められた実施日及び時間内に責任をもって履行することを目的とする。

## 3 業務実施場所及び実施日

吹田市立幼稚園等とする。（場所は別紙のとおりとする）

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日ほか、園長が定める日は除くものとする。

なお、幼稚園諸行事等の関係で業務実施日を変更することがある。

## 4 業 務 時 間

(1) 全 日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 午前半日 午前8時30分から正午まで

(3) 午後半日 午後0時45分から午後5時まで

## 5 業 務 内 容

(1) 内部清掃業務

管理諸室（園長室、職員室、会議室、遊戯室、印刷室等）、廊下、階段及び窓ガラスの清掃、ごみの処理（ごみ庫までの運搬を含む）、油拭き（ただし、東山田幼稚園は除く）



- (2) 外部清掃業務  
玄関、通路、園門内外、園庭（砂場及び足洗い場を含む）、側溝及び敷地周囲の清掃、ごみの処理（ごみ庫までの運搬及び、ごみ庫の清掃を含む）
- (3) 園児の湯茶準備及び後始末等
- (4) 幼稚園諸行事の業務  
行事の準備及び片付け
- (5) 備品（ストーブ、ファンヒーター、扇風機など）の格納、配置等に関する業務
- (6) 園庭、園舎及び備品の維持管理に必要とする簡易な修理及び作業等  
遊具等の塗装、蛍光灯及び電球の交換（足場が1.5m以上となる高所作業を除く）、砂場の掘り起こし など
- (7) 植木等のかん水、除草及び剪定（機械を使用する作業及び足場が1.5m以上となる高所作業を除く）、花の手入れ
- (8) 園内の日毎の施設巡回点検、水道メーターの検針及び業務日誌の記入・提出
- (9) 園内の月毎の施設安全点検の共同実施
- (10) 以下の時間帯における園門付近での立哨及び園門の開閉
  - ア 全園  
午後4時30分から5時まで
  - イ 幼保連携型認定こども園  
午後1時45分から2時15分まで及び園長の指定する時間帯

## 6 その他

この仕様書に定めのないことで、業務の遂行にあたっての必要な事項については、児童部保育幼稚園室、園長及び受託者が協議して定めるものとする。

## 別紙

園名	住所
認定こども園吹田第一幼稚園	吹田市元町30番44号
吹田第三幼稚園	吹田市高城町18番39号
認定こども園吹田南幼稚園	吹田市南金田1丁目4番16号
認定こども園千里第二幼稚園	吹田市千里山松が丘25番1号
東佐井寺幼稚園	吹田市五月が丘西4番1号
認定こども園岸部第一幼稚園	吹田市岸部中2丁目19番1号
認定こども園豊津第一幼稚園	吹田市江坂町1丁目15番42号
片山幼稚園	吹田市朝日が丘町16番1号
認定こども園山田第一幼稚園	吹田市山田東2丁目33番3号
認定こども園山田第三幼稚園	吹田市山田西1丁目4番1号
東山田幼稚園	吹田市青葉丘南15番10号
南山田幼稚園	吹田市千里丘西9番1号
認定こども園佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台5丁目12番1号
はぎのきこども園（幼保連携型認定こども園）	吹田市古江台2丁目11番4号
千里新田こども園（幼保連携型認定こども園）	吹田市春日4丁目10番1号
江坂大池こども園（幼保連携型認定こども園）	吹田市江坂町3丁目13番1号

## 吹田市立各小学校簡易専用水道の定期検査業務

### 仕様書

- 1 受注者は、水道法 34 条の 2 第 2 項に規定する検査を実施すること。
- 2 検査対象となる施設一覧は別紙のとおり。
- 3 受注者は、業務を実施するために要する器材、消耗品等を自己の責任において調達するものとする。
- 4 業務を実施する際には、安全に十分注意し、作業中の事故及び学校関係者とのトラブルを発生させないように留意することとし、万一発生した場合には発注者と協議のうえ、受注者の責任において速やかに処理すること。
- 5 本業務を実施するために学校に立ち入る際には受注者の社名が入った作業着、腕章または名札等を着用するほか、学校関係者に対する言動及び行動には十分注意すること。
- 6 業務終了後、発注者に速やかに 3 部の報告書を以って、終了の報告を行うこと。
- 7 履行期間は  
令和 3 年 11 月 22 日 から  
令和 4 年 2 月 10 日 までとする。



# 吹田市立各中学校簡易専用水道の定期検査業務

## 仕様書

- 1 受注者は、水道法 34 条の 2 第 2 項に規定する検査を実施すること。
- 2 検査対象となる施設一覧は別紙のとおり。
- 3 受注者は、業務を実施するために要する器材、消耗品等を自己の責任において調達するものとする。
- 4 業務を実施する際には、安全に十分注意し、作業中の事故及び学校関係者とのトラブルを発生させないよう留意することとし、万一発生した場合には発注者と協議のうえ、受注者の責任において速やかに処理すること。
- 5 本業務を実施するために学校に立ち入る際には受注者の社名が入った作業着、腕章または名札等を着用するほか、学校関係者に対する言動及び行動には十分注意すること。
- 6 業務終了後、発注者に速やかに 3 部の報告書を以って、終了の報告を行うこと。
- 7 履行期間は  
令和 3 年 11 月 22 日 から  
令和 4 年 2 月 10 日 までとする。

対象施設 中学校12校

番号	学校名	住所	電話	貯水槽の容量 (ton)		貯水槽の数量		給水方式
				受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886	27	10	1	1	高架水槽方式
2	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031	S 12	15	1	1	高架水槽方式
3	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	6381-1512	22	8	1	1	高架水槽方式
4	第五中学校	吹田市幸町21番1号	6381-6038	★18 / 30	5 / 7	2	2	高架水槽方式・圧送給水方式
5	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	6386-0812	14	10	1	1	高架水槽方式
6	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524	35	12	1	1	高架水槽方式
7	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611	35	12	1	1	高架水槽方式
8	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275	40	12	1	1	高架水槽方式
9	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	6386-2666	30	8	1	1	高架水槽方式
10	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633	30	9	1	1	高架水槽方式
11	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002	37	9	1	1	高架水槽方式
12	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402	20	8	1	1	高架水槽方式
計						13	13	

(S:鋼板製、無印:FRP製)

★印はプール専用であり、圧送給水方式である。

業務等委託契約書

1 委託業務名	令和4年度 吹田市立千里丘北小学校 建築物環境衛生管理委託業務
2 場 所	吹田市千里丘北1番30号
3 履 行 期 間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで
4 契 約 金 額	金 405,900円 (うち、消費税及び地方消費税額 36,900円) 【支払予定額】 奇数月 52,580円 偶数月 15,070円
5 契 約 の 保 証	免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市

代 表 者

吹田市長 後藤 圭二

受注者 所 在 地

大阪市 1丁目4番2号

商号又は名称

株式会社 ファシリティーズ

代 表 者

代表取締役 木下 立人



(総則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。



- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。



い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。



- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 令和4年度 吹田市立千里丘北小学校 建築物環境衛生管理委託業務 業務仕様書

## 1 業務の概要

建築物衛生法による特定建築物における維持管理業務

## 2 対象建築物

- (1) 建物名称 吹田市立千里丘北小学校
- (2) 住 所 吹田市千里丘北1 - 30
- (3) 建物用途 小学校
- (4) 建物規模 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造)
- (5) 建物階数 地上6階
- (6) 述べ面積 11,125.60㎡

## 3 維持管理業務の項目・内容等

- (1) 計画的な維持管理
  - … 建築物環境衛生管理技術者の選任(学校等に技術者等は無)
- (2) 空気環境の調整
  - … 普通教室等の空気環境の測定
  - 測定場所: 建物内13ポイント(\*) 【1F-1か所、5F・6F-1か所 2F~4F-2か所、増築分1F~4F-1か所】 + 外気1ポイント
    - ・ 測定項目・測定回数及び作業回数は、法令の定め等によること
- (3) 空気調和設備の管理
  - … 測定不要(温度管理していないため)
- (4) 飲料水等の管理
  - … 測定不要(直結増圧方式のため)
- (5) 雑用水の管理
  - … 測定不要(使用していないため)
- (6) 排水・清掃・鼠防除
  - … 実施不要(他の委託業務で実施しているため)
- (7) レジオネラ菌防止対策
  - … 実施不要(適用外のため)
- (8) その他
  - … 関係官庁等への届出、帳簿書類の作成その他関係事務

## 4 契約期間等

令和4年4月1日~令和5年3月31日

検査実施回数が「2月以内ごとに1回」の検査は、「奇数月」の6回実施とします。

業務委託料の支払方法は、月額払い(当月末締め)とし、請求後30日以内に口座振込します。

5 契約事務担当部署

吹田市教育委員会事務局 保健給食室 保健担当  
T e 1 0 6 - 6 1 5 5 - 8 1 5 2 ( 直 ) ・ F a x 0 6 - 6 3 8 3 - 6 0 1 7

6 支払い方法等

上記 3-(1) ((8) を含む。) の業務は月額、3-(2) は 1 回額を実施月の月末に締め切り請求書を提出願います。請求書を受理した日から 30 日以内に口座振込にて支払います。

7 その他

見積書のあて先は、「吹田市長」として、3-(1) ((8) を含む。) の月額及び 3-(2) の 1 回額を明示した上で、全期間の総額を提示してください。



収入  
印紙

# 業務委託請書

令和元年 9月 4日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所在地 大阪府吹田市垂水町1丁目40番2号

商号又は名称 株式会社 日本保健衛生協会

代表者氏名 宮里 唯子

印

19005388

1 委託業務名	吹田市立吹田第二小学校他1校教室内化学物質濃度測定精密検査業務															
2 場所	吹田市立吹田第二小学校図書室及び吹田市立吹田東小学校1年1組教室															
3 履行期間	令和元年 9月 4日 から 令和元年 9月30日 まで															
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
											¥	5	4	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額											¥	4	0	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別紙の仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。



## 室内化学物質濃度測定仕様書

- 1 業務名 吹田市立吹田第二小学校他1校教室内化学物質濃度測定精密検査業務
- 2 検査項目 室内空気中のホルムアルデヒド
- 3 測定方法 学校環境衛生基準に準拠  
※ 吸引方法 精密ポンプを用いて30分間吸着管に試料の空気を一定量採取する。
- 4 分析方法 ホルムアルデヒド 高速液体クロマトグラフ法
- 5 対象施設及び測定場所 吹田市立吹田第二小学校 図書室  
吹田市立吹田東小学校 1年1組教室
- 6 実施日 以下の候補日の中から市と協議の上選定すること  
令和元年9月7日(土)・9月8日(日)・9月14日(土)  
9月15日(日)・9月21日(土)・9月22日(日)
- 7 検査結果 関係法令に準じた様式で報告を行うこと。